

生活科学研究

第38集

【追悼文】

水島恵一先生のご逝去を悼んで…………… 金藤ふゆ子・佐藤ひろみ …… 2

【論文】

続・科学の中の人間的意味づけ…………… 臺 利夫 …… 9

男女共同参画社会についての青年の意識に関する研究

…………… 神田 信彦・白石 京子・松野 真 …… 21

「保育ソーシャルワーク」の成立とその展望 —「気になる子」等への支援に関連して—

…………… 櫻井 慶一 …… 31

社会統合の概念とソーシャル・キャピタル…………… 森 恭子 …… 43

介護福祉士養成校で学ぶ離職者訓練生の介護観に関する研究…………… 青柳 育子 …… 53

障害児をもつ保護者のための支援プログラムの開発…………… 白石 京子 …… 63

生活習慣は加齢及び抑制性から論理能力に与える影響度を調整するのか?…………… 鈴木 国威 …… 71

抑うつを予測する性格要因としてのロールシャッハ変数の検討 —非機能的態度との関連から—

…………… 田島耕一郎・浅野 正 …… 79

ロジャーズ理論から見たセラピスト・フォーカシングの意義…………… 小林 孝雄 …… 89

教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題の類型化の試み…………… 谷島 弘仁 …… 99

神経症患者におけるコーピング・スキルの変化…………… 木島 恒一 …… 107

友人間ソーシャルサポート互恵性尺度の作成と妥当性の検討

…………… 浅野 更紗・飯沼 和希・大木 桃代 …… 115

幼少年期の身体活動と心理社会的恩恵に関する研究動向…………… 高井 和夫 …… 123

ワールドカップサッカー・南アフリカ大会と国民イメージ(2):国民イメージの変化の規定因の検討

…………… 佐久間 勲・日吉 昭彦 …… 133

南米諸国の人権状況における NGO の影響…………… 齊藤 功高 …… 143

【研究ノート】

社会福祉施設における第三者委員会からみたホスピタリティの可能性に関する検討…………… 星野 晴彦 …… 155

社会福祉士実習の効果と課題 —実習指導者と実習生の実態調査を基に—…………… 長屋美穂子 …… 161

ロールシャッハテストの体験型と統合型 HTP の関連について…………… 浅野 正 …… 167

ためらい場面での時間的要求と特性不安の主要因との関連

—意志決定時に反応を弱める機能としての検討—…………… 鈴木 賢男 …… 173

箱庭体験とコラージュ体験の比較検討 —気分変化を中心に—…………… 井上 清子 …… 179

ダウン症幼児における情動調整:応答の違いによる分析を通して…………… 小野里美帆 …… 185

学校宿直制度の実態とその検討(第一報) —廃止直前の頃—

…………… 八藤後忠夫・斎藤 修平・青木 純一・岡本 紋弥・佐藤 和平 …… 189

離島の観光と女性 —鳥羽市答志島「島の旅社推進協議会」の事例から—…………… 土屋 久 …… 195

アイデンティティ感覚に関する一考察 —直接体験的なアイデンティティ感覚—

…………… 飯沼 和希・神田 信彦 …… 201

THE MANIFESTATION OF AN EDUCATIONAL PHILOSOPHY THROUGH NATSUME

SOSEKI'S CONCEPT OF INDIVIDUALISM (私の個人主義)…………… Ruby Toshimi OGAWA …… 207

家事調停におけるナラティブ・アプローチ…………… 関井 友子 …… 213

超高齢化社会に対応する生活活動能力の向上を促す「複合型筋力トレーニング用マルチ・パワーラック」の

導入に関する思索…………… 上田 大・黄 仁官・中島 滋 …… 219

障がいの有無、性差からみた運動教室の社会的意義について

—子ども運動教室に参加する保護者の調査からの考察—…………… 金子 勝司・大月 和彦 …… 225

社会福祉専門職(保育士・介護福祉士)の身体的な負担軽減についての一考察

—バイオメカニクスの応用を射程に—…………… 中野 一茂・山田 一典・浦田 達也 …… 231

【資料】

生活科学研究所公開講座記録(2015年度)…………… 237

生活科学研究所研究報告会記録(2015年度)…………… 240

2016年3月

文教大学生生活科学研究所



水島恵一先生 自筆の墨絵

水島恵一先生のご逝去を悼んで

文教大学生生活科学研究所の創設提案者であり、元家政学部・人間科学部教授、家政学部長、人間科学部長、人間科学研究科長、文教大学学長を歴任された水島恵一先生が2015年7月27日にご逝去された（享年86歳）。謹んで水島先生のご冥福を心からお祈り申し上げたい。

私は本年度より生活科学研究所所長を拝命したが、残念ながら水島先生には一度もお目にかかる機会を得ることがないままに先生の訃報に接することとなった。直接お目にかかることができなかったことを、今も大変残念に思う。しかし、奇しくも2015年度は本学創設90周年を迎えるにあたり90周年史編纂の年であるため、私は生活科学研究所に関する原稿を執筆する機会を頂戴した。そのために過去の資料に目を通す中で、私は水島恵一先生がいかに生活科学研究所の創設に強い情熱を傾けられてきたかを知った。

水島先生は、1976年に生活科学研究所の前進となる研究部を計10名の構成員で設立した当初から、「人文・社会的な面と自然科学的な面を融合させ、『生活している人間』という観点から学としての生活科学を開拓する」という崇高な目的を掲げ、実践科学としての総合性を重視する生活科学、人間科学を提唱された。先生はその目的の達成を目指し、生活科学研究所には多様な専門分野の研究者が集い、活発に研究活動が行われるための条件整備や、公開講座を通じた地域貢献活動等の教育活動に熱心に取り組まれた。先生のご尽力に改めて心から敬意を表したい。

水島先生が礎を築いて下さった本学の生活科学研究所は、今後も先生のご意志を受け継ぎ、さらにその研究・教育活動を発展できるよう私たち後進のものが一丸となって取り組んで参りたい。そうした研究所所員全員の思いが天に召された先生に届くことを願い、追悼の辞としたい。

追記：

水島先生の膨大な研究業績を全てここでご紹介することはできないが、本学を2001年3月にご退職された折に、人間科学部紀要『人間科学研究』第22号に掲載された水島先生のお写真、主なご経歴と単著書籍・論文のみを本研究所紀要で再掲することとした。また、水島先生のご指導を直接受けられ、長年にわたり生活科学研究所の運営に携わってこられた佐藤ひろみ助手にも追悼の辞をお願いした。

生活科学研究所所長 金藤ふゆ子

水島恵一先生の経歴・ご著書

主な経歴

1928年8月東京生まれ。東京大学法学部卒業。同大学文学部心理学科大学院修了。文学博士。横浜少年鑑別所技官（1951～1955年）。東京都児童相談所技師（1955～1963年）。立正女子短期大学・大学助教授（1996年）、立正女子大学教授（1967～1976年）同大学家政学部長（1972～1976年）。文教大学人間科学部教授、同大学人間科学部長（1976～1992年）、大学院人間科学研究科長（1993～1996年）、文教大学学長（1996～2001年）、文教大学名誉教授。

研究業績

〈単著書籍・論文のみ〉

1. 「非行少年の設置（治療）方法」『刑政』67-11（1952）
2. 「或る少女の自由連想」『児童心理と精神衛生』4-1（1953）
3. 「追従的不良行為の一分析」『児童心理と精神衛生』4-3（1954）
4. 「学校における問題行動とそのなりゆき—非行少年の予後調査」『カリキュラム』72（1954）
5. 「失敗時における皮膚電気伝導度と呼吸」『心理学研究』25-3（1954）
6. 「歪められた女性」小口・松村編『女の心理』（福村書店、1955）
7. 「社会病」（白亜書房、1956）
8. 「非行少年の社会的予後に関する研究（1）～（3）」『教育心理学研究』2-4.3-2.4-2（1955～1957）
9. 「最近の非行理論の批判」『心理学研究』28-2（1957）
10. 「青少年不良化の原因とその治療」『青少年問題』4-2（1957）
11. 「非行のいろいろな型とその処置法」（連載1～4）『青少年問題』4-6～9（1957）
12. 「児童社会病理と児童福祉」『閉童精神衛生講座』（明治図書、1958）
13. 「社会治療の新しい課題」『社会福祉研究』19（1958）
14. 「わかくさ学園建設記」『社会事業』41-5（1958）
15. 「立ち上がった母親たち（精薄児の親の社会活動）」（連載1～11）『社会事業』41-6～42・4（1958～1959）
16. 「非行および非行少年のタイプに応じた効果的処遇の研究」『刑政』70（1959）
17. 「非行少年を更生させる技術の検討」（シンポジウム）『ケース研究』54（家庭事件研究会、1959）
18. 『非行臨床心理学』（新書館、1962）
19. 「非行少年の治療教育の諸問題」『犯罪学年報2：少年非行の予防』（有斐閣、1962）
20. 「児童相談の手引き」東京都児童相談所資料（1962）
21. 「家庭と非行形成」『教育心理学研究』10-1（1962）
22. 「非行者に対する心理療法の効果」『心理学研究』32-6（1962）
23. 「親の立場と子の気持」『青少年問題』9-6（1962）
24. 「非行の臨床的理解の基準」『犯罪心理学研究』1-1（1963）
25. 「非行児にみられる積極性、消極性」『児童心理』17-5（1963）
26. 「アメリカの監獄」『刑政』74（1963）
27. 『青年の悩みと反抗』（雪華社、1963）
28. 『非行少年の解明』（新書館、1964）
29. 「臨床的非行性理論によるケース研究」『犯罪心理学研究』2-4（1964）
30. 「入院心理療法過程に関する研究」『臨床心理学の進歩』（誠信書房、1964）
31. 「問題児を持つ親への教師の指導」『児童心理』18-5（1964）
32. 「臨床心理学的措置」小口、村松編『臨床心理学』（朝倉書店、1964）
33. 『青年の苦悩と共に』（新書館、1965）
34. 「都市の社会病理—近代都市と非行」『年報社会心理学』6（1965）
35. 「成長体験の研究」『心理学研究』38-6（1965）
36. 「非行児の価値観」『児童心理』19-2（1965）
37. 「講座・親と子の精神衛生」（連載1～12）『親と子』（東京民生文化協会、1965）

38. 「少年非行の矯正医学的研究」『矯正医学シンポジウム』14 (1965)
39. 「非行少年の心理療法 (1)、(2)」『児童心理』20-5、20-6 (1966～1967)
40. 「治療過程と治療者の問題」〔臨床心理学講座3〕(誠信書房、1967)
41. 「イメージ面接による治療過程」『臨床心理学研究』6-3、7-2 (1967、1968)
42. 「人格理論の問題点とその臨床的意味」『心理学評論』10-2 (1967)
43. 「ボスと非行集団」『学級経営』19 (1967)
44. 「人格理論の総合的理解と臨床」〔臨床心理学講座1〕(誠信書房、1968)
45. 「集団治療過程の基礎的研究」『精神医学』10-7 (1968)
46. 『社会的発達病理学』〔児童心理学講座7〕(金子書房、1969)
47. 『カウンセリング入門』(大日本図書、1969)
48. 『精神衛生と人間実存』(誠信書房、1969)
49. 「非行性の診断」『教育心理』17-11 (1969)
50. 「心理療法におけるロジャース派の位置づけ」『教育と医学』18-1 (1969)
51. 「臨床心理学と学会のありかたについて」『臨床心理学研究』9-2 (1970)
52. 『増補非行臨床心理学』(新書館、1971)
53. 「カウンセリングのあり方」『ニューエコノミスト』244 (1971)
54. “Art therapies in Japan”, *Interpersonal Development*, (1971)
55. “Les phenomenes de imagery mentale et son utilisation clinique”, *psychotherapies*, 2 (SITIM, 1971)
56. 「非行」〔青年期の臨床心理: 児童臨床心理学講座6〕(岩崎学術出版社、1972)
57. 「芸術療法における東洋芸道の位置づけ」『芸術療法』4 (1972)
58. “A psychosocial theory of delinquency”, *Int. J. Soc. Psychiat.* 18-4 (1972)
59. “T-groups and related activities for the recovery of humanity” 国際心理学会シンポジウム (1972)
60. “A new approach to the theory of self” *International Congress of Humanistic Psychology*. (1972)
61. 『自己の心理学』(社会思想社、1973)
62. 『自己探究と人間回復』(大日本図書、1973)
63. 『深層の自己探求』(大日本図書、1973)
64. 『青年カウンセリング』(大日本図書、1973)
65. 「人間回復の集団活動とその理念—Tグループを中心に」『産業訓練』19-5 (1973)
66. 「家政学と人間科学の接点」『立正女子大学紀要』9 (1975)
67. 「生命体験と自己実現」『セルフエイジ』9 (1975)
68. 「臨床的面接法における面接者の要件と訓練」 続有恒、村上英治編『心理学研究法11』(東大出版、1975)
69. 「人間学的方法論の明確化」『相談学研究』9-1、2 (1976)
70. 「自我の解放と確立」『月刊生徒指導』6-2 (1976)
71. 『人間科学入門』(編著)(有斐閣、1976)
72. 『人間学』(有斐閣双書、1977)
73. 『自己探究の心理学—非現実の現実』(社会思想社、1977)
74. 「神経症的非行」『教育と医学』25-7 (1977)
75. 「非行少年の理解について」『育てる』108 (1977)
76. 「人間学的実践の原理」『教育展望』24-3 (1978)
77. 「実証的かつ実感的体験研究の方法」『文教大学紀要』12 (1978)
78. 「自己実現の人間科学」現代のエスプリ別冊 (1978)
79. 「嗜癖者に対する治療と指導」『教育と医学』26-2 (1978)
80. 『人間学の実践』(有斐閣双書、1979)
81. 「〈体験と意識〉研究の方法論」文教大学人間科学研究会編『体験と意識に関する総合研究』1 (1979)
82. 「簡素化された3つの投影法による自己深化の過程と方法—今後の臨床的研究の手引きを兼ねて」文教大学人間科学研究会編『体験と意識に関する総合研究』1 (1979)
83. 「人間科学方法論における統合的視点—理論と体験の媒体としてのイメージモデル」文教大学、『人間科学研究』1 (1979)
84. 「生命の核と自己実現—心理的、社会的から見た〈欲望〉の人間学」『日本及日本人』1556 (1979)
85. 「体験の認知的構造—感情体験の理論仮説を中心に」文教大学、『人間科学研究』2、3 (1980、1981)
86. 「図式的投影法を中心としたイメージ・体験研究のレビュー」文教大学人間科学研究会編『体験と意識に関する総合研究』2 (1980)
87. 「障害児の治療教育過程における臨床家の認知変化の研究—図式的投影法によるスタッフの認知を中心に」『安田生命社会事業団年報』16 (1980)
88. 「人間学と人間学的実践」『特別活動』13-4～9(日本文化科学社、1980)
89. 「個性尊重と共感的交わり」『特別活動』13-1

- (1980)
90. 『パーソナリティー』(有斐閣双書、1981)
 91. 「心理測定、診断、治療をかねた図式的投影法」『相談学研究』13-2 (1981)
 92. 「図式・イメージを中心とした体験と意識の総括」文教大学人間科学研究会編『体験と意識に関する総合研究』3 (1981)
 93. 「図式的投影法による総合研究」文教大学人間科学研究会編『体験と意識に関する総合研究』3 (1981)
 94. 「人間学的心理学とカウンセリング」『サイコロジー』(1981)
 95. 「健全育成のための〈人間学的〉教育」『教育経営研究』9-1 (1981)
 96. 「人間学の知見と教育」『教育展望』28-3 (1982)
 97. 「心と現実以前の原点」『日本及日本人』1566 (1982)
 98. 「東洋芸道による精神療法」徳田良仁他編『精神医療における芸術療法』(牧野出版、1982)
 99. 「イメージとは」『教育と医学』31-1 (1983)
 100. 「人間性心理学の方法と展望」『人間性心理学研究』(1983)
 101. 「非行臨床家のジレンマを正視する」『更生保護』34-7 (1983)
 102. “Basic relationship among intrapsychic, interpersonal and social conflicts, and their solution” 10th World Congress of Social Psychiatry. (1983)
 103. 「児童非行について—親子関係を中心」『子どもと家庭』21-7 (1984)
 104. 「生物心理的システムと社会的システムの対応」『大正大学カウンセリング研究所紀要』7 (1984)
 105. 「実験的に形成された共同自己の体験」文教大学『人間科学研究』6 (1984)
 106. 「人間と社会における自然性と人工性」文教大学『人間科学研究』6 (1984)
 107. 「〈非ユークリッド的〉自己理論」『人間性心理学研究』3 (1985)
 108. 「カウンセリングにおける診断と理解」『へるす出版』11-6 (1985)
 109. 「社会病理の臨床的理論」文教大学『人間科学研究』8 (1986)
 110. 「日本の社会病理現象 (1)~(3)」文教大学『生活科学研究』8~10 (1986~1988)
 111. 「カウンセリングと人間性心理学」『青年心理』(特集カウンセリング) 64 (1987)
 112. 「協調・連帯と自立・自己実現—教育における集団と個人」『教育展望』33-4 (1987)
 113. 「トランスパーソナル心理学について」『春秋』293 (1987)
 114. “An integrative theory of imagery related to typology” 3rd International Conference of Imagery: Keynote Address. (1988)
 115. 「イメージ療法の理論と技法」(心理療法 Q and A 現代のエスプリ) (至文堂、1988)
 116. 「カウンセリングの意味」NHK 学園 (1988)
 117. 「人間学的心理学」[本明寛編 講座・性格心理学 新講座 1] (金子書房、1989)
 118. 「日本人間性心理学会」『教育心理』37-5 (1989)
 119. 『人間性心理学大系』全 10 巻 (大日本図書、1985~1989)
 - 1 巻『人間性の探求』(1985)
 - 2 巻『カウンセリング』(1985)
 - 3 巻『イメージ・芸術療法』(1985)
 - 4 巻『教育と福祉』(1987)
 - 5 巻『自己と存在感』(1986)
 - 6 巻『意識の深層と超越』(1988)
 - 7 巻『臨床心理学』(1986)
 - 8 巻『非行・社会病理学』(1987)
 - 9 巻『イメージ心理学』(1988)
 - 10 巻『人間学への道』(1989)
 - 別巻 I 『愛と反抗の群像』(1991)
 - 別巻 II 『深層の世界』(1991)
 120. 『入間の可能性と限界—真の自己を求めて』[シリーズ人間性の心理学] (大日本図書、1994)

上記の研究業績は、水島恵一先生がご退職の折に人間科学部紀要第 22 集に掲載された業績一覧の中から、単著書籍・論文のみを再掲したものである。

水島恵一先生のご逝去を悼んで

2015年7月27日、生活科学研究所を設立された水島恵一先生は御逝去されました。

研究所の仕事が一段落したら、軽井沢へ避暑に出掛けられないうちにお見舞いにお訪ねしようと思っていた矢先のことでした。昨年1月には体調を崩されて入院なさっておられましたが、研究所紀要第37集への掲載をお伝えしましたら、大変お喜びになられたと御長女の陽子様から伺っておりました。その頃は声も出にくく筆談でご指示されたとお聞きしました。

先生は1966年より本学に奉職された35年の間、本学家政学部学部長、人間科学部学部長、人間科学研究科長、本学学長を歴任され、とくに人間科学部の創始者としても本学に多大なご貢献をなさいました。また、生活科学研究所は水島先生のご提案により、昭和51年に家政学部の発展的解消を機に生活科学研究部として設立され発足いたしました。研究所設立当初は、元家政学部長であった水島先生の呼掛けで家政学部の先生方や助手と共に、個々の専門分野を活かしながらまとめる方向性を、学問領域の接点を模索されておりました。先生のご発案で個々のテーマを持ち寄ることで、取り敢えず共通の接点を創られました。そして「元荒川流域の生活実態調査」のスタートとなりました。

水島先生は学生指導も大変ご熱心で、研究部ではエコロジーグループの学生達との交流が思い出されます。毎週一回は5、6人の人間科学部の学生達に囲まれて、昼食を共に召し上がっておられました。学生の研究テーマは水質問題や自然食品、添加物問題、テレビコマーシャルについてなど、日常の生活の中の問題で、当時の社会問題となり注視されていたものでした。学生と歓談しながら、一人一人の話しに耳を傾けられていたお姿が思い出されます。葬儀にはその学生の内の何人かが、駆けつけておりました。中には他大学で心理学の教授を務める卒業生もおり、皆同じ頃の水島ゼミの卒業生でした。先生と交流が続いていたのですね。追悼文を書き始めてから様々な思い出が走馬灯のように出てまいります。図式投影法セット試作の思い出：先生がご考案され心理分析に役立っている図式投影法についても、考案段階でお手伝いできたことを光栄に思います。当時病欠で長期休職の後復職した私に、図式投影で使用する感情カードと駒（人）の試作を任されました。投影法の被験者役にもなり試作の効果も試しました。静かな環境をとのご配慮であったと感謝しております。墨絵と第九と讃美歌：先生がご趣味とされていた墨絵はスケールが大きく、何枚にもわたって描かれた松の襖絵は見事なものでした。当時、先生のゼミ学生の記憶にはとくに印象深かったようで、今でも当時の卒業生が集まると思い出としてよく語られています。東日本大震災の津波で生き残った一本の松が描かれた賀状は、先生の慈しみ深い思いが込められているようでした。一昨年、ご自宅へお伺いした際には、ドイツの楽曲から讃美歌まで、ピアノの伴奏もご自分で弾かれて、次々に数曲を歌われました。「すっかり声が細くなっちゃいまして」との奥様のお言葉が思い出されます。かつて人間科学部のパーティーでは、お得意の第九やゴンドラの歌などを豪快に披露されておりました。また先生は桜並木が大変お好きでした。ご家族か

ら頂いたお写真のメモに恵一観桜会とあるほどで、昨年は車椅子でご覧になっておられたようです。玉川上水の桜並木がことのほかお気に入りのようでしたが、大学前の元荒川堤が桜の時期になると、駅から桜堤を遠回りして大学に来られるのが楽しみのごようでした。

先生が中心となり、スタートさせた紀要「生活科学研究」は第38集となり、入稿数も30編を超え、発刊へと向かっています。12月に毎年度開催される研究報告会も熊本や大阪といった遠くから客員研究員が参加しております。今年度は先生のご友人で、筑波大学名誉教授の臺利夫先生をお迎えしてご報告戴き一層充実したものとなりました。また研究所の研究領域も社会福祉学、心理学諸領域、教育学、社会教育学、経済学、文化人類学等々、全学部の教員の専門領域とも重なり一層幅広くなりました。人間科学部、教育学部の他に、国際学部、情報学部、健康栄養学部教員の投稿も加わり、かつて先生がご指摘された人間の生活を基盤とした学びの領域は一層広がりました。今後はさらに先生がご提唱された水島生活科学、水島人間科学に基づいて、これらを如何に繋げて、人間の生活の学として紡いでいくことが大切であると考えます。

日本の心理学のバイオニアとしてのみならず、心理学で培われた視点から、人間の実際の生活の基盤に立った学問の必要性、学問領域の接点の大切さと真摯に取り組まれた、水島恵一先生の長年のご研究とご指導、文教大学へのご貢献に感謝を捧げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。先生、多くのお教えを有難うございました。

合掌

追記：生活者による科学

研究部の発足にあたって水島先生が生活科学研究に寄せられた論稿のなかで“生活者による科学”について次のように述べておられます。

『人間の生活を全体的にとらえて行こうとする生活学の理念とともに大事なこととして、高度の専門性、アカデミックな能力、研究設備と時間等々に恵まれてなされる学だけが生活学ではなく、そこには「生活者による学」(人間・生活科学)という一面がなければならない。もちろん専門的な高度な研究は不可欠であり、時には大前提である。生活学は単に専門諸科学の生活事象への応用でもなく、また単に生活に関する総合科学でもない。たとえささやかな部分的研究であっても、個々の生活の現実の生活に立脚するものであれば、人間と生活に根ざす基盤を見失わないかぎり、かけがえのない意味を持つであろう。さらにその実践によって創造され、開拓されることこそが望まれる。』と提唱されています。旅立たれた今、反省とともに改めて心に刻む次第です。

生活科学研究所研究員 佐藤ひろみ

続・科学の中の人間的意味づけ

Following “Human Meaning in the Science”

臺 利 夫*

Toshio UTENA

要旨：第37集掲載の論文では、科学者の体験と研究事象の密接な関連を記した。それに続く本稿は以下のことを表す。すなわち日常的体験が研究を発進させる場合があること。研究の途次の段階でも、体験が研究を一層促進する場合があること。理論の伝達の段階でも、実際的な体験が取り上げられることがあるということである。また、教育機器が課題の場では、教育者側とともに被教育者側の教育手段・機器装置等との関わりの体験が注目される。ただし上記の諸過程は、所与の特定社会状況を素地にしており、研究活動は自ずからそれを負う。またその活動は、当の科学者が生育した、固有の価値観をになう家庭環境に基づくところが大きいと考えられる。

キーワード：体験，研究の諸段階，教育，社会的素地

IV. 主観的体験から科学の知へ

科学の研究にみる事物・事象の発展過程の諸段階で、科学者の人間的な意味づけが介在することをこれまでに指摘してきた¹⁾。心的体験が事物・事象と重ね合わさり、また双方が相同の関係をもつこともある。それは相互の意味づけが連関することによると解説した。体験は科学の知の探求にとって不可欠な条件とすることができる。

多くの科学者は事象の過程のみに注意するから、自らの体験がその過程を推進する面をとくに意識することはない。また、一部の科学哲学者も体験の存在を科学の対象として否定しており、体験がいかに事物や事象と関わり合うかを省みない傾向が広範に認められる。

だが科学事象の過程に体験が潜在するだけでなく、人間的な体験から出発して事象が展開し、創造される場合さえもある。科学は人間の生活体験を変えるけれども、日常の生活体験も科学を触発し促進することを思えば、こうした過程の存在は当然だが、これまで十分な注意が払われていない。ここでは体験がいかなる過程をとって科学の知へ進むかを、著名な科学者の研究を事例的に挙げて検討する。

体験から科学の知への道程では、人は多少とも感覚的体験の場から離れて事象を捉えねばならない。例えば、冬から春にかけて気温が激しく上下動することがある。「寒い」で厚着、「温か

* うてな としお 筑波大学（名誉教授）

い」で薄着というふう衣服を頻繁に替えるのは環境変化に人が従って対応している。だがそうしたしながらも「なぜ、こんなに気温が動くのか」と問う。このように問う場は多少とも人が環境の外に立ち、環境から独立している。科学の知は人が環境との直接的関係を超えたところに発する。

下記においては、まず体験から知に向かう、諸動因の関わり合いに触れる。つぎに、それぞれの段階を事例をあげて顧みる。

1. 体験の分化

(1) カオスからの分化

生活上また研究上で体験した事象について、「どうしてこのような現象が起こるのか」という疑問が湧くことから科学の知への道が始まる。生活の中で認める、情動や感覚の体験から知が導き出される過程を振り返ろう。知の生起には飛躍を伴う。つまり感覚以前のカオスの段階から発し、突然に／漸次に知的な分化がなされて科学の知への道を進む。そこではその次元的な違いに注意が要る。しかも、カオス事態そのものの自発的發展が仮想できるとともに、人の主体的なはたらき—自我の関与—が認められる。

物の刺激と体性感覚（原始的感覚）の関係についてみると、その前段では外界の刺激と自己の内的体験を明らかに区分できない、未分化なカオスの状態がある。まず、刺激がきわめて小さい段階では模煇とした感覚状態だが、刺激の漸増とともになにか微かな感覚をもちはじめ。閾値をわずかに越えてもたらされる体験では、他ならぬ自分がそれを捉えているという体験と、外部の刺激感覚が同時に生じる^(注1)。刺激と感覚の関係が一層分化してきた時、人はその場からいくらか距離をおいて因果関係を問うことができるようになる。

日常生活での刺激-感覚体験についてより微視的に検討しよう。右手で左手に触れた場合、哲学者メルロー // ポンティ (Merleau/Ponty, M.) にしたがうと、互いの不可解な連帯—相互浸蝕があり、触れる手と触られる手が機能的に交代し、同じ手として認知される^{2), 3)}。だが心理学者の結城⁴⁾は右手が左手に触れているという明らかな感触があると反論する。自我のはたらきをどこに、どう位置づけるかによる違いであろう。それにしても、手で物（例えば鉄器）に触れた際、鉄が冷たいのか手が冷たいのかを問えば、手と手が触れてどちらが先に触れたかを問う場合よりも答えにくいし、温度感覚と触覚も分けにくい。このことが知の分化にも関わる。

感覚と知が未分化な場において—その状況を基盤として—何（手の冷たさ／鉄の冷たさ）が、いかにして生じたかを問うことで知的探索が始まる。探索が手の冷たさ—生理に向かえば、諸体性感覚の諸種の受容器細胞の機能、鉄の冷たさ—鉄の機構へ向かうと温度の伝導現象やその素粒子論的考察がなされたりする⁵⁾。いずれの方向をとるにせよ、この段階に入ると人の感覚体験は背後に去って事象の過程が前面に現れ、それ自体として捉えられていく。

知性化は感覚そのものにも及ぶ。心理学は諸感覚を分類し、感覚と感情を区別し、知覚と分け、さらに認知を定義して知覚に情緒や価値がからむと指摘する。また自我の機構、備給されるエネルギー、意識／無意識への関わりが論じられるようにもなる。自我関与というはたらき自体もとりあげられる。ただし、これらはいずれも因果的な説明概念ではなく、解説のための構成概念である。

結果的に、どのような方向づけがなされるかは、刺激状況と感覚体験と身体の内面・外面の活動そして思考を含む全体としての人間が関連する。

(2) 知の発展

事物・事象を科学の知へもたらすのは、人の側の心身条件とくに発達に関わっていることが知られている。感覚や思考の体験から知を導き出す過程において、幼児期から児童期にかけて認められる“因果関係の設問”は重要である。

内田⁶⁾は自発的な因果関係の問いや説明が何歳の段階から可能になるかを問い、5歳後半頃であることを実験的に確かめている。この年代についてはフィヴィシュラ (Fivush, R. & Nelson, K.)⁷⁾の研究にも示され、他の研究者⁸⁾も認めている^(注2)。そして因果的な関係把握は自我状態や所与の事態と不可分である。

他方、一見当然とされていることも単純に受け入れずに問題意識をもつことは発達年齢を超えて知的発展にとって重要である。ブラウンとキーリー (Browne, M. & Keeley, S.) はこれを批判的設問 (critical question) と呼び、学生の問題意識の発展のために学習／教育として役立つようとしている⁹⁾。ブラウンらによると一つの陳述 (statement) にも理由と結論が含まれている。例えば、「法的な飲酒年齢は18歳である」・「子豚は驃馬よりスマートである」について、批判的設問では「これは特定の結論であり、いかなる理由で18歳とされたのか、どうして子豚はスマートとされるのか」と自問する。批判的設問は体験的には常識あるいは当然とされている事に疑問を發することである^(注3)。それは知覚やその素朴な概念化から科学的知への飛躍的移行を促し、やがて公理やパラダイムを変えるほどの発見／創造の契機になる。

この関係を喩えて言うなら、その場には人と物の間の対話があると言えよう。当然とされている事物が人の設問に対して応答し、その答えを手がかりに人はさらに設問をたたみかける。やがて物は次第にその真実そして本質的な特性を顕わにしてくるのである。

フィッシャー (Fischer, H. E., 1852-1919) は分子生物学の創始者の一人で、糖類の化学構造の分析でノーベル賞を受けた人物だが、その前段に関わるフェニルヒドラジン分子の発見について、門下生のクノールは次のように述べた。「偶然と鋭い観察力が彼をフェニルヒドラジンの発見へと導いた。…彼がこの重要な発見をしたのは幸運だったとしばしば言われている。私は逆にフェニルヒドラジンが余人ならぬエミール・フィッシャーによって発見されたことは、偉大な幸運だったと言いたい。なぜなら、ただ彼の手によってのみ、それがやがて糖類の領域へのドアを開ける鍵となることができたからだ…」¹⁰⁾つまりこの特有の分子の方でフィッシャーを歓迎し、声をあげたというわけである。人と物の対話が成り立ったと言えよう。同様な関係は、日本独自の開発のジェット旅客機MRJの初飛行(2015年)をした機長が報道関係者に述べた、「離陸速度に達すると、飛行機が飛びたいと言っているようだった」という言葉にもうかがうことができよう。これは、ある科学技術的製作のある終了段階での体験を表している。

2. 体験と研究のからみ合い

(1) 研究の起点としての体験：光合成について

自然科学の多くの研究は素材の分析あるいは理論構成のある段階からとりかかっている、常に個人の実験的体験から出発するわけではなく、体験は終了段階ではじめて浮き出る場合もある。しかし歴史を顧みると、少なくとも研究の初期段階では情性を伴う人の体験から発していると推測される例が間々見られる。

通りがかりに舗装道路やブロック塀のごく僅かな割れ目から大きなペンペン草が生えているのを日常的に見かける。こうした認知体験は中世のヨーロッパの人々も石畳の歩道上でもったこと

だろう。割れ目の土の部分に栄養は乏しく、陽ざしの中の時々雨だけが大きな草を育てているようにみえる。

ヘルモント (Helmont, J. B., 1579-1644) は土に植えた柳の苗木を5年の間、水だけで30倍の重さの樹木に育てた。この実験も、上記のような日常的体験に近いものに基づいていると思われる。通常の「雑草がはびこって困る」というような心情に縛られずに「このように痩せた地から、いかにしてこれだけの草が生えるのか」という設問へ進むには、特殊な思考の転換あるいは特徴的な飛躍が要る。元来、ヘルモントが万物は水から成るという哲学を持ち、それがレディネスになっていたとしてもである。

この実験は後続の研究によって発展していく。18世紀には、植物の葉にみる緑色が酸素を発生するのを、プリーストリー (Priestley, J. J., 1733-1804) の観察を経て、インゲンハウス (Ingenhousz, J., 1730-1799) が確かめている。そして植物の成長に水と二酸化炭素が密に関係するのが証明され、 $\text{CO}_2 + \text{H}_2\text{O} \xrightarrow{\text{光}} \text{CH}_2\text{O} + \text{O}_2$ という、光合成の過程が認められたのは19世紀に入ってからである。

今日では、この過程は2つの主要な反応から構成されていることが知られている。一つは光エネルギーによって水分子が分解されて酸素が発生する過程、もう一つは光非依存的で、 CO_2 を還元型触媒によって炭水化物に還元する過程である。この二つの反応は同時に起こる。ちなみに、葉や茎の葉緑体はストロマなる CO_2 を CH_2O に還元する触媒的酵素を含むことも捉えられた。こうした分析を経て、今や大研究所による人工光合成へと向かっている。

こうした研究過程は、あたかも高度の機器において人が最初のキーを押して始動させると、あとは連携的／相互作用的にはたらくように、個人の発想から自ずと研究者組織がつけられ、研究も再検討・再構成され、あたかも自動的に発展を遂げているようにみえる。しかしその起点に、そして過程の節目、節目に人間の体験と知性が独自の意味を伴って関わっているのである。

大量生産可能を示唆する、一層進んだ人工光合成の研究が近年、幾つかの研究所で報道されている。その一つとして、豊田中央研究所では酸素をとり出すための触媒に半導体を、また CO_2 からギ酸をとり出すのに触媒として特殊な金属を用いたと報道されている。

しかし注意を引くのは新触媒の発見のみではない。概して、製造企業に勤務する研究者の共通の悩みの一つは自分たちの研究が単に企業利益への奉仕に終わり、場合によっては公害ももたらしかねないのではという不安である。光合成研究の場合には、食原料の不足するわが国に対し、いずれは貢献できる成果を多少なりとも得たという研究者の自負が伝えられ、研究結果が日常的欲求体験に後押しされていることを示している。

(2) 研究途次の体験：ペニシリンについて

フレミング (Fleming, A., 1881-1953) はもともと第一次世界大戦の間にイギリスの陸軍病院で兵士の感染する感染症の研究に従事していた。フレミングの研究室は何時も雑然としていた。たまたま彼が片づけのために〈すっかり雑菌がはびこった培養皿を棄てようとしたその時に、カビの周りに透明部分を見つけたのである。彼はその不思議な物質の正体を追求したいと思った。同じ研究所のカビの専門家に尋ねたところ、それは古いパンや過熱したチーズ、腐った果物などに生える青色のカビであり、ペニシリウムという属だと教えられた。ペニシリウムは化学物質をつくっていて、それがある種の最も悪質な細菌を破壊する力を持つと見られた。彼は新しく発見したこの物質をペニシリンと名づけた。1928年のことである。〉¹¹⁾

以上のように、ペニシリンの発見は感染症研究の途次における、ある体験に基づいてなされている。フレミングが研究材料の後片づけを几帳面にせずに（きちんと片づけられた部屋では落ち着かないという研究者もある）、培養皿を放置していたことに始まったが、また別の発見でも同じような彼の振舞いと事態が発見の契機になったものがある。

「リゾチウムは動物の唾液や卵白が含む殺菌作用を持つ酵素であるが、これはフレミングが細菌をこすりつけた皿にクシャミをしたことで発見された。数日後、クシャミの粘液が落ちたところの細菌のコロニーが破壊されているのを発見したことが、彼の実験ノートに書きとめられている。リゾチウムには感染症を治癒させる力はなかったが、現在も食品添加物や医薬品として用いられている」。これは検索エンジンから引用したものだが、1921年の発見である。

上記の示すように、ペニシリンやリゾチウムはフレミングの個人的なある場面の経験に基づいて発見されている。むろん偶然の要素も介在しているけれども、事象だけが自動的に生み出したものではない。鋭い観察から特殊な化学物質を導き出したのは長年にわたって積み重ねた経験に基づく洞察である。このはたらきがいかに科学を進めるかを示す好例だが、他の科学者の発見の場合も間々見出せる状況である。

こうした発見から事実の因果関係を追う設問が出され、その設問が新たに工夫された方法により実験／調査され、実証的な解答を導き出すことになる。

(3) 理論構成段階での体験：光速度不変の原理について

ガリレイの相対性原理というのは、すべての慣性系で力学の法則は同じように成り立つというものである。つまり電車の中の人がボールを真上に投げれば、そのまま真っ直ぐに落ちてくるし、電車の外の地上で人がそれをやっても真っ直ぐ落ちてくるということである。

しかし高速の電車の中で真上に投げられたボールを地上の人が見たとすると、真っ直ぐに落ちるのではなく、電車の進行とは逆方向に裾が開くように、間延びして落ちるように見えるだろう。その落ち方から電車の速度もわかるわけである。このような状況を地球規模で考え、地球の動きを捉えようとした人々がいた。

〈マイケルソン (Michelson, A.) とモーレー (Morley, E.) は 1887 年に一つの光源からの光線を半透明鏡で二つの光線に分け、それぞれを鏡で反射させて再び重ね合わせた。そうすると二つの光線は互いに干渉し合って干渉縞が観える。ここで実験装置を 90 度回転させると、地球の進行方向に対する 2 本の光線の方向が変わるので干渉縞も変わるだろう。その変わり方から地球の動きもわかるだろうと考えた。しかし結果として干渉縞はなんらの変化もなかった¹²⁾。

この問題については、向かって走ってくる自動車に面と向かって石を投げれば、その速度は自動車の速度に石の速度を加えたものになるだろうという常識的考えと無関係ではないと物理の ABC¹³⁾ に書かれている。このような考えからすれば、光のボールを地球に向かって異なる方向から投げれば、地球の進行方向によって光のボールの速度は違うということになる。そのことから球の動きも把握できるはずだというわけである。

ところが、実験の結果をみると、地球の進行と光の当たる方向が同じでも違っても、光の速度に差異が見つからなかった。光の速さは常に同じの $C=3.00 \times 10^8 \text{m/s}$ なのである。マイケルソン-モーレーの実験で干渉縞が無変化だったのは、まさに光の速度が座標系のいかんを問わず同じことを示したのだ。

上記のことどもをまとめて、アインシュタインは次のように述べる。光速度不変の原理によ

り、「光は真空中で光源の運動状態に関わりなく、一定の速度で伝わる」のであり、また「電気力学・光学についての法則は力学の方程式が成り立つ全ての座標系に適用される」と。

しかし、ここで注意を向けたいのは座標系やその動きの違いを超える光の速度の件ではない。向かってくる自動車に石を投げるとその速度はどうなるかといった日常的な思考が、地球規模で光速をとりあげる高等物理学にも対比され参照されている、そのことである。初心者のためとはいえ、高度な理論の説明のために、研究の起点においても見るような日常的な例が引用されているのである。

小石を車に投げるほどの悪童がいるかどうかはわからないが、航空機に鳥が衝突するのはよくある例である。こうした例からも逆説的に光の等速の問題は示せるわけである。いずれにせよ、光の等速の理解を深めるために、体験的にイメージされる例が入門書に掲載されていることの意味が注目される。日常的でマクロな世界での体験が、宇宙規模あるいは逆にミクロの世界の理論にも、誤謬例として用いられるとしても、関わりをもつのである。高度の理論構成を理解する段階においてさえ、その解説に、日常体験が必要なら何時でも呼び出されて麓を地固めする。

以上を要するに、科学知識の一般社会人への伝達、あるいは若年層の教育の意図を果たす場では、その知の獲得体験に併せて、教育体験と受け手の体験：一方では事象を解明する科学者側の体験、他方ではそれを受けとる初学者側の体験に注意しなければならないことを示している。

一般的にも、研究が製造、製品につながる場合は、受け手／消費者の体験を合わせてとりあげる必要がある。科学の体験はその表示、伝達、受容の諸領域にわたって関わる。次節ではストーリーの軸を科学技術の受け手側の体験に移す。

(4) 機器による体験の発展と確認

①障害者の表現の支援

科学のどの分野でも、理論的な検討から新技術による実用への移行がある一方、方法や技術、機器による実際経験から逆に理論が構築される。そしてその双方がからみ合って進んでいる。

光合成の研究では、人の生活体験の改善という目的をもって自然の光合成の実態が省みられ、仮説を出し、理論構成がなされ、さらに実験を重ねて人工的な合成法を探っている。そして身心障害学の分野では生活体験の発展のために、機器のはたらきの結果に現れる体験を見つめながら機器を改善し、一層の体験の発展を促し、新たな人格論までも導出する。

音楽と人間の耳の生理の関連について、物理学者で音響学者でもあるローダラー (Roederer, J.) は次のように述べている。〈発達において、音声を言葉として捉えるようになるのと楽音や音型を音楽として捉えるようになるのは共同の産物とみられている。乳児期から聴覚による学習がなされて、複雑な音のパターンを知覚できるようになっていく〉¹⁴⁾。つまり音楽を聴く、歌をうたうというのは言語の発生過程と似た、自ずからなる人格の発達面を促し、また促されている。この本質的な特性が重傷身心障害者と音楽をつなぐ。

人間の声は特殊な吹奏楽器とみれる。〈全ての母音の特性を規定する音の基本周波数は、主として鼻咽頭腔の共鳴性によって決まる。この腔の形によって声帯振動の周波数領域のうちのいずれかが強められ、発生音の ah, eh, ee, oh のどれかになる〉¹⁴⁾。恐らくこうした機制を手がかりにしてのことであろう。多様で重複している障害を抱える身体障害者の中でも、とりわけ自分で声音を出しにくい人に対して、特別に考案した楽器によって呼気療法を発展させて楽音を発生させる工夫がなされている。西南ドイツの放送局の「音楽療法の新しい道」という放送番組

(2014/09) は以下のように報告している。

〈この種の楽器はデジタルのサクソフォンやクラリネット、そしていわゆるマジックフルートである。障害児の叫び声を手がかりに、言い表せない語あるいは当人の内面の情報をコンピュータでシグナルに換えて表し、またそれを音楽的な文脈に置いている。

この種の音楽機器には発声についてのみではなく、手足による演奏困難な障害児が頸部や頭部の上下動によって音色や音調が出せるものもあり、合奏さえ可能になる。手をあげられる人では手をあげると低音が出るし、身体を曲げるとDJ効果を導き出す機器もつくられている。とくに音と光の協働あるいは音楽と運動の連携は基本的に注目すべきやり方であり、アルツハイマーの患者を踊りを通じて活性化させたりもする。そのほか、筋ジストロフィーの子どもにiPadを持たせ、親指で押させてバンドと共演することも可能である。身体障害者にとって重要なのは環境体験を自分が統御することである。統御学習の過程ではサウンドビームも役に立つ。

こうしたさまざまな手法からわかることとして、彼らは健常者が気づかぬ点にも気づく場合があり、そして環境からお返しを受けとるのである。やがて生徒たちは学校バンドに入りたいとの動機を持つようになり、お祭りに参加してみたいと思ったりする。むろん限界はあるとはいえ、文化活動にいくらかでも加わって共に楽しむことができるのは、自己表出の機会としても社会性の発展にとってもすぐれて有意義である。〉¹⁵⁾

上記の報道からも、身体障害者の行動の改善あるいは治療を目指して、最近の技術を利用したさまざまな音楽機器が活用されているのを知る。媒体機器の重ねての使用を経て、障害者の体験を発掘し、潜在する能力—その中には健常者にはない芸術的なセンスさえ—も新たに発見されてくる。この発見は障害者に対する、単に身体生理の面だけではなく、パーソナリティも含む全体としての人間の理解を深め、在り方の可能性を拡げ、一層の考察を促すことになるだろう。

②健常機能の遮断による障害の確認

機器や装置による感覚遮断は心理学の実験の一つとして用いられている。通常感覚がはたらかないように刺激を縮減して、内的機能を顕わにする手法である。例えば、一般に刺激図形の基礎的知覚には、安定的・単純・完結的なものを求める傾向（プレグナンツの原理）がある。これを明らかに示すため、瞬間露出機で刺激の時間の短縮、大きさの縮小、強度の弱化などを行う。

しかし、この手順を裏返しにすると、身心障害者について、どの機能がどれだけ障害を受けていないか／受けているかの確認にも用いられるだろう。実際、障害者は想像以上にさまざまな能力を秘めていて、表面的には、どこがどれだけ差し障るのかを捉えにくい場合がある。ある種の失語症患者は言葉を超えて対人関係や所与の状況を把握している。神経学者のサックス(Sacks, O.)は失語症患者の能力を、特殊機器の裏返しの使用によって、逆説的に明らかにしている。

〈診断者の素状を隠し、声を非人格化し、コンピュータによる人工的機械音を用いてはじめて失語症であるのが確認できた。なぜなら、全失語で言葉を理解できないでも知能が高い患者では、話しかけられることをほとんど理解しており、友人や親類や看護婦たちはその人が失語症であることを信じられないことがある。元俳優の大統領のテレビ演説に患者たちは哄笑していたが、話し手の話しぶり、態度からそのお芝居的な内容がわかったのである。〉¹⁶⁾

患者は話し手の態度、表情、ジェスチャー、声調、イントネーションなどによって相手からの情報を（時には健常者以上に）巧みに捉える。もし診断者が普通の声と言葉で話しかければほと

んどわかってしまって、失語症と見極めるのが難しい。そこで機器によって発話を純粋な単語の集合体に換え、それが解らない場合に失語症とみなしたわけである。

失語症者が健常者の表面的な想像を超えた理解力を示す場においては、障害した機能と健常な機能の分かち難いダイナミックな絡み合いがあるのだろう。人のジェスチャーや声調にも隠れた言語—意味が豊かに潜在しているからである。患者は彼らなりに、非言語的サインと言語的サインを同時過程的に把握する特殊な体験をもつようである。

3. 知の心理的・社会的土壌

(1) 体験と科学の社会的背景

眼の前の研究に没頭する科学者の思いの外に在るとしても、「体験から科学の研究へ」のいかなる道程も、当人を呑み込んでいる社会的・文化的背景と不可分な関係に基づいて成り立っていることの指摘をもって結びとしたい。

噂話と混じっていてどこまで信憑性があるかは不明だが、社会との関連を示唆する1つの挿話がある。巨大戦艦大和の設計に当たっては、艦の長さ263.0m・幅38.9m・排水量69000tに応じた厚い装甲と大きい主砲を載せ、あわせて相応のバルジ（艦体の下部の膨らみで浮力と防御力の双方に関わる）も着けなければならなかった。しかも出力153,553馬力、速力27.46ノットを維持するには全体のバランスをどのように保つかが著しく難しかった。それでも大和は相当な予備浮力をもっており、アメリカ軍から激しい攻撃を受けたにもかかわらず、かなりの時間耐えられたのは優れた設計によるとされている。

戦艦大和の主な設計者が誰なのかについては、いろいろな説があって、1個人の設計とも思えない。だが、敗戦直後の新聞か雑誌で見たある記事の記憶がある。設計者某は日夜この問題に取り組んで思案を重ねていたが、夜、風呂に入っていて自分の身体が浮き上がる体験をした際に、突然アイデアがひらめいたという。

時はこの国が新たな戦争（第二次世界大戦）へと向かって動いていた昭和初期であった。海軍部内では、莫大な建造費を使うから、限られた予算でどのような艦を主力にするかの議論があったと伝え聞いている。もはや大艦・巨砲の時代ではなく、新鋭の航空母艦の製造を優先すべきだとするグループと世界無比の戦艦を造るべきだというグループが対立した。しかし外国とのかつての海戦で大勝利に導いた荣誉ある老提督が1930年代半ばまで健在で、この人物の主張に従って結局は大和の製造が決まったという。

ここで注意される事柄の一つは、巨大軍艦の製造に創意を発揮する科学者も、時代・社会の要請に沿って、あるいは要請にのせられて当の研究を果たしているということ。その二つは、他方で、当代の社会の要請も国策的な戦略も、その国や民族に固有な思考・態度あるいは体験様式—例えば伝統と権威（時には老害）に従わされること—に依拠することが多いということである。体験様式は何世紀かを経て表面上は変わったように見えても、本質的には変わらない面をもつのである。

(2) 科学的関心と生育環境

発達過程中的のある段階の心的特性は、成熟後の人格の中に消化、統合、定着して社会で特定の性格として発現するという見方を、戸川¹⁷⁾の古典的著書が示唆している。児童期の情緒の開放性を成人後まで持ち込む人は同調的・社会的で商売にも適するし、青年期に特徴的な内向的・思

索的傾向を成人後にまで持ち込む人は、科学研究や哲学や芸術に打ち込む可能性が大きいということである。このような特性が所与の文化・社会的条件とともににはたらい、批判的設問へのレディネスを成りたせている。

さらに生育環境とくに家庭環境は重要な教育的レディネスの要因である。父母を科学者とする家庭で、科学に興味を示す子どもが現れてやがて科学者になるのは、詩人や文学者の家庭で科学好きの子どもが現れるよりも一層可能性が大きいだろう。

IT 機器の進歩によって現代は書物離れが進んでいるが、かつては家庭の蔵書の種類と数でその家庭の文化の型と度合いを知ることができた。所帯主(父)が理系研究者の場合は所属機関で実験をすることが多いので、蔵書は数えるほどしかない。だが文系の大学教授の家に行くと、玄関を入ったところから廊下の両側の壁、居間を経て書庫まで、床から天井まで隙間なくと書物が積まれているということがあった。

また、日常の家庭内の会話が、父親が理系の場合と文系の場合、あるいは音楽家や画家の家庭場合では著しく違っている。新聞記事について話が出て、理系の家庭ではヒトゲノムや超ひも理論が気軽に語られたりするが、文系の家庭では万葉時代の古文書の発見のことが話題になる。そして一方の話題が他方でとりあげられることはほとんど無い。子どもにとって、出生以来の身近な文化的・教育的な環境がいかに違うか、それによって知識がいかに偏るかはこの事をもってしても推測できる。

本人の意思は自由だが、親を反面教師として逆の職を生業とするのは、今日の社会では実際上も容易ではない。伝統的社会は代々同業の人物の受入れに寛容だが、まったく部外の新人の伝統的職業への挑戦は厳しい態度で迎える。本邦の国会議員の過半数は3代目、4代目であるというし、警察官の子はしばしば警察官になる。学者の家庭でも子どもが学者になる傾向を持つ。理系と言う点では同じでも、父親が医者で母親が薬学出身なのに、息子は宇宙物理学で、娘は建築学を専攻するようなケースは多いとは言えない。社会に出れば、子どもたちはそれぞれ自主的に「私は親とは違う」と言う。しかし親と異種の道を進めば1から始めなければならず、それだけ地位や役割したがって誇りと経済の面に、努力と苦勞を負う生活を覚悟せねばならない。

ある人が成長してどのような道を選ぶかについては、むしろ家庭の影響のみでない。学校時代の教育—教師の影響もしばしば大きいし、前述のように、所与の社会・文化の在りよう—どのような職業がファッションナブルか—も関連する。科学者がある専門をとるのは単にその専門領域の当代のパラダイムだけではなく、特定の課題の振興に関する投資も関与する。それどころか、特定の政権が特定の A 領域の学に予算を増すとともに、B 領域の学を削る政策も推進するから、当然学生の進路も国策によって制約される。選択の基本はどこまでも当人自身が何に、どのような疑問をもち、いかに探求意欲をもつかにあるとしても、科学を生業とするということを成り立たす土壌と背景はきわめて多様である。

知的探索の欲求は人間が生来そなえており、発達とともに拡大する。だが疑問を生じて知識を必然的に求める基礎条件としての、人間が生きる世界は多くの不備と問題に満ちている。この状態がいかに成り立っており、どうすれば解決されるかを探ろうとする意思が生じるのは自然である。しかしその欲求もしばしば外的事情で阻止される。

欲求阻止の状況の具体的な現れの一つは宗教や政治の特定の価値観の強制であろう。これは古代から続いて中世に至るまでは特に大きな影響を持った。ガリレオ ガリレイは仮説を立て、実験によってテストする機会を創り出すこと、因果関係を明らかにすることで守旧派の価値観に疑

問を投げた。今日、われわれは日常の体験にも因果関係を問うて科学の知へと進む。しかしその過程は著しく多岐にわたっており、またどこでも停止させられる、または停止する可能性がある。因果を問い続けることにも具備する諸条件があり、それが満たされた場合にのみ科学の知が深められる。

人は児童期に小学校に入ってから青年期に大学生になるまで、各段階でさまざまな種類の知的学習をする。しかしこれを経ても、科学を職業とする科学者になるのは特殊な人たちである。逆に言えば大学において、知的探求を職業とする限られた特定の専門家—教授から高度の科学の講義を受けるということは、学習者にとって彼が生活のためにいかなる仕事を生業とし、金銭的基盤を固めるかということとしばしば関わりがない。つまりかつては最高学府と言われた大学でのアカデミックな講義や受講は、本来、衣食住の生活とは別のすぐれて特殊な体験なのである。とはいえ、かえりみるとこのような教育は、今、産学共同体を目指す本邦の大学と呼ぶ多くの施設では、残り滓的な意義しかない。その是非については別に論じなければならないだろう。

4. 今後の課題

科学の研究事象における、科学者の体験の多様な関わり方について記述してきた。それはつまり、客観的事象に心的体験がいかに包み込まれているかの指摘であった。しかしこのことから、そもそも体験はどこまで客観視あるいは客観の対象になりうるかという課題が現れる。なぜなら、事物・事象に関わる体験が客観化されることで、双方の整合的な連関が期待されるからである。

だが、主観的体験の客観視の問題は、古来から哲学をはじめとしてさまざまな分野の学者が取り組んできたけれども、容易に応ええない難題である。当稿も心理学的視点からいささかの接近を試みている。有機化学における低分子から高分子への合成過程が、それぞれの過程に携わる科学者集団の発展的・システムの活動と相同的関係にあるというのは、心理社会的活動が科学過程に類似する法則性の下におかれうるのを予想させる。刺激と感覚の閾値の関数関係と生物の大きさと成長の関数関係の類似もそれを裏書きしている。

しかも他方では、主観的な心理的体験がこの関係を支えている。ある科学事象の発展的展開も、既存の素材から自然に現れるのではなく、偶発的な体験をベースにした新発想によることがしばしばである。たとえ事象の自ずからの展開があったように見えても、固有の視点に基づいて気づかれ、さらに促進されることが必要である。つまり、このように物理的・化学的事象それ自体が心理的関わりと不可分なら、体験の客観視も一層詳細に探索されねばならないだろう。また事象が体験を醸成し、導き出す過程も明らかにすべきだろう。

むしろ体験の客観視に至る道は現在の段階からははるかに離れたところにある。このような客観視が、果たして従来の自然科学に見る客観視と同質なものとしてよいかどうかも疑問の余地がある。例えば言語は外的体験に関わり、また内的体験を表す面をもつが、どこまで、どれだけ内面の真実を表すか。言語化が特定の文法に沿っているのをとるだけでも、心がそのままでは表されえないことを示唆している。一歩ずつの漸進的な手順を経ながら、心的体験の可能な客観視にどれだけ、どのようにして、どんな形で近づけるかを検討することが求められる。

〔注記〕

- 〔注1〕誰であれ、老いて難聴になった際、耳鼻科で聴覚検査室に入って、どれだけの周波の音が聞こえるかの検査を自身で体験すれば、聴覚における自我の協働がまざまざと体験できる。
- 〔注2〕フィヴッシュらは幼児期において親—子の間でかって子どもが体験した出来事を語り合うと、誰が、何処で、どんな出来事が、なぜ…という話になって、子どもは自己や他者の過去を現在に関連づけるようになると言う。この場には、そうした親子間の質疑応答が成り立つ家庭の文化的背景と、それに関心を示す子どもの性格が要因として関わる。
- 〔注3〕ブラウンらの批判的設問については、私見であるが、チョムスキーの言語学における、叙述の表層構造から深層構造への分析が参考にされたのではないかと想像する。参考：Chomsky, N. (1972) *Language and mind*. Harcourt Brace. チョムスキー, N. 川本茂雄〔訳〕(1980) *言語と精神* 河出書房新社

〔引用文献〕

- 1) 臺 利夫 (2015) 科学の中の人間の意味づけ 生活科学研究第37集, 3-14.
- 2) Merleau/Ponty, M. (1964) *Le visible et l'invisible*. Editions Gallimard. メルロ＝ポンティ 滝浦静雄・木田元〔訳〕(1989) *見えるものと見えないもの* みすず書房
- 3) 広松 渉・港道 隆 (1983) *メルロ＝ポンティ* 岩浪書店
- 4) 結城錦一 (1986) 〈私〉にとって〈身〉とは何か (その1) 中京大学文学部紀要 21 (293), 1-23.
- 5) 井上勝也 (2001) *鉄は生きた元素* 研成社
- 6) 内田伸子 (1985) 幼児における事象の因果的統合と産出 教育心理学研究 33 (2), 124-134.
- 7) Fivush, R. and Nelson, K. (2006) Parent-child reminiscing locates the self in the past. *British Journal of Developmental Psychology*, 24, 235-251.
- 8) Lagattuta, K. H. and Thompson, R. A. (2007) The development of self-conscious emotions. *Cognitive process and social influence*. In Tracy, L. et al. [Eds] *The self-conscious emotions*.
- 9) Browne, M. N. and Keeley, S. M. (2001) *Asking the wright question*. Prentice Hall.
- 10) 原 光雄 (1973) *科学を築いた人々* 中央公論社
- 11) Shapiro, G. (1986) *A skeleton in the darkroom*. Harper. シャピロ, G. 新関陽一〔訳〕(1993) (1993) *創造的発見と偶然* 東京化学同人
- 12) 安孫子誠也 他 (2007) *はじめて読む物理学の歴史* ベレ出版
- 13) 福島 肇 (1989) *物理のABC* 講談社
- 14) Roederer, J. (2006) *The physics and psychophysics of music : an introduction*. Translation from English language edition. Springer. the 4th Edition. . ローダラー, J. 高野光司・安藤四一〔共訳〕(2014) *音楽の科学入門* 音楽の友社
- 15) Neue Wege in der Musiktherapie. SWR2 Wissen. Sendung: Montag, 8. September 2014
- 16) Sacks, O. (1985) *The man who mistook his wife for a hat*. Duckworth. サックス, O. 高見幸郎・金子泰子〔訳〕(1999) *妻を帽子とまちがえた男* 晶文社
- 17) 戸川行男 (1949) *性格の類型* 金子書房

男女共同参画社会についての青年の意識に関する研究

A study of Attitudes of Adolescents Toward a Gender-Equal Society

神田 信彦*・白石 京子**・松野 真***

Nobuhiko KANDA, Kyoko SHIRAISHI, Makoto MATSUNO

要旨：本研究は、大学生 286 名（男性 100 名、女性 186 名）を対象に男女共同参画社会の実現に関わる意識を検討した。因子分析（主因子法、バリマックス回転）によって、「男女共同」志向と「男女分業」志向の 2 因子が抽出された。分析の過程で両因子は独立の関係が仮定された。「男女共同」志向は、「男女共同参画社会」の意味を知る程度や、家庭の家事の分担等によって影響を受けることが示され、その後の分析からも「男女分業」志向は逆の関係になることはなく、「男女共同」志向と同様の傾向か、あるいは影響を受けないことが示された。

キーワード：男女共同参画社会、男女共同志向、男女分業志向

1. 問題

1999 年に男女共同参画社会基本法が施行され 15 年あまりが経過した。同法第 2 条によれば、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

さらに、同法 3 条から 6 条には、男女共同参画社会を実現するための領域と方策が掲げられている。それらは、男女両性相互による尊重と協力によって「男女の人権の尊重」「社会における制度又慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」及び「家庭生活における活動と他の活動の両立」を推進することである。

また、2007 年には「官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

国をはじめ各行政体では男女共同社会の実現推進のためにさまざまな努力を重ねている。しかしながらその実現には、まだ相当な期間がかかる可能性が高い。つまり、さまざまな水準で男女

* かんだ のぶひこ 文教大学人間科学部

** しらいし きょうこ 文教大学人間科学部

*** まつの まこと 千葉県中央障害者相談センター

共同参画やライフワークバランスを推進するための制度や支援のための仕組みが作られているものの、しかし従前の社会的慣習や意識が根強く生き続けており阻害要因の一つとなっていると考えられる。

本研究では、それらのうち意識的な面について、今後社会を担っていく大学生世代に注目し検討を進めた。

「男女共同参画社会」に関わる研究はすでに複数行われている。例えば、菱田・加藤・金子(2008)は、大学生を対象に「個人の経済感覚」「父母の就業」等と「男女共同参画意識」との関係を検討し、男女共同参画志向に関わる就業意識に個人の(経済的)バランス感覚が関係していることを示している。また、数見隆生・土井豊・伊藤 常久(2009)や東福寺一郎(2008)による調査研究がある。

2. 目的

本研究は「従来型の男女分業」を志向する意識と「男女共同参画」を志向する意識を設定し、それらに関係や影響を与えていると考えられる要因や事項の幾つかについて、その関係を検討した。取り上げたおもな要因や事項は、「男女共同参画社会」の意味理解の程度、家庭での家事の家族の分担経験、自分の性による差別経験の程度、及び社会関与への欲求の強さであった。これらが高いほど「男女共同参画」志向が高く、「従来型の男女分業」志向は弱くなることが予測された。また、一般的に男性が恩恵を受けてきた「従来型の男女分業」志向については、男性が女性より強いことが予想され、「男女共同参画」志向については従来不利益を被ってきたと考えられる女性が男性より強いことが予測された。

3. 方法

- (1) 調査対象(調査協力者) B大学人間科学部学生286名(平均年齢19.83歳(男性100名、同20.12歳;女性186名、同19.68歳)であった。
- (2) 調査票の構成 ①フェイスシートにあたる性別及び年齢、②仕事と家庭の役割に関する「従来型の男女分業」への意識をたずねる9項目(例:「結婚したら女性は家庭に入り、家事や育児に専念することが望ましい」「男らしさ」「女らしさ」は大切にすべきだと思う)、③「男女共同参画」に係わる7項目(例:「結婚したら男性も家事を分担すべきである」「子どもができたなら男性も子育てを熱心に行うべきである」)、④前記②及び③の意識の形成に関わると考えられる、社会への関与についてたずねる7項目(例:「社会的な問題の改善に積極的に関わっていききたい」「社会の動きに関心がある」)や、「『男女共同参画社会』ということばの意味を知っている」「あなたの家庭では、家事を家族で分担していた(分担している)」及び「男性(あるいは女性)だからということで差別的待遇を受けたことがある」で構成された。

なお②及び③については、筆者が行政によって作成された啓発パンフレットや調査資料を基に案出した。また④については、調査協力者の社会への関わりを意識を表すと思われる内容を項目として案出した。また、②~④までの各項目の回答形式は、「よくあてはまる」「あては

まる」「少しあてはまる」及び「あてはまらない」の4件法であり「よくあてはまる」を4点、「あてはまらない」を1点とした。

- (3) 調査実施時期 2012年1月中旬の授業の際に配布し、回答を求め、回収した。
- (4) 倫理的配慮 調査の実施にあたり、調査票表紙に記載された調査回答への協力の自由、途中離脱の保証、個別データではなく統計的結果の利用、秘密の保持等、倫理的に必要な事項を読み上げた上で回答への協力を求めた。

4. 結果

- (1) 「従来型の男女分業」「男女共同参画」及び「社会関与への欲求」の確認

「従来型の男女分業」の9項目と「男女共同参画」の7項目を併せ、因子分析を行った。主因子法を用い直交回転（バリマックス回転）、斜交回転（プロマックス回転）による分析を行ったところ、バリマックス回転による2因子指定による結果が数値及び解釈可能性が適当であると判断された。その結果を示したものが表1である。「従来型の男女分業」の9項目と「男女共同参画」の7項目によってそれぞれの因子が構成されていた。第1因子に因子負荷量が.4未満の項目が3項目あったので得点化の手続きから除くこととした。

さらに、第1因子を「男女分業志向」因子、第2因子を「男女共同志向」因子と名づけた。それぞれの因子を構成する項目の粗点の合計値によってそれぞれへの意識の強さを表すものと仮定した。いずれも得点が高いほどそれぞれの傾向が高い事を示す。なお、それぞれの信頼性係数は、「男女分業志向」が $\alpha=.748$ 、「男女共同志向」が $\alpha=.706$ であった。いずれもそれぞれの傾向の程度を推測するにあたり問題はないと考えられた。

次に、社会への関与に関する7項目について主成分分析を行った（表2）。その結果、第2主成分まで得られたが、第2主成分を構成する3項目は、いずれも第1主成分についても負荷量が高い値を示した。そのため当該の3項目を削除し第1主成分だけを採用することとし「社会関与欲求」と名づけた。なお、これについても4項目の粗点の合計をその傾向の程度示すものと仮定した。高得点であるほどその傾向が高い事を示すと判断される。 α 係数は、.753であり、「社会関与欲求」の傾向の程度を推測するにあたり適切であると考えられた。

なお、「男女分業志向」「男女共同志向」及び「社会関与欲求」それぞれの男女別の平均値と標準偏差は表3の通りであった。それぞれについて性別による平均値の差の検定結果も示した。いずれも男性が女性に比較して有意に平均値が高かった。なお「社会関与欲求」については、その後の分析のために平均値をもとに社会関与欲求高群（平均12.651（標準偏差1.472））・低群（平均8.414（標準偏差1.524））の2群に分けた。平均値差の検定の結果は有意（ $df=284$, $t=-23.764$, $p<.001$ ）であり、高群（ $n=157$ ）と低群（ $n=129$ ）に分割することに問題の無いことが示された。

表1 「従来型の男女分業」を志向する意識と「男女共同参画」を志向する項目に関する因子分析結果

(varimax 回転後の因子行列)

項目内容	共通性	因子	
		1	2
結婚したら女性は家庭に入り家事や育児に専念することが望ましい	.564	.706	
結婚したら男性は仕事、女性は家事が一番である	.435	.628	
世の中には女性にしかできない仕事がある	.383	.578	
世の中には男性にしかできない仕事がある	.360	.562	
「男らしさ」「女らしさ」は大切にすべきだと思う	.296	.524	
子どもができたなら女性は仕事を一時辞めて育児に専念すべきである	.259	.509	
結婚したら仕事を辞めて家庭に入りたい	.231	.391	
自分の「性別」に生まれてよかった	.202	.371	
伝統は大切にしたい	.171	.304	
結婚したら男性も家事を分担すべきである	.440		.663
子どもができたなら男性も子育てを熱心に行うべきである	.439		.661
就職して、直接の上司が女性でも抵抗感はない	.269		.507
結婚しても仕事を続けたい	.239		.477
家事や育児などの分担はそれぞれの夫婦で話し合って決めればよい	.237		.475
女性が社会進出をもっとすべきである	.215		.461
企業や行政にもっと女性の役職者が増えるべきである	.188		.430
	固有値 (寄与率)	2.501 (15.631)	2.428 (15.175)

KMO=.681; Bartlett の球面性の検定 $p < .0001$; 因子負荷量が、.3 未満数値については記載していない。

表2 社会関与欲求に関する主成分分析結果

	成分		
	1	2	
社会的な問題の改善に積極的に関わっていききたい	.767	-.283	
社会のために役に立つことをしようと思う	.755	-.278	
社会で活躍したい	.752	-.286	
社会の動きに関心がある	.614	-.010	
世の中には不公平なことが多い	.411	.679	
不公正なことには強い怒りを感じる	.488	.491	
今以上に、不公平や差別のない社会になればよい	.356	.364	
今以上に、不公平や差別のない社会になればよい			
	固有値 (寄与率)	2.635 (37.644)	1.074 (15.343)

表3 共同参画、男女分業及び社会関与欲求の平均値 (標準偏差)

性別	男女分業	共同参画	社会関与
男性 (n=100)	15.36 (3.61)	21.72 (2.88)	10.90 (2.67)
女性 (n=186)	14.15 (3.57)	20.98 (3.12)	10.02 (2.50)
合計 (n=286)	14.57 (3.62)	21.24 (3.06)	10.33 (2.60)
性別による平均値の差の検定結果	$df = 284,$ $t = 1.966,$ $p = .05$	$df = 284,$ $t = 2.723,$ $p < .01$	$df = 284,$ $t = 2.785,$ $p < .01$

(2) 検討に使用する項目の性別ごとの分布状況

「男女分業志向」「男女共同志向」との関係を検討するために使用する各項目の回答状況を性別とクロス集計を行い、さらに χ^2 検定を行った(表4, 5, 6)。いずれの項目も χ^2 値は有意であった。調整済み残差の値から、「『男女共同志向参画社会』という言葉の意味を理解している」については「よくあてはまる」において男性が女性に比較して比率が高いことが示された。「あなたの家庭では家事を家族で分担している(していた)」については、「あてはまる」において男性が女性よりも高い比率であり、また、「あてはまらない」では女性が男性に比較してその比率が高いことが示された。さらに、「男性(あるいは女性)だからと言うことで差別待遇を受けたことがある」については、「よくあてはまる」で男性が女性に比較し比率が高いこと、「あてはまらない」で女性が男性に較べその比率が高いことが示された。

表4 性別と「『男女共同参画社会』という言葉の意味を理解している」のクロス集計結果

		「『男女共同参画社会』という言葉の意味を理解している」				合計	
		あてはまらない	少しあてはまる	あてはまる	よくあてはまる		
性別	男性	度数	4	27	36	33	100
		比率(%)	4.0	27.0	36.0	33.0	
		調整済み残差	-1.7	-1.8	.8	2.1	
性別	女性	度数	18	70	58	40	186
		比率(%)	9.7	37.6	31.2	21.5	
		調整済み残差	1.7	1.8	- .8	- 2.1	
合計		度数	22	97	94	73	286
		比率(%)	7.7	33.9	32.9	25.5	

χ^2 値 = 8.719, $p < .05$

表5 性別と「あなたの家庭では家事を家族で分担している(していた)」のクロス集計結果

		「あなた家庭では家事を家族で分担している(していた)」				合計	
		あてはまらない	少しあてはまる	あてはまる	よくあてはまる		
性別	男性	度数	17	29	34	20	100
		比率(%)	17.0	29.0	34.0	20.0	
		調整済み残差	- 2.2	- .9	3.2	.0	
性別	女性	度数	53	64	32	37	186
		比率(%)	28.5	34.4	17.2	19.9	
		調整済み残差	2.2	.9	- 3.2	.0	
合計		度数	70	93	66	57	286
		比率(%)	24.5	32.5	23.1	19.9	

χ^2 値 = 12.046, $p < .01$

表6 性別と「男性（あるいは女性）だからと言うことで差別待遇を受けたことがある」のクロス集計結果

		男性（あるいは女性）だからと言うことで差別待遇を受けたことがある				合計	
		あてはまらない	少しあてはまる	あてはまる	よくあてはまる		
性別	男性	度数	29	27	24	20	100
		比率 (%)	29.0	27.0	24.0	20.0	
		調整済み残差	- 3.0	- 1.0	2.3	3.5	
性別	女性	度数	88	61	25	12	186
		比率 (%)	47.3	32.8	13.4	6.5	
		調整済み残差	3.0	1.0	- 2.3	- 3.5	
合計	度数	117	88	49	32	286	
	比率 (%)	40.9	30.8	17.1	11.2		

χ^2 値 = 20.942, $p < .0001$

(3) 目的の検討

「男女分業志向」得点に関係する要因を検討するため、性別と、「『男女共同参画社会』という言葉の意味を理解している」「あなたの家庭では家事を家族で分担している（していた）」「男性（あるいは女性）だからと言うことで差別待遇を受けたことがある」及び社会関与欲求の高低それぞれを独立変数とそ「男女分業志向」を従属変数とする2要因分散分析を行った。

結果は表7及び表8の通りであった。いずれの分析も交互作用は得られず、「『男女共同参画社会』という言葉の意味を理解している」と社会関与欲求の高低の主効果がそれぞれ有意であった。前者について、bonferroni法による多重比較 ($p < .05$) を行った結果、「よくあてはまる」群と「あてはまる」群は「少しあてはまる」群に比較し、男女分業志向得点が高かった。後者については、社会関与欲求高群が同低群に比較し男女分業志向得点が高いことを示していた。なお、性差について4つの分析全てで有意であった。前述のt検定と同様の結果であった。

表7 「男女分業志向」得点を従属変数とする分散分析の結果

独立変数	df	F値	有意水準
性別	1	4.212	$p < .05$
「男女共同参画社会」という言葉の意味を理解している	3	4.546	$p < .01$
交互作用	3	0.804	<i>n.s.</i>
性別	1	4.961	$p < .05$
あなたの家庭では家事を家族で分担している（していた）	3	2.091	<i>n.s.</i>
交互作用	3	1.176	<i>n.s.</i>
性別	1	7.388	$p < .01$
男性（あるいは女性）だからと言うことで差別待遇を受けたことがある	3	0.649	<i>n.s.</i>
交互作用	3	0.191	<i>n.s.</i>
性別	1	3.880	$p < .05$
社会関与欲求（低群・高群）	1	12.567	$p < .001$
交互作用	1	.110	<i>n.s.</i>

表8 「男女分業」得点を従属変数とした分散分析の結果（有意な効果が得られた結果のみ記載）

主効果のあった独立変数		平均値	標準偏差	主効果及び多重比較の結果
「男女共同参画社会」という言葉の意味を理解している	①あてはまらない (n=22)	15.682	3.969	④③>②
	②少しあてはまる (n=97)	13.485	3.458	
	③あてはまる (n=94)	14.840	3.431	
	④よくあてはまる (n=73)	15.342	3.675	
	全体 (n=286)	14.573	3.622	
社会関与欲求	低群 (n=157)	13.803	3.536	—
	高群 (n=129)	15.512	3.514	
	全体 (n=286)	14.573	3.622	

次に、「男女共同志向」得点についても同様の分析を行った（表9、表10）。交互作用が得られたのは、社会関与欲求と性別を独立変数とする分析であった。単純主効果について検討を行った結果、社会関与欲求低群の中で男性より女性が有意に低い「男女共同志向」得点であることが明らかとなった。

他の3つの分析では性別以外の主効果が得られた。それぞれについて多重比較 ($p < .05$) を行った。「『男女共同参画社会』という言葉の意味を理解している」については、「よくあてはまる」群は他の3群に比較し有意に「男女共同志向」得点が高かった。「あなたの家庭では家事を家族で分担している（していた）」については、「よくあてはまる」群が「少しあてはまる」群及び「あてはまらない」群に比較し有意に「男女共同志向」得点が高かった。さらに「男性（あるいは女性）だからということで差別待遇を受けたことがある」については、「よくあてはまる」群が「少しあてはまる」群、「あてはまらない」群に比較し、「あてはまる」群が「あてはまらない」群に比較しそれぞれ有意に「男女共同志向」得点が高いという結果が得られた。

表9 「男女共同志向」得点を従属変数とする分散分析の結果

独立変数	df	F値	有意水準
性別	1	2.31	<i>n.s.</i>
「男女共同参画社会」という言葉の意味を理解している	3	10.426	$p < .001$
交互作用	3	0.483	<i>n.s.</i>
性別	1	3.387	<i>n.s.</i>
あなたの家庭では家事を家族で分担している（していた）	3	8.438	$p < .001$
交互作用	3	0.743	<i>n.s.</i>
性別	1	0.541	<i>n.s.</i>
男性（あるいは女性）だからと言うことで差別待遇を受けたことがある	3	6.226	$p < .001$
交互作用	3	1.777	<i>n.s.</i>
性別	1	0.860	<i>n.s.</i>
社会関与欲求（低群・高群）	1	23.760	$p < .001$
交互作用	1	4.355	$p < .05$

表 10 「男女共同志向」得点を従属変数とした分散分析の結果（有意な効果が得られた結果のみ記載）

	独立変数 / 交互作用	平均値	標準偏差	多重比較の結果
『男女共同参画社会』 という言葉の意味を 理解している	①あてはまらない (n=22)	20.045	3.592	
	②少しあてはまる (n=97)	20.289	2.735	
	③あてはまる (n=94)	21.170	2.902	④>③②①
	④よくあてはまる (n=73)	22.945	2.783	
	全体 (n=286)	21.238	3.056	
「あなたの家庭では 家事を家族で分担し ている (していた)」	①あてはまらない (n=117)	20.671	3.105	
	②少しあてはまる (n=88)	20.495	3.126	
	③あてはまる (n=49)	21.530	2.819	④>①②
	④よくあてはまる (n=32)	22.807	2.539	
	全体 (n=286)	21.238	3.056	
男性(あるいは女性) だからと言うことで 差別待遇を受けたこ とがある	①あてはまらない (n=70)	20.436	3.089	
	②少しあてはまる (n=93)	21.307	2.649	④>①②
	③あてはまる (n=66)	21.878	2.766	③>①
	④よくあてはまる (n=53)	23.000	3.510	
	全体 (n=286)	21.238	3.056	
社会関与欲求×性別	①男性・社会関与欲求低群 (n=41)	21.122	3.180	
	②男性社会関与欲求高群 (n=59)	22.136	2.596	
	③女性社会関与欲求低群 (n=116)	20.026	2.962	①>③
	④女性社会関与欲求高群 (n=60)	22.557	2.738	
	全体 (n=286)	21.238	3.056	

5. 考 察

因子分析によって抽出された「男女分業志向」と「男女共同志向」は直交関係にあった。つまり両者は、「男女分業志向」得点が高ければ「男女共同志向」得点が低いといった「負の相関関係」もないそれぞれ独立したものであることが示唆された。

「男女分業志向」得点と「男女共同志向」得点それぞれの平均値について性差をみると、両変数とも男性が女性よりも有意に高い平均値を示していた。「男女分業志向」については、男性優位な社会を支持する内容で構成されているため、男性が高い平均値となる可能性は考えられた。しかし、「男女共同志向」に関しては女性が高いか性差がないことが予想されたが結果は上に述べたとおりであった。この理由の一つのとして、男性の回答者に「よくみせよう」という社会的望ましさのバイアスが作用した可能性を挙げることができる。

「男女分業志向」得点に関係したのは、『男女共同参画社会』という言葉の意味を理解している」の選択肢による群分けと社会関与欲求であった。しかし予測に反し、「よくあてはまる」群と「あてはまる」群が「少しあてはまる」群よりも高得点であり、また社会関与欲求高群が低群よりも高得点であった。このことは、男女共同参画社会に関する認知や社会への関わりへの期待が、必ずしも「従来型の男女分業」の否定にはつながらないことを示している。回答者は、本研究で使用された6項目が直接に女性（や時に男性）の差別にはつながらないと考えたのであろうか、あるいは一般的にある社会的現象について考えれば、長所と短所とが併存すると考えられるので、それらの項目内容から長所部分を連想したのであろうか。このことは、制度を整備し、さらに男女共同参画社会がよいことであり、従来型の「男女分業志向」が問題であると指摘するだけでは、男女共同参画社会の実現はいつになるかわかならないということを示すものと考えられる。

一方「男女共同志向」得点に関する分析では、「男女共同参画社会」の意味をよく知っている群はそれ以外の群に比べ「男女共同志向」得点が高く、同様に、家族による家事の分担をよく行っている群は「少しあてはまる」か「あてはまらない」群よりも「男女共同志向」得点が高かった。性による差別的経験を受けたことがあることについて「よくあてはまる」群は「少しあてはまる」「あてはまらない」よりも、「あてはまる」群は「あてはまらない」群よりも「男女共同志向」得点が高かった。これらは当初の予測と概ね対応するものであった。家事を家族で分担するという家庭のあり方が、男女共同参画意識への促進的経験となると考えられ、被差別的経験が同様に促進的要因として働いた可能性があると言える（被差別経験を奨励しているわけではない）。

さらに、「男女共同参画社会」についてその意味をよく知っているという認知は、「男女共同志向」を高めていることは、どのように理解されるのであろうか。上に挙げたような先行経験がその情報への注目や接近を促進し、「男女共同志向」の受容をさらに促しているのかもしれない。

社会関与欲求と性別は、交互作用を示していた。低群の女性は男性に比較し、「男女共同志向」得点が低いことが明らかとなった。これは社会関与欲求高群では男女に差はみられず、低群よりも同得点は高かったことをあわせて考えると、興味深い結果である。低群の女性はジェンダーを強く身につけているのだろうか、生得的要因によるのだろうか、両方の要因が関与しているのだろうか、あるいは全く別の要因によるのだろうか。

社会関与欲求低群の女性は、文字通り考えれば社会で自分の能力を発揮し活躍することを望んでいない人たちである。しかし、男女ともに社会関与欲求低群は、同高群に比べ「男女分業志向」得点も低かったのである。これを考慮すると、男性も含めた社会関与欲求低群の人たちは、「男女共同参画」や「従来型の男女分業」に由来する男性優位社会に関することにそれほど強い関心を抱いていないと考えることが妥当であるように思われる。

本研究では、男女共同参画社会形成に寄与すると考えられる要因や事項の幾つかを示すことができた。しかし、そのことが男性優位を維持するあり方を肯定する意識を低下させるものではないことも示された。このことは男女共同参画社会実現するための制度や支援体制、その啓発活動だけでは、その実現までにはさらに時間を要することを教えてくれる。

また、家庭と仕事ということに関して今回の結果から、女性であっても男性であっても社会で活躍するより家庭にあって子育てや家事に勤しむことが性に合うという人もいるだろう。それを自分の意思で選択したり、パートナーと話し合う中で決めていけることも大切であろう。こうしたことを含みながら、家庭、地域、社会の中でその構成員が協力し合ってそれらを維持し、発展させていくことが求められるであろう。生まれながらの属性や出自によらず、自他ともに納得する「適材適所」を実現していくことが求められよう。

なお、本研究で取り上げた要因は、私たちの生活や意識のわずかな側面に過ぎない、今後更により多くの要因を検討することが求められる。

注

本研究は文教大学附属生活科学研究所の共同研究プロジェクトの1つとして行われたものである。

引用文献

- 菱田陽子・加藤 礼子・金子劭榮 2007 大学生等を対象にした男女共同参画意識の分析(1): 家庭環境の影響を中心として 日本教育心理学会総会発表論文集 (49), 645.
- 菱田陽子・加藤 礼子・金子劭榮 2007 大学生等を対象にした男女共同参画意識の分析(2): 家庭環境の影響を中心として 日本教育心理学会総会発表論文集 (49), 646.
- 菱田陽子・加藤礼子・金子劭榮 2008 大学生の男女共同参画意識に関する分析: 家庭の影響・就業意識を中心に 北陸学院短期大学紀要, 40, 143-157.
- 数見隆生・土井豊・伊藤 常久 2009 宮城教育大学学生のジェンダー意識の現状と課題: 一般大学生との比較調査から 宮城教育大学紀要 44, 109-123.
- 内閣府男女共同参画局 2015 国・地方公共団体における「見える化」<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/government.html>
- 東福寺一郎 2008 短期大学生の男女共同参画意識: 質問紙調査に基づいて (調査), 三重短期大学紀要, 56, 19-28.
- 東福寺一郎 2012 短期大学生の男女共同参画意識 (II): 1年生から2年生にかけての意識変化 (社会, ポスター発表) 日本教育心理学会総会発表論文集 (54), 576.

「保育ソーシャルワーク」の成立とその展望

— 「気になる子」等への支援に関連して —

Establishment and future challenges of “child care social work”
: Support for the such as “Kininaruko” with special needs

櫻井 慶一*
Keiichi SAKURAI

要旨：近年、保育所等で発達や生育環境に課題を抱えた児童（家庭）に対して、きめ細かな個別のおよび集団的配慮や、地域の専門機関等との連携による「保育ソーシャルワーク」の必要性が関係者から叫ばれている。そうした背景には障害者権利条約の批准に合わせた「インクルーシブ」な社会づくりがわが国でもようやく課題になってきていることもある。2013年11月にはそうした一環として「日本保育ソーシャルワーク学会」も発足し、2016年度からは同学会による現職保育士等を対象とした「保育ソーシャルワーカー」の養成研修も開始されようとしている。しかし、「保育ソーシャルワーク」はまだその定義はもとより概念も明確ではない。

本稿では、その定義や必要性、「保育ソーシャルワーカー」に求められる専門性や養成体系等について、いわゆる「気になる子」対応を中心に検討した。その結論として、「保育ソーシャルワーカー」には保育士等の現場職員が適任であり、各園単位で置かれることが最も望ましいと考えた。そのための現職の保育士等への研修・養成が急がれている。

キーワード：気になる子，保育ソーシャルワーク，保育ソーシャルワーカー養成
インクルーシブ保育，スクールソーシャルワーカー

はじめに

近年「保育所」で、いわゆる「気になる子」や「心配な親」等が増えている。そのため、従来からの「保護者支援」の枠を超えた、児童や家庭へのきめ細かなかわりや外部の関連機関との連携・協力などの「ソーシャルワーク」的対応が求められるケースが増えている（以下、本稿では「保育所」は「子ども・子育て支援新制度」の幼保連携型認定こども園、保育所型こども園、小規模保育事業、地域子育て支援センター等を含めたものとし、児童福祉法第7条のそれのみを

* さくらい けいいち 文教大学人間科学部

表現するときは保育所とする)。

筆者自身もここ数年、そうした視点で「保育所」での子育て支援の必要性について語る場面が増えている。しかし、そうした研修会で筆者が感じる悩みは、その定義や概念、さらには通常の保育の場での展開に必要な肝心な学習すべき内容や方法がまだ必ずしも明確にされていないということである¹⁾。

現今の「保育所」で必要とされる「ソーシャルワーク」とはどのようなものなのか、仮に今それを「保育ソーシャルワーク」と呼ぶならば、その内容としては最小限どのようなものが考えられるのか、また、そもそも現実の「保育所」あるいは保育士にそうした仕事が可能なのか等々が明らかにされる必要があると感ずる。以下、本小稿ではいわゆる「気になる子」対応を中心に、「保育ソーシャルワーク」の概念やその必要性、担い手（保育ソーシャルワーカー）に求められる専門性、その養成や研修等のあり方を小考してみたい。

1. 「保育ソーシャルワーク」の定義とその構造

(1) 保育ソーシャルワークとは

「保育ソーシャルワーク」とは、「保育」と「ソーシャルワーク」の合成語と考えられるが、その語句は一体として固有の実践概念を表しているものと考えられる。後述する日本保育ソーシャルワーク学会のホームページ上の入会案内では、保育ソーシャルワークとは、「子どもの最善の利益の尊重を前提に、子どもと家族の幸福（ウェルビーイング）の実現に向けて、保育とソーシャルワークの学際的領域における新たな理論と実践」とされているが、同時にその定義はいまだ確立されたものではないとしている。

また、その実践者である「保育ソーシャルワーカー」については、「当面は、包括的な定義とし、より詳細な定義づけは今後の課題とする」というものであるが、「保育ソーシャルワークに関する専門的知識及び技術をもって、保護者に対する子育て支援を中心的に担う者」とされている²⁾。学会の仮定義では、現時点では、保育とソーシャルワークは別々の学際的概念であり、「保育ソーシャルワーカー」によってその両者が統一的に実践されるものと考えられている。

ところで、「保育所」に「ソーシャルワーク」という概念が求められるようになってきたのは、理論的には94年の「エンゼルプラン」で、初めて「地域子育て支援」という施策が打ち出されてからと考えられる。それまでの入所児童とその保護者だけを対象としていた保育所の業務に、広く地域の子育て中の家庭全体を支援するという役割が加わってからである。その結果、必然的に保育所のあり方には、地域の社会諸資源の活用という社会的な「ソーシャルワーク」視点での対応が求められることになったのである。

簡単にその意味や重視される基本機能の拡大過程を概念的に示すと図1のようになる。エンゼルプラン策定以前の「狭義の子育て支援」の対象は、保育所を利用している児童とその保護者にほとんど限定されていたが、それ以後の「広義の子育て支援」では、地域の子育て中の家庭全体を視野に、その子育て基盤の改善・充実等も含め幅広く支援するものとして保育所の専門的機能が拡大されたのである。

このように考えると、学会の「保育ソーシャルワーク」及び「保育ソーシャルワーカー」に関する定義は、学会である以上さまざまな会員の考え方を排除しないための必要な対応であるが、その活動の場所や主体が明示されていないために一般的にはやや分かりにくいように感ずる。筆

者自身は「保育所」自体が本来児童福祉施設であり、保育士の仕事は、「人格を育てること」と「人格（生活）を支えること」の2面を同時に推進することと考えてきたので、そこに勤務する保育士は本来的に存在自体が「ソーシャルワーカー」でなければならないと考えるものである³⁾。そうした理解に立ち、保育ソーシャルワークとは、「地域のすべての児童及びその保護者等を対象に、保育士等により保育施設を基盤として地域の諸資源を活用または創出して展開する自立支援・自己実現を支援する総合的な福祉活動」とであると筆者は定義したい。

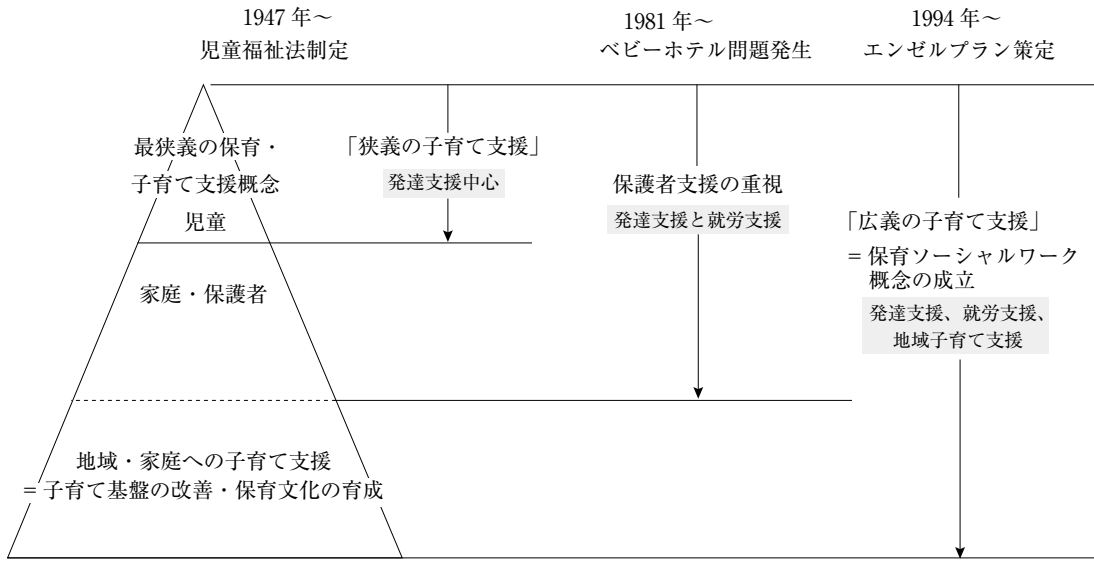


図1 保育の対象及び基本機能の拡大過程

(2) 保育ソーシャルワークの構造

保育ソーシャルワークの構造（構成要素）を考えた時、多くの「保育所」での実践事例を見るとそこには共通して図2のように2つのものがあるように感ずる。その2つの要素とは、上段の「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と下段の「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」である。つまり簡単にまとめるならば、保育ソーシャルワーカーとは2つの要素のそれぞれに深くかかわり、それらを統合（総合）しながら問題の解決を図る人という意味になる。その意味では、保育ソーシャルワーカーの役割は、一般に図表の下段にだけ特に深くかかわることが多いようなケースマネージャー等の専門職とは異なるのである。

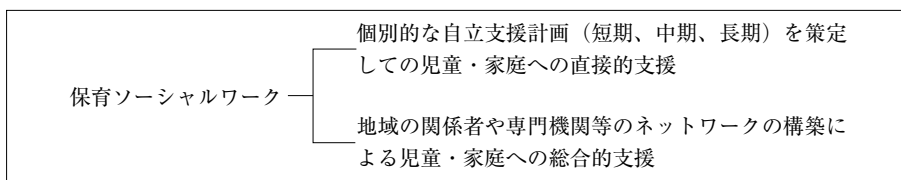


図2 保育ソーシャルワークの構成要素

(出所) 櫻井慶一『あらためて子ども子育て支援の意味について考える』全国保育協議会編『平成27年度公立保育所トップセミナー 研修要覧』2015年8月、71頁を一部修正

図2について若干補足するならば、上段の「自立支援計画の策定、直接的支援」の実施は、保護者（家庭）との協働作業としてなされなければならないことは『保育所保育指針』にある保育の基本原則でもあり、実際には特段意識しなくともどこの園でも実施していることである。また、下段のネットワークの構築に関しては、近年の多くの「気になる子」等への対応では「保育所」での保育と「発達支援センター」等での療育等が並行して行われていることが多いので、（必要に応じて）どこの園でもその程度は別としてすでに実施していることであろう。そのような理解に立てば、実は今日の多くの「保育所」では、「何らかの生活課題を抱える個人又は家族の問題解決のためにワーカーが周囲に働きかける」ことという一般的なソーシャルワークの理解に基づく対応をすでに実践していると考えても良いことなのである。

むしろ「保育ソーシャルワーク」の普及を進めようとする立場からの今日的な大きな問題点は、すでに各地域での「保育所」には数多くのすぐれた事例があるにもかかわらず、それらが当事者に「ソーシャルワーク」実践として意識されていないということにあるように思われる⁴⁾。その結果、当事者自身には「ソーシャルワーカー」としての自覚が無いまたは薄いわけであるので、「保育所」として当然なされなければならない当該児童や保護者、関係者、関連機関、行政等への働きかけが不十分になったり、その後の計画的、継続的な適切な処遇が展開できないなどの二次的な問題を生じてしまうことが課題となるのである。

しかし、同時に図2をみると、「保育ソーシャルワーク」は「保育所」単独ではできないこと、もちろん一人の保育士の力だけでできることではないことも理解できる。今日の「保育所」運営には、一人の児童（家庭）の問題解決のために「保育所」職員全体や時には地域の関係者の総力をあげたいわゆる「チーム保育」という考え方が求められているのである。しかもそうした対応をしなければならない理由は、後でも触れるが、「一人の児童も家庭も排除しない」という「インクルーシブ」な社会づくりという法的要請に基づくものであり、児童福祉施設である「保育所」が恣意的に進めて良いような問題ではないからである。

「保育ソーシャルワーク」を進めるにあたり、当該児童やその家庭、さらには児童の一般的な発達の姿そのものを最も良く知っているのは保育士である。他機関の専門家、とりわけ社会福祉士や臨床心理士等との協力体制づくりは当然必要なことであるが、ただその場合でも、他職種の専門家の支援が、「保育所」の通常の生活や遊びとかけ離れた特殊な方法や評価にならないように気をつけることが強く求められる⁵⁾。長期にわたり責任ある対応や組織づくり、関係機関との継続的なかわり、相談・援助の経験を一定程度有している人材等々を考慮すると、現実的には「保育ソーシャルワーカー」の役割は、当面は各園の園長や主任級の保育士等が担うことが自然であり望ましいことと思慮されるのである。

2. 保育ソーシャルワークという語句の使われ方とその必要性

(1) 「保育ソーシャルワーク」という語句の使われ方

研究者間で広く「保育ソーシャルワーク論」が論じられるようになったのは、「児童虐待防止法」が施行された2000年前後からのことと思われる⁶⁾。しかし、保育現場で、「保育ソーシャルワーク」という語句がいつ頃から使われだしたのかについてははっきりしない。むしろ今日でも、「保育所」には「ソーシャルワーク」という概念はほとんど広がっていないと言う方が正しいであろう。

そうした背景には2つの大きな要因があるように思われる。その第一は、現場で最も重視されている『保育所保育指針』そのものにまだその語句がないという制度的な問題である。「ソーシャルワーク」の語句は、90年や98年の旧『保育所保育指針』はもとより、2008年の現行のそれでも「保護者に対する支援」が第6章で独立して設けられたにもかかわらず、直接的には見あたらないのである。08年に出された『保育所保育指針解説書』には「ソーシャルワーク」という語句はようやく何か所か出てくるが、その語句の使用については、「保育士はソーシャルワーカーではないが」とわざわざ断り書きがなされている状況である⁷⁾。

二点目の理由としては、しばしば指摘されるように、わが国のこれまでの大学、短大等での保育士養成カリキュラムが狭義の児童への「発達支援」中心であったという構造的な問題がある。現今のカリキュラムは、講義や演習科目はもとより、実習を含めた学習内容の基本視点は「定型」発達児とどのようにかわるかがほとんどであり、保護者対応（相談・援助）や「ソーシャルワーク」の実際場面に触れる経験は、「個人情報保護」重視の昨今の風潮もあり、就職するまでほとんど得られないのが実態だからである⁸⁾。そのため先の図1でいうならば、相変わらずの最狭義の「保育（子育て支援）」の対応にとどまる教育をしている養成施設や教員もまだ少ないのが実情と思われる。これらの2つの理由に加え、保育士の役割は子どもへの直接的な「ケアワーカー」と考える現場意識とも重なり、児童福祉施設の「保育所」でありながら「ソーシャルワーク」がなされていなくとも、特段それが不思議なこととは思われずに今日に至っていると思われるのである。

(2) 保育ソーシャルワークが求められる背景と直接的な必要性

わが国で、保育ソーシャルワークが求められる法的な必然には、2004年の「発達障害者支援法」を皮切りに、「障害者基本法」の抜本改正、「障害者差別解消法」の施行、「障害者権利条約」の批准、「学校教育法」施行規則等の改正などのこの数年の一連の法改正の動向がある。それらの流れは、「障害者権利条約」を早期に批准しなければならないために進められてきた国内の体制整備の一環であるが、わが国でもようやく、「一人の児童も保育所や幼稚園、学校等から差別・排除してはならない」という「インクルーシブ」な社会づくりが少なくとも法的には求められるようになってきたこととして高く評価しなければならないことである。

「保育所」での「一人の児童も落ちこぼさない」ための「ソーシャルワーク」対応はこのように法的に求められるものであり、先にも述べたように「恣意的」なものなどでは決してないのである。その意味では、保護者の立場ではきちんとした対応が全ての「保育所」でなされることはむしろ当然であり、行政の責任としてきちんと進められなければならないことである。今日的には、例えばネグレクトを含む被虐待児や障害のある児童、あるいは近年ではいわゆる「気になる子」、貧困（母子）家庭（児童）、外国籍の児童、さらには心の問題や家族関係上の深刻な悩みを抱えた「心配な親」等々の増加等々をめぐってどのような「ソーシャルワーク」対応が「保育所」でなされたのが課題となろう。そうした例の一端を具体的に示せば表1、表2のようなものがある。

表1 保育所での特別な支援を要する児童や家庭の割合（公・私立平均）

- a, 生活面・精神面などで支援の必要な家庭あり =61.5%、平均 3.2 ケース
 b, 障害児保育の実施率 =74.8%（公営は 83.6%）、平均 2.4 人
 ＊障害保育の加算対象外のいわゆるボーダーライン上の子どもがいる率は 84.3%
 c, 保育所で虐待の疑い家庭あり =28.7%、平均 1.7 ケース

（出所）全国保育協議会『全国保育実態調査報告書 2011』、平成 24 年 9 月より作成

近年、全国的に表1にあるような、従来の「障害児保育」の概念とは異なる「軽度発達障害児」等のいわゆる「気になる子」が増加していることについては、筆者は昨年のこの『紀要』でも触れ、そこでは公立保育所だけではあるが、「気になる子」の全国在籍率の平均が 10.3%という数字も紹介した⁹⁾。この率は、全国の義務教育普通学級でのそれらの児童の在籍率が 6.5%（他に特別支援学校生らの 2.9%を加えると、合計 9.4%）とされていることにもほぼ符牒するものであり（文部科学省『通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果』平成 24 年 12 月参照）、公立保育所だけの特別例外的なものではない。さらに今日では表1の a にみるように「心配な親」や対応の難しい親の増加も関係者を一様に悩ませていることも周知の通りである。

保育所に 10%を超えるような「気になる子」が在籍しているという現状は、そうした児童への対応を一部の特別な専門機関にだけまかせておけるような状況ではない。専門機関の充実自体はもちろん必要なことではあるが、保護者の立場では、そうした機関での「療育」はそれ以外の場所ではなかなか般化されにくい限界もあり、何よりも最も家庭に近くさらに数も多い「保育所」に「ソーシャルワーク」機能がきちんと備えられ、直接的支援や連携による総合的な適切な対応をしてもらえることを期待することは当然であろう。

さらに保育ソーシャルワークの必要な例については、こうした児童本人の問題だけではなく、利用家庭の状態からも考えることができる。表2は、筆者が「全国夜間保育園連盟」から依頼され実施した利用者調査の一例であるが、夜間保育所の利用者属性として母子家庭等のひとり親率が 25%を超えているように非常に高いことが分かる。それらの家庭が経済的に大変な状況にあることは他の調査項目からも裏付けられており、実際に昼夜にわたるダブルワークを余儀なくされている家庭もあった¹⁰⁾。わが国全体としても母子家庭の貧困率が5割を超えるなど、先進国では突出して高く社会問題化していることは周知の通りである。

表2 夜間保育所の利用者の家族形態

家族形態	人数（比率）
両親家庭	995（74.5%）
母子家庭	322（24.1%）
父子家庭	19（1.4%）
合計	1336（100%）

（資料）全国夜間保育園連盟編『平成 22 年度 全国夜間保育園利用者調査—現状と課題（改訂版）』2010 年 10 月

（出所）櫻井慶一編『夜間保育と子どもたち—30 年のあゆみ—』北大路書房、2014 年、200 頁

そのため同連盟では、2008年12月に大阪市内での全国大会で「大阪宣言」を採択し、保護者等へのきめ細かな対応を可能にする「改善要望書」を厚生労働省に提出している。夜間保育園には養護性の高い子どもが多い現状に踏まえ、その要望の3点目に、『保育所的機能を有効活用するため、保育ソーシャルワークの役割を担う「保育福祉士（仮称）」のような資格制度を創設し、これを児童家庭支援センターに配置するなどの対応が必要である』ということを求めたのである。ここでは「保育ソーシャルワーク」及びその担い手としての「保育福祉士（仮称）」という語句が見られることが注目される。「保育福祉士（仮称）」の意味は、「保育ソーシャルワーカー」とほぼ同義である。『大阪宣言』はそうした語句を、公的な保育団体が最初に使用した例としても評価してよいものと思われる¹¹⁾。

3. 保育ソーシャルワーカーに求められる専門性とその養成

(1) 保育ソーシャルワーカーに求められる専門性

保育ソーシャルワークを展開していく時、「保育所」およびその担当者に求められる専門性とはどのようなものであろうか。基本は何よりも「一人の児童も落ちこぼさない、受け入れる」という「インクルーシブ」な保育理念（価値理念）があることは当然である。筆者はそれに加えて、先の図1から、①発達支援（自立支援）計画の策定と実践にかかわる知識・技術、②「保育所」内部の当面及び長期的な組織づくり、外部との連携・協力体制づくり、そして具体的な処遇（保育・療育）のための知識と技術、③「保育所」全体としてそれらを計画的に遂行するマネジメント能力の3点が必要と考えている。

①に関しては、「障がい診断」は医師の領域であろうが、保育士には（保護者にとってはそれ以上に大切な）、最初の「気づき」や「見立て」ができること、当該児童や保護者の「困りごと」感に寄り添った適切な関わりや働きかけができる技術、保護者等とのコミュニケーション能力が必要と思われる。わが子の「障がい」を認めない保護者が現実的には多いことを考慮し、日頃からの信頼関係の構築が必要であるが、その為には正しい発達診断「アセスメント」に必要な能力や最小限の簡単な調査や統計的な見方も必要な資質となろう。

②に関しては、具体的に見えるかたちで保育士等の児童（保護者）への直接的な処遇能力を高めることが何よりも求められる。保護者が求めていることは「診断」ではなく、それではその先「どう具体的にかかわればよいのか」ということだからである。今日、全国各地の保育士会等が作成している対応『マニュアル』を見ると、その内容には共通して「気になる子」等への働きかけに必要な心理療法の基礎的知識・技術等が具体的に分かりやすく盛り込まれているという特徴がある¹²⁾。

③に関しては、何よりも組織（施設）全体のモチベーションを下げないために、主たる担当者へのチーム保育」として必要な保育所職員全員の協力や激励、時には園長等からの「スーパバイズ」、外部専門機関との連携・調整のためのマネジメント力などが求められよう。

しかし、実際にこのような諸能力を兼ね備えた「保育所」や保育士、あるいは「専門家」そのものが地域にはほとんどいないと思われる。大半の「保育所」では、こうした研修を受ける時間的、経済的余裕すらないのが現状であり、必要性は感じていてもとても対応できないというのが実態であろう。そうした現場の状況改善のためには、「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」の一日も早い改正が必要であることは言うまでもないが、と同時に、それまで待つことはで

きない切実なニーズへの対応が少しでも可能になるように、実践的かつ組織的な「保育所」での研修の強化や地域での支援体制の強化がそれゆえに強く望まれるのである。

(2) 保育ソーシャルワーカーの養成と今後の展望

保育ソーシャルワークの必要性とワーカーに求められる専門性（資質）についてはすでに述べた。しかし、「保育ソーシャルワーカー」の育成のための研修会等は組織的にはまだほとんど始まっていない¹³⁾。全国の研究者や現場職員を中心に、2013年11月に結成された「日本保育ソーシャルワーク学会」（会長 熊本学園大学教授 伊藤良高）が、その事業の一つとして、ようやく2016年度から全国2か所でワーカー養成講習を開始しようとしているのが現在である。

その講習のあり方や受講生への資格付与、今後のあり方等々を考えるための参考資料として、近接した資格等を簡単にまとめたものが表3である。いずれも資格取得のための研修会等の受講には保育士資格が有効のものであり、保育ソーシャルワーカーと職務上のつながりがあると考えられるものである。

表からは「ソーシャルワーク」中心のスクールソーシャルワーカーと、「ケアワーク」中心の医療保育士及び放課後児童支援員資格とに大別できる。保育ソーシャルワーカーの立ち位置は微妙であるが、養成研修ではソーシャルワーカーをめざすことは当然であろう。

周知のように、表中の「スクールソーシャルワーカー」は生活が困窮している児童（家庭）や障がいのある児童、いじめや不登校、校内暴力、虐待問題等々の課題をかかえる児童とその保護者支援のために地域に積極的に出かけ、その環境や関係の改善・調整等を学校の教師や職員たちと協働で回り、その解決をめざす立場の社会福祉の専門家である。制度的には文部科学省が2008年からその活用を図ってきた事業であるが、自治体の中にはそれ以前から退職教員や臨床心理士等を活用してそうした活動を展開してきた経緯もあり、今日でもその担当者は社会福祉士等の狭義の福祉専門家には限定されていないという特徴がある。

しかし、表だけでは分からないがその資格者養成にあたっては、2009年度に「日本社会福祉士養成校協会」が策定したカリキュラムを基準に、社会福祉士資格取得者を基礎資格者として、それに上乘せする形で資格を独自に付与する大学も近年では増加している。そのため、その職に実際に就くものも大学卒業者とりわけ福祉関係の資格取得者が増加している傾向がある。

文部科学省は、いじめ自殺等の問題が噴出していることに対処するため、2016年度から新たにスクールソーシャルワーカーを全国の学校に置く専門職種の一として規定し、5ヶ年計画で1万人を増員して全国の中学校全校に普及を拡大しようとしている。このことは、学校現場で起こっている問題がそれだけ深刻だということであるが、同時にこれまでのスクールソーシャルワーカーの「外部配置」の限界がある意味で示すものとも考えられよう。

「医療保育士」は原則として医療現場で働く保育士であるが、近年は病児・病後児保育や障害児療育施設等での保育支援にも進出している点で保育ソーシャルワーカー業務との関連もある。しかし、保育ソーシャルワーカーは必ずしもその職場は狭義の保育所に限定されないが、医療保育士の場合は原則として「医療機関」内で医師や看護師との連携（指示）をベースに、入院中の子どもの心のケアや遊び、生活支援、家族支援等の保育士固有の領域の業務を行う「ケアワーク」的側面が強いなどの相違がある。

「放課後児童支援員」は、子ども・子育て支援新制度の実施にともない2015年度から新たに法定化されたものである。全国約10万人の職員たちに関わる大きな変革であった。厚生労働省は、

2015年度からの5か年間で全ての職員に法定の16科目の受講をめざし有資格者養成に乗り出したが、毎年度の離職率も高いので実際にどの程度まで目標が達成されるかは微妙である。「気になる子」対応では、学校とはまた違う意味で連携・協力、情報共有等が必要と思われる¹⁴⁾。

表3 保育ソーシャルワーカーと他の関連職員の養成体系等比較 (2016年1月20日)

事項	名称	保育ソーシャルワーカー	学校(スクール)ソーシャルワーカー	医療保育士	放課後児童支援員(学童保育指導員)
対象と目的		生活や発達等に課題のある子どもとその保護者を対象に、子どもの最善の利益確保とその保護者のウェルビーイングの実現	児童本人や家庭環境上の特別な配慮を要する児童とその保護者を対象に、その人権擁護と発達の保障	医療を必要とする子どもとその家族のQOLの向上、医療行為を受ける子どもへの間接的・精神的寄与	放課後留守家庭児童を対象に、遊びや生活による児童の健全育成
主たる活動の場と所属		保育所、幼稚園、認定こども園、子育て関連支援施設、児童福祉施設	学校、教育委員会(市町村)	病院、診療所、(病児保育室、障がい児施設)	放課後児童クラブ(市町村、社会福祉法人、NPO等)
資格講習会、研修会等の受講のために求められる一般的な基礎資格		保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、精神科医、保健師、看護師(准看護師)	特になし 実際には社会福祉士、精神保健福祉士、教員(教職経験者)、臨床心理士等の資格取得者が多い	保育士 ただし学会認定の医療保育専門士講習には病院での1年以上の実務経験が必要	児童の遊びを指導する者の資格(保育士、社会福祉士、教員等)、その他
「資格者」養成のための履修科目等の内容		*1、保育ソーシャルワーク論など8科目(各科目90分)、2016年度予定	一定の基礎資格者+講習会の受講。または、ワーカー養成大学等で定めた所定の単位取得者	*2、静岡県立大学短大部の養成課程のように医療保育士とは別の流れもある	厚生労働省の定める『研修ガイドライン』が示す6分野、16科目(各科目90分)
関連学会名		日本保育ソーシャルワーク学会	日本学校ソーシャルワーク学会	日本医療保育学会	日本学童保育学会
備考(上級資格の養成等)		*3、中級保育ソーシャルワーカーの資格取得希望者は、90分14コマの講座受講が必要(予定)	2009年度から、日本社会福祉士養成校協会の協賛による教育課程がある。社会福祉士等資格に上乘せ校もあり	1年以上の経験+講習会受講による日本医療保育学会認定による「医療保育専門士」資格	厚生労働省の「省令基準」の「運営指針」で2015年度から国家資格化

(備考) 本図表の作成には各団体のホームページ(2016年1月16日)の他、日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界—理論と実践—』見洋書房、2014年。日本学校ソーシャルワーク学会10周年記念誌編集委員会編『学校ソーシャルワーク実践の動向と今後の展望』2015年。放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会編『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材』中央法規、2015年等々参照した。*1、*3は日本保育ソーシャルワーク学会文書「保育ソーシャルワーカー養成研修(仮称)のあり方検討会の検討状況について」による。日本保育ソーシャルワーク学会ではさらに中級資格者の上に学会加入等を必要とする上級保育ソーシャルワーカー資格も構想している。*2 静岡県立大学短大部のそれはイギリスの「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト」養成を参考に講座が生まれ、平成19年度から現在(2015年10月)までに129人のHPSが誕生しているという。受講者も医療保育士とは異なり、保育士や看護師、幼稚園教諭等も広く認めていることが特徴である。「ホスピタル・プレイ協会」http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site(2016年1月25日閲覧)。

おわりに

保育ソーシャルワーカーの今後のあり方や普及方策を最後に簡単にまとめておきたい。論点は多岐にわたるが、すでに紙幅が尽きている。①基礎資格に何を求めるか(保育士か社会福祉士かその両方か)、②配属先をどう考えるか(各「保育所」単位か市町村の保育課等におき必要に

応じて出張するか)、③普及・拡大をどのようにはかるのかという3点について結論だけを簡単に述べておきたい。

最初の①基礎資格は、本稿で繰り返し述べてきた「気になる子」等の対応には当該児童や家庭状況だけではなく、児童の一般的な発達過程や指導方法についても良く知る職員の存在が不可欠である。そのためにも基本は保育士資格であることが望ましいと考える。社会福祉士等がかかわる場合でも「保育」についての基礎的素養があることが前提となろう。

次に②の配属については、「保育所」で「気になる子」がすでに10%を超え、貧困児童が6人に一人という割合で存在している現状等を考慮すると、(乳児の多数在籍する保育所での看護師の規定と同様に)各園単位が望ましいと考える。外部派遣の限界は先行したスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの例で示されている通りだからである。

さらに③の普及・拡大の具体的方策については、在学中に「ソーシャルワーク」の力をつけ卒業してもらうことが望ましいが、現実的にはカリキュラムや実習等の改定はかなり困難であり、保育界の意識改革も簡単にはできないと予測される。当面できる方策は、全国各地でできるだけ多くの現職の「保育所」職員、とりわけ園長や主任等の一定の相談・援助業務の経験のある者を対象にソーシャルワークに関する実践的な研修を実施し、ソーシャルワーク視点(意識)のある現場職員を一人でも増やすことしかないように思われる。

本稿中でも述べたように、すでに多くの「保育所」の実践にはすぐれた「ソーシャルワーク」事例も多い。その意味では養成研修と並行して、そうした実践例の紹介やその意義を保育関係者に理解してもらうために関連学会や「保育所」等のさまざまな研修会の場で周知する啓蒙活動をすすめることも有効であろう。また、新制度の「地域子ども・子育て支援事業」の「子育て支援総合コーディネーター」にはソーシャルワーク的な活動も期待されている。家族支援の視点からは、母子保健とリンクした「子育て世代地域包括支援センター」との連携・協力、情報交換、合同研修等も意味深いことと思われる。「インクルーシブ」な視点に立ち、地域のすべての児童の保育の権利保障のためには、児童福祉施設である「保育所」が「ソーシャルワーク」機能という専門性を拡大し、地域の「セーフティネット」としての役割をきちんとはたすことが必要である。あらためて「保育所」が児童福祉施設であることを確認したいものである。

(注)

- 1) 保育ソーシャルワークの概念については、保育(ケアワーク)をベースとするか福祉(ソーシャルワーク)をベースにするかという基本的な立場や理念、その機能や実践主体、主たる展開場所等々も確定しているわけではない。なお、鶴宏史『保育ソーシャルワーク論』あいり出版、2009年、54～55頁参照。
- 2) 日本保育ソーシャルワーク学会「保育ソーシャルワーカー養成研修(仮称)のあり方検討会」の検討状況について」2015年3月。3-(6)-④、表3の*1、*3の出所も同様である。
- 3) 櫻井慶一『初めての児童・家庭福祉』学文社、2009年、8頁参照。
- 4) 例えば、全国保育協議会編『公立保育所の強みを活かした「アクション」実践事例集』2015年6月には22の事例が収められているが、そのうち18事例は、図1に関連させて考えれば広く「ソーシャルワーク」事例として評価して良い内容である。残りの4事例もソーシャルアクションにかかわるものがあり、保育所実践は当事者が意識しようがしまいが、本質的に「ソーシャルワーク」であることが強く示唆される。
- 5) 野本茂夫「協働の関係が成立していくために」日本保育学会編『地域における保育臨床相談のあり方』ミネルヴァ書房、2011年、108～116頁参照。保育所での外部専門家と保育士の役割分担が簡単なことではなく、深い協力と相互理解の必要が述べられている。保育園長等のマネジメントがここでも必要と思われる。

- 6) 山本佳代子「保育ソーシャルワーク研究の動向と課題」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界—理論と実践—』晃洋書房、2014年、2頁によれば、2001年に1本であった研究論文が次第に増加して、2007年以後では各年6本程度になり、2013年度までで53本にのぼっていることが明らかにされている。2003年に児童福祉法が改正され、保護者支援が保育所の業務とされたが、そこでの保護者支援は主として「虐待防止」の観点からのものであり、本稿で取り上げているような主体的な「保育ソーシャルワーク」視点でのものではない。
- 7) 厚生労働省編『保育所保育指針 解説書』184頁参照。ここでは「保育所や保育士はソーシャルワークを中心的に担う専門機関や専門職ではない」とされているが、その前段ではその必要性についても触れている。厚生労働省自身の「ソーシャルワーク」概念がまだはっきりしていないのである。
- 8) 田島望「保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育—子育て支援における実践の把握を通しての考察—」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワーク学研究』第1号(創刊号)2015年11月では、地域子育て支援センター拠点事業の現状を参考に、保育士養成課程の保育実習に支援センターでの保護者支援の内容を盛り込むことは可能ではないかと提案されている。筆者も同感である。
- 9) 櫻井慶一「保育所での“気になる子”の現状と“子ども・子育て支援新制度”の課題」『生活科学研究所紀要 第37集』文教大学、2015年3月。またその在籍率等については、櫻井慶一「公立保育所の現状と新制度下でのこれからのあり方を考える」全国保育協議会編『公立保育所の強みを活かした「アクション」実践事例集』全国社会福祉協議会、2015年、6頁参照のこと。
- 10) 櫻井慶一編『夜間保育園と子どもたち—30年のあゆみ—』2014年、資料3、4頁参照。
- 11) 『同上』資料4、21～23頁等参照、外部専門家の活用は夜間保育園連盟の「宣言」では、2002年の「倉敷宣言」も夜間・深夜のニーズにも対応できる子育て相談事業の展開などを求めており注目される。
- 12) 最近のそうしたものでは、熊本県健康福祉部編『発達が気になる子の早期気づきと支援に向けて～保育所/幼稚園での活用ガイド～』平成26年3月、平塚市・鎌倉市他編『ちょっと気になるあの子へのアプローチ、保育園・幼稚園の先生のための巡回指導 Q&A』平成26年3月などがある。それらに共通しているのは、簡単なアセスメントシートや「気になる子」等の具体的な療育のための参考として、応用行動分析などの事例、諸種のマッピング技法、ペアレント療法等々の心理療法に一定の頁をさいていることである。
- 13) 2009年度から大阪府で社会福祉協議会と私立保育園団体とが共催し、知事が認定している通称「スマイルサポーター」制度は、「育児相談」を超えた「ソーシャルワーク」的な活動をめざすものとして注目される。その活動の一端は『ぜんほきょう』2015、12月号参照。
- 14) 東京都社会福祉協議会編『保育所と学童保育の連携による学齢期の成長を見据えた保育』2015年2月、83頁参照。同調査では、保育所利用の保護者の7割以上が「保育士が気にしていたこと」や「健康状態」などを放課後児童クラブに引き継いで欲しいと考えている。学童保育側でも情報の共有を求める声は強い。

社会統合の概念とソーシャル・キャピタル

The Concept of Social Integration and Social Capital

森 恭 子*
Kyoko MORI

要旨：本稿は、社会統合の概念を若干整理し、難民の社会統合と SC の関連について明らかにすることを目的とする。社会統合の概念については、地域統合において移民・難民の移動が活発な欧州連合（EU）の委員会等の文献や報告書を中心に整理する。また難民の社会統合については、主にイギリス内務省の委託報告書「統合の指標」を踏まえ SC との関連について論じる。

社会統合の概念は、EU の社会統合政策の動向を踏まえると、移民と受入れ社会との双方向のプロセスとして今日的には捉えられてきており、個人のアイデンティティ・権利の尊重、差別の排除、参加の促進等が重要な要素であった。そしてイギリスの難民の社会統合をみると、その双方向のプロセスを促進する方策として、統合の他の指標と並んで SC に依拠した社会的つながりのタイプ—結合、橋渡し、連結が重視されていた。結合的なつながりは、難民のアイデンティティを保持することに寄与し、同化ではない社会統合を円滑に促進できると肯定的に捉えられていた。また、社会統合には客観的統合とともに主観的統合についても無視できず、主観的統合においても SC の果たす役割が期待され、社会参加に加え社会貢献の感覚も重要な要素となることが推察された。

キーワード：社会統合、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）、難民、社会的結束、主観的統合

1. はじめに

近年、日本では難民申請者数は急増し、2014 年にはその数は 5000 人（前年比約 53%）で過去最高を記録した。10 年前に比べるとその数は 10 倍以上となっている¹⁾。日本政府は、国際貢献及び人道支援の観点から、2010 年に難民キャンプからミャンマー難民を計画的に受け入れる「第三国定住プログラム」を 5 年間試験的に実施し、今後も本事業を継続的に行うことになった²⁾。2015 年には欧州諸国へのシリア難民の大量流入が世界的な話題となり、国際社会の中で難民保護の議論がいつそう高まっているが、日本も相応の責務を担うことが期待されるといえよう。既に難民・移民を多く受入れている欧米諸国は、彼らの社会統合政策に積極的に取り組んでいるが、社

* もり きょうこ 文教大学人間科学部

社会統合プロセスにおいて、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本：以下、SC）が一つの重要な要素として認識されている（森 2013）。SC の代表論者であるパットナムは SC を「調整された諸活動（人々の協調行動）を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」（Putnam 1994 = 2001 : 207）と定義しているが、一般的に豊かな SC はコミュニティにおける共同の利益のための行為を促進し、社会の有効性や効率性を高めることに寄与するといわれている。社会統合の促進においては、SC はホスト社会と難民・移民集団との対立や分離を避け、安心・安全な社会を構築する手段とみなされる。福祉分野では SC はソーシャル・サポートやソーシャル・ネットワークを包含する概念として認識され、周辺化されたマイノリティや地域社会をエンパワーする介入に関連し（NASW 2008）、ソーシャルワーク実践でその活用の有効性が示唆されている（Midgley & Livermore 1998, Ersing & Loeffler 2008, Howkins & Maurer 2012 など）。

本小論では、社会統合の概念を若干整理し、難民の社会統合と SC の関連について明らかにすることを目的とする。社会統合の概念については、地域統合において移民・難民の移動が活発な欧州連合（EU）の委員会等の文献や報告書を中心に整理する。また難民の社会統合については、主にイギリス内務省の委託報告書「統合の指標」（Ager & Strang 2004）を踏まえながら SC との関連について述べる。

2. 社会統合の概念

社会統合（social integration）の捉え方は一様ではなく統一した見解があるわけではない。しかし、その概念の中には、個人のアイデンティティ・権利の尊重、差別の排除、参加の促進、ホスト社会と移民・難民の双方向の相互適応過程（mutual adjustment）という共通項がみえてくる。

異文化適応に関する研究で著名なベリーは、かつて適応形態の 4 類型を（図 1）のように整理した（Berry 1986）。彼によれば、「統合」は、「同化」と区別されるものであり、「アイデンティティ・文化」およびホスト社会との「つながり・参加」の双方が保持されていることが重要なファクターとなっている。この考えは後述するように、現代の EU の社会統合概念に広く根付いている。

		自己同一性と文化の維持	
		はい	いいえ
つながり 受入れ国民との肯定的な	はい	統合 (Integration)	同化 (Assimilation)
	いいえ	分離 (Separation)	周辺化 (Marginalization)

（出典）Berry, W. J. (1986) The Acculturation Processes and Refugee Behavior, in Carolyn L. Williams & Joseph Westermeyer, eds., *Refugee Mental Health in Resettlement Countries*, Hemisphere Publishing Corporation, pp25-38.

注）自己同一性と文化の維持（「自分達のアイデンティティと文化を維持することが大事ですか？」）／受入れ国民との肯定的なつながり（「主流となる支配的社会と積極的關係を持つことが大事ですか？」）

図 1 適応形態の 4 類型

欧州諸国では、1990年代以降、地域統合を進める中で各国の移民政策を調和させる必要性が認識され、EUの共通移民政策に向けた取り組みが既に進んでいる（和喜多2009）。そこでは、社会統合はホスト社会の人々と移民・難民との対立を回避する統合の過程（プロセス）として捉えられるようになってきている。

1999年に欧州理事会は、EUの権限強化に伴い「タンペレ・プログラム」を採択しEUの共通移民政策の構築に向けた第一歩を踏み出した（和喜多2009；木戸2009など）。それによると、共通の庇護・移民政策（Common EU asylum & Migration Policy）は、4つの柱、すなわち①出身国とのパートナーシップ、②共通の庇護システム、③第三国国民の公平な処遇、④移民フローの管理から構成されており、③の中で「統合」について以下のように述べられている。

「欧州連合は、EU域内に合法的に居住する第三国国民の公平な取扱いを保障にしなければならない。より強力な統合政策は、彼らに対しEU市民と同等の権利と義務を与えることを目指すべきである。また同時に経済的、社会的、文化的な生活における非差別を強化し、人種差別や排外主義に対抗する方策を伸長させなければならない。」（European Council 1999）*下線は筆者

この統合は第三国国民（EU域外の外国人）がEU市民と同等の権利・義務を認める公平性を重視するものであり、若松の言葉を借りれば「公正な処遇パラダイムと社会的包摂」に特徴があるといえる（若松2012：157）。

次いで社会統合の概念は、ホスト社会と移民との双方向の過程（two-way process）が強調され始める。例えば欧州委員会の「移民、統合および雇用に関する欧州委員会通知」（2003）では、以下のように述べられている。

「統合は、EU域外からの合法的な移民と彼らの完全参加を与える受入れ社会とのお互いの権利と義務を基礎とする、双方向の過程として理解されなければならない。これは一方で、個人が経済、社会、文化、市民生活において参加できるような方法で、移民の公的な権利を受入れ社会が保障する責任があること意味し、他方で移民が自らのアイデンティティを放棄することなく、受入れ社会の基本的な規範や価値を尊重し、統合プロセスに能動的に参加することを意味する。」（Commission of the European Communities 2003:17）*下線は筆者

ここでは移民の完全参加を保障していく受入国の責任が明らかにされるとともに、移民が彼らのアイデンティティを保持することを確認しながら、統合が「同化」とは異なることが示されている。しかし一方で同時に受入れ社会の規範や価値の尊重を移民に要請している。こうした方向性は徐々に高まってくる。

2004年には移民統合政策のためのEUの共通基本原則（Common Basic Principles for Immigration Integration Policy）が策定され、また2005年には、統合のための共通アジェンダ（A Common Agenda for Integration）が採択される中で、共通基本原則の実施の強化が図られていく。その原則の1では統合が双方向性プロセスであることが確認されている。

「統合は、すべての移民と加盟国の住民による相互の適応（*mutual accommodation*）のダイナミックな双方向過程である。」（Justice and Home Affairs 2004：19-24）

しかし、同時に原則2では、ヨーロッパの基本的価値を尊重することが明記されており、移民がそうした価値や規範にコミットメントすることをいっそう強調している（若松2012：154）。

EUが統合の対象とする移民は、第三国国民、すなわちEU域外からの合法的な移民であるが、移民と難民を必ずしも明確に区別しているわけではない（UNHCR 2013：11）。難民の支援に特化するUNHCRは、難民の統合について以下のように述べている。

「統合は、難民自身の文化的アイデンティティを控えることなく、ホスト社会に適応する難民の側の準備、そしてホストコミュニティと公共機関の側が、難民を歓迎して多様な集団のニーズを満たすことに対応する準備を含む、すべての関係者による努力を要求する。」(UNHCR 2005, 2013: 14)

UNHCR が提唱する統合概念も双方向プロセスであるが、ここでは他者による「歓迎」(Welcome) を前提とし、他者とは受入れ政府のみならず、受け入れる社会のすべての人々を含めている。「歓迎」という抽象的な表現であるが、積極的および消極的排除（「無関心」、「敵意」など）をしない社会の有様を期待している。そして特に①法的プロセス、②経済的プロセス、③社会的・文化的プロセスの3つの側面が基盤となることを強調する（UNHCR 2013: 15）。

他方、こうした双方向なプロセスを前提とした統合は、とりわけ近年のイギリスでは社会的結束 (Social Cohesion) と並んで促進されている。2001年の北イングランドで起こった人種暴動や2005年のロンドン同時多発テロ等を背景に、社会秩序やナショナル・アイデンティティを危惧するイギリスでは、統合を強化するために2006年にコミュニティ・地方政府省の下に「統合・結束委員会 (The committee of integration and cohesion)」を設置した (岡久 2008)。その委員会の報告書『私たちの共有される未来 (Our shared Future)』(2007) の中では、以下のよう
に結束と統合は区別されている。

「結束は、主に異なる集団がより良くやっ
ていくこと (get on well together) を確
実にするために、すべての共同体 (コ
ミュニティ) で起こるべく過程であり、
他方、統合は、新しい住人と既存の
住人がお互いに適応することを確
実にする過程である。」(p.9)

そして、統合および結束は車の両輪のよう
に一体的なものとして捉え、地域社会
の新しい輪郭を描こうとしている (2007: 9-10)。

翻って、日本の政策をみると、社会統合政策という表現ではなく中長期的滞在の外国人に対しては「多文化共生施策」がそれに代わる包括的な施策として理解されている⁴⁾。しかし、各省庁で使用される用語や英語表記は必ずしも統一されているとはいえない。例えば、総務省は多文化共生施策（「Multicultural Society」あるいは「Multicultural Coexistence」）を用い、内閣府は、定住外国人を含む共生社会政策（「Social Cohesion」）、また外務省は、在日外国人の社会統合（多文化共生）施策（カッコをつけて表現：「Social Integration」）を用いることが多いようである³⁾。

日本の移民・外国人研究でも「社会統合」(あるいは「社会的統合」)よりも「多文化共生」や「社会的包摂」(social inclusion) の用語が多用されている。しかし最近では「共生」のもつ曖昧さが批判され、「社会統合」の使用を支持する声もある。山本 (2006) は、「共生」は、「共に生きる」という非常に漠然とした、しかし聞こえのよい言葉であるとし、「共生」概念の問題点の一つは「共に生きたい」とすべての人々が等しく願っているという前提の上に成り立っている点であると述べている。また樋口は「共生」概念は①モデルに適合しない現実から目をそらしたり、そうした現実の排除に向かう、②政治経済的な格差に鈍感、ないしは格差を容認する言説を生み出す、などの傾向を問題点としてはらんでいると指摘している (樋口 2005: 295-7)。社会参加の観点について、西野・倉田 (2002) は、インドシナ難民の社会統合の調査の際に、社会的統合を「各領域集団に良好に参加できていること」と定義し、「各領域集団」とは、個人を中心とした同心円状に諸領域が広がっている捉え、もっとも内側から①家族集団、②成人の場合は職域集団、③子の場合は学校集団、④地域集団、⑤宗教集団、⑥エスニック集団、⑦政治集団とし

た。しかし、日本では必ずしもこのような統合の指標に踏み込んだ調査は多くはない。

3. 難民の社会統合の領域とソーシャル・キャピタル

統合に関する研究や政策・実践では、構造的あるいは機能的側面を捉え、統合の領域・分野や指標を明確にする試みがなされてきた⁴⁾。EUのサラゴサ宣言では、統合政策の重要な領域として①雇用、②教育、③社会的包摂、④活動的市民が示され、それぞれの領域での指標が明示され、これに則りEU統計局（Eurostat）は加盟国のモニタリングを実施している（Eurostat2011）。統合の指標によって、統合の概念が具現化され、抽象的な統合に輪郭が与えられることにより、ホスト社会の政策に具体的に反映されることが可能となる。

難民の統合政策については、ゼッターらがドイツ、イタリア、イギリスの社会統合政策や実践を調査し、以下の統合の指標を示している（Zetter et al. 2002）（表1）。

表1 統合の指標

領域	内容
市民権の領域	市民権のプロセスと制度
統治の領域	統治、行政、市民社会
機能的領域	社会及び経済的参加
社会的領域	民族、文化的アイデンティティ、ソーシャル・ネットワーク、ソーシャル・キャピタル

（出典）Zetter, R., Griffiths, D., Sigona, N. and Hauser, M. (2002) Survey on policy and practice related to refugee integration (Oxford: European Refugee Fund Community Actions 2001/2; School of Planning), Oxford Bookes University, 135-139.

彼らの報告では、社会的領域の中でSCの重要性に触れられているが、その中身については明確ではなかった。統合の指標とSCの関連は、英国内務省の委託報告『統合の指標』を作成したエイガーとストラングによる統合の枠組みの指標（4類型10分野）によって、より鮮明に表れるようになる（Ager & Strang 2004）（表2）。彼らの指標はゼッターらの指標と重なる部分が多く、例えば手段と標識にあたる部分は機能的領域に、また、社会的つながりにあたる部分は社会的領域、基盤の部分は市民権・統治の領域に関連している。

表2 統合の枠組みの指標

主題・題目 (Themes)	領域 (Domain)	説明
手段と標識 (Means and Markers)	雇用／住居／教育／健康	一緒にまとめられて、これらの領域は、統合過程における重要な要素として広く認識される到達の主な分野を表す。
社会的つながり (Social Connection)	社会的橋渡し (social bridges) 社会的結合 (social bonds) 社会的連結 (social links)	これらは統合過程の理解において関係性の重要性を強調する。
促進 (Facilitation)	言語・文化的知識／安心・安定	これらは統合過程にとって主な促進する要素を表す。
基盤 (Foundation)	権利・市民権	これは統合過程のための可能性と義務が確立される基盤を表す。

（出典）Ager, A. & Strang, A. (2004) Indicators of Integration: Final Report (London: Home Office Development and Practice Report, Research, Development and Statistic Directorate), 34に基づき筆者作成

この指標の中では SC という用語は使用されていないが、社会的つながりの領域として、パトナムに依拠した SC タイプを踏まえていることは明白であり、3つの領域—社会的橋渡し、社会的結合、社会的連結が取り上げられている（表3）。そしてそれぞれについて、政策および実践レベルでの具体的な測定の例も提示している。例えば、社会的橋渡しについては、青年クラブなどの参加、地域へのボランティアの参加、一般市民の難民への意識などが挙げられている（p18）。この指標は、イギリスの統合戦略の中で最も影響力を与え、統合において難民への地域社会への関与とソーシャル・ネットワークと SC の構築が強調されたといわれている（Goodson & Phillimore 2008）。

ここで留意すべき点は、エイガーとストラングは、難民の社会統合の中で社会的結合を重視している点である。結合型 SC は、一般的には同質的な人々（この場合は難民）の間の特殊な互酬性の関係や連帯を高める一方で、社会統合や社会的地位の移動を妨げる要因としてしばしば理解されている。しかし彼らは社会的結合は、難民自身の民族、宗教または地域に属する感覚を育むことができ、それは難民の同一化（identification）と関連しているため、このような感覚を難民が持ち得なければ社会統合が単なる同化になる恐れをあることを強調する。したがって難民統合においては結合は、橋渡し・連結と同様に重視される。

表3 社会的つながりの概要

領域	概要
社会的結合 (Social Bonds)	難民自身—そして統合への最たるアプローチ—特別の集団やコミュニティへの所属の感覚が重要であることを理解する。民族、宗教または地理的コミュニティでの自己同一性の感覚なしには、「同化」のリスクになる。この領域は、そのような所属を支持する。
社会的橋渡し (Social Bridges)	他の異なる国籍、民族、宗教的集団での社会的つながりを構築する—ミクシング（混合）—は統合の多くの定義の中心に置かれている双方向の交流を確立するのに必須である。他のコミュニティへの橋渡しをつくることは、社会的結束を助け、文化的理解を広め、経済的な機会を広げる機会へとつながる。
社会的連結 (Social Links)	地方自治と NGO サービス、市民の義務、政治的プロセスなどに参加することは、統合を支援する社会的つながりのさらなる実例を明示する。そのような活動への連結は、統合を評価することに関する、社会的つながり（その人のコミュニティとの結合や他との橋渡しと並んで）の三番目の領域を提供する。

（出典）Ager, A. & Strang, A. *ibid.*,18-20 をもとに筆者作成

4. 主観的プロセスとしての統合

以上みてきたように、政策上の観点から社会統合では客観的な指標が重視され、また双方向的な統合および社会的結束を促進する上で、SC を踏まえた社会統合が注目されていることを述べてきた。他方、社会統合には「難民・移民自身がホスト社会に統合していると感じているか」という主観的側面についても無視できない。

ソーシャル・サポートとの関連から、コーエンは「社会的統合とは、個人を取り巻く幅広い社会的関係の中で、個人が参加している範囲をさす」（Cohen et al=2005 : 71）とし、社会統合の要素を①社会的活動に実際に携わっている行動的要素、②社会への帰属意識や社会的役割への同一視という認知的要素の二つに大別した。後者の認知的要素にあたる部分は、ここでは「主観的統合」と言い換えることができるかもしれない。「主観的統合」に先立ち、近年注目されている

幸福の指標として「主観的幸福」の概念がある。幸福を測定する際には豊かさを図る指標として、従来はGDPのような経済指標などの客観的幸福の指標が重視されてきたが「個々人がどういう気持ちで暮らしているのか」という個人の幸福感にも政策上の関心が高まってきている（内閣府 2011）。内閣府の幸福度に関する研究会報告では、主観的幸福度指標案が示されているが、そこでは主観的幸福を促す3つの構成要素——「経済的状況」「健康」「関係性」が掲げられ、それらの関連が検討されている。「関係性」の中には「地域等とのつながり」が含まれ、幸福度とSCとの関連が着目されている（p.34）。

こうした「主観的幸福」に類似して、難民の社会統合の主観的側面については、アティフィールドらのイギリスの難民／申請者の調査研究が注目される（Atifield et al. 2007）。彼らの研究でも難民とホスト社会の「相互の適応」（mutual adjustment）として双方向プロセスが着目されているが、彼らはその統合プロセスを二つのプロセスとして捉えている。一つは非線形なプロセス（non-linear process）、もう一つは主観的なプロセス（subjective process）である（p.12-13）。前者は、統合プロセスは直線的に進むものではなく、難民の排除や周辺化のリスクを増しながら分裂される場合もあることをいう。また、特定の権利の獲得は直線的にすすむかもしれないが、一方で権利を使用する難民自身の能力や欲求は、彼らの教育や雇用経験、ホスト社会での適応などの要素によって多様であるとする。後者の主観的プロセスとしての統合は、難民の統合の認識に着目するものである。社会統合への研究のアプローチは、前述したように構造的組織的な分野が中心になりがちであり、それはいわゆるトップダウン的な客観的な統合の指標として分析される。しかし当の本人である難民自身は、統合についてどのように思っているのか、彼らにとっての統合の意味とは何なのか。—アティフィールドらの調査では、難民自身のそうした主観的側面にスポットを当てた。すなわち「あなたにとっての統合の意味は何ですか（What does integration mean to you?）」と難民に問い、難民の統合への認識（Refugee's perception of integration）について明らかにすることを試みた。その結果は以下のようにまとめられている（表4）。

表4 統合の主な側面

統合の側面	主な活動
1. 機能的	仕事をもつこと／英語を話すこと／学校や大学に行くこと／住居をもつこと／稼ぐこと／国の保険番号をもつこと／ヘルスケア／法律に従うこと／請求書（ビル）を支払うこと／物事がどこにあるか知ること
2. 帰属と受容	移民のステータスとパスポートをもつこと／イギリス人と混ざること／英語を話すこと／受け入れられているという感情／安全という感情／友達をつくること／結婚すること／同じ場所で滞在すること／物事をいかにするかを知ること
3. 平等とエンパワメント	イギリス人として同様な法的な権利をもつこと／イギリス人として同様な機会をもつこと／イギリス人として同様なステータスをもつこと／イギリス人として同じになること／「普通の」生活を営むこと／傾聴されること／キャパシティ開発

（出典）Atfield, G., Brahmabhatt, K. & O'Toole, T. (2007) Refugees' Experiences of Integration, Refugee Council and University of Birmingham, p.29

調査結果では、難民の統合の3つの側面——機能的、帰属と受容、平等とエンパワメント——が示され、この3つの側面とSC（主にネットワーク）との関連についても検討され、ソーシャル・ネットワークが難民の統合の障壁を克服する重要な役割を果たすことが示唆されている。こ

これらの主観的な統合の3つの側面は、客観的統合の指標—例えば雇用・教育の機能的領域や法的権利という市民権的領域 - と重なる部分が多い。しかし双方向のプロセスとして受入れ国が移民に要請しているような共同社会の一員としての積極的な参加や文化・アイデンティティの保持については、今回の調査対象である難民は言及していなかったようである。先の英国の統合・結束委員会の報告書では、統合・結束の社会の有様として「近隣、都市、地域または国の将来ビジョンに対して明確に定められ広く共有された、異なる個人と異なるコミュニティへの貢献の感覚がある社会」が期待されているが、難民自身が、受入れ社会に対する貢献または奉仕するという観点については彼らの調査では浮かび上がってこなかった。受入れ社会への貢献や奉仕といった積極的な参加の感覚は、SCの「互酬性の規範」にも関連し、帰属意識と市民権にもつながってくるかもしれない (Strang & Ager 2010)。

5. おわりに

社会統合の概念は、EUの社会統合政策の動向を踏まえると、移民・難民とホスト社会の双方向プロセス（お互いの権利と義務を果たす責任）としての合意形成があり、また移民・難民の文化・アイデンティティの保持、権利の尊重、差別の排除、参加の促進等が重視されていた。そして、それは「同化」とは異なることが強調されている。しかし他方で、移民・難民とホスト国住民との対立や分離を背景に、移民・難民にEUやホスト社会の価値や規範の尊重や国民性・市民性を強要する動きも活発化し、安全・安心な社会を求め社会秩序を保つために「社会的結束 (cohesion)」が、社会統合と並んで重視されるようになってきている。そこでは社会統合と社会的結束の両者を実現する方策として、SCの構築が期待されているといえよう。

イギリスの難民の社会統合をみると、その双方向のプロセスを促進する方策として、統合の他の指標と並んでSCを踏まえた社会的つながりのタイプ—結合、橋渡し、連結が重視されていた。そこでは結合的なつながりは、一見、社会統合を阻む要因とみられる傾向もあるが、むしろ、難民のアイデンティティを保持することに寄与し、同化ではない社会統合を円滑に促進できると肯定的に捉えられている。また、社会統合には客観的統合とともに主観的統合についても無視できず、主観的統合においてもSCの果たす役割が期待され、社会参加に加え社会貢献の感覚も重要な要素となることが推察される。

(付記) 本研究は2014～2016年度 文部科学省・日本学術振興会科学研究費補助金（基礎研究C26380735）の成果の一部である。

注

- 1) 平成16年(2004)の難民認定申請者数は426人であった(法務省入国管理局)
- 2) 5年間で、計18家族86名を受け入れた。平成26年1月24日閣議了解に基づき、第三国定住による難民の受入れの継続が決定され、マレーシアに滞在するミャンマー難民を毎年約30人受け入れること、タイの難民キャンプからは、パイロットケースで受け入れた難民の親族を相互扶助を前提として受け入れることとしている(外務省報道発表「第三国定住難民(第六陣)に対する定住支援プログラムの開始」(平成27年10月13日付))
- 3) 内閣府「共生社会政策」(<http://www8.cao.go.jp/souki/:2016/1/28> 閲覧)、外務省「在日外国人の社会統合」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/symbiosis/index.html:2016/1/26> 閲覧)

- 4) 2005年総務省に設置された「多文化共生の推進に関する研究会」では多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」(総務省2006)と定義されているが、この定義は広く普及している。
- 5) 各国の移民の統合政策の比較に用いられる代表的な指標として、MIPEX (Migrant Integration Policy Index) (丸山2009)がある。

引用文献

- Ager, A. and Strang, A. (2004) *Indicators of Integration: Final Report* (London: Home Office Development and Practice Report, Research, Development and Statistic Directorate)
- Atfield G., Brahmabhatt, K. and O'Toole, T (2007) *Refugees' Experiences of Integration*, Refugee Council and University of Birmingham.
- Berry, W.J. (1986) The Acculturation Processes and Refugee Behavior, in Carolyn L. Williams and Joseph Westermeyer, eds., *Refugee Mental Health in Resettlement Countries*, Hemisphere Publishing Corporation, 25-38.
- Cohen, S.U. and Gottlieb, B. (2000) *Social Support Measurement and Intervention: A Guide for Health and Social and Scientists*, Oxford University Press, Inc. (= 2005, 小杉正太郎、島津美由紀、大塚泰正、鈴木綾子監訳『ソーシャルサポートの測定と介入』川島書院。)
- Commission of the European Communities (2003) Communication on Immigration, Integration and Employment, Commission of the European Communities, Brussels, 3.6.2003 COM (2003) 336 final.
- Commission on Integration and Cohesion (2007) *Our Shared Future* (<http://heller.brandeis.edu/coexistence/pdfs/complementary-approaches/oursharedfuture.pdf>)
- Ersing, R.L., & Loeffler, D. N. (2008). Teaching students to become effective in policy practice: Integrating social capital into social work education and practice, *Journal of Policy Practice*, 7 (2-3), 226-238.
- European Council (1999) Tempere European Council 15 and 16 October 1999 Presidency Conclusion (http://www.europarl.europa.eu/summits/tam_en.htm)
- Eurostat (2011) Indicators of Immigration.
- Goodson L. J. and Phillimore, J. (2008) Social Capital and Integration: The Importance of Social Relationship and Social Space to Refugee Women, *International Journal of Diversity in Organizations, Communities & Nations*, vol.7, 181-193.
- 樋口直人 (2005)「第11章 共生から統合へ」梶田孝道ほか編『顔の見えない定住化 — 日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋出版会, 285-305.
- Howkins, L. R. & Maurer K. (2012) Uuravelling Social Capital: Disentangling a concept for social work, *British Journal of Social Work*, 42, 335-370.
- Justice and Home Affairs (2004) *Press Release: Common Basic Principles for Immigrant Integration Policy in the European Union* (http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/jha/82745.pdf).
- 木戸裕 (2008)「10 EUの移民政策」国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』, 277-282.
- 丸山英樹 (2009)「欧州における移民の社会統合と教育政策」『国立教育政策研究所紀要』第138集, 223-238.
- Midgley, J., & Livermore (1998), Social Capital and Local Economic Development: Implications for Community Social work Practice, *Journal of Community Practice*, 5 (1/2), 29-40.
- 森恭子 (2013)「難民のソーシャル・キャピタルに関する先行研究 — 論文検索データベースからみる研究の動向」『難民研究ジャーナル』 No.3, 59-69.
- 内閣府 (2011)『幸福度に関する研究会報告 — 幸福度指標 試案 — (平成23年12月5日)』 (<http://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/koufukudo.htm>)
- NASW (2008), *Encyclopedia of Social Work 20th ed*, NASW Press New York : Oxford University Press.
- 西野史子、倉田良樹 (2002)『日本におけるベトナム人定住者の社会的統合』一橋大学経済研究所世代間利害に

- 関する研究ディスカッションペーパーシリーズ第74号.
- 岡久慶 (2008) 「2 英国の移民統合政策——共有されるべき価値観とアイデンティティの模索——」 国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』, 227-235.
- Putnam, R. (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press.(= 2001, 河田潤一訳『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造』 NTT 出版.
- Putnam, R. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. New York. Simon & Schuster (柴内康文訳『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』 柏書房、2006年).
- Strang, A. and Ager A. (2010) Refugee Integration: Emerging Trends and Remaining Agenda, *Journal of Refugee Studies*, Vol.23 No.4, 589-607.
- UNHCR (2005) *Conclusion on Local Integration*, 7 October 2005, No. 104 (LVI), (<http://www.unhcr.org/4357a91b2.html>.)
- 総務省 (2008) 「多文化共生推進に関する研究会報告書」
- UNHCR (2013) *A New Beginning Refugee Integration in Europe*
(<http://www.refworld.org/pdfid/522980604.pdf>.)
- 若松邦弘 (2012) 「2000年代初めの西欧政治における政策志向性の変化——移民・難民の社会統合をめぐる政策論争——」 『東京外国語大学 国際関係論叢』 第一巻、第二号, 164-122.
- 和喜多裕一 (2009) 「EUにおける共通移民政策の現状と課題～海外調査報告～」 『立法と調査』 No.293, 24-32.
- 山本薫子 (2006) 「外国人の社会的統合・排除とはなにか：日系人、超過滞在者の事例から」 『山口大学紀要』 56巻1号, 1-15.
- Zetter, R., Griffiths, D., Sigona, N. and Hauser, M. (2002) *Survey on policy and practice related to refugee integration* (Oxford: European Refugee Fund Community Actions 2001/2; School of Planning), Oxford Brookes University.

介護福祉士養成校で学ぶ離職者訓練生の介護観に関する研究

Care Awareness for Care Workers Regarding Re-employment Trainees Studying at Vocational Colleges

青柳育子*

Ikuko AOYAGI

要旨：国の離職者再就職訓練制度を活用して2年課程の介護福祉士養成校に入学した訓練生に、10週間450時間の介護現場実習を終えた後に介護職についての考えをインタビューした。結果、訓練生は介護職について「やりがいのある仕事」、「自分が成長する仕事」、「知識・技術を持つ専門職」等、介護職を評価していた。そして、全員が介護職として就職する予定であり、続けたいと考えていた。介護職の人材不足については、「現実を評価」し、「給与をあげる」や「介護職の公務員化」など、介護職を希望する若者に「希望を持ってもらえる」人材確保対策や、他産業から参入しやすい訓練制度の継続が必要であると考えていた。

キーワード：介護職，他産業参入，離職者訓練，介護イメージ，介護意識

1. はじめに

わが国の高齢化はまだまだ進展すると国は様々な統計を示し発表している。¹⁾ 高齢社会の課題の1つとして介護問題がある。平均寿命が年々上昇していることからみても要介護者が増加し、介護度が上昇することは当然の成り行きである。介護の重度化は、家族数が減少し独居高齢者が増加しているわが国の現状では、在宅で介護することをより困難にさせている。そして、老々介護と言われる高齢の配偶者が介護している家庭や、別居していて普段看ることのできない家族等の多くは介護に疲弊し介護施設に介護を依頼したいと考えている。²⁾

しかし、常時介護を要する人が入所する特別養護老人ホームの待機者は現在約52万人と言われる、希望して入所するまでに数年待ちと言われる現状である。³⁾ そして、要介護者の増加とともに介護事業所で働く介護人材の需要が増加しているが、施設の介護職員及び在宅介護を担うホームヘルパー等の人材は慢性的に不足している。⁴⁾

国は介護人材確保のために経済連携協定(EPA)によるフィリピンやインドネシアからの介

* あおやぎ いくこ 文教大学 生活科学研究所 客員研究員

護士候補者受け入れやハローワークを介した離職者訓練制度⁵⁾等の取り組みも行なっているが慢性的な介護人材不足の解消に至っていない。⁶⁾

1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定し、国家資格の社会福祉士及び介護福祉士の養成と国家試験が開始された。1988（昭和63）年より2年課程の25校で開始された介護福祉士養成校は年々増加し、4年生大学で介護福祉士を養成し始めるところもあった。しかし、一時400校を越した養成校は入学希望者の激減により2014（平成26）年4月現在350校となり、そして、現在ほとんどの養成校は定員割れとなっている。なぜこのように介護職が敬遠されるようになったのだろうか。進学にあたり、親が介護職になることを反対するという報告もある。⁷⁾

介護職のイメージとして危険・汚い・厳しいといわれる“3K”があるが、イメージに影響されて若者が介護職になることをためらったり、他産業からの転職に躊躇するのだろうか。

今回、他産業で働いていた離職者訓練生（以下、訓練生）に、介護福祉士養成校⁸⁾で介護福祉を学び介護現場実習450時間を経験した後に、「介護職」をどのように思ったかをインタビューした。そして、介護人材確保と介護職の今後についての意見も聞き、介護職に関する課題を明らかにしたいと考えた。

2. 研究

1) 目的

他産業で働いた経験の後、離職者再就職訓練制度を活用して2年課程の介護福祉士養成校に入学し、2年次の介護実習計450時間を終えた訓練生に、「介護職」をどのように思ったか、また、介護人材確保と介護職の今後についての意見も聞き、介護職に関する課題を明らかにする。

2) 研究方法

本研究は、他産業経験者の「介護観」について考察することを目的に質的調査を選定した。具体的な手順として、インタビューガイドを作成し、そのガイドに基づき半構造化グループインタビューを行なった。インタビューの内容は、対象者の許可を得たうえでICレコーダーに録音し、観察した内容はメモに残しデータ作成の参考にした。

(1) 調査対象

A福祉専門学校に、ハローワークを通して訓練生として入学し、調査に協力した2年生5名。

(2) 調査日時

インタビューは、介護福祉士養成に関する介護実習計450時間を終了後の2015（平成27）年10月14日（水）にA専門学校の教室で16時20分からおよそ90分間行なった。

(3) 質問項目

質問は、以下の5問である。

- ①介護福祉士養成校で介護福祉を学び「介護職」をどう思ったか
- ②介護を实际体験した現場実習後に「介護職」をどう思ったか
- ③卒業後の就職希望

- ④介護職は続けられると思うか
- ⑤介護職の人材確保と今後について

(4) 分析方法

調査対象者から得たデータを逐語録として整理した。その逐語録をもとに質問ごとに要約し、カテゴリーを生成し解釈を加えた。カテゴリーを生成した段階で調査対象者に内容が納得できるものかを確認し参考意見を聴取した。また、データの解釈について現在訓練生を受け入れている他の介護福祉士養成校に勤務する教員と話し合った。文中のカテゴリーは「 」、コードは『 』、その他訓練生の言葉は“ ”と表記する。

(5) 倫理的配慮

調査対象者に調査の目的と方法を説明し、対象者が特定されないように配慮すること、また、カテゴリー生成時には内容確認してもらうことを説明して同意を得てインタビューを行った。

3. 結果

1) 調査対象者の概要

調査対象者5名は、表1のように、30代2名、40代2名、50代1名で、女性4名、男性1名である。全員が職業経験を持ち、技術者や一般事務職、サービス業と職種は多様であり、勤務年数は5年～26年である。学歴は、男性1名が大卒で、女性4名は高校卒である。受講動機は、先行研究⁹⁾を参考に設定した7つ（1.介護職はこれから社会で需要が高い、2.介護の専門的知識・技術を勉強したい、3.介護に興味があった、4.訓練中の生活が保障され介護も勉強できるから、5.資格を生かして就職して安定したかった、6.ハローワークにすすめられた、7.その他）から選んでもらった。結果、「介護に興味があった」に4名、「資格を生かして就職して安定したかった」3名、「介護職はこれから受容が高い」2名、「ハローワークにすすめられた」1名であった。

表1 訓練生の概要

	年代	性別	学歴	職歴	職年数	職業訓練受講動機
1	50代	男性	大学	IT技術者	26年	1. 介護職はこれから社会で需要が高い 3. 介護に興味があった
2	40代	女性	高校	一般事務職	20年	1. 介護職はこれから社会で需要が高い 3. 介護に興味があった
3	30代	女性	高校	サービス業	5年	1. 介護職はこれから社会で需要が高い 3. 介護に興味があった、 5. 資格を生かして就職して安定したかった
4	40代	女性	高校	専門職 (14年) 一般事務 (1年) サービス業 (9年)	24年	5. 資格を生かして就職して安定したかった 6. ハローワークにすすめられた
5	30代	女性	高校	一般事務職	15年	3. 介護に興味があった 5. 資格を生かして就職して安定したかった

2) 「介護職」に対する意識

2年次の実習が始まる夏休みまで1年半介護福祉を学び実習を経験して「介護職」をどう思うかでは、表2のように、13のコードから3カテゴリーが生成された。カテゴリーでは、「やりがいがある仕事」、「知識・技術を持つ専門職」等、仕事を評価している。しかし、『定着率が悪い』『低いイメージ』等、社会の評価が低いことを認識している。

表2 「介護職」に対する意識

解 釈	カテゴリー	コード
やりがいのある専門職	やりがいがある仕事	やったことみえることが魅力
		やりがいがある仕事
		プライドの持てる仕事
		結果が見える仕事
		実力が問われる仕事
		感謝される仕事
		素晴らしい仕事
		成長させてもらう仕事
		利用者から教わることが多い仕事
	知識・技術を持つ専門職	意志疎通できない人とも何か伝わる
		知識・技術を身につけた専門職
	低いイメージ	低い見方は知らない人が言うこと
		なぜ定着率が悪いかわからない

3) 実習後の「介護職」に対する意識

10週間450時間という介護現場での長い実習体験後の「介護職」に対しては、表3のように、10のコードから3カテゴリーが生成された。

表3 介護実習後の「介護職」について

解 釈	カテゴリー	コード
介護職の理解	大変な仕事	汚いというイメージの人ばかりと思っていた
		大変だと聞いていた
		大変かなと思っていた
		3Kを引きずっている
	やりがいのある仕事	やりがいのある仕事
		理想をもって働いている人がいる
		責任を持って働いている若い人が多く、大きくイメージが変わった
	仕事の大変さは同じ	夜勤があるかないかの違い
		大変な仕事はいくらでもある
		看護師の大変さと比べものにならない

他産業経験が5～26年という社会人にとって、介護職は、「大変な仕事」、「3K」と聞いていたが、『夜勤があるかないかの違い』にしか見えない。そして、同じ職場で勤務している『看護

師の大変さと比べものにならない』といい、どの職種であっても「仕事の大変さは同じ」であると思っている。また、現場には『責任を持って働く若い人が多く』、『理想を持って働いている人』がおり、『大きくイメージが変わった』。しかし、そういった人と『3K』という現実には不満を抱えている人もいて、“その差がすごくあった”。

4) 卒業後の就職希望

卒業後の就職について訓練生は、表4のように全員が介護現場での就職を希望している。しかし、子どもが小さい等それぞれの事情により、夜勤の無いデイサービスを希望する人、夜勤をこなして収入のよい大きなところを希望する人などである。

表4 卒業後の就職希望

1	50代	男性	特養か老人保健施設で大きなところを希望。次は何をすればいいかと5年の中で考える
2	40代	女性	実習を行なって体力的にきつかった。それをもとに、グループホームか小規模多機能施設を希望
3	30代	女性	生活するために一番お金のいい大きな施設を希望。夜勤もこなして安定したい
4	40代	女性	子供が中学生なのでデイサービスとかデイケアとか夜勤がないところ。自分の条件が許せば、高齢者施設に勤め、いろんなことをしたい。
5	30代	女性	在宅に行きたい。しかし生活があるので小さいところはお給料が少ないので悩んでいる

5) 介護職の継続

介護職に就いた場合、介護職は続けられると思うかでは、全員が「介護職」を続けたいと答えた。他産業を経験した30～50代の人が、長期にわたる介護実習で現状を見ても「介護職」の継続を希望した。

表5 介護職の継続

1	50代	男性	高齢者の幸せを追求する、続けられないとは全く思わない
2	40代	女性	体力的に続けられるかは……。できる限り続けたいと思っています
3	30代	女性	私ももちろん続けるつもりです
4	40代	女性	私ももちろん続けます
5	30代	女性	続けます

6) 介護職の人材確保と今後について

介護職の人材確保と今後については、表6のように18のコードから6カテゴリーが生成された。訓練生は、介護実習で現場での人手不足の現状を体験し、「現実を評価してアピールする」、そして「給与をあげる」とか『公務員化』など適切な「人材確保対策」を『悠長に構えている場合』ではなく早急に行なわなければならないと訴えた。

そして、『これからは若い人に頼らざるを得ない』からこそ、『彼らに希望を持ってもらえる』ように「若者の育成」や「指導者の育成」にも取り組むことが必要と考えている。そうでなければ、『プロ意識が低くなり』、『レベルが下がり』「介護職の質の低下」につながるだろうと考えていた。

表6 介護職の人材確保と今後について

解 釈	カテゴリー	コード
介護人材確保対策	給与をあげる	いちばん簡単なのはお金
		お金は大事
	人材確保対策	国が何かをしないかぎり変わらない
		国は悠長に構えている場合ではない
		政策はピンとがずれている
		現場の本当の事を知っている人たちが立てればこんなことにならない
		介護保険で国のお金でやっているから地方公務員にすればいい
	地方公務員という名前があれば増えると思う	
	現実を評価しアピール	見えるように評価するとモチベーションが上がる
		お金に変えられない感動的なことってあるので、それを皆にアピールしていく
		メディアを使って介護業界もどんどんアピールしていくべき
	人材育成	若者の育成
どうやったら彼らに希望を持ってもらえるか		
若い子を育てる		
指導者の育成		施設に教育指導者が必要
介護職の質の低下		介護福祉士の資格もどうなるのかなと不安
		だれでもできる仕事になる
	プロ意識が低くなり、レベルも下がっていく	

4. 考 察

1) 「介護職」について

社会では介護現場で働く「介護職」について、‘危険・汚い・厳しい’等“3K”と評価している現状があり、介護人材の確保をより困難としている。そして、高齢社会と言われてから何年もの間、介護職の人材確保がわが国の重要課題の一つとされている。内閣府の2010（平成22）年の世論調査においても半数以上の人々が、介護職を「夜勤などがありきつい仕事」「給与水準が低い仕事」と答えている。

国では、2025（平成37）年問題として、団塊の世代全体が介護の必要となる75歳以上の後期高齢者になる時点の介護人材の需要を237～249万人と推計しており、現在行なわれている人材確保対策を行なったうえでも約37万人が足りないと思込んでいる。

対策の一つに、今回の研究対象とした「介護福祉士の資格取得を目的とした民間委託による職業訓練（離職者訓練）」がある。他産業で活躍してきた訓練生たちは、介護福祉士養成校で介護福祉を学び、10週間450時間の現場での介護実習を体験して思った「介護職」を、「やりがいがある仕事」、「プライドの持てる仕事」、自分が『成長する仕事』、『素晴らしい仕事』で、「知識・技術を持つ専門職」で『実力が問われる仕事』であるとポジティブに捉えていた。そして、調査した訓練生全員が介護職に就き、続けたいと言った。しかしながら、社会は介護職を『汚いイメージ』や『3K』、「大変な仕事」、「低いイメージ」等で見ていると思っている。

訓練生たちは、介護の勉強をしなければポジティブな意識にならなかつたのだろうか。厳しい他

産業で働いていたという訓練生は、“これくらいきつい仕事はいくらでもある”と言い、その違いは『夜勤があるかないかの違い』と言った。実際、医療現場やサービス業界等 24 時間交代勤務や夜間勤務だけの業種や、危険な業種・厳しい業種も多数あるが、人を支援する仕事の介護職がなぜ“3K”と大きく言われるのだろうか。

少し前、24 時間交代勤務で病む人の看護をする看護職が“白衣の天使”と言われながら、その職場は“3K”と言われた時期があった。現在も業務内容は変わらないのだが、いつからか看護職があまり“3K”と言われなくなった。看護職と介護職との違いは、その専門性にあり社会がそれを認めているからだと考える。看護師は看護師になるための学習と訓練を受け、国家試験に合格して看護師となる。そして、看護職は看護師でなくてはできない業務がある。介護職は国家資格を持つ「介護福祉士」と 130 時間の研修受講のみで介護業務に携わることができる資格もある。¹⁰⁾ また、介護福祉士に関しても、養成校卒業者と 3 年の介護経験で国家試験を受験して介護福祉士になったものもいる。現在、介護現場にはこのような多様な資格者だけではなく無資格者も働いている。介護の質を担保する資格が明確でないことが原因なのではないかと考える。介護の人材不足のために、介護の勉強をしてこなかった人も雇わざるを得ない現状が介護サービスの質の低下となり、社会の評価が低下し人材不足となる悪循環になっているように思える。介護職になるための学習と訓練と資格を明確にし、介護サービスの質が標準化し、介護サービスに利用者満足度が高まってくると社会的評価も上がっていくだろう。質のよいサービスを提供する介護職の処遇改善に反対する国民はいないだろう。

2) 介護人材確保における「離職者訓練」について

現実問題として、他産業から介護職に参入しようと就職しても、要介護であり高齢者特有の心身の状況にある人たちに対する対人援助には専門的な知識と技術が必要とされ、すぐには対応できない。研修を受けずにそのまま業務にあたると事故が起こることが想定できる。また、介護サービスの質の低下は、サービスを受けている高齢者の生活の質の低下に直結する問題である。

訓練生たちは、介護の現状を理解したうえで介護職に就きたい、続けたいと話した。これらから考えても、2 年間の介護福祉士養成離職者訓練は、時間がかかり費用がかかる課題もあるだろうが長期的に見ると有効な人材養成と考えられる。2010 (平成 22) 年に日本介護福祉士養成施設協会の調査¹¹⁾ の、訓練生対象のアンケートでは、回答数 4,439 名中「雇用対策として必要な制度である」641 名、「介護分野の人材確保につながる」407 名、「資格がとれ再就職につながる」309 名、「経済的支援があり勉強に専念できる」387 名等、今後も継続すべきと 2,721 名 (61.3%) が答えている。見直しが必要というものには「訓練生の選考について」536 名、「カリキュラム」185 名、「経済的負担軽減が必要」181 名等 1,213 名 (23.7%) があるが、制度をやめた方が良くと答えるものはいなかった。今後も、制度を存続して介護福祉を学び意識の高くなった人材を介護事業所に参入させることが、社会の評価を高めることになるかと考える。また、同時期に始まった働きながら介護の資格を得ることのできる「介護雇用プログラム」¹²⁾ は 27 年度で終了した。介護職を考える人材に様々な機会を用意して、人材確保を図る必要があるだろう。

5. 課題

今後の研究課題として、調査対象者のデータが十分と言えないことから、さらにデータ量を増やし分析を進めることが必要と考える。本研究は、訓練生を受け入れる A 介護福祉士養成校の訓練生の 2 年生 6 名中協力のあった 5 名を対象に調査を行なった。A 校のある県では 8 校が訓練生を受け入れている。訓練生の意識は、教育環境や実習施設環境等で多少差があると考えますが、筆者の考えでは、訓練生の意識は大きく変わらないだろうと推測する。それを証明するには調査対象者を増やしデータを集めることが必要である。

謝辞

本研究にご協力いただいた A 専門学校の 5 名の訓練生と研究協力していただいた佐野雪江先生に心より感謝いたします。

註

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」によると、65 歳以上の高齢者人口は 3384 万人（平成 27 年 9 月 15 日現在推計）で、総人口に占める割合は 26.7%。前年（3295 万人、25.9%）と比べると、89 万人、0.8 ポイント増と大きく増加しており、人口、割合共に過去最高となる。
- 2) 日本労働組合総連合会「要介護者を介護する人の意識と実態に関する調査」2014 年 2～4 月実施によると、在宅介護を行なっている人の中で入所申請中・予定と今後大変になったら検討するが 59.0%。
- 3) 厚生労働省老健局高齢者支援課「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」（平成 26 年 3 月 25 日）によると、特別養護老人ホームの入所申込者は、約 52.4 万人であり、そのうち入所の必要性が高い要介護 4 及び 5 で在宅の入所申込者は、約 8.7 万人である。
- 4) 介護労働安定センター「介護労働実態調査」によると、平成 24 年度の施設での介護職員の不足感は 17.3%、訪問介護分野では 38.1% となっており、その理由として採用が困難であると 70.2% が回答している。
- 5) 厚生労働省発表（平成 21 年 3 月 11 日）によると、介護分野において人材不足の状況が続いていることから、平成 21 年 4 月から、求職者を対象に、介護福祉士の資格取得を目指した 2 年間の職業訓練を順次開講し、今後の介護分野の担い手となる人材を育成していくことにした。教材費等の実費以外、訓練受講料は無料である。なお、平成 21 年度は 2815 人、平成 22 年度は 5583 人、平成 23 年度は 5619 人、平成 24 年度は 5388 人が受講し、関連就職の割合は 24 年度では 83.3% である。（厚生労働省職業能力開発局）
- 6) 厚生労働省「第 3 回福祉人材確保専門委員会（H27.1.27）資料 1」によると、2013（平成 25）年現在の介護職員は 171 万人であるが、団塊世代が 75 歳以上になる 2025（平成 37）年には、「総合的な確保対策による押し上げ」を図っても供給が 215 万人であり、必要数より約 37 万人の需要ギャップが見込まれている。
- 7) 青柳育子「人間の発達」『介護福祉を学ぶ学生の介護職に関する意識—仙台白百合女子大学の学生調査に基づいて—』仙台白百合女子大学人間発達研究センター紀要第 10 号 pp79～87
- 8) 平成 19 年度介護福祉士養成カリキュラム

領域	教育内容と（時間数）
人間と社会	人間の尊厳と自立（30 以上）、人間関係とコミュニケーション（30 以上）、 社会の理解（60）等、 計 240 時間
介護	介護の基本（180）、コミュニケーション技術（60）、生活支援技術（300）、 介護過程（150）、介護総合演習（120）、介護実習（450）、 計 1260 時間
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解（60）、認知症の理解（60）、障害の理解（60）、 こころとからだのしくみ（120）、 計 300 時間
	合計 1800 時間

- 9) 社団法人日本介護福祉士養成協会「介護福祉士資格取得のための離職者訓練制度及び介護雇用プログラムに関する調査報告書」平成23年3月
- 10) 現在の介護職と言われているものには、国家資格を持つ介護福祉士の他、研修時間が130時間の「介護職員初任者研修」を受講のみの介護職もある。また、2013（平成24）年までは、1級及び2級ホームヘルパー養成研修があり、それらが混在して「介護職」として表現されている。
- 11) 9)と同じ
- 12) 働きながら資格をとる「介護雇用プログラム事業」は、仕事を探している人が、養成機関での受講時間も含め給与を得て、働きながら介護資格を取得するプログラムである。プログラムの参加者は、介護施設に、1年以内の雇用契約で雇われ、その間に、参加者は、養成機関に通って、ホームヘルパー2級または介護福祉士資格をとる。働いている時間だけでなく、養成機関に通っている時間も給与が出る緊急人材育成支援事業である。（厚生労働省職業能力開発局能力開発課）

文 献

- 社団法人日本介護福祉士養成施設協会「介護福祉士資格取得のための離職者訓練制度及び介護雇用プログラムに関する調査報告書～介護福祉士養成教育の新しい試み～」平成23年3月
- 労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書 No.168 2014」『介護人材需給構造の現状と課題～介護職の安定的な確保に向けて～』2014年5月30日
- 第3回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会資料1「介護人材確保の具体的な方策について」平成27年1月27日
- 千葉県産業人材課「平成26年度離職者等再就職訓練の受講生募集について（専修学校等委託訓練）」
<http://www.pref.chiba.lg.jp>
- 厚生労働省ホームページ、<http://www.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省「介護人材の確保について」第一回福祉人材確保対策検討会資料2、平成26年6月4日
- 内閣府「介護保険制度に関する世論調査」平成22年9月調査、<http://survey.gov-online.go.jp/>
- 佐伯和子，和泉比佐子，澤田いずみ「高齢者の介護に対する認識—介護御エンパワーメント教室参加者の質的データ分析から」老年社会科学第22巻第3号，2000.10
- 宮上多加子，河内康文「離職者を対象とした介護福祉士養成事業における社会人学生の経験—離職者訓練生と介護雇用プログラム生の比較—」日本社会福祉学会中国・四国ブロック創刊号，2012.3

障害児をもつ保護者のための支援プログラムの開発

Development of a Support Program for Guardians having Children with Disorders

白石京子*

Kyoko SHIRAISHI

要旨：本研究の目的は、発達支援施設における保護者支援プログラムの開発に先立って、パイロット・プログラムを作成し、その有効性を評価した。関係学理論に基づいて作成されたパイロット プログラムが12名の保護者（介入群）に対して9ヶ月に渡って実施され、抑うつ度と障害受容度の変化が対照群（10名）と比較された。その結果介入群のみが改善を示し（ $p<0.10$ ）、インタビュー結果もそれを裏付けた。さらにソーシャルサポートを調べたところ、養育施設からの支援が突出して高いことが分かり、その役割の大きさが窺われた。またプログラムへの評価は概ね高かったが、「父親の参加も必要」等プログラム内容への注文も見受けられた。これらの結果を受け止め、本プログラムの開発へ繋げていくこととする。

キーワード：関係学, 障害受容, 抑うつ, ソーシャルサポート, 保護者支援プログラム

I 問題

障害のある幼児の保護者（母親）は、定型発達幼児の母親に比べストレスが高く（北川・七木田・今塩屋 1995）、子どもの困った行動が多いほど、育児に対して否定的な捉え方をしていることが指摘されている（足立・温泉・武田・山上 2002）。また、発達障害のある子どもの保護者は、養育上のストレスが高いだけでなく、子どもの障害をいかに受け入れるかという問題に直面しており、孤立奮闘する傾向がある。その葛藤は大きいと考えられている（見城・藤原・日 supra 2008）。

北原（1995）は、「障害をもった子供を自分の子どもとしてあるがままに受け入れ、育児を楽しみながら障害に応じて適切に育てることを受け入れること」が望ましいとしているが、保護者が、そのような状態に至るのはそれほどたやすいことではないことを指摘している。

近藤（2008）は、保護者の気持ちを安定させ、立ち直りやサポートしていくために、専門機関の助言や、障害児の保護者同士の交流が重要であり、その活動を通して養育に対する意欲を高め

* しらいし きょうこ 文教大学人間科学部

るとしている。

近年注目されているプログラムには、ペアレント・トレーニングや、ティーチトレーニングがある。しかしこれらはスキルの取得に焦点を当てたものであり、障害児を持つ親に対する心のケア、特に障害受容を目的としたプログラムとは異なる（見城・藤原 2008）。

そこで、見城ら（2008）による親訓練プログラムを開発した。このプログラムは1回2時間のセッション7回から構成されており、セッション前半は応用行動分析に基づく養育スキルについての講義、後半はグループに分かれて子どもの行動についての対応方法などの検討やフリートークから成っている。12名の保護者に実施したところ、プログラムの前後で障害受容はわずかに向上した結果を述べている（2.9→3.1）。これらのプログラムは子どもの行動を環境との相互作用の枠組みで捉え、子どもに適切な刺激を与えることにより、問題行動を減らそうという応用行動分析・行動療法の理論に基づくもので、実際に子どもの行動については一定の成果があるが、保護者の自信や不安の改善には繋がらなかったとも報告されている。これらのアプローチは、子どもの「問題に対する How to を考えだすための道具」（見城・藤原 2008）であり、直接的な保護者の障害受容促進を目指したものではないことを述べている。

それに対して、保護者の受容促進を図るためのアプローチとしては関係学が挙げられる。関係学は、大学、教育・相談・療育センター、幼稚園、地域施設などで行われている（黒田 1994）。

関係学に基づく保護者プログラムにおいて、保護者は子どもを含む、自己を取り巻く関係状況や自己の構造を把握し、洞察し、発展させることにより、行動の変容を図ることができる（佐藤 2004、武藤ら 2008）。さらに、関係学のアプローチはグループアプローチが一般的である。支援者はグループアプローチを取ることで、保護者と子ども・他の保護者との関係を維持しつつ、保護者の障害受容を進めていく。

実際、関係学を基礎理論とする保護者支援やグループアプローチが、障害のある子どもの保護者の気持ちの安定と立ち直りに有効であるとされている（佐藤 1993、武藤ら 2010）。そこで本研究では、関係学を理論的支柱として、保護者の障害受容を支援するプログラムを開発し、その有効性を評価することにした。

Ⅱ 目的

本研究の究極的な目的は、関係学の視点から、発達障害のある子どもの保護者の障害受容の促進を目指したプログラムの開発と、その有効性の評価であるが、今回はその前段階として、パイロット・プログラムを作成・実施し、その有効性を評価し、その成果を本プログラム開発に繋げることとした。

Ⅲ 方法

1) パイロット・プログラムの開発

関東K市のデイケアサービスセンターにおいては、障害のある1歳～5歳児を対象として、言語療法、ポータージ、音楽療法、運動療法、親子教室などが行われている。対象者は、障害の疑いのある通所受給証の交付を受けた未就園児（ダウン症・自閉症・知的障害児・ADHD等）とその保護者（母親）である。そのうち親子教室への参加者に対し、子どもの属性（病歴、年齢

等)、保護者の属性(悩み、困っていること)を聞き取り調査し、さらに親子教室における話し合いの中から重要と考えられる概念を抽出し、これらを盛り込んだパイロット・プログラムを作成した。

作成に当たっては関係学のグループアプローチの学習モデルに基づき、保護者に前回からの子どもの変化(遊び、人との関わり、ことば、食事、トイレ、外出、その他気づいたこと)についてフリートーク、その後支援者による相談活動を織り交ぜて、子育ての気づきや共感を促し、関係状況の認識、洞察、発展を目指す内容構成とした。具体的なプログラムは9回のセッションから構成され、1回のセッションは午前(10時～12時)の子どもとの遊びと、午後(12時10分～15時)の保護者とのフリートークに分かれている(その後、各自自由に遊び、自由に解散)。各回の活動内容とグループワークは表1の通りである。

表1 パイロット・プログラムの内容

	活動内容	グループワーク
4月	インテーク 自己紹介 相談活動	「子どもの発達」・「関わり方」
5月	親子で遊ぶ 相談活動	「絵本の読み聞かせ」・「食事」
6月	外遊び 相談活動	「伝え方」・「癩癩対応」
7月	散歩 相談活動	「声掛け・ほめ上手」「どう関わる」
8月	七夕 相談活動	「手洗い・清潔」・「睡眠」
9月	親子で遊ぶ 相談活動	「5つの関わり方」ロールプレイ
10月	親子で遊ぶ 相談活動	「排泄・便秘」・「パニック」
11月	運動会 相談活動	生活習慣における各自の工夫・悩み
12月	クリスマス 相談活動	ママの智慧ノート・支援マップ

2) パイロット・プログラムの実行

パイロット・プログラムは、上記K市デイケアサービスへの参加者22名を対象とし、2015年4月から12月にかけて行われた。親子教室への参加者12名を介入群とし、その他のサービスへの参加者10名を対照群とし、前者には今回作成したパイロット・プログラムを受講してもらい、後者については親子教室以外の通常プログラムを受講してもらった。

そして質問票を用いて、初回(4月)と最終回(12月)に障害受容度と抑うつ度を測定した。使用した尺度は以下の通りである。

- ・障害受容尺度(見城・藤原2008):42項目5件法。
- ・ベック抑うつ評価尺度(Beck 1961):21項目4件法。(総合得点0～10:正常、11～16:軽いうつ状態、17～20:うつ状態、21～30:中程度のうつ状態、31～40:重いうつ状態、41以上:極度のうつ状態)

また初回においては属性とソーシャルサポートについても質問した。ソーシャルサポートは夫や両親など、保護者の身の回りの人々や機関がどれくらい子育ての助けになっているかを測る自覚質問票であり、介入群に記入してもらった。

- ・属性:年齢、性別、子どもの性別・年齢・診断名。
- ・ソーシャルサポート:15項目4件法(1全く助けにならない・存在しない～4とても助けになる)。さらに最終回においては、パイロット・プログラムについての評価を介入群に記入してもらった。

- ・パイロット・プログラムの評価：評価は2つのセクションからなり、前半9項目は5件法の質問で、後半5項目は時間の長さや人数などの適当さを質問している。また随時インタビューを実施し、プログラムへの感想、ストレスの原因、障害受容の促進状況等を聞き取った。そして、プログラム終了の翌月（1月）にフォローアップを行い、インタビューを行った。

3) 分析方法

介入群と対照群の障害受容尺度得点とベックの抑うつ尺度得点を計算し、t検定を用いてプログラム前後の比較を行う。またソーシャルサポート、親子教室の評価の得点も算出し、それらの相関分析を行う。さらにインタビューから、質的にパイロット・プログラムを評価する。

IV 結果

1) 基本統計量

介入群と対照群についての、基本統計量を表2に示す。両群とも性別は全員女性、年齢は30代後半、ソーシャルサポートは2（少し助けになる）前後、4月時点での障害受容度は約3、抑うつ度は、若干差があるものとともに正常であり、12月時点でもともに障害受容度はほぼ3、抑うつ度も正常であった。

ソーシャルサポートについて詳しく見ると、両群通して最も得点が高かった項目は「療育施設」であり、次いで「夫」「医療」であった。最も低かった項目は「ボランティア」「宗教などの私的団体」であった（表2）。

表2 基本統計量

	介入群 N=12	対照群 N=10
性別	女性 100%	女性 100%
年齢	35.58 ± 5.68	39.70 ± 3.82
ソーシャルサポート	2.36 ± 0.13	1.89 ± 0.19
母親の障害受容度（4月）	3.33 ± 0.39	3.35 ± 0.38
Beck 抑うつ尺度（4月）	10.83 ± 7.57	6.70 ± 5.10
母親の障害受容度（12月）	3.36 ± 0.36	3.36 ± 0.37
Beck 抑うつ尺度（12月）	9.25 ± 5.04	6.80 ± 4.81

注）母親の障害受容度（12月）と Beck 抑うつ尺度（12月）以外は4月に調査

2) パイロット・プログラムの評価

パイロット・プログラムの評価は、前半9項目については平均4.40と高かった（最高点5）。後半5項目も時間の長さ・時間帯・参加者人数・グループ人数・スタッフ人数ともに「適当」と答えた人が最も多かった。

3) 尺度の前後比較

両群について、4月と12月の障害受容尺度とベック抑うつ尺度の得点比較を行った。その結果、両尺度ともに有意・有意傾向な差がみられた（図1, 2）。

障害受容尺度においては、対照群はほとんど変化しなかったが（3.35 → 3.36）、介入群は有意

に向上した (3.33 → 3.36, $p < 0.05$)。一方、抑うつ度においても、対照群はほぼ変化しなかったが (6.70 → 6.80)、介入群は低下した (10.83 → 9.25, $p < 0.10$)。

なお障害受容尺度の各項目について、同様に前後比較したところ、質問6 (イライラする), 10 (怒りっぽい), 24 (自分のせいにする), 25 (他児と比べる), 39 (疲れる) において向上が見られ、うち質問10は変化量が最も大きく、有意傾向であった ($p < 0.10$)。

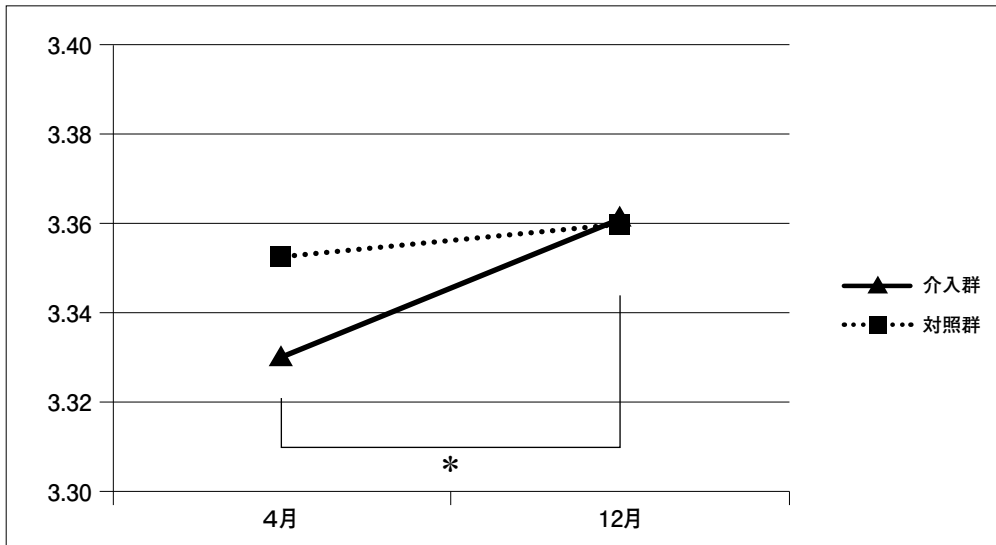


図1 障害受容の変化

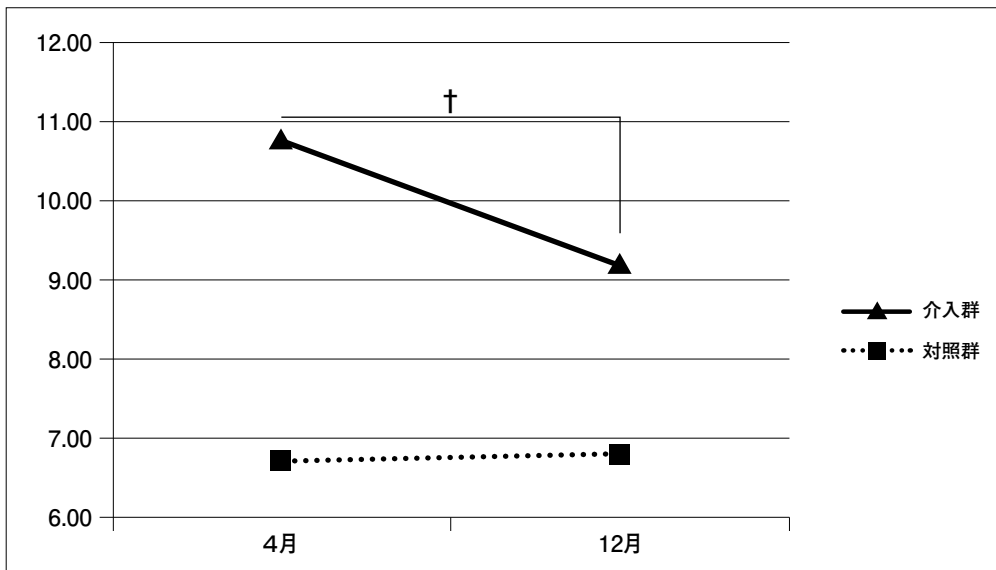


図2 抑うつの変化

4) 相関分析

4月における障害受容度と抑うつ度、ソーシャルサポートの相関を調べたところ、抑うつ度との間に負の有意な相関が見られた ($-0.50, p < 0.05$)。また障害受容度の4月から12月にかけての変化量とプログラムの評価の相関を調べたところ、Q2 (パイロット・プログラムに参加して良かった) が最も高かったが (0.54)、有意ではなかった。

5) インタビュー

インタビューの結果からも、プログラムへの肯定的な意見が多く聞かれた (「プログラムに参加してよかった」「子どもに対する関わり方が勉強になっている」「家でも同じ歌を歌っている」「ママ達と話せて癒しになっている」「育児が楽しくなった」)。

その一方で、プログラムへの注文も見受けられた (「もっと関わり方を教えてほしい」「指先を使う活動を取り入れてほしい」「父親にもこのような場を設けてほしい」)。

またストレスや不安について尋ねたところ、多忙 (「自分の時間がない」) やサポートのなさ (「夫の協力がいない」「誰にも認めてもらえない」)、将来への不安 (「仕事に復帰できるのだろうか」) といった要因があることが分かった。

さらに障害受容については、「子どもが言うことを聞かない」「この子のせいで、と思うことがある」「育児に自信がない」「周囲の目が気になる」「夫が非協力的」「兄弟が助けになる」「小学校等、将来が心配」といった悩みや意見が聞かれた。

その後のフォローアップでは、「のびのびして遊んでいる」「楽しそうに遊ぶ」「いきいきしている」といった子どもの姿に喜ぶ声が多く聞かれ、障害受容も進んでいることが窺えた (「何とかなる、くよくよしない」「遅くとも一步一步育つ」「焦らない」)。

V 考 察

1) パイロット・プログラムの実施結果と評価

基本統計量や尺度得点は、両群間に大きな差はなかった。唯一、抑うつ度だけはやや大きな差があったが、それでも両群ともに正常の範囲内であった。

障害受容、抑うつともに介入群のみが有意・有意傾向の改善が見られ、パイロットの有効性が認められたと言える。またプログラムの評価においても概ね良好な評価が得られた。インタビューからは、このプログラムがストレス解消、我が子の変化の喜び、支援への感謝、関わり方を学ぶ場になっていることが分かった。ストレス解消はアンケートの結果とも一致していた。

又、最近では夫婦両親で参加するケースも多く、両保護者の関心が高いことが窺われた。

さらに保護者 (母親) の障害受容度が高い人ほど抑うつ度が低いことも示され、両尺度が連動していることが分かったが、これは介入群において、障害受容度が向上したと同時に抑うつ度が低下した事実と整合的である。障害受容度と抑うつ度の検討からは、極度に受容度が低く抑うつ度が高い「高リスク者」が発見され、個別対応とケース会議に繋がった。これは本プログラムの保護者のリスク・スクリーニングとしての有効性を示すものである。

佐藤 (2004) 武藤 (2008) が述べるように、保護者は子どもを含む、自己を取り巻く関係状況や自己の構造を把握し、洞察し、発展させることにより、障害受容に到るものと考えられるが、インタビューにおいても、保護者は子どもや家族、社会などの関係状況や自分自身への認識・洞

察を深め、発展させ、ゆっくりとではあるが障害受容を促進させていることが窺えた。

2) 本プログラムの実施と評価に向けて

今回、学習モデルに基づき、保護者に子どもの変化のフリートーク、相談活動、子育ての気づきや共感を促し、関係状況の認識、洞察、発展を目指してきた。

インタビューの結果は、総じてパイロット・プログラムに肯定的であったが、いくつかのプログラムへの注文もつけられた。それを分析すると、プログラムの活動内容に関する注文（指先を使う活動を取り入れて欲しい等）と、プログラム外の支援についての注文（地域資源を教えてほしい等）に分けることができた。

また保護者の障害受容の障害になっている要因として、「子どもとのコミュニケーションの困難さ」「育児への不安・自信喪失」「周囲の眼」等があり、その背後には「時間不足・疲労」「夫の協力の欠如」「徒労感（やりがいのなさ・認められない）」「将来への不安（仕事に復帰できるか）」があることも判明した。

さらにソーシャルサポートの質問からは、「療育施設」「夫」「医療」からのサポートは高かったものの、「ボランティア」「宗教などの私的団体」は乏しかった。

近藤（2008）によれば、親が子どもの障害を受容する過程では身近な人や地域、専門職からのサポートが重要と述べており、今回の調査結果はサポートが未だ不十分であることを窺わせた。

これらを考慮すると、本プログラムはパイロット・プログラムの枠組みを基本的に引き継ぐものの、遊び活動の工夫、保護者の苦勞を認め、気持ちの安定だけでなく、さらに支援に役立つ情報も提示していく必要がある。

また4月の障害受容度・抑うつ度に基づき、と障害受容度が低く抑うつ度が高い「低リスク群」と障害受容度が高く抑うつ度が低い「高リスク群」に分けると、前者は「子どもが喜んでいる」「明るい気持ちになる」といった意見が見受けられ、「基本的に子どもの姿に満足しているが、進学等将来が不安」という姿が垣間見えた。それに対し、後者は「息抜き場」「気持ちの拠り所」とプログラムを自分自身の「癒しの場」と捉えていること、「周囲の眼が気になる」「他児と比較してしまう」など、障害受容が進んでいないことが窺えた。この違いは両者のニーズが異なることを示唆している（低リスク群：子どもの進学等の将来に向けての支援、高リスク群：保護者自身への細やかな支援）。さらに4月から12月にかけての受容の変化を見てみると、後者は大きな改善が見られたが、前者は改善が少なかった。

このことをふまえると、パイロット・プログラムは、受容が低い保護者には有効であるが、受容が高い保護者に、より工夫が必要なことを示している。その背景として、先で述べたように両者はニーズが異なり、両者ともに受容・抑うつを改善させられるプログラムの開発には工夫が必要であると考えられる。そのため本プログラムの実施時においては、予めスクリーニングを行い、対象者別にそれぞれの検討も念頭におくことが重要であろう。

今回のプログラムでは1年弱に渡って保護者を支援してきたが、障害受容は1年で終わるものではなく、長期に渡るものである。そのため継続的に支援すること、またはフォローアップの期間を長くとするなどの取り組みも念頭におくことが望まれる。さらに、長期支援においては、自力でソーシャルサポートを発見・利用するなど、受け身の姿勢から脱皮して、自立的に障害受容に取り組むように促すことも重要であろう。そのことによって、障害を持つ子どもの保護者へのソーシャルサポートのあり方も変化し、一層障害受容が進むことが考えられる。

参考文献

- 北川憲明・七木田敦・今塩谷利雄（1995）障害幼児を育てる母親へのソーシャルサポートの影響 特殊教育学研究 33（1）35-44
- 足立淑子・温泉美雪・武田和子・山上敏子 2002 1歳6ヶ月児の母親の育児行動—質問紙調査からの具体的行動、育児ストレス、認知の関係について—行動療法研究 26（2）69-82
- 見城圭美・藤原直子・日上耕司・大野祐史・佐田久真貴・渡辺由己・久保義郎・園田順一（2008）発達障害のある子どもの保護者のための親訓練プログラムの効果 吉備国際大学 臨床心理相談研究所紀要 第5号 47-65
- 北原祐（1995）発達障害児の家族の障害受容 総合リハビリテーション 23.（8）657-663
- Beck AT. Depression: Causes and treatment. Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1972.
- 月本由紀子・足立自朗（1998）障害児を持つ母親の受容と立ち直りに関する研究 埼玉大学紀要教育学部 47（1）51-67
- 松下真由美（2003）軽度発達障害をもつ母親の障害受容過程についての研究応用社会学研究 13、27-52
- 近藤直子（2008）乳幼児健診の現状と課題—求められる役割と子育て支援 みんなのねがい 496号全国障害者問題研究会出版部
- 黒田淑子（1994）関係学ハンドブック 28 英和出版 28
- 佐藤啓子（1993）かかわり方の発展に関する研究（25）—母と子のための心理劇の導入—（共同研究）4
- 武藤安子ら（2008）親支援とグループアプローチ（1）実践活動の構造と方法日本保育学会 189
- 佐藤啓子（2004）人間関係をめぐって 「人間関係の回復と創造」 至文堂 5-26
- 武藤安子・吉川晴美・松永あけみ（2010）家庭支援の保育学 建帛社 37-68、137-168

生活習慣は加齢及び抑制性から論理能力に与える影響度を調整するのか？

Do life styles modulate aging and inhibition controls' effects on syllogistic reasoning ability?

鈴木 国威*
Kunitake SUZUKI

要旨：本研究は加齢による論理能力の減少が生活習慣によって変動するのかどうか、また行動抑制や年取、社会的関係と論理能力との関連性が生活習慣によって変化するのかどうかを検討した。本研究では、越谷で実施された調査（鈴木 et al, 2012, 2013）のデータを利用した。論理能力には年齢、行動抑制、年取などが影響を与えていることが明らかとなった。年齢、行動抑制、年取が論理能力に与える影響が生活能力の程度によって調整されるかどうかを、生活能力とその他の変数との交互作用を検討した。年齢に伴う認知能力の減少は生活習慣がより改善すると強まることが明らかとなった。分析手法の改善やバイアスに関する議論を行った。

キーワード：加齢, 行動抑制, 論理能力, 生活習慣, 越谷

序 論

近年、日本では急速な高齢者の比率の増大による人口動態の変化に社会保障制度や医療制度の対応の遅れが目立ち、それらの制度の見直しが求められている（国立社会保障・人口問題研究所, 2015；小黒, 2006）。また高齢者でよく観察される認知症は加齢にともなう認知機能の低下によるものであり、認知症への対応が探られている（大沢, 前島, 種村, 関口, & 板倉, 2006；杉原, 藤波, & 亮三, 2010）。加齢に伴う認知機能と関連する要因としては、身体活動（尹 et al., 2010；山田, 村田, 太田尾, & 村田, 2008）や料理行動（山下, 川島, 三原, 藤阪, & 高倉, 2007）、前頭葉機能を反映する抑制機能（尚・内山, 郭, 亀山, & 福本, 2002）、音読やコミュニケーション（吉田, 土田, & 大川, 2004）及び家族や社会的関係（Kawachi & Berkman, 2001）などの様々な要因が挙げられる。

身体活動による加齢に伴う認知機能の低下の予防は、介入可能性が他の要因と比べて比較的实施しやすいために多くの研究が行われている。例えば、青年期の有酸素運動によるトレーニ

* すずき くにたけ 大阪人間科学大学人間科学部

ングの研究結果 (Åberg et al., 2009) からは高い負荷を与える身体活動の介入が、握力や歩行速度が加齢に伴う認知機能の低下を抑えることを報告している研究 (Alfaro-Acha et al., 2006 ; Auyeung et al., 2008 ; Ogata, Kato, Honda, & Hayakawa, 2014) からは筋力トレーニングや歩行の指導などの介入の有効性が予測される。実際に幾つかの先行研究では、身体活動による認知機能の低減の減少もしくは改善 (寺谷 & 青木, 2008) や運動の習慣に基づく持続的な身体活動の認知機能低減の予防 (村田 et al., 2010) などが報告されており、身体活動による認知機能への影響に関して、その有用性が大きく期待されている。

しかしながら、身体活動の実施には選好が存在する。いわゆる運動嫌いの人たちの存在である (奥野 et al., 2004)。青年期や中年期において身体活動の習慣が形成されていない場合には、例え有効性が高いと考えられる介入であっても、その介入の持続性が危ういと予想される。したがって、持続可能性を高める方法を考えることは重要であると考えられる。高齢者が行うテレビゲームやエクササイズによる認知機能の低下の予防への効果 (Nouchi et al., 2012) が近年注目されているのは、娯楽的要素が持続可能性を高めているためと考えられる。その一方で、娯楽性は飽きが来るのも事実であり、常に内容を更新する必要性もあり、その維持にコストがかかるのも否めないであろう。娯楽性も重要であるが、加齢に伴う認知機能の低下を低減するための要因を持続的に行えるためには、遂行が簡易であることや必要性が高いものも重要であると考えられる。本研究では、遂行が容易であり必要性が高いものとして、生活習慣の改善に着目する。生活習慣の改善により身体機能の維持 (島田, 内山, & 加倉井, 2002) が多数報告されている。身体機能は身体活動の維持にもつながるため、身体機能と認知機能との関連性を考慮に入れると、生活習慣への介入も加齢による認知機能の低減を減衰する効果が期待できるのではないかと予測される。したがって、本研究では生活習慣が加齢による認知機能の減衰を、また他の要因から認知機能への影響を変化させることを検討する。

本研究では高齢者の認知機能を取り扱うために、認知機能の要素の一つである論理能力に着目した。論理機能は知能と強い関連性があることが報告されており、加齢による減衰も報告されている (Shikishima et al., 2011)。また論理能力は質問紙で測定可能な標準化されたテストが存在しており (Shikishima et al., 2011)、研究協力者の負担も少ないことから採用された。さらに、前頭葉機能に関連する行動抑制に関する調査項目 (山形, 高橋, 繁梈, 大野, & 木島, 2005)、年収、性別、宗教的な活動の有無なども質問紙調査によって測定し、これらの要因が論理能力に影響を及ぼすのか、またその影響が生活習慣によって変化するのかどうかを検討した。

方 法

協力者

越谷市在住の 522 人 (男性 222 人、女性 291 人、未回答 9 人) から回答を得た (リクルート方法の詳細は鈴木 et al. (2013 : 2012) に記載されている)。協力者の年齢は 20 歳代が 17 人、30 歳代が 68 人、40 歳代が 59 人、50 歳代が 79 人、60 歳代が 161 人、70 歳代が 120 人、80 歳以上が 9 人、未回答が 9 人であった。平均年齢は 57.85 歳、標準偏差は 14.26 歳であった。

手続き及び質問項目

文教大学生生活科学研究所の共同研究プロジェクトとして越谷市の生活習慣に関する調査を行っ

た（鈴木 et al., 2012；2013）。その際に使用された項目のうち、本研究に関する項目を分析に使用した。

プロフィール 協力者の性別、年齢、世帯年収、同居している人数及び宗教的活動の有無を回答させた。性別の回答を得るために男性もしくは女性の選択肢を一つだけ選択させた。年齢に関しては数値を記入させた。年収に関しては11の選択肢を用意し、一つだけ選択させた。具体的には、100万円未満、100万円～799万円の間は100万円ごと、800～999万円、1000万円代、2000万円以上の選択肢であった。同居している人数は本人を含めて何名で生活しているかを求めた。宗教活動の有無は、回答者の自宅に神棚や仏壇を祀っているかどうかを尋ねることで測定した。

論理能力 論理能力を測定するBAROCO（Shikishima et al., 2011）を用いた。一つの問題には一つの命題と4つの選択肢が存在する。協力者は命題から導き出される結論を4つの選択肢から一つ選択させられた。5つの質問から構成されるテストであった。論理能力得点は正確な結論を選択した数とした（範囲は0から5）。一問も選択しなかった協力者の論理能力得点は欠損値として取り扱った。

行動抑制の制御 行動抑制の制御を測定するために、成人版エフォートフル・コントロール（山形 et al., 2005）の行動抑制の制御因子に関わる11項目から7項目を使用した。項目の選択の際には先行研究で報告された因子負荷量をもとに選択した。4件法（1があてはまらない～4があてはまる）を用いて各項目に回答させた。数値が大きいほど行動抑制の制御が大きくなるように、それぞれの項目の反応を1～4に割り当てた。行動抑制の制御得点は7項目の変換された合計値とした。未回答が3項目以上の協力者のデータは欠損地として取り扱った（範囲は4から28）。

生活習慣 生活習慣は矢野 & 柳井（2008）から6項目を使用した。睡眠のリズム、食事の時間、運動に関する項目がそれぞれ2項目存在した。全ての項目に対して、2件法の選択肢（ハイ、イエ）の中から選択させた。通常の項目に対してハイを選択した項目と逆転項目はイエと選択した項目数を生活習慣得点として使用した（範囲は0から6）。

データ解析

論理能力得点が他の変数からの影響をどの程度うけるのかを検討するために、重回帰分析を実施した。また、生活習慣が論理能力とその他の変数との関連性を変化させるかどうかを検討するために、交互作用を重回帰分析で取り扱った。交互作用の変数を作成するために、重回帰分析で用いられる全ての独立変数の平均値をゼロになるように変換した。その平均値がゼロに変換された変数及び変換された生活習慣得点との積を算出し、交互作用の変数として取り扱った。

結果

記述統計

世帯年収100万円未満は11人、100万円台が25人、200万円台が60人、300万円台が75人、400万円台が52人、500万円台が45人、600万円台が50人、700万円台が45人、800万～999万円が63人、1000万～1999万円が69名、2000万円以上が5名であった（未回答22人）。同居人数は平均3.12人（SD = 1.36人）であり、一人で生活しているのは32人であり、最大8名と同

居していると人は2人存在した。宗教活動の有無に関して、仏壇や神棚が両方もしくはどちらか一方あると回答した人は327人、どちらもない人は191人であった（未回答は4人）。

論理能力得点の平均値は2.58 ($SD = 1.57, n = 471$)であった。平均行動抑制の制御得点は20.84 ($SD=3.33, n = 510$)、平均生活習慣得点は4.54 ($SD = 1.47, n = 504$)であった。

年齢、行動抑制の制御得点、生活習慣得点間の相関係数は、年齢と行動抑制の制御得点は-.03、年齢と生活習慣得点は.45、行動抑制の制御得点と生活習慣得点は.02であった。

論理能力に与える影響

論理能力に性別、年齢、年収、抑制性、家族及び宗教などが影響を与えるかどうかを検討するために、従属変数を論理能力得点、そのほかの変数を独立変数とした重回帰分析を実施した。性別と家族及び宗教に関する変数はダミー変数として取り扱った。性別の変数は男性を1とした。家族は同居人がいない場合には1、同居人がいる場合には0とした。また宗教の有無は神棚や仏壇を祀っている人は1とコーディングした。分析結果を表1に示す。重回帰分析の結果、独立変数は論理能力得点の分散を説明できることが明らかとなった ($n=447; Adjusted R^2 = .16; F(6, 440) = 16.06, p = 2.2 \times 10^{-16}$)。論理能力得点と統計的に関連性が示されたのは、年齢、年収、行動抑制の制御得点であった。係数の符号から、年齢が増加すると論理能力得点が減少するのに対し、年収や行動抑制の制御得点が上昇すると論理能力得点が増加することが明らかとなった。

表1 論理能力得点を従属変数とした重回帰分析における偏回帰係数及び統計量

	係数	標準誤差	t 値	p 値
切片	2.14	0.62	3.47	.001
性別 (男性)	- 0.08	0.14	- 0.54	.588
年齢	- 0.04	0.01	- 6.51	< .001
年収	0.07	0.03	2.63	.009
抑制性	0.10	0.02	4.74	< .001
家族 (同居者なし)	- 0.10	0.35	- 0.29	.771
宗教 (仏壇などの有)	0.09	0.15	0.57	.568

さらに生活習慣が論理能力得点と年齢、年収及び行動抑制の制御得点などとの関連性を変化させるかどうかを検討するために、生活習慣得点とそのほかの独立変数との交互作用項を投入した重回帰分析を実施した。重回帰分析の結果を表2に示す。独立変数は論理能力得点を有意に説明できることが明らかとなった ($n=438; Adjusted R^2 = .16; F(7, 430) = 13.09, p = 2.6 \times 10^{-15}$)。表1で示している結果と同様に年齢、年収及び行動抑制の制御得点は論理能力得点に影響を与えていることが示されたが、生活習慣得点は影響を与えていないことが明らかとなった。また交互作用項を検討すると年齢との交互作用が統計的に有意な傾向が示されたが、他の変数との交互作用は有意ではなかった。

表2 交互作用を投入した際の偏回帰係数と統計量

	係数	標準誤差	t 値	p 値
切片	2.60	0.08	34.67	< .001
年齢	- 0.03	0.01	- 5.78	< .001
年収	0.07	0.03	2.55	.011
抑制性	0.09	0.02	4.49	< .001
生活習慣	- 0.05	0.05	- 0.89	.376
年齢×生活習慣	- 0.01	0.004	- 1.69	.091
年収×生活習慣	- 0.03	0.02	- 1.63	.104
抑制性×生活習慣	0.01	0.01	0.67	.504

考 察

本研究では、加齢による認知能力の減少や行動抑制の制御及び社会的要因による認知能力への影響が生活習慣の程度によって調整されるかどうかを検討した。従属変数を論理能力得点、独立変数を年齢や年収、抑制得点、家族の有無、宗教活動、性別などとした重回帰分析を実施したところ、年齢、年収、行動抑制の制御得点が論理能力得点に影響を与えていた。さらに生活習慣が年齢や年収、行動抑制の制御得点から論理能力得点への影響を調整するかどうかを検討するために、生活習慣とその他の変数との積の項を独立変数として追加し、重回帰分析を実施した。年齢による論理能力への影響を生活習慣が調整していることが示された。係数からは生活習慣得点が1増加すると、年齢から論理能力得点への影響度を示す偏回帰係数の値が0.01減少することが明らかとなった。すなわち、生活習慣得点が増加すると年齢と論理能力得点との負の関連性がより強まること示されている。

本研究での仮説は、生活習慣が改善されることによって、加齢に伴う論理能力の減衰を抑える効果があると予測した。しかし本研究の結果は、生活習慣の程度の良さが加齢に伴う論理能力の減衰を増加すること示している。この仮説と結果の不一致は、研究協力者のリクルート方法に由来する可能性が一つ考えられる。本研究では、協力者の自由意志に基づいて、研究協力者は参加した。研究協力の意思決定が年齢や抑制系、年収、生活習慣などに関連がある場合、本研究の結果はバイアスが存在すると考えられ、傾向スコアなどの補正をする必要がある（伊藤，大淵，& 辻，2011）。例えば、年齢と生活習慣得点との中程度の相関（ $r = .45$ ）から、生活習慣を積極的に改善している高齢者は、そうでない高齢者と比較して、研究により協力していることが予測される。そのため非常に高齢であっても、生活に規律があるため調査に参加することができるが、認知能力は低い可能性がある。または、高齢者になるにつれて生活習慣を整えることで、認知機能の衰えを意識的、無意識的に制御しようと試みている可能性も考えられる。他方、高齢者で生活習慣得点が低いにもかかわらず研究に協力している協力者は、もともと身体や認知能力が健康である可能性が考えられる。今後は協力者のマッチングを考慮したデータ収集や分析が必要と考えられる。

引用文献

- Alfaro-Acha, A., Snih, Al, S., Raji, M. A., Kuo, Y.-F., Markides, K. S., & Ottenbacher, K. J. (2006). Handgrip strength and cognitive decline in older Mexican Americans. *The Journals of Gerontology. Series A, Biological Sciences and Medical Sciences*, 61 (8), 859-865.
- Auyeung, T. W., Kwok, T., Lee, J., Leung, P. C., Leung, J., & Woo, J. (2008). Functional decline in cognitive impairment—the relationship between physical and cognitive function. *Neuroepidemiology*, 31 (3), 167-173. <http://doi.org/10.1159/000154929>
- Åberg, M. A. I., Pedersen, N. L., Torén, K., Svartengren, M., Bäckstrand, B., Johnsson, T., et al. (2009). Cardiovascular fitness is associated with cognition in young adulthood. *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 106 (49), 20906.
- 伊藤和彦, 大淵修一, & 辻一郎. (2011). 介護予防の効果に関する実証分析「介護予防事業等の効果に関する総合的評価・分析に関する研究」における傾向スコア調整法を導入した運動器の機能向上プログラムの効果に関する分析 *医療と社会*, 21 (3), 265-281. <http://doi.org/10.4091/iken.21.265>
- Kawachi, I., & Berkman, L. F. (2001). Social ties and mental health. *Journal of Urban Health : Bulletin of the New York Academy of Medicine*, 78 (3), 458-467. <http://doi.org/10.1093/jurban/78.3.458>
- 小黒一正. (2006). 世代間格差改善のための医療保険制度モデル私案とその可能性：賦課方式と積立方式の補完的導入. *フィナンシャル・レビュー*, (85), 151-176.
- 国立社会保障・人口問題研究所. (2015). Financial Statistics of Social Security in Japan 2013 (pp. 1-81).
- Nouchi, R., Taki, Y., Takeuchi, H., Hashizume, H., Akitsuki, Y., Shigemune, Y., et al. (2012). Brain training game improves executive functions and processing speed in the elderly: a randomized controlled trial. *PLoS ONE*, 7 (1), e29676. <http://doi.org/10.1371/journal.pone.0029676>
- 村田伸, 大山美智子, 大田尾浩, 村田潤, 木村裕子, 豊田謙二, & 津田彰. (2010). 在宅高齢者の運動習慣と身体・認知・心理機能との関連. *行動医学研究*, 15 (1), 1-9. <http://doi.org/10.11331/jjbm.15.1>
- 奥野純子, 西機真, 松田光生, 小川浩司, 大島秀武, & 久野譜也. (2004). 中・高齢者の歩数計使用の主観的有効感と歩行数増加・運動継続との関連. *体力科学*, 53, 301-310. <http://doi.org/10.7600/jspfsm1949.53.301>
- Ogata, S., Kato, K., Honda, C., & Hayakawa, K. (2014). Common Genetic Factors Influence Hand Strength, Processing Speed, and Working Memory. *Journal of Epidemiology*, 24 (1), 31-38. <http://doi.org/10.2188/jea.JE20130070>
- 大沢愛子, 前島伸一郎, 種村純, 関口恵利, & 板倉徹. (2006). “もの忘れ外来”における認知症と言語流暢性課題. *高次脳機能研究*, 26 (3), 327-333. <http://doi.org/10.2496/hbfr.26.327>
- 島田裕也, 内山靖, & 加倉井周一. (2002). 高齢者の日常生活内容と身体機能に関する研究. *日本老年医学会雑誌*, 39 (2), 197-203. <http://doi.org/10.3143/geriatrics.39.197>
- Shikishima, C., Yamagata, S., Hiraishi, K., Sugimoto, Y., Murayama, K., & Ando, J. (2011). A simple syllogism-solving test: Empirical findings and implications for g research. *Intelligence*, 39 (2-3), 89-99. <http://doi.org/10.1016/j.intell.2011.01.002>
- 杉原太郎, 藤波努, & 高塚亮三. (2010). グループホームにおける認知症高齢者の見守りを支援するカメラシステム開発および導入に伴う問題. *社会技術研究論文集*, 7, 54-65. <http://doi.org/10.3392/sociotechnica.7.54>
- 鈴木賢男, 鈴木国威, 石川博美, 佐藤ひろみ, 鎌田晶子, & 神田信彦. (2012). 越谷における生活実態・意識調査 2010 調査概要. *生活科学研究*, 34, 209-210.
- 鈴木賢男, 鈴木国威, 石川博美, 佐藤ひろみ, 鎌田晶子, & 神田信彦. (2013). 越谷市における市民の生活実態・意識調査 (1) : 越谷 13 地区住民の地域との関わり. *生活科学研究*, 35, 203-218.
- 寺谷剛, & 青木邦男. (2008). 認知症高齢者に対する運動療法の介入効果に関する文献研究. *山口県立大学学術情報*, 9, 195-204.
- 内山尚志, 郭怡, 亀山宏平, & 福本一郎. (2002). Stroop 効果による痴呆自動診断のための基礎研究 : MMSE と Stroop 効果. *長岡技術科学大学研究報告*, 24, 75-
- 山形伸一, 高橋雄介, 繁榊算男, 大野裕, & 木島伸彦. (2005). 成人用エフォートフル・コントロール尺度日本語版の作成とその信頼性・妥当性の検討. *パーソナリティ研究*, 14 (1), 30-41. <http://doi.org/10.2132/>

personality.14.30

- 山下満智子, 川島隆太, 三原幸枝, 藤阪郁子, & 高倉美香. (2007). 調理による脳の活性化 (第二報) — 調理習慣導入による前頭前野機能向上の実証実験 —. *日本食生活学会誌* 18 (2), 134-139. <http://doi.org/10.2740/jisdh.18.134>
- 山田実, 村田伸, 太田尾浩, & 村田潤. (2008). 高齢者における二重課題条件下の歩行能力には注意機能が関与している 地域在住高齢者における検討. *理学療法科学*, 23 (3), 435-439. <http://doi.org/10.1589/rika.23.435>
- 矢野理香, & 柳井晴夫. (2008). 子ども数と母親の生活習慣の関連について — LPC 式生活習慣調査によるひとつの分析の試み. *聖路加看護大学紀要*, 34, 8-14.
- 尹智暎, 大藏倫博, 角田憲治, 辻大士, 鴻田良枝, 三ツ石泰大, 長谷川千絵, & 金勳. (2010). 高齢者における認知機能と身体機能の関連性の検討. *体力科学*, 59 (3), 313-322. <http://doi.org/10.7600/jspfsm.59.313>
- 吉田甫, 土田宣明, & 大川一郎. (2004). 音読・計算課題の遂行とコミュニケーションの要因が老年期痴呆患者に対する影響に関する研究: 予備的分析. *立命館人間科学研究*, 7, 109-118.

抑うつを予測する性格要因としてのロールシャッハ変数の検討

— 非機能的態度との関連から —

An examination of Rorschach variables related to dysfunctional attitudes as personality factors to predict depression

田 島 耕一郎*・浅 野 正**

Koichiro TAJIMA, Tadashi ASANO

要旨：心理検査を用いて性格的な側面から将来の抑うつを予測しようとする試みはこれまでにも実施されてきたが、臨床群を対象とした研究では抑うつ体験と性格要因とが相互に関連し合うために明確な変数を指摘することが難しい側面がある。本研究では先行研究を基に抑うつを予測する因子となり得るロールシャッハ変数を検討する事を目的として、Beckの認知理論とうつ病の認知モデルを概説した上で特定のロールシャッハ変数を認知理論の枠組みの中に位置づけた。次に、抑うつに繋がる非機能的態度尺度である DAS との相関が実証的に示されている TCI/NEO/IPSM/MPI の各心理検査に示される性格要因を概観し、それと内容的に類似していると思われるロールシャッハ変数を検討した。その結果、先行研究の 8 変数に加えて新たに 11 変数が抑うつを予測する因子となる可能性があると考えられ、今後の非臨床群を対象とした実証的な研究の必要性が示唆された。

キーワード：ロールシャッハ・テスト, 非機能的態度, 抑うつを予測する指標

I 問題と目的

抑うつは発生や経過には、生物学的、心理学的、社会的な要因が幅広く関与していることが知られている。その中の心理学的要因の役割を解明するため、態度や性格を測定する尺度や心理検査を用いて研究が行われることがある。その際に注意が必要なのは、抑うつに関連する態度や性格としての脆弱性が、そのまま将来の抑うつを予測する心理学的要因といえるかどうかは分からないという点である。つまり、ある心理学的尺度の得点が、抑うつを発生や治療に伴って変動すれば、その尺度が示す態度や性格は抑うつに関連するといえるが、将来に向けての予測力を検討するためには、厳密にはその後の追跡調査が必要となるということである。

抑うつを調査によく使用される心理学的尺度の一つに、非機能的態度尺度 (Dysfunctional

* たじま こういちろう 医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

** あさの ただし 文教大学人間科学部

Attitude Scale, DAS : Weissman, 1979) がある。この尺度は、Beck による認知理論を基礎とし、抑うつにつながる認知的脆弱性としての否定的で不合理な態度や信念を測定する目的で開発された自己評価式質問紙である。40 項目の DAS-A が、研究においては広く用いられている。本邦では、坂本ら (2004) により DAS-A の邦訳が公表されており、尺度としての信頼性と妥当性が確認されている。非機能的態度尺度の得点は、うつ病の発症に伴って上昇するが、治療が経過し症状が軽快するにつれて下降することが知られている (Beevers & Miller, 2004 ; Zuroff et al., 1999)。

それでは、非機能的態度尺度が将来の抑うつ傾向を予測するか否か、言い換えれば、抑うつのリスク評価のためにこの尺度を用いることが可能かどうかという点である。先行研究を概観すると、少なくとも、大うつ病性障害の診断を満たすほどの重度のうつ病性障害の人々を多数含むサンプルを使った追跡調査では、非機能的態度尺度の予測力は確認されていない。例えば、非臨床群から募集した比較的大規模なサンプルを用いての追跡調査がある (Otto et al., 2007)。非臨床群からのサンプルとはいえ、追跡調査に当たっては DSM- IV の基準に従って現在か過去に抑うつ体験を有したとされる人びとが少なくない割合で含まれている。そして、その体験が 3 年間の追跡期間に発生した抑うつエピソードの有無を予測する一方で、調査開始時に実施した非機能的態度尺度にはその予測力が表れなかった。同様に、大学生群と臨床群を一つのグループとして 9 年間の追跡をした別の調査でも、そのサンプルには大うつ病を経験した人びとが多数含まれており、調査開始時点での抑うつエピソードの有無が、その後のうつ病の再発を予測するのは対照に、非機能的態度尺度は追跡期間中の抑うつの発生や重症度と関連を示さなかった (Halvorsen et al., 2010)。さらに、うつ病の入院患者の退院後の追跡調査において、非機能的態度尺度に再発の予測効果は認められなかったとする研究もある (Hardi et al., 1997)。

抑うつをテーマとする研究には、うつ病を中心とする精神医学研究から、うつ病の診断基準に達しない軽度の抑うつ状態についての心理学研究までが含まれており、臨床実践への貢献という観点ではどちらも重要である (坂本ら, 2004)。特に、抑うつの発生に関与する性格要因に関して述べると、臨床群よりも非臨床群を用いた研究の方が、複数の性格特徴が抑うつと関連があるものとして示される傾向がある (Asano, 2015, Rosenström et al., 2014)。その理由の一つに、DSM- IV で大うつ病性障害の診断基準を満たすほどの重度の人びとでは、現在や過去の抑うつ体験が予後評定に強く影響して、個人の性格などの心理学的要因の効果が表れにくくなるということが考えられる。上述した先行研究では、性格と抑うつの研究で生じやすい、いわば打消しともいえる現象が、非機能的態度という認知的な側面について起こったととらえることもできる。こうしたことから、将来、軽度な抑うつに限定された非臨床群を研究対象とすれば、非機能的態度尺度が抑うつ傾向を予測することを実証的に示す可能性がある。

さらに、非機能的態度尺度に併せて、個人の性格を測定する心理検査を実施することで、抑うつのリスク評価の精度を向上させられるかもしれない。Hartmann et al. (2013) は、非機能的態度尺度とロールシャッハ・テストを併せて施行し、9 年間の追跡調査を実施している。46 人の調査対象者のうち 31 人が、調査開始時点での面接で、DSM- IV の大うつ病性エピソードを現在か過去に経験している。その体験が、追跡期間中の抑うつの再発を予測する一方で、非機能的態度尺度は予測力を持たないことは、先行研究と調査結果が一致していた。しかし、ロールシャッハ・テストの変数である MOR (損傷反応) が、うつ病の再発を予測していた。全部で 9 個のロールシャッハ変数で統計検定を試みているが、MOR 以外の 8 変数では、うつ病再発の予測力は認め

られなかった。

本稿の著者たちを含む研究グループでは、現在、精神科受診歴がない非臨床群を対象に、非機能的態度尺度とロールシャッハ・テストによる抑うつリスク評価についての調査を行っている。大うつ病性エピソードを経験していない非臨床群であることから、非機能的態度尺度で測定される認知的脆弱性が、抑うつリスク要因として確認される可能性がある。また、複数のロールシャッハ変数が、非機能的態度尺度と併せて抑うつに対しての予測力を持ち、非機能的態度尺度とロールシャッハ・テストを単体で用いた場合より、抑うつ予測精度が向上することも実証的に示したいと考えている。本稿では、その実証的探求に先立つ文献調査として、抑うつを予測する可能性が高いと思われるロールシャッハ変数を、以下の2つの視点から検討することとする。そして、本稿で選択したロールシャッハ変数を、行く行くは現在進行途上である調査において分析検討する予定である。

本稿では、まず Beck の認知理論とうつ病の認知モデルを概説した上で、認知理論との関連が指摘されている先行研究を基にして、特定のロールシャッハ変数を認知理論の枠組みの中に位置づける。次に、非機能的態度尺度との相関が実証的に示されている、ロールシャッハ・テスト以外の心理検査の性格要因を概観し、それと内容的に類似していると思われるロールシャッハ変数を検討する。

II 認知理論とロールシャッハ変数の位置づけ

II-i 認知理論について

Beck によると、認知とは自己や世界をどのように構造化し捉えるかという考え方や感じ方の一連のプロセスである (Beck, 1976/1990)。精神分析的な精神療法を実践していた Beck は自らの臨床経験において患者の情緒状態及び情緒的混乱を理解するための材料をそれまでの抵抗や防衛などの無意識的な過程ではなく情緒状態に先立つ思考に着目し、それを自動思考と名付けて臨床実践を行い自らの理論を発展させていった。自動思考とは個人がある体験をした時に反射的に生じる思考及びイメージの事であり、状況を理解し、意味づけ、判断する際にそれらの間に介在するものである。そのため、個人の行動や情緒などの反応を規定するものでもある。Beck は自動思考の特徴について、明確で具体性を持ったものであり、一貫性や論理性に乏しく不随意的であるにも関わらず、患者が主観的には自分の思考の妥当性に疑問を抱かず、そのために検証せずに納得の行くものとして受け入れている事を指摘した。また、Beck は自動思考の内容を左右する様な認知構造の基礎的枠組みとしてスキーマを仮定し、ある特定の状況に出くわした時、その状況に関連したスキーマが活性化されるとする認知プロセスのモデルを考案した。

つまり、認知理論における認知のプロセスにおいては、その表層には明確で具体的な内容を持ち、自生的に出現を繰り返す思考やイメージとしての自動思考が、そして深層には基本的な人生観や確信に近いスキーマが存在すると仮定される。適応的な個人の場合には、自動思考やスキーマに示される内的現実が客観的現実である外的現実と大きくずれることが無いが、気分障害を始めとした多くの精神疾患の場合には自動思考やスキーマが客観的現実と大きく乖離してしまい、その結果として不適切な思考や情緒が生じやすくなるとされている。

II-ii うつ病の認知モデルについて

Beck はうつ病患者に見られる心理的な基本要素を説明する認知モデルとして、上述のスキーマの概念の他に認知の三要素と認知的誤り（誤った情報処理）の概念を仮定している。

認知の三要素とは「否定的認知の三要素」とも呼ばれ自分自身、自分を取り巻く環境、将来の三領域に対して極端に悲観的になりやすいとしている。自分自身に対する否定的認知とは、患者は自分自身を不完全で他者から拒絶されており、不快な体験を自身に帰属させそのため自分は無価値であると判断し自己評価を下げるという傾向を示している。自分を取り巻く環境に対する否定的認知とは、自分を取り巻く世界は自分に途方もない要求を突き付け、克服する事の出来ない障害を与えるものであると捉え、生物的・無生物的な環境との相互作用を敗北や剥奪を表すものと誤って理解する事だとされている。将来に対する否定的認知とは、うつ病患者は独自の長期的見通しを持っており、現在の困難や苦悩はずっと続くものであると考え、現実的な課題に取り組む際に根拠も無く失敗することを考えるとされている。

認知的誤り（誤った情報処理）とは、うつ病患者の場合自らの経験を相対的に未熟な方法で構造化しがちであり、その結果として情緒的な反応は否定的で極端になる傾向がある。この場合、例えそれとは矛盾する証拠が存在するとしても彼らは否定的な自らの概念の妥当性に疑問の余地を挟まないが、そのような信念を持続させるものが認知的誤り（誤った情報処理）であり、Beck は自分勝手な推測・選択的な抽象化・過度の一般化・誇張と矮小化・個人化・絶対的、二者択一的思考などを例として挙げている。

以上の様にうつ病の認知モデルにおいてはそれぞれの要素が相互作用しながらうつ病患者に見られる否定的認知構造が形成、維持・強化されることになる事が示唆されており、認知療法はこうした非現実的な認知の改善を通して、情緒状態を変化させることを目指した短期の精神療法であると述べる事が出来る。

II-iii 認知理論とロールシャッハ・テストの関連について

ロールシャッハ・テストを利用してうつ病患者に特有のパーソナリティ構造を探求したものととして Mason, Cohen, and Exner (1985) の研究がある。この研究では 102 名のうつ病患者にロールシャッハ・テストを実施しロールシャッハの主要な変数である 27 変数に対して因子分析を行っている。その結果、3 因子が示され、その中の第一因子がうつ病患者に独特の認知・性格傾向を反映していると指摘されている。具体的な変数としては、W, DQ+, Zf, Lambda, M, m, H, Sum6 の 8 変数が挙げられている。以下に (Weiner, 1998/2005, 高橋ら, 2007) を参考に各変数の検討を行う。

W, DQ+, Zf は何れも情報処理の変数であり、外的事象を知覚し、複数の要素を関連付け、全体として組織化する心理機能を示す。これは Beck の述べている認知理論に当てはめて考えると自己や世界の構造化の認知プロセスに相当するものと考えられる。また、低い Lambda は体験に対しての不確実性や両義性を示し、M, m, H を多く反応しやすい事は、対象者は自分や他者に強い興味を向けており、それに関連する形で概念化が生じやすく時には意図的な統制が出来なくなって侵入的思考に発展しやすい事が示されている。これは、言い換えると対人過敏性や認知的誤りに代表されるように対象者の意図とは別に不随意的に生じてくる自動思考の存在とも関連する部分であると考えられる。Sum6 は思考活動の低下と関連しており、対象者の思考活動は不合理かつ非論理的なものであり、認知的なずれや概念化の失敗が生じやすい事が示されている

と考えられ、自動思考の内容と客観的な現実との間が不一致なものになることと関連が深いと考えられる。表1に示す。

表1 うつ病患者の認知特徴を示すロールシャッハ変数 (Mason et al., 1985 による)

変数	変数の内容	変数の心理的意味
W	刺激全体を使用して反応する。	事象間の関連を把握し、複雑に組織化する。
DQ+	2つ以上の事物の関連に言及する。	情報を精査し、要素を統合する。
Zf	W や DQ+ などの総計	W や DQ+ とほぼ同じ
Lambda	運動や色彩など刺激の特徴を反応に含める。	外的事象に、内面の心理体験を組み入れる。
M	人間の運動	意図的な思考、熟慮、観念化
m	人間や動物以外の、無生物の運動	意識的な統制に抗して侵入する思考活動
H	人間反応	自己や他者に対する関心の強さや注意深さ
Sum6	非論理的で不適切な説明や結合、または逸脱言語を伴う。	不合理で一貫性のない思考、誤った認知、概念化の欠損

Weiner (1998/2005) 高橋 (2007) を参考にして作成

また、上記8変数を精緻化した変数および比率として、W+、FM、Dスコア、Hと(H)+Hd+ (Hd) の比率、GHRとPHRの比率が示す心理内容も、認知理論の枠組みの中に位置づけるには相応しいかもしれない。表2に示す。Wについては、プロットの諸部分の統合(W+)のような全体反応と、単純さ(Wo)や不明確さ(Wv)といった全体反応がある。特にW+が、認知理論でいう概念の構造化のプロセスをよく示すと考えられる。動物運動反応のFMは、無生物運動反応であるmと同様に、意図的な統制ができにくい侵入的思考を表すと考えられている。M、FM、mの比率を含むDスコアは、特にMよりFM+mが上回る時、対象者の意図とは別に不随意的に生じる自動思考の存在を予測することも可能である。さらに、Hと(H)+Hd+(Hd)の比率や、GHRとPHRの比率には、前者が後者よりも少ない時に、非現実的で貧質な自己・他者像の存在が示されることがある。これは、抑うつ認知特徴として「否定的認知の三要素」に挙げられている、自分自身や自分を取り巻く環境についての主観的かつ悲観的な認知に繋がるかもしれない。

表2 本研究によるの精緻化後の8変数

変数	変数の内容	変数の心理的意味
W+	図版の全体を使用し2つ以上の対象を関連付ける	欲求を現実と理性的に調和させ計画的に実行する能力
FM	動物の運動	無意識的な欲求や衝動
D	EAとesの粗点の差	現在の統制力やストレス耐性
H:(H)+Hd+(Hd)	人間全体反応:人間部分反応と想像された人間の反応	被験者が体験してきた対人関係の投影内容
GHR:PHR	良質人間表象反応:貧質人間表象反応	対人関係における適応的/不適応な行動
MOR	損傷内容	否定的な自己知覚
3r+(2)/R	自己中心性指標	被験者が自分に注意を向けて自分に没頭する程度
(2)	ペア反応	成熟した自己への注目程度

Weiner (1998/2005) 高橋 (2007) を参考にして作成

さらに、MOR (損傷反応) にも着目したい。これは、Hartmann et al. (2013) の研究において、DSM-IVを基準とする抑うつエピソードの影響を統制してもなお、ロールシャッハテストの変数

である MOR が、9 年の追跡期間に見られるうつ病の再発を予測しており、MOR に表れる否定的な自己評価や自己像は抑うつに繋がる脆弱性と強く関連することがうかがえるためである。また、MOR に加え、MOR に類似した心理内容を示すものとして、自己中心性指標とペア反応も抑うつとの関連を調査する意義があると考えられる。

Mason, Cohen, and Exner (1985) による 8 変数と、精緻化されたものとしての 5 変数に、MOR と自己中心性指標とペア反応を加えた総計 16 変数について、非機能的態度尺度と併せて抑うつに対しての予測力を持ち、非機能的態度尺度とロールシャッハ・テストを単体で用いた場合より、抑うつの予測精度が向上するかどうかを、現在進行途上の調査において将来分析検討していくことを予定している。

Ⅲ DAS と他の心理検査の関連

Ⅲ-i DAS と TCI との関連

DAS との相関が実証的に示されているロールシャッハ・テスト以外の心理検査の一つとして TCI (Temperament and character Inventory) を用いた研究が挙げられる。TCI の日本語版を作成した木島ら (1996) によると TCI は遺伝的規定性の高い気質を「損害回避」・「新奇性追求」・「報酬依存」・「持続」の 4 下位尺度で、後天的に学習される性格を「自己志向」・「協調」・「自己超越」の 3 下位尺度で測定する質問紙性格検査である。Luty et al. (1999) はうつ病の臨床群を対象に DAS と TCI の関連を検討したところ、DAS 得点と TCI の「損害回避」との間には有意な正の相関が、「自己志向」、「持続」、「協調」との間には有意な負の相関があることを確認している。続けて、ステップワイズ法による重回帰分析を行ったところ、「損害回避」、「持続」、「協調」については有意な関連は表れず、「自己志向」のみが DAS 得点の有意な予測要因として示唆された。同様に、非臨床群を対象とした調査でも、DAS 得点と TCI の「自己志向」の間には有意な負の相関が示されている。例えば、Otani et al. (2013) の調査では、通常の 40 項目の DAS-A ではなく、24 項目の DAS を使用しているが、24 項目 DAS の 3 つの下位尺度である「達成」、「依存」、「自己統制」のすべてと相関を示したものは、TCI の 7 つの下位尺度の中で「自己志向」のみであった。Ritcher et al. (2000) による非臨床群での調査においても、TCI の「自己志向」、「損害回避」、「協調」が DAS に示される非機能的態度と関連していた。

そもそも、TCI の「自己志向」とは発達に伴って形成され、個人の社会的生活に影響する自己概念を意味する (Cloninger et al., 1993, 2006)。特に、責任、目的志向性、問題解決資源、自己受容、希望などといった個人の自律性にかかわる側面を表している。一方、ロールシャッハ・テストでは、心理内容が似ている変数がグループとしてまとめられ、「統制」、「感情」、「自己知覚」、「対人知覚」などといった複数のクラスターに整理されている。TCI の「自己志向」は広く自己概念を意味するという点で、ロールシャッハ・テストの「自己知覚」のクラスターに含まれる諸変数と関連することが概念的に予測できる。

前章で選択したロールシャッハ・テストの MOR と自己中心性指標は、「自己知覚」のクラスターに入る。それ以外の「自己知覚」の代表的な変数に、濃淡立体反応 (SumV) がある。SumV は、自己批判的な態度の指標であり、後悔や自責の念を感じる経験によって反応数が上昇するとされている。また SumV は、肯定的・否定的な側面を併せ持つが、自己評価が低い状態の個人においては自己批判的な態度が強い状態にあると考えられ、結果的に自己肯定感が低下

した状態に結びつくものと考えられる。

DASはTCIの「自己志向」と関連することから、それと類似するパーソナリティ領域であるロールシャッハ・テストの「自己知覚」に入るSumVも、DASと関連するかもしれない。そして、DASとロールシャッハ・テストを併せることで、DASの示す否定的で不合理な態度や信念に、パーソナリティ側面からの新たな情報が付け加わり、DAS単体での抑うつ予測力を上回ることが期待される。

III-ii DASとNEO/IPSM/MPIの関連

40項目のDASを因子分析した結果、11項目と15項目が因子として表れたとする研究があり、それぞれを「完全主義(perfectionism)」と「承認の要求(need for approval)」と命名している(Imber et al., 1990)。そのうち「完全主義」には、「仕事で失敗すれば、人間としても失敗者だと言えます」、また「承認の要求」には、「人から好かれなければ幸せにはなれません」などの項目が含まれる。このDASの2因子と、性格の5因子モデルの質問紙であるNEO-PI-R (Revived NEO Personality Inventory)との関連を調査したDunkley et al. (2004)によると、臨床群でのデータでDASの「完全主義」および「承認の要求」の得点は、いずれもNEOの5つある次元の1つである「神経症傾向」とは正の相関を、「外向性」とは負の相関を示していた。また、このDASの2因子の両方が、「神経症傾向」の中のさらなる下位次元の1つである「自意識」とは正の相関を、「外向性」の下位次元の1つの「よい感情」とは負の相関を示していた。「神経症傾向」の得点の上昇は心配性や神経質という性格傾向を示しており、「外向性」の得点の低下は控えめで遠慮がちな性格傾向を示している。つまり、DASの2因子の得点の上昇は神経症傾向の高さと外向性の低さと関連していると考えられた。

この傾向と類似した傾向は他の心理検査にも見られており、Kumari et al (2012)はDASと対人関係過敏性を測定するための質問紙であるIPSM (Interpersonal Sensitivity Measure)との関連を調査しDASの総得点とIPSMの他人の評価を過剰に気にする傾向を反映する「対人意識」と他人からの拒絶を恐れて自らをさらけださない傾向を反映する「脆弱な内的自己」との間に正の相関がある事を示している。また、DASとMPI (Maudsley Personality Inventory)の関連を調査したMarton and Kutcher (1994)はDAS得点に示される非機能的態度が高得点である群では外向性尺度の得点が有意に低下している事を示した。

つまり、DASとNEO/IPSM/MPIとの関係からは、DAS得点の上昇は自他に対する関心を過度に強め、心配性や神経質という「神経症傾向」と関連すると同時に「外向性」を低下させる事が示されている。

ロールシャッハテストにおいては心配性や神経質という「神経症傾向」と「外向性」はどちらも「感情」のクラスターの中でも、体験への関わり方の指標であるLambdaや、感情を適応的に扱う指標であるWsumC:SumC'に反映されると考えられる。適応的である個人は適応に際してLambdaに示される注意を自身の内外に適切に配分する事が出来るが、他者からの評価が気になるために過度に自身に注意が向いてしまう場合はこの値が高くなっていく事が予想される。また、WsumC:SumC'は適応的な方法で感情を表現する能力を示しているが、SumC'の値がWsumCよりも高くなる場合には自身の感情を直接かつ適切に表現できず、感情を抑制し不安定な心理状態となっていることを示している。また、「外向性」の指標としては体験型の指標であるEBも重要な変数である。EBは人間運動反応であるMと重みづけられた色彩反応である

WSumC との比率に基づいて決定されるが、「外向性」の低下している個人の場合には外界からの情緒刺激への反応が抑制的となり内向型の EB を示すと考えられる。

NEO/IPSM/MPI はそれぞれ異なる構成概念を持ちながらも DAS との関連においては「神経症傾向」「外向性」の低下の側面においては類似した傾向が示されており、上に示したロールシャッハ変数と併せて検討する事でそれぞれの重なりを捉えた包括的な予測指標となるものと考えられた。表 3 に示す。

表 3 TCI/NEO/IPSM/MPI と関連するロールシャッハ変数

変数	変数の内容	変数の心理的意味
SumV WsumC : SumC' EB	展望反応 重み付けた色彩反応：無彩色反応 人間運動反応と重みづけられた色彩反応との比率	自己の否定的側面を内省し苦痛を感じている状態。 感情刺激の抑制の程度 体験型の内向-外向を示す。

Weiner (1998/2005) 高橋 (2007) を参照にして作成

IV 結 論

ここまで、本研究においては先行研究を基に抑うつ予測の可能性が高いと考えられるロールシャッハ変数の検討を行い、その結果として Mason, Cohen, and Exner (1985) による 8 変数を精緻化した 8 変数 (W+, FM, H: (H) + Hd+ (Hd), GHR : PHR, MOR, 3r+ (2) /R, (2)) と他の心理検査と関連する 3 変数 (SumV, WsumC : sumC', EB) の 11 変数を指摘する事が出来た。さらなる精緻化を進めるためには、抑うつと性格要因との打消しを考慮して非臨床群を対象とした実証的な調査を行う必要があると考えられる。

引用・参考文献

- Asano, T., Baba, H., Kawano, R., Takei, H., Maeshima, H., Takahashi, Y., Suzuki, T., & Arai, H. (2015). Temperament and character as predictors of recurrence in remitted patients with major depression: A 4-year prospective follow-up study. *Psychiatry Research*, 225, 322-325.
- Beck, A (1976) Cognitive therapy and the Emotional disorder. Mark Paterson and International Universities Press. 大野裕 訳 (1990) 認知療法 精神療法の新しい発展 岩崎学術出版社
- Beck, A., Rush, A. R., Shaw, B. F, Gary Emery Cognitive Therapy of Depression. Marsh, Ltd, on behalf of Guilford Press, Inc. 坂野雄二 監訳 (1992) うつ病の認知療法 岩崎学術出版社
- Beevers, C. G., & Miller, I. W. (2004). Depression-related negative cognition: Mood-state and trait dependent properties. *Cognitive Therapy and Research*, 28, 293-307.
- Cloninger, C. R., Svrakic, D. M., & Przybeck, T. R. (1993). A psychobiological model of temperament and character. *Archives of General Psychiatry*, 50, 975-990.
- Cloninger, C. R., Svrakic, D. M., & Przybeck, T. R. (2006). Can personality assessment predict future depression? A twelve-month follow-up of 631 subjects. *Journal of Affective Disorders*, 92, 35-44.
- Dunkley, D. M., Sanislow, C. A., Grilo, C. M., & McGlashan, T. H. (2004). Validity of DAS perfectionism and need for approval in relation to the five-factor model of personality. *Personality and Individual Differences*, 37, 1391-1400.
- Halvorsen, M., Wang, C. E., Eisemann, M., & Waterloo, K. (2010). Dysfunctional attitudes and early maladaptive schemas as predictors of depression: A 9-year follow-up study. *Cognitive Therapy and*

- Research*, 34, 368-379.
- Hardi, S. S., Craighead, W. E., & Evans, D. D. (1997). Modeling relapse in unipolar depression: The effects of dysfunctional cognitions and personality disorders. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 65, 381-391.
- Hartmann, E., Halvorsen, M., & Wang, C. E. (2013). Rorschach variables and dysfunctional attitudes as measures of depressive vulnerability: A 9-year follow-up study of individuals with different histories of major depressive episodes. *Journal of Personality Assessment*, 95, 26-37.
- Imber, S. D., Pilkonis, P. A., Sotsky, S. M., Elkin, I., Watkins, J. T., Collins, J. F., Shea, M. T., Leber, W. R., & Glass, D. R. (1990). Mode-specific effects among three treatments for depression. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 58, 352-359.
- 木島伸彦 齋藤令衣 竹内美香 吉野相英 大野裕 加藤元一郎 北村俊則 (1996) Cloningerの気質と性格の7次元モデルおよび日本語版 Temperament and Character Inventory (TCI) 精神科診断学 (7) 379-399.
- Kumari, S. R., Sudhir, P. M., Mariamma, P. (2012) perfectionism and interpersonal sensitivity in social phobia: the interpersonal aspects of perfectionism. *psychological studies*, 57, (4) 357-368.
- Luty, S. E., Joyce, P. R., Roger Mulder, T., Sullivan, P. F., Mckenzie, J. M. (1999) The relationship of dysfunctional attitudes to personality in depressed patients. *Journal of Affective Disorders*, 54, 75-80.
- Marton, P., Kutcher, S. (1994) The Prevalence of Cognitive Distortion in Depressed Adolescents. *Journal of Psychiatry & Neuroscience*. Vol20, (1), 33-38.
- Mason, B. J., Cohen, J. B., Exner, J. E. (1985) Schizophrenic, Depressive, and Nonpatient Personality Organizations Described by Rorschach Factor Structures. *Journal of Personality Assessment*. 49. 3. 295-305.
- Otani, K., Suzuki, A., Matsumoto, Y., Shibuya, N., Sadahiro, R., Enokido, M., & Kamata, M. (2013) Relationship of the 24-item dysfunctional attitude scale with the temperament and character inventory in healthy subjects. *Nordic Journal of Psychiatry*, 67, 388-392.
- Otto, M. W., Teachman, B. A., Cohen, L. S., Soares, C. N., Vitonis, A. F., & Harlow, B. L. (2007). Dysfunctional attitudes and episodes of major depression: Predictive validity and temporal stability in never-depressed, depressed, and recovered women. *Journal of Abnormal Psychology*, 116, 475-483.
- Richter, J., Eisemann, M., & Richter, G. (2000) Temperament, character and perceived parental rearing in healthy adults: Two related concepts? *Psychopathology*, 33, 36-42.
- Rosenström, T., Jylhä, P., Cloninger, C. R., Hintsanen, M., Elovainio, M., Mantere, O., Pulkki-Räback, L., Riihimäki, K., Vuorilehto, M., Keltikangas-Järvinen, L., & Isometsä, E. (2014). Temperament and character traits predict future burden of depression. *Journal of Affective Disorders*, 158, 139-147.
- 坂本真士 田中江里子 丹野義彦 大野裕 (2004) Beckの抑うつモデルの検討—DASとATQを用いて— Psychological Research, Nihon University (25) 14-23.
- 高橋雅春 高橋依子 西尾博行 (2007) ロールシャッハテスト解釈法 金剛出版
- Weiner, I. (1998) PRINCIPLES OF RORSCHACH INTERPRETATION Laurence Erlbaum Associates. 秋谷たつ子 秋元倫子 共訳 (2005) ロールシャッハ解釈の諸原則 みすず書房
- Weissman, A. N. (1979). The dysfunctional attitudes scale: A validation study. *Dissertation Abstracts International*, 40, 1389-1390B.
- Zuroff, D. C., Blatt, S. J., Sanislow, C. A., Bondi, C. M., & Pilkonis, P. A. (1999). Vulnerability to depression: Reexamining state dependence and relative stability. *Journal of Abnormal Psychology*, 108, 76-89.

ロジャーズ理論から見たセラピスト・フォーカシングの意義

The significance of “Therapist-Focusing”, from the view point of Rogers’ theory

小林 孝 雄*

Takao KOBAYASHI

要旨：セラピスト・フォーカシングは、セラピスト援助法としてその意義が検討されてきている。しかしながら、セラピスト・フォーカシングをロジャーズ理論の視点から検討されることは少なかった。本論では、ロジャーズ理論の「十分に機能する人間」ならびに「共感」「自己共感」の概念を主に用い、事例の提示も踏まえて、セラピスト・フォーカシングは、セラピストのありようの実現を通じて、クライアントに肯定的変化をもたらす意義があることを示すことを試みた。これまで、セラピスト・フォーカシングは、セラピーにおけるクライアントの変化に直接関連づけて論じられることが少なかった。セラピスト・フォーカシングのこれまで注目されてこなかった意義について議論した。

キーワード：セラピスト・フォーカシング, 共感, 自己共感, 十分に機能する人間

1. 問題と目的

カウンセラー・心理療法家（以下セラピスト）が、対人援助実践において、その役割を果たすことができるような援助者としての状態の実現・維持・立て直しを支援する方法の一つに、「セラピスト・フォーカシング」がある。セラピスト・フォーカシングは、学生相談領域での援助実践家として経験を積んだベテラン・セラピストである吉良（2002, 2010）によって考案された方法である。セラピスト・フォーカシングの有効性については、事例研究を中心にさまざまな検討が積み重ねられている（例えば、伊藤・山中, 2005. 伊藤, 2006. 吉良, 2010. 小林・伊藤, 2010.）。

このセラピスト・フォーカシングは、用いられている技法が、パーソンセンタード・アプローチにおける重要な理論家・実践家の一人、ジェンドリン（Gendlin）が開発した「フォーカシング（focusing）」であるため、フォーカシングに近縁の実践と位置付けられることが多い。ジェンドリンは、ロジャーズの共同研究者、同僚であり、ロジャーズの理論を発展させた人物である

* こばやし たかお 文教大学人間科学部

ことから、ジェンドリンが開発した「フォーカシング」は、広義にはロジャーズ理論の延長線上にあると位置付けることができる。したがって、「セラピスト・フォーカシング」についても、ロジャーズ理論の延長線上にあると位置付けることができるだろう。しかしながら、「セラピスト・フォーカシング」について、はっきりとロジャーズ理論から検討されることはこれまで少なかった。

パーソンセンタード・アプローチの領域では、ロジャーズ理論の問題点や不明瞭な点の数々が、ジェンドリンの理論によって乗り越えられた、あるいはより明確なものへと定義しなおされた、と目されることが多い（例えば、田中、2015）。そのため、ジェンドリンに関連する理論や実践を、ロジャーズの理論から検討するという作業は、ジェンドリンに近い人たちにおいてもロジャーズ派の人たちにおいても、あまり行われていない。ジェンドリンの理論の近縁にある「セラピスト・フォーカシング」を、改めてロジャーズ理論から検討しようとする機会が持たれてこなかった。

筆者自身は、フォーカシングやセラピスト・フォーカシングの実践を続け、また援助のアプローチとしてジェンドリンが発展させた「フォーカシング指向心理療療法」(Gendlin, 1996) を実践の一つの柱としている。しかしながら、援助実践に携わる態度や、援助実践の現象や理論を検討する視点は、ロジャーズ理論を基盤としており、その意味では、「古典的ロジャーズ派」ないし「純粹ロジャーズ派」の立場に身を置いていると言える（例えば、小林, 2010, 2015.）。筆者自身は、ジェンドリンは確かにロジャーズの理論を発展させより明確にした面は多々あると思うが、ジェンドリンの理論がカバーしきれていないロジャーズ理論の概念もまだ多く、セラピーの本質にかかわることがらでロジャーズ理論のみが言い当てていることも多々あると考えている。

本論文は、これまでロジャーズ理論の視点から検討されることがほとんどなかった「セラピスト・フォーカシング」について、ロジャーズ理論の枠組みから検討しその意義を主張したい。検討する視点として「十分に機能する人間」ならびに「共感的理解」(Rogers, 1957, 1959, 1975.)「自己共感」(Barrett-Lennard, 1997.) の概念を主に用い、「セラピスト・フォーカシング」は、セラピストのありようの実現を通じて、クライアントに肯定的な変化を実現することを可能にすることを主張する。

2. 「セラピスト・フォーカシング」

(1) セラピスト・フォーカシングの概要

吉良 (2010) によると「セラピスト・フォーカシング」とは、ジェンドリンが開発した「フォーカシング」の技法を用いて、セラピストが「自分の担当している事例の面接過程で自らに生じている感情体験について、またある職場のスタッフとして働くなかで感じている気持ちや自分のあり方を振り返ったときの感情体験について、ゆっくりと時間をとって丁寧に感じ取り、吟味し、味わう」(p. 17) ことにより、「自身の体験していることを分化して捉え、整理」(p. i) し、「自分の心をケアする」(p. i) とともに、「自己理解やクライアント理解を深め」(p. i)、またカウンセリングの「今後の進め方について考え」(p. i) ることが期待できる、セラピストに対する援助法である。考案者の吉良はこの方法を、「セラピストとしてうまく機能できなくなっているときに何が起きているのか、何が必要になっているのかを検討する中で、そのアイデアが浮かび、実践するように」なったと述べている (吉良, 2002)。

セラピスト・フォーカシングは、おおむね 30 分から 60 分、リスナーないしガイドと呼ばれる人が聴き手であり時間や進行に目くばせする人として同行し、フォーカサーと呼ばれるその場での自身の感情体験に焦点づけ（フォーカス）して感じる人が、ある事例や職場での体験を想起し、想起することによって生じた感情体験を、すぐに意味づけたり評価したりせずに、その感じのまま大切に受け入れて味わい吟味する時間をゆっくり落ち着いてとる。感じは「からだの感じ」として感じられる場合が多く、ただゆっくり感じていることによって、事例に関して自ら体験していることの本当の意味が見いだせたり、感じそのものがその場で変化することによって新たな気づきや見通しが浮かぶことが期待される。

(具体的な進め方と教示例は、吉良 (2010)、p. 40-41 に記載されている。)

(2) セラピスト・フォーカシングの意義

吉良 (2010) は、この方法のねらいとして次のことを挙げている。ひとつ目は、セラピストの自己理解の促進と体験的距離の醸成である。これは、セラピストという自らの心身を、セラピストとして機能できるような状態に整え向上するための方法と位置付けることができるだろう。二つ目は、セラピストの内側の体験を手掛かりとしたケース理解である。ケース理解は、スーパーバイザーという外側からの助言、指導によるスーパービジョンが有力な方法であるが、これを補完するものと位置付けられる。

また、伊藤研一は、セラピストに生じた「フェルト・センス」(感じられた意味感覚と訳されるジェンドリンの用語。いまだまだ明確に象徴化されていない暗々裡の意味を豊富に含んだ前概念的なからだの感じのこと) は、クライアントの体験や、セラピスト・クライアント関係にまつわるプロセスから影響を受けているものであると位置づけることから、セラピストが自身のフェルト・センスを吟味することがクライアント理解や面接のプロセスを理解するうえで非常に重要であるという立場をとり、スーパービジョンにセラピスト・フォーカシングを取り入れる実践を行ってきている (伊藤, 2006. 小林・伊藤, 2010.)。すなわち、スーパービジョンを補完するだけでなく、スーパービジョンそのものの効果を高める意義があることが示されている。

(3) セラピーそのものに持つ意義

これまで理解され位置付けられてきたセラピスト・フォーカシングの意義は、セラピストがセラピストとして機能することを、「セラピー外」で援助する点が強調されてきたのではないかと。つまり、「セラピー内」でセラピストがクライアントに直接どうかかわるかは、実現ないし向上したセラピスト機能や、得られたケース理解をもって個々のセラピストがあらためて行うものであり、その関わりそのものとセラピスト・フォーカシングの関連はあまり注目されてこなかったのではないかと考える。

筆者は、スーパービジョンに組み込んで行う伊藤のセラピスト・フォーカシングの形態を経験する中で、セラピスト・フォーカシングの体験そのものが、セラピストの望ましいありようの実現につながり、そのことを通じて、直接「セラピー内」すなわちクライアントの肯定的変化に影響しうる可能性があると考えようになった。この意義は、ロジャーズ理論の視点から見ることで、浮き彫りにすることが可能であると考えられる。

3. ロジャーズ理論から

(1) 十分に機能する人間

カウンセリング、心理療法が目指すところは、アプローチの違いによってさまざまに記述されている。クライアント中心療法ないしパーソンセンタード・アプローチにおいては、その創始者カール・ロジャーズ (Carl Rogers) によって提出された「十分に機能する人間 (Fully Functioning Person)」(Rogers, 1959, 1961) という概念が、ひとつの方向性を示すと考えられる。ロジャーズは、そのような人間として記述された人間は「最適な心理療法の目標」と同義であろう」と位置付けている (Rogers, 1959)。

十分に機能する人間とは、次のような特徴を持っているとされる。

- 1) 自分の経験に対して開かれている
- 2) ゆえに、すべての経験を意識する可能性がある
- 3) すべての象徴化は、経験的なデータの許す限り正確になるであろう
- 4) 自己構造は、経験と一致する
- 5) 自己構造は流動的なゲシュタルトになり、新しい経験を同化する過程において柔軟に変化する
- 6) 自分自身を、評価の主体として経験する
- 7) いかなる価値の条件ももたない
- 8) いろいろな状況に出会って、そのときどきの新しさに対する独特の創造的な順応をしていく
- 9) 有機体的価値づけ過程を、もっとも満足できる行動の指針として、信頼に値するものと認める
- 10) 相互に肯定的な配慮を持ち合うことは、お互いに報いあうという特徴をもつことから、他人とともに最大の調和を保って生活することができる

このような特徴をもつ人間が心理療法の目的とされるのは、ロジャーズ理論においては、自己構造と体験が一致していることによって、本人に本来備わる実現傾向が発揮され、建設的な人格の変容やふるまいに向けた動きが生じると考えるからである。十分に機能する人間として記述されているのは「過程」にある人間であって、いかなる体験に対しても防衛的になることなく、自ら体験していることとして象徴化して気づきにのぼらせることができ、自己構造 (自己概念) を流動的に順応させることができることにより、体験に一致した自己構造へと常に更新していくことが可能である。

(2) クライアントの「自己共感」

では、クライアントは、セラピーの経験のなかで、どのように「十分に機能する人間」へと近づくことが可能なのであろうか。純粋ロジャーズ派の一人、バレット・レナード (Barrett-Lennard, G.) の提唱する「自己共感 (self empathy)」という概念が、上記の特徴のうち1) から5) の特徴に関連すると考える。

通常、セラピーに関連して、「共感」(または訳語としては「感情移入」とも) とは、セラピストがクライアントの体験について理解する際にその理解の特質について言い当てられる語である。

ロジャーズの理論では、例えば次のように定義されている。「感情移入とか感情移入的であるという状態は、他人の内部的照合枠 (引用者注、主観的な世界) を正確に知覚することであり、それに付着している情動的要素や意味をも知覚することである。その際に、自分はあたかもその人であるかのようになるのだが、しかも決して“あたかも……かのように”という条件を失わな

い状態である」(Rogers, 1959)。

これを自分に向けるものとして位置づけたのが「自己共感」である。しかし、共感ないし感情移入は、決して知りえない他者の主観的世界を理解しようとするものであるからこそ、“あたたかも…かのように”という条件が強調される。この共感を自己に向けるとはどういうことなのだろうか。心理的に不適応の状態にあるとき、人間は体験していることをすべて象徴化させて気づきにのぼらせているのではなく、体験と自己構造が不一致の状態にある。そのとき、正確に象徴化されていない体験は、自己構造にとっては違和なものであり、脅威ですらある。したがって、自己構造の上では、「自らの体験」として組み入れることがそのままでは不可能といえる。このような、自己構造にとって違和である体験を理解しようとすることは、他者の体験に対する共感になぞらえられる。十分に機能する人間の特徴の表現を用いるなら、自己構造にとって違和であった体験にも1) 開かれていき、2) 意識し、3) 象徴化するということが、すなわちその体験に対して共感が実現することといいかえることができるだろう。このことが「自己共感」である(図1)。クライアントの自己共感が可能になり、自己共感が向けられる体験の範囲が広がることが、セラピーにおいて実現することが望まれるのである。

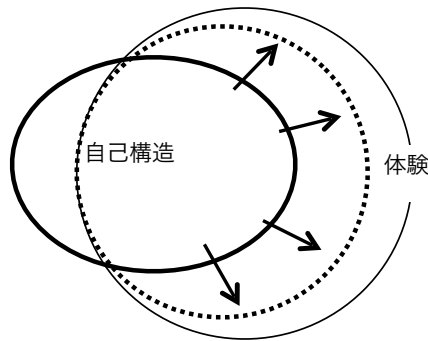


図1 「自己共感」自己構造にとって違和であった体験(点線)へと気づきと象徴化の及ぶ範囲が拡大していく

クライアントの自己共感が可能になり拡大していくにはどうしたらよいのか。パレット・レナードによれば、それはセラピストという他者からの共感を体験することによるのだという。他者が、クライアントの体験について、そのような体験があるものとして認め、その体験のままに理解しようとしていることが、クライアントに体験されるならば、クライアントの内部においても、自身のあらゆる体験をそのまま体験し理解しようとする心のありようが実現する。そしてさらに、このクライアントへの共感を他者共感として向けようとするセラピストも、セラピスト自身の体験に対する自己共感を拡大する必要があるのだという。すなわち、他者共感がクライアントに対して効果を持ちうるのは、その他者共感を向けたセラピストが、自己共感を実現していることによって可能なのである。

クライアントが気づいておらず象徴化していない体験は、セラピーの場でははっきりとセラピストにはコミュニケーションされてこないことが多い。つまり、セラピストがはっきりと気づくことができる範囲で、このようなクライアントの体験を感知することは難しい。しかし、クライアントを共感的に理解しようとすることを続けることで、少しずつ、クライアントから何らかの形で伝わってくる、このようなクライアントが気づいていない体験の範囲を、セラピストが感知する

ことが可能になってくる。それは、もともとコミュニケーションされていたものにセラピストが感知できる範囲が拡大するからでもあり、クライアントからコミュニケーションされるものも増えるからでもあるだろう。セラピスト側の感知は、セラピストがはっきり気づいていない体験の領域においてなされることが多い。したがって、セラピストは、通常気づくことができる体験の領域よりも、自己構造にとって気づきにくいこのはっきりと気づいていない体験の範囲へと、自己共感の範囲を拡大することが必要となる。このように、自己共感の範囲をセラピストが拡大するからこそ、クライアントからなんらかの形でコミュニケーションされた体験を感知することができるのであり、それをクライアントに他者共感することで、クライアントの自己共感の範囲の拡大を促進することにつながるのである。(図2)

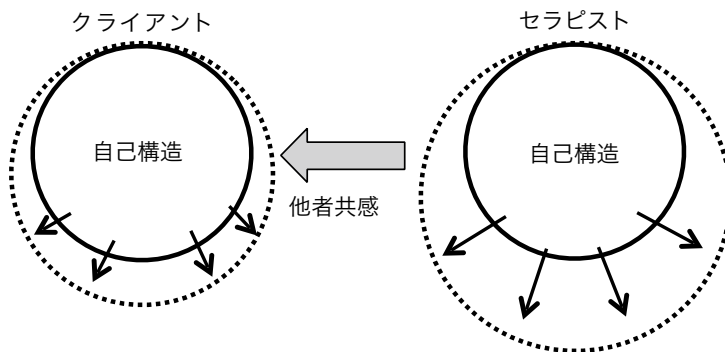


図2 より自己共感が広い範囲に実現しているセラピストが、クライアントに他者共感を向ける。そのことが、クライアントの自己共感の拡大を促進する

(3) セラピスト・フォーカシングのロジャーズ理論的意義

セラピーの目的が、クライアントに「十分に機能する人間」としての特徴を実現することであり、その一部は、セラピストから他者共感が向けられていることを体験することによって促進されるクライアントの「自己共感」によって果たされる。そして、そのような効果をもつ他者共感を向けるためには、セラピストがより広範囲な体験に向けて「自己共感」を実現していることが必要である。

セラピスト・フォーカシングは、このセラピストの「自己共感」の実現につながるものであると考える。したがって、効果的なセラピーを実現するために、直接に影響する役割を果たすといえる。以下、セラピスト・フォーカシングの事例を提示し、この点について検討したい。

4. セラピスト・フォーカシングの事例

以下、筆者がフォーカサーとなり、スーパービジョンにセラピスト・フォーカシングを組み込む形式で行った事例の逐語記録の一部を示し、上記の観点から検討を加えていく。

スーパーバイザーは男性50代で、セラピスト・フォーカシングでのガイドの役割をとっている。検討しているケースは、成人男性のクライアント(C1)で、主訴は「仕事の時に緊張、不安、人とうまくかかわれない」というものである。なお、クライアントの情報に関する部分については、適宜省略や修正を加えてある。このセッションは、61回目のセラピーの後のスーパー

ビジョンである。

スーパーバイザー・フォーカサー (E)、スーパーバイザー・ガイド (R)。下線は筆者が本論において重要と思う箇所。コメントは斜体で記す。

E 1-E 2：(記録を見ながら。C 1の現状の仕事を確認。)

E 2：それで、今日、ここ3回くらい。みぞおちが非常に重い、感じがして、今しゃべっていてもやっぱりしてきて。

R 2：なんかみぞおちが重い。

E 3：はい。

R 3：いま、キャンセルで来ていない。

E 4-E 6：(キャンセルの状況の確認)

R6： なんか重たい。

E 7：なんなのか。[記録を] 読んでみると、何に反応しているのかいまひとつ限定しにくい。

R 7：これに反応している、という感じがちょっとわかりにくい。なんかでもありそうな感じだよね。

「みぞおちが重い」感じは、セラピストが面接中に感じている感じとして想起され、またスーパービジョンの場でも生じている感じである。この感じは、感じられてはいるが、はっきりと象徴化されて(言語やイメージが当てられて)気づかれているわけではない。図1、2で言うと、点線の範囲にある体験といえる。ガイドも、ここに注意を向けていく。

E10：[略] ちょっと思い出したんですけど、記録読み返して。どこかに、受け身、って言葉が書いてあって、受け身っていうのが妙にひっかかって、印象に残って。この人について、自分の感想として、受け身だなあ。

R10：最近の回。

E11：最近の回。(病気で病院にかかった時、お医者さんの対応がいまいちだったというエピソードの確認)

[中略]

E12：[・・・] お医者さんから言ってほしい。これも気になった。受け身。お医者さんにいろいろ言ってほしいんだ。受け身、ちょっと混乱してきた。お医者さんに言われるとそうだとするしかない。でも、言ってほしいんだ。感じは拡がってきていて、背中と。

R12：受け身。お医者さんに言ってほしいと。

E13：重いですね。

R13：なんか違和感があるんだよね。お医者さんに言ってほしいのか。

E14：お医者さんに言われるとそうだとするしかない。ちょっと不満そうなんですけど。かたや、もっといろいろ言ってほしい。

R14：ああ、医者に言われるとそうだとするしかないっていうのはちょっと不満そうな感じなのね。(はい、はい)

E15：本当にそれでいいの、って。

R15：一方で、いろいろ言ってほしい。ああ、ああなるほど。察してよ、みたいな。

E16：あの面接室でのこの方の様子が思い浮かんでいるんですけども、えーと、様子からは、何

か要求してくる感じっていうのが、ほとんどないんですね。

R16： 要求してくる感じはほとんどない。

(いつもの面接の時間が来にくいと言っていたことがある、というエピソードの確認)

E19： [略] で、察してくれという感じは、一見全然ない。居心地悪い。

R19： 居心地悪い。そこにつながっているよね。

面接記録に記した「受け身」という言葉に、ひっかかる感じを覚える。その感じは、「背中」に身体的に「重い」感じとして、今感じられている。クライアントの様子を想起して、「ちょっと不満そう」とセラピストが感じたことが語られる。しかし、何か察してくれという感じがなく、受け身である様子に、「居心地が悪い」感じを感じている。

E23： [Eの今ここでのフェルトセンス] 描写しにくいんですけど、人型っぽい、人型っぽい、ゴム、人形みたいな。中にこう。入っていて、身動きがとれない。それが、身動きが取れない。身体の中に、人型の何か、人形っていうか、入っていて、

R23： 身動きがとれない。人形みたいな、ゴムみたいな、こう中に入っていて。

E24： 身動きがとれない。(間)

R24： いかにも察してくださいよって言う感じじゃないんだよね。

E25： 察してほしいという気持は、ないのかなと。想像ですけど。そうは形になっていない。

R25： そこまでにはなっていない。

E26： 誰か、まあこちらですけど、要求する動きが起きにくい。ほとんど起きないのかな。

R26： こちらからすると、要求されているという、感じはほとんど起きない。

E27： すっごい察してほしいんだけど出していないっていう感じではない。

R27： いかにも、察してくださいよっていう感じはないわけだ。

E28： 頭 [で考える、感じと離れて] が進んじゃっているかもしれないんですけど、身動きがとれない、こちらにも有んですけど、この人も、かなと思った。

「身動きがとれない」 感じを吟味していると、その感じはクライアントも感じている感じではないか、という仮説的理解が浮かぶ。

E32： 強さはそんなじゃない気がするんだけど、強烈、ですね。ものすごく嫌な感じ。どっちかっていうと嫌な感じ。 うん、身動きがとれない。

R32： すごく嫌な感じなんだよね。身動きがとれない感じ、だけじゃなくて、それがすごく嫌な感じ。

E33： それがすごく嫌な感じ。身動きがとれない感じと (みぞおちのあたり)、このへんかな、首の後ろあたり、すごく嫌な感じ、それが嫌だ、

R33： それが嫌だ。

E34： うんうん、すごく嫌ですね。

R34： 身動きがとれない感じは嫌ではなくて。

E35： 身動きがとれない感じを、すごく嫌だと思っている。

R35： そっち側にあるのね。結構、すごい嫌、すごい強烈な。

E36： 感じの強度としては、痛いとか重いとか、強くはないんですけど、だけど、強烈とっていいくらいの感じ。

R36：首の後ろあたり、すごい嫌だ。

(150 秒)

E37：強烈で、どうしたものかなと思って、まずは認めて、で、そのまま感じていて、何か、何か伝えてくれているんだよなあ、思いながら感じていて、特に、ちょっと落ち着いてきているけど、そんなに何か変化があるわけでもなくて、

(R37～R38、過去のスーパービジョンについて思い出したことを語る。)

E39：ちょっと試しに、はたから見てみようとおもって、イメージの中で、これを感じている自分を、ちょっとその辺から、見てみたら。なんていうかな、一人で、自己完結というか、

R39：自己完結。

E40：誰かに何かされているというよりは、一人で苦しんでいるなあ、という感想。それが

R40：ひとりで苦しんでいる。

E41：ひとりで苦しんでいるなあ。

R41：ひとりで苦しんでいる。誰かに訴えるとか、共有するとかではなくて、ひとりで苦しんでいる。

E42：ほんとに首の後ろのところが、すうっと軽くなって、感じがあまり。なんか、身動きとれないんだよね、って、何か、言ってあげたくなる感じ。

R42：身動きとれないんだよね、って言ってあげたくなる感じ。(60 秒)

(以下略)

首の後ろに、すごく嫌な感じが生じる。この嫌な感じは、「身動きがとれない」感じを感じていて生じたものである。この「すごく嫌な感じ」をそのまま認めて感じてみている。また、感じている自分をはたから見てみるという形でも認めてみる。そうすると、「自己完結している」「ひとりで苦しんでいる」という気づき、象徴化が生じる。この後、「一人で苦しんでいる」のは、クライアントの体験ではないかという仮説的理解が浮かぶ。

5. 提示事例にみられるセラピストの自己共感の拡大

このセラピスト・フォーカシングにおいてセラピスト（フォーカサー）が吟味した「感じ」は、「みぞおちの重さ」、「受け身という言葉に引っかかる感じ」、「居心地の悪さ」、「身動きのとれなさ」、「すごく嫌な感じ」といった、体験としては感知されているが、はっきりとその意味が言語やイメージでは象徴化されていないあいまいとした漠然とした感じであった。図1, 2で言えば、自己概念の実線の外側の、点線に囲まれた領域に位置付けることができる。セラピスト・フォーカシングにおいて、その感じをじっくりと感じ、吟味することで、感じそのものにも変化がみられ、また「自己完結」「ひとりで苦しんでいる」という表現による象徴化が実現している。そしてこの表現が、クライアントの体験としても当てはまるのではないか、というクライアント理解の仮説にもなった。

このように、セラピスト・フォーカシングによって、セラピストが、はっきりと気づいてはいない曖昧な体験へと「自己共感」することが実現したといえると考える。

引き続き実際のセラピー面接の記録はここでは示されていないが、この仮説を念頭にセラピーに臨むことで、実際にクライアントとのセラピーにおいて「ひとりで苦しんでいる」という体験をクライアントの体験として感知することができれば、その感知を理解としてクライアントに対

して他者共感することができる。もし、その他者共感が、クライアントにとっても自身の体験を言い当てているものであるとするならば、クライアント自身、「ひとりで苦しんでいる」という体験に向けて「自己共感」が実現することになる。

6. セラピスト・フォーカシングのセラピーについての意義

このように、セラピストの自己共感、クライアントへの他者共感、クライアントの自己共感、というプロセスがセラピーで継続されることによって、クライアントが、より「十分に機能する人間」の特徴へと近づくことが実現されうると考えることができる。

セラピスト・フォーカシングは、セラピストの「自己共感」を実現する方法として機能し得る。そのことは、セラピストの「自己共感」がおよぶ体験の範囲を拡大し、セラピーにおけるセラピストの望ましいあり方を実現することにつながる。このように、セラピスト・フォーカシングは、セラピストのありようを通じて、クライアントに肯定的な変化を実現しうる方法であり、セラピーの効果に直接影響するという点からも、意義のある方法といえるのではないだろうか。そしてこのことは、ロジャーズ理論からの検討によって、浮き彫りにすることができるものであると筆者は考える。

今後、実際のセラピーの進展も視野に入れて、検討を進めていきたい。

引用文献

- Barrett-Lennard, G. T. 1997 The recovery of empathy — towards others and self. In Bohart, A. S., Greengerg, L.S. *Empathy Reconsidered: New Directions in Psychotherapy*. Washington DC: APA. 103-121.
- Gendlin, E.T. 1996 *Focusing-Oriented Psychotherapy: A Manual of Experiential Method*. The Guilford Press. (村瀬孝雄・池見陽・日笠摩子監訳 1998 / 1999 『フォーカシング指向心理療法 (上) (下)』、金剛出版)
- 伊藤研一 2006 試行カウンセリングのケースに適用したセラピスト・フォーカシング. 学習院大学文学部研究年報、53、209-228.
- 伊藤研一・山中扶佐子 2005 セラピスト・フォーカシングの過程と効果. 人文 (学習院大学自分科学研究所)、4、165-176.
- 吉良安之 2002 フォーカシングを用いたセラピスト自身の体験の吟味——「セラピスト・フォーカシング法」の検討. 心理臨床学研究、20 (2)、97-107.
- 吉良安之 2010 『セラピスト・フォーカシング：臨床体験を吟味し心理療法に生かす』岩崎学術出版社.
- 小林孝雄 2010 共感. In 岡村達也・小林孝雄・菅村玄二 2010 『カウンセリングのエチュード』遠見書房、69-145.
- 小林孝雄 2015 「共感的理解」は何をどのように理解する事なのか. In 村瀬孝雄・村瀬嘉代子編著 2015 『全訂 ロジャーズ クライアント中心療法の現在』日本評論社. 71-83.
- 小林孝雄・伊藤研一 2010 スーパービジョンにセラピスト・フォーカシングを用いることの有効性の検討. 人間性心理学研究、28 (1) 91-102.
- Rogers, C. R. 1957 The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change. *Journal of Consulting Psychology*. 21. 95-103.
- Rogers, C.R. 1959 A theory of therapy, personality, and interpersonal relationship as developed in the client-centered framework. In Koch, S. (Ed) *Psychology: A Study of a Science, Vol. 3. Formulations of the Person and the Social Context*. New York; McGraw-Hill. 184-256.
- Rogers, C.R. 1961 *On Becoming a Person*. London: Constable.
- Rogers, C.R. 1975 Empathic: an unappreciated way of being. *The Counseling Psychologist*, 5 (2) 2-10.
- 田中秀男 2015 「一致」という用語にまつわる問題点とジェンドリンによる解決案. 人間性心理学研究、33 (1) 29-38.

教師がコンサルテーションを希望する 児童生徒の問題の類型化の試み

A categorization of classroom behavior problems
for which teachers seek consultation

谷 島 弘 仁*
Hirohito YAJIMA

要旨：本研究においては、教師 220 名が、教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題に関する質問紙に回答した。質問紙は、児童生徒の問題に関するカテゴリー、教師の個人的属性を尋ねる項目から構成されていた。教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題のカテゴリーの数量化Ⅲ類の結果から、1 軸を「学級経営上の問題—個別的対応の問題」の軸、2 軸を「学習指導上の問題—生徒指導上の問題」の軸と命名した。つぎに、数量化Ⅲ類の結果に基づき教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を類型化したところ、「複合的問題型」、「学級経営型」、「学習指導上の問題型」、「行動上の問題型」の 4 群に分類することが可能であった。

キーワード：学校コンサルテーション, 教師, コンサルタント, 問題行動, 数量化Ⅲ類

問 題

近年、義務教育の現場では、低年齢化し深刻化する児童生徒の問題行動への対応に苦慮する教師の増加が指摘されている（山口・水野・本田・石隈, 2015）。例を挙げれば、2014 年度に全国の小学校で発生した暴力行為の件数は過去最高であったが（文部科学省, 2015）、ここ数年、暴力行為は年を追うごとに増加している。暴力行為だけではなく、いじめ、不登校、学級崩壊など、学校では児童生徒の様々な問題行動が日常的に発生しているが、それらの問題には、教師が対応しやすい問題と対応しにくい問題があると考えられる。内田・井上（2007）の調査報告によると、調査対象となった小学校の 68%、中学校の 69% の教師がいじめの指導について悩んだことがあると回答し、小学校の 81%、中学校の 88% の教師が不登校の指導について悩んだことがあると回答した。岩田・大芦・鎌原・中沢・蘭・三浦（2009）は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教師 192 名に対して現在の勤務校で直面している児童生徒の適応上の問題について自由記述で尋ねたところ、不登校、情緒不安定、自閉症への対応、特別支援全般、家庭内の問

* やじま ひろひと 文教大学人間科学部

題などを挙げる教師が多かった。このように、小学校や中学校の教師は児童生徒の問題行動への対応に追われており、何らかの支援を必要としている教師が多いものと思われる。

教師が児童生徒の問題に対応する際に、スクールカウンセラー（以下、SCと表記する）などのコンサルタントからコンサルテーションを受けることが有効であると指摘されている（Brigman, Mullis, Webb, & White, 2005; Erchul & Martens, 2002; 山本, 2000）。従来の学校でのコンサルテーションに関する報告においては、クライアントである児童生徒の問題そのものに焦点を当てたものは少ないことが指摘されている（西村, 2006）。しかし、効果的なコンサルテーションにより教師が児童生徒の抱える問題を改善するためには、児童生徒の問題行動や教師による対応の実態を正確に把握し、その上で必要とされるコンサルテーションについて検討することが必要とされる（石田, 2008）。児童生徒の問題とコンサルテーションとの関係について実証的な研究を行った先行研究として Alderman & Gimpel (1996)、石田 (2008) を挙げるができる。Alderman & Gimpel (1996) は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教師が児童生徒の攻撃的行動についてコンサルテーションを求める傾向にある一方、児童生徒の不注意や攻撃性を伴わない破壊行動および授業中のおしゃべりについては自分自身で対処しようとする傾向にあることを明らかにした。石田 (2008) は、教師が児童生徒の問題に対応する場合、学年主任が担任教師を直接的に援助しており、その他に学級副担任や SC が関わっていることや、不登校については SC がコンサルテーション等により間接的に支援していることを明らかにした。谷島 (2014) は、Alderman & Gimpel (1996) および石田 (2008) を参考に、児童生徒の抱える代表的な問題として「攻撃的な行動」、「学級崩壊」、「授業中のおしゃべり」、「家庭の問題」、「不注意」、「やる気のなさ」、「突発的行動」、「友だちとのトラブル」、「登校しぶり」、「いじめ」の 10 項目を選定し、教師 220 名を対象として実態調査を行った結果、「登校しぶり」は多くの教師がコンサルテーションを希望する問題であり、「授業中のおしゃべり」や「不注意」は希望がきわめて少ない問題であることが明らかとなった。つぎに、「攻撃的な行動」において女性の方が男性よりもコンサルテーションを多く希望し、「家庭の問題」および「やる気のなさ」において男性の方が女性よりコンサルテーションを多く希望すること。また、「学級崩壊」、「授業中のおしゃべり」、「やる気のなさ」において 20 歳代がコンサルテーションを多く希望し、「友だちとのトラブル」において 30 歳代がコンサルテーションを多く希望していることが明らかとなった。

以上の研究を概観すると、児童生徒の問題とコンサルテーションとの関係について実証的に検討した報告においては児童生徒の問題を個別的に扱っており、問題を類型化するという視点での検討はなされていない。従来、児童生徒の問題は生徒指導の観点から反社会的行動・非社会的行動に分類されてきたが（長尾, 2000）、これらは概念的な分類にとどまっており実証的に検討されているとは言い難い。教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を実証的に類型化することで、どのような類型に対してどのようなコンサルテーションを行えばよいかについての知見が得られることが期待される。そこで、本研究においては、教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題に関する谷島 (2014) の調査結果を再分析し、小田切 (2004) の手法を参考としつつ教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を類型化することを試みる。

方 法

1. 調査対象

調査対象は谷島（2014）と同一であった。すなわち、埼玉県および茨城県の公立小学校および中学校の教師 220 名が調査対象となった。担任および教科担当の教諭を調査の対象とした。

調査対象の性別は、男性 90 名、女性 130 名であった。年齢は、20 歳代 59 名、30 歳代 59 名、40 歳代 37 名、50 歳代以上 65 名であった。校種は、小学校 106 名（男性 29 名、女性 77 名）、中学校 114 名（男性 61 名、女性 51 名）であった。過去にコンサルテーションを受けた経験については、104 名（47.3%）が受けたことがあると回答し、116 名（52.7%）が受けたことがないと回答した。校種別では、小学校においては 52 名（49.1%）が受けたことがあると回答し、54 名（50.9%）が受けたことがないと回答した。中学校においては、52 名（45.6%）が受けたことがあると回答し、62 名（54.4%）が受けたことがないと回答した。今後、コンサルテーションを受けることを希望するかどうかについては、197 名（89.5%）がコンサルテーションを希望しており、23 名（10.5%）が希望していなかった。校種別では、小学校においては、93 名（87.7%）がコンサルテーションを希望しており、13 名（12.3%）が希望していなかった。中学校においては、104 名（91.2%）がコンサルテーションを希望しており、10 名（8.8%）が希望していなかった。過去にコンサルテーションを受けた教師のうち、今後もコンサルテーションを希望する者の割合は、小学校において 52 名中 49 名（94.2%）であり、中学校において 52 名中 50 名（96.2%）であった。

2. 調査時期

2009 年 6 月～8 月。

3. 調査内容

本研究で使用した質問紙は、児童生徒の問題に関するカテゴリー、教師の個人的属性を尋ねる項目から構成されていた。

1) 教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題

Alderman & Gimpel (1996) および石田 (2008) を参考に、児童生徒の抱える代表的な問題として以下のカテゴリーを選定した。〈攻撃的な行動〉、〈学級崩壊〉、〈授業中のおしゃべり〉、〈家庭の問題〉、〈不注意〉、〈やる気のなさ〉、〈突発的行動〉、〈友だちとのトラブル〉、〈登校しぶり〉、〈いじめ〉の 10 カテゴリーおよび〈その他（自由記述）〉であった。

回答方式は複数回答であり、希望の優先順位は求めなかった。教示文は以下の通りであった。「あなたが、児童生徒の問題のことでスクールカウンセラーにコンサルテーションを求める場合、それは、どのような問題でしょうか。以下の項目からあてはまるものを選び、記号に○をつけてください。いくつ選んでもかまいません」。

2) 個人的属性：個人的属性に関する項目として、性別、年齢、校種、コンサルテーションを受けた経験および、今後、コンサルテーションを受けることを希望するかどうかについて尋ねた。

結 果

教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を測定する 10 カテゴリーの選択者数と選択者の割合を表 1 に示した。各カテゴリーの選択者数の下限は 0 であり、上限は 220 であった。表 1 から、〈登校しぶり〉は多くの教師がコンサルテーションを希望する問題であり、〈授業中のおしゃべり〉や〈不注意〉は希望がきわめて少ない問題であることが明らかとなった。

表 1 各カテゴリーの選択者数 (N=220)

項目	攻撃的な行動	学級崩壊	授業中のおしゃべり	家庭の問題	不注意	やる気のなさ	突発的行動	友だちとのトラブル	登校しぶり	いじめ
度数 (%)	106 (48.2)	69 (31.4)	23 (10.5)	114 (51.8)	11 (5.0)	53 (24.1)	78 (35.5)	86 (39.1)	161 (73.2)	115 (52.3)

教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を類型化するために数量化理論第Ⅲ類(以下、数量化Ⅲ類と略記)を実施した。数量化Ⅲ類を行う際に 3 つ以上のカテゴリーが存在する場合、各カテゴリーの度数は全体の 2 割以上必要であるとされる(古谷野, 1988)。表 1 の通り、教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題の 10 カテゴリーでは、〈授業中のおしゃべり〉と〈不注意〉がこの基準を満たさないため除外し、残りの 8 カテゴリーに対して数量化Ⅲ類を実施した。カテゴリースコア、各軸の固有値、寄与率および相関係数を表 2 に示した。1 軸の固有値は .26、2 軸の固有値は .25 であった。菅(1993)によれば、数量化Ⅲ類の相関軸(以下、軸と略記)の数を決定する場合、固有値を単相関係数に置き換えた値が .50 以上の軸を選択することが目安であるという。本研究においてもこの基準に従い相関係数が .50 以上の軸を選んだところ、2 つの軸が該当した。1 軸のカテゴリースコアを横軸に、2 軸のカテゴリースコアを縦軸として 2 次元平面上にプロットし、結果を図 1 に示した。

表 2 児童生徒の問題の数量化Ⅲ類におけるカテゴリースコア、固有値、寄与率および相関係数

カテゴリー	第 1 軸	第 2 軸
攻撃的な行動	1.25	0.02
学級崩壊	1.54	0.31
家庭の問題	-1.28	-0.17
やる気のなさ	-0.48	3.54
突発的行動	1.39	-0.32
友だちとのトラブル	-0.90	-0.18
登校しぶり	-0.38	-0.48
いじめ	-0.33	-0.66
固有値	.26	.25
寄与率	21.2	20.7
相関係数	.51	.50

1 軸について検討する。正の方向に〈学級崩壊〉、〈突発的行動〉、〈攻撃的な行動〉が位置しており、負の方向に〈家庭の問題〉、〈友だちとのトラブル〉、〈やる気のなさ〉、〈登校しぶり〉、〈いじめ〉が位置していた。正の方向に位置するカテゴリーは、学級や児童生徒集団に対する対応が

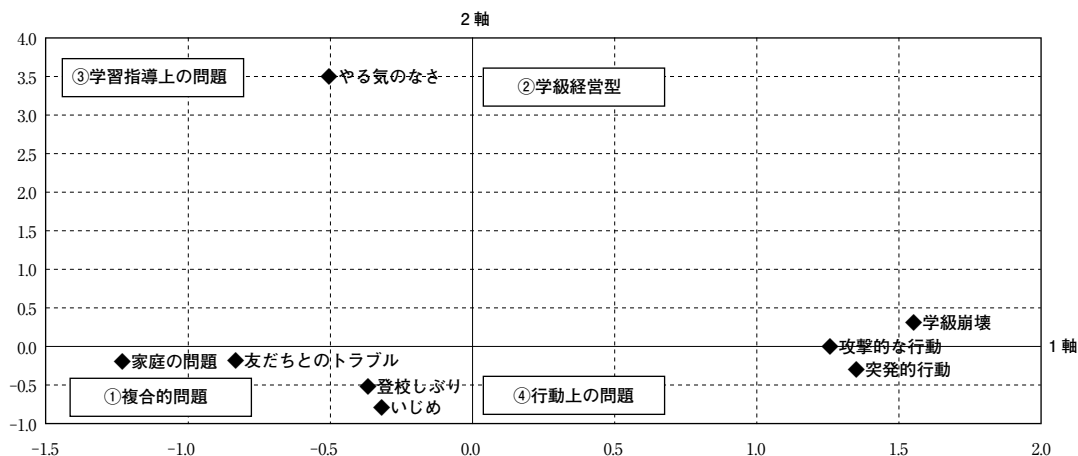


図1 児童生徒の問題における数量化Ⅲ類の結果

必要とされる行動的問題が多いことから学級経営上の問題捉えた。負の方向に位置するカテゴリーは、個別対応が必要とされる問題が多いことから個別対応の問題と捉えた。そのため、1軸を「学級経営上の問題—個別対応の問題」の軸と解釈した。つぎに、2軸について検討する。正の方向に〈やる気のなさ〉、〈学級崩壊〉が位置しており、負の方向に〈いじめ〉、〈登校しぶり〉、〈突発的行動〉、〈友だちとのトラブル〉、〈家庭の問題〉が位置していた。そのため、2軸を「学習指導上の問題—生徒指導上の問題」の軸と解釈した。

数量化Ⅲ類の結果に基づき教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を類型化したところ、図1に示されている通り「複合的問題型」、「学級経営型」、「学習指導上の問題型」、「行動上の問題型」の4群に分類した。

考察

効果的なコンサルテーションにより教師が児童生徒の抱える問題を改善するためには、児童生徒の問題行動や教師による対応の実態を正確に把握し、その上で必要とされるコンサルテーションについて検討することが必要とされることが指摘されている（石田, 2008）。しかし、学校におけるコンサルテーションに関する報告では、クライアントである児童生徒の問題そのものに焦点を当てたものは少ない。また、児童生徒の問題の観点からコンサルテーションについて実証的に検討した報告では児童生徒の問題を個別に扱っており、問題を類型化するという視点での検討はなされていない。学校で生じる児童生徒の問題は多様であり、その性質や深刻度、必要とされる対応もまた、様々である。このような多様な問題を類型化することで、どのような類型に対してどのようなコンサルテーションを行えばよいかについての新たな知見が得られる可能性がある。そのため、本研究においては教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を類型化することを試みた。

本研究では、児童生徒の問題10カテゴリーに対してコンサルテーションを希望するカテゴリーを220名の小学校・中学校教師に複数回答を求めた。得られた回答から、カテゴリーデータを類型化するために数量化Ⅲ類の手法を用いた。菅（1993）に基づき固有値を単相関係数に置き

換えた値が.50以上の軸を選んだところ2つの軸が該当し、1軸を「学級経営上の問題—個別的対応の問題」の軸、2軸を「学習指導上の問題—生徒指導上の問題」の軸と解釈した。従来、児童生徒の問題は生徒指導の観点から反社会的行動・非社会的行動に分類されることが一般的であったが、本研究の結果から、教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題については行動の次元だけではなく2次元的に分類されることが明かとなった。小田切（2004）は、1軸と2軸から構成される2次元平面上にプロットされたカテゴリースコアを4群に分類している。本研究においても小田切（2004）の手法を採用した。すなわち、数量化Ⅲ類の結果に基づき教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を類型化したところ、図1に示されている通り「複合的問題型」、「学級経営型」、「学習指導上の問題型」、「行動上の問題型」の4群に分類することが可能であった。「複合的問題型」は、「登校しぶり」、「いじめ」などのカテゴリーを含み、現在、学校で対応が求められている中心的な問題から構成される群であると捉えることができる。「学級経営型」は「学級崩壊」、「攻撃的な行動」の2カテゴリーを含んでおり、学級経営に困難を感じてコンサルテーションを求める群であると捉えることができる。「学習指導上の問題型」は「やる気のなさ」の1カテゴリーから構成される群であり、学習指導に困難を感じてコンサルテーションを求める群であると捉えることができる。「行動上の問題型」は「突発的行動」の1カテゴリーから構成される群であり、児童生徒の行動面における指導に困難を感じてコンサルテーションを求める群であると捉えることができる。

従来、児童生徒の問題とコンサルテーションとの関係について実証的に検討した報告においては児童生徒の問題を個別的に扱っており、問題を類型化するという視点での検討はなされていないことは前述した通りである。本研究において教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題を類型化することにより、教師がコンサルテーションを求める問題をより明確にすることができたため、今後、どのような類型に対してどのようなコンサルテーションを行えばよいかについての知見を得るための前提が整備されたものと考えられる。

ところで、前述した通り従来の学校でのコンサルテーションに関する報告においては、クライアントである児童生徒の問題そのものに焦点を当てたものは少ないことが指摘されているが、これはどのような理由によるのだろうか。山本（2000）は、コンサルテーションの様式を対象と方法からクライアント中心の事例コンサルテーション、コンサルティ中心の事例コンサルテーション、プログラム中心のコンサルテーション、コンサルティ中心の管理コンサルテーションという4つのタイプに分類している。このうち、クライアント中心の事例コンサルテーションでは、コンサルティは、特定のクライアントに対応するためにコンサルテーションを受ける。コンサルタントは、そのクライアントの問題をアセスメントし、対応の仕方についてコンサルテーションを行う。一方、コンサルティ中心の事例コンサルテーションでは、コンサルティが直面している問題をともに考え、コンサルテーションを行う。北米における学校コンサルテーションではコンサルティ中心の事例コンサルテーションが中心であるとされるが（Brigman, Mullis, Webb, & White, 2005）、これが従来の学校コンサルテーションの報告においてクライアントである児童生徒の問題そのものに焦点を当てたものは少ない理由の1つではないかと考えられる。学校現場で生じている児童生徒の問題状況は深刻で容易に改善されない例も多いことが指摘されているが（山口・水野・本田・石隈, 2015）、スマートフォンの問題など、教師が従来対応することのなかった新たな問題も出現している。日本の学校現場においては、コンサルティ中心の事例コンサルテーションだけではなくクライアント中心の事例コンサルテーションも取り入れ、クライエ

ントである児童生徒の問題をコンサルテーションの視点から検討することが必要とされる。そのため、本研究で得られた知見はその第一歩であると評価できよう。

最後に、本研究において検討することができなかつた以下の課題が残されている。まず、本研究で児童生徒の問題として取り上げたのは10カテゴリーであり、実際の分析対象となったのは8カテゴリーであった。数量化Ⅲ類は多数のカテゴリーを分類するために使用される手法であり、本研究におけるカテゴリー数は十分とはいえない。本研究で取り上げたカテゴリーの他にも、発達障害、自傷、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊、非行、スマホによるトラブルや犯罪など、教師が対応に苦慮する問題は多数存在しているであろう。今後、カテゴリーの範囲をさらに広げて調査を行い、本研究で見出された類型の再現性を確認する必要がある。つぎに、4つの類型に典型的に属する教師に対して面接調査等を行い、どのようなコンサルテーションを必要としているかについて検討することが課題となろう。

引用文献

- Alderman, G.L. & Gimpel, G.A. (1996) The interaction between type of behavior problem and type of consultant: Teachers' preferences for professional assistance. *Journal of Educational and Psychological Consultation*. 7 pp.305-313.
- Brigman, G., Mullis, F., Webb, L., & White, J. (2005) *School counselor consultation: Skills for working effectively with parents, teachers, and other school personnel*. Hoboken, NJ: John Wiley & Sons. (谷島弘仁 (訳) (2012) 『学校コンサルテーション入門—よりよい協働のための知識とスキル—』 金子書房)
- Erchul, W.P. & Martens, B.K. (2002) *School consultation: Conceptual and empirical base of practice*. 2nd ed. NY: Kluwer Academic/Plenum. (大石幸二監訳 (2008) 『学校コンサルテーション—統合モデルによる特別支援教育の推進—』 学苑社)
- 石田美清 (2008) 「教師の抱える教育実践上の問題・課題への対応に関する調査—総合的な学校コンサルテーションの構築に向けて—」 中国四国教育学会教育学研究紀要 54 pp.318-323.
- 岩田美保・大芦治・鎌原雅彦・中沢潤・蘭千壽・三浦香苗 (2009) 「現職教員が教育現場で現在直面している問題とスクール・カウンセラーに対するニーズに関する調査報告」 千葉大学教育学部研究紀要 57 pp.103-107.
- 菅民郎 (1993) 『初心者がらくらく読める多変量解析の実践 (下)』 現代数学社, pp.132.
- 古谷野豆 (1988) 『数学が苦手な人のための多変量解析ガイド—調査データのまとめ方—』 川島書店, pp.155-158.
- 文部科学省 (2015) 「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- 長尾博 (2000) 『改訂学校カウンセリング—新しい学校教育に向けて—』 ナカニシヤ出版
- 西村薫 (2006) 「ケースセンターコンサルテーションに関する機能についての研究—友達に噛み付くなどの暴力行為を主訴として、学校から相談のあった、小1女児のコンサルテーションケースを通して—」 別府溝部学園短期大学紀要 26 pp.23-29.
- 小田切紀子 (2004) 「離婚した母親の家庭状況の類型から見た心理的適応」 心理臨床学研究 21 pp.621-629.
- 内田利広・井上篤史 (2007) 「教師の生徒指導に関わる意識と実態調査—児童生徒の抱えている解決困難な課題をできるだけ早期に克服するために—」 京都教育大学紀要 110 pp.75-92.
- 谷島弘仁 (2014) 「教師がコンサルテーションを希望する児童生徒の問題に関する検討」 文教大学生生活科学研究 36 pp.43-51.
- 山口豊一・水野治久・本田真大・石隈利紀 (2015) 「学校コミュニティに於ける心理職活用システムの開発に関する研究—学校の管理職及びミドルリーダーに焦点を当てた尺度開発を通して—」 コミュニティ心理学研究 19 pp.77-93.
- 山本和郎 (2000) 『危機介入とコンサルテーション』 ミネルヴァ書房

神経症患者におけるコーピング・スキルの変化

Change in Coping Skills in Neurotic Patients

木 島 恒 一*

Tsunekazu KIJIMA

要旨：本研究ではストレス関連の疾患として神経症を取り上げ、治療経過における神経症患者のストレス・マネジメント能力の改善の有無を、コーピング・スキルという観点から検討した。対象は都内 A 精神科クリニックの外来受診患者 9 名で、その治療経過をみるために、ストレス・コーピング・スキル尺度 (SCSS) を平均 21.4 か月の間隔をおいて 2 度施行した。その結果、次のことが示唆された。2 回目の SCSS では、“環境の変化への迅速な適応” のコーピング・スキルが有意に上昇することが認められた。またパーソナリティ特性としてのコーピング特徴について検討するために、Carver et al. の COPE を実施したが、COPE では有意な変化は認められなかった。第 1 回目の検査は初診時ではなく、すでに治療が進んだ段階で実施されたものであることから、“環境の変化への迅速な適応” 以外のコーピング・スキルやコーピング特徴に変化が認められなかった可能性が考えられた。今後は、1 回目の調査時期を初診時などに一律に定めて治療経過におけるコーピング・スキルの変化について検討する必要がある。

キーワード：神経症患者、ストレス、コーピング・スキル、治療経過

はじめに

Sperry (2006) は、慢性疾患発症についての生物心理社会的モデルを論じる中で、コーピング・スキルの果たす役割を重視している。コーピングと環境との相互作用は、慢性疾患の発症だけでなく、病気の経過にも少なからず影響を与えることが考えられる。こうしたコーピングの影響は、神経症などのストレス関連の疾患ではいっそう重要な要因といえよう。

コーピングの測定尺度は、Folkman & Lazarus (1985) の Ways of Coping 以来さまざまな尺度が提案されてきた。加藤 (2006 : 2007 : 2008 : 2009) は、1990 年以降の英語文献を概観した上で、もっとも使用頻度の高いコーピング尺度として Carver, Scheier, & Weintraub (1989) の COPE を挙げ、Ways of Coping がこれに次ぐという。これらのコーピング尺度は、いずれも個人のコーピング特徴を捉えることを目的とする。本人に自身のコーピング特徴またはコーピング

* きじま つねかず 北陸学院大学人間総合学部社会学科

傾向のあり方への自覚を促すという点では、これらは有効な尺度といえる。しかしながら、その個人的コーピング特徴が適応の上で適切なものであるかどうかということに関しては、これらの尺度では考慮されていない。Sperry (2006) の生物心理社会的モデルが示唆するように、臨床的には、ストレスに対して適応的なコーピングを行える能力、すなわちコーピング・スキル (coping skills) もまた重要な問題であろう。木島 (2008) はコーピング・スキルを“ストレスフルな状況に適切に対応するための学習可能なスキル (技能)”と定義した。この観点から木島他 (木島, 2008; 木島・成田・久米, 1997, 1998) は個人の基本的なコーピング・スキルを捉えるための測定尺度 (Stress Coping Skill Scales, 以下 SCSS と略す) を作成している。SCSS の尺度は、次の4つに分類される。①ストレス耐性に関するスキル: “情動的ストレス耐性”, “悠然的対応” (準尺度)。②対人的スキル: “社会的サポートの所有”, “社会的サポートの活用”, “対人コミュニケーションにおける適切な対応”。③攻撃性のコントロールに関するスキル: “攻撃性の抑制”, “自己主張”。④上記以外のスキル: “積極的対応”, “環境の変化への迅速な適応”, “プラス思考”, “問題の洞察・把握”。このうち, “社会的サポートの所有”と“対人コミュニケーションにおける適切な対応”は、ストレス事態に直面する前に機能するスキルであり, “問題の洞察・把握”とともに、他のコーピング尺度には見られないもので, “スキル”という概念を導入することで初めて問題となったものである。

木島 (2015) は、SCSS を用いて神経症患者のコーピング・スキルについて健常者のそれとの比較をとおして検討している。その結果、神経症患者では“情動的ストレス耐性”, “自己主張”, “環境の変化への迅速な適応”, “プラス思考”の4つのコーピング・スキルが低いことが示唆された。

本研究では神経症患者を対象に、治療経過におけるコーピング・スキルの変化について SCSS によって検討する。あわせて Carver et al. (1989) の COPE 日本語版 (須永・木島, 1996) によってコーピング特徴の変化についても検討する。なお、神経症の診断基準は、こんにち、臨床の現場で伝統的に用いられているものを使用した (大熊, 2005, pp277-278)。

方 法

1. 対 象

対象は都内 A 精神科クリニックに外来通院していた神経症患者 9 例 (男性 7 名, 女性 2 名) である。第 1 回目の調査時の平均年齢は 36.8 ± 6.8 歳であった。調査に当たっては、研究への協力の了承を得た。

2. コーピング・スキルおよびコーピング特徴の測定

研究への協力を受諾してくれた上記の神経症患者に対して SCSS (木島, 2008) および COPE 日本語版 (須永・木島, 1996) を施行した。COPE は教示の違いにより、COPE-dispositional と COPE-situational の 2 つがある。前者は“ストレス事態に遭遇したときのふだんのコーピング”について、後者は“特定のストレス事態に対するコーピング”についての回答を求めるといっているのである。本研究では COPE-dispositional を用いた。個人結果は本人にフィードバックされた。SCSS と COPE は 2 度施行されたが、その間隔は 17 ~ 25 か月で、平均 21.4 ± 2.5 か月であった。

結 果

1. 1回目と2回目のSCSS尺度の比較

神経症患者のコーピング・スキルの変化をみるためにSCSSを2度施行した。1回目と2回目のSCSSの各尺度得点についての結果は、表1に示すようになった。“環境の変化への迅速な適応”のコーピング・スキルが2回目で有意に上昇したことが認められた ($t(8) = 2.63, p < 0.05$)。また、“積極的対応”では有意傾向の低下が示唆された ($t(8) = 2.09, p < 0.10$)。

表1 神経症患者 (N=9) のSCSS各尺度得点の第1回目と第2回目の比較

SCSS 下位尺度	第1回目		第2回目		t 値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
情動的ストレス耐性	31.00	9.41	29.22	10.92	1.28
悠然的対応	14.56	2.24	13.67	3.00	1.13
社会的サポートの所有	14.11	4.78	14.44	5.81	0.37
社会的サポートの活用	13.67	4.09	13.89	3.66	0.22
対人コミュニケーション における適切な対応	18.44	2.79	18.67	2.60	0.21
攻撃性の抑制	16.22	5.45	15.11	7.42	0.96
自己主張	11.00	5.72	11.78	4.94	1.18
積極的対応	31.56	6.09	28.33	6.73	2.09 ⁺
環境の変化への迅速な適応	6.78	2.95	8.00	2.96	2.63 [*]
プラス思考	17.22	3.27	15.67	5.52	1.70
問題の洞察・把握	12.11	3.22	11.44	3.40	0.68

注1 : df=8.

注2 : + $p < 0.10$ * $p < 0.05$

2. SCSS 尺度の得点分布からみた変化

木島（2008）の健常者データに基づいて、SCSS 各尺度の平均値と標準偏差を算出し、尺度得点段階を“平均値 +SD 以上”の高得点、“平均値 ± SD 範囲内”の平均領域、“平均値 - SD 以下”の低得点に分類した。この基準により神経症患者の1回目と2回目の得点分布状態をみた結果、表2に示すようになった。“積極的対応”のスキルで低得点者がやや増加したことがみられた。“情動的ストレス耐性”や“自己主張”、“環境の変化への迅速な適応”、“問題の洞察・把握”などは1回目の段階で低得点者が多く、大きな変化は認められなかった。

表2 健常者の SCSS 各尺度得点の平均領域を基準とした神経症患者の第1回目と第2回目の得点分布

SCSS 下位尺度	第1回目			第2回目		
	低得点者数	平均領域者数	高得点者数	低得点者数	平均領域者数	高得点者数
情動的ストレス耐性	5	4	0	6	3	0
悠然的対応	1	8	0	2	5	2
社会的サポートの所有	3	5	1	3	4	2
社会的サポートの活用	2	5	2	0	6	3
対人コミュニケーション における適切な対応	1	8	0	2	6	1
攻撃性の抑制	2	5	2	3	5	1
自己主張	4	4	1	4	4	1
積極的対応	1	7	1	4	5	0
環境の変化への迅速な適応	6	3	0	5	4	0
プラス思考	3	6	0	5	4	0
問題の洞察・把握	5	3	1	6	3	0

注1：“平均領域”とは、“平均値 ± 標準偏差範囲内”を指す。“低得点”は“平均値 - SD 以下”を、“高得点”は“平均値 +SD”を指す。これは、健常者（644名）から男女別に算出した各尺度の平均値および標準偏差に基づく。

3. 1回目と2回目のCOPE尺度の比較

パーソナリティ特性としてのコーピング特徴について、治療経過による変化の有無をみるために、COPEを施行した。COPEの各尺度得点の結果は、表3に示すとおりである。1回目と2回目の間には、全尺度で有意な差は認められなかった。

表3 神経症患者 (N=9) のCOPE各尺度得点の第1回目と第2回目の比較

COPE下位尺度	第1回目		第2回目		t値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
計画	7.67	1.73	7.44	1.67	0.37
積極的対処	6.67	2.34	6.44	2.07	0.31
競合活動抑制	3.11	0.93	3.11	1.17	0.00
道具的社会的サポート	7.11	3.10	5.89	3.98	1.65
感情的社会的サポート	6.56	3.94	6.33	4.09	0.29
神仏頼み	2.67	4.09	3.44	4.10	1.31
受容	5.00	2.65	4.33	2.83	1.16
目標放棄	2.56	1.88	3.00	2.35	0.69
感情表出	5.67	3.50	5.56	3.57	0.15
対他的現実否認	2.00	1.41	2.22	1.39	0.69
現実否認	0.67	1.12	0.89	1.54	1.00
心的回避	4.89	2.26	4.22	2.22	1.03
悠然的対処	4.89	1.62	4.33	1.58	0.78
建設的再解釈	5.67	1.32	5.00	2.65	0.78
嗜好品依存	1.22	1.48	1.00	1.22	0.80

注1 : df=8.

考察と結論

ストレスが病気の発症および経過に大きな影響を与えることは広く知られるところである。Sperry (2006) が指摘するように、病気の発症・経過においてコーピングと環境との相互作用は特に重要な要因といえよう。Sperry のモデルは慢性疾患についてのものであるが、コーピングの問題は神経症などのストレス関連の病気ではいっそう重要性をもつと考えられる。例えば、津田・片柳 (1996) は“攻撃反応の表出”というコーピングが神経症や心身症などの疾患の発現に影響を与えることを指摘している。木島 (2015) も、個人的なストレス・マネジメント能力としてのコーピング・スキルに着目して、神経症患者の場合、健常者に比して幾つかのコーピング・スキルが低いことを報告している。

そうした過去の知見を踏まえ、本研究では神経症患者を対象に治療経過におけるコーピングの変化について検討した。以下、結果の考察に入る前に、“神経症”の概念について考察しておく。こんにち、神経症という疾患名は、国際疾病分類第10版 (ICD-10) (World Health

Organization, 1992 融他監訳 1993) と精神疾患の診断・統計マニュアル第5版 (DSM-5) (American Psychiatric Association, 2013 高橋他監訳 2014) のいずれにおいても用いられていない。しかしながら、“わが国では、…神経症の枠組みを残す方がよいとの意見が強” という指摘もあり (大熊, 2005), 小此木 (1998) も“神経症の定義は、現在もまだ十分に実用可能なものと考えられる”としている。また, Sims (2003 飛鳥井他訳 2009) も“神経症”という用語の有用性を論じている。そこで本研究では、従来の神経症概念に基づいて都内 A 精神科クリニックにおいて神経症と診断された患者 9 名を対象とした。

本研究では、コーピングについては 2 つの尺度を実施した。1 つは個人のコーピング・スキルをみる SCSS (木島, 2008) であり、もう 1 つは一種のパーソナリティ特性としてのコーピング特徴をみる COPE (Carver et al., 1989; 須永・木島, 1997) である。SCSS は 11 の下位尺度から構成されているが、第 1 回目と第 2 回目で有意な変化が認められたのは、“環境の変化への迅速な適応”のみで、平均 21.4 か月の治療経過により、環境的变化への適応スキルの上昇が示された。さて、木島 (2015) は健常者と神経症患者を比較して、後者では“情動的ストレス耐性”、“自己主張”、“環境の変化への迅速な適応”、“プラス思考”の 4 つのコーピング・スキルが低いという報告をしている。本研究の結果は、これら 4 種のスキルのうち、“環境の変化への迅速な適応”については、治療の進行とともに、多少の改善がみられることを示すものであろう。しかしながら、これは平均値に着目する限りでのことであり、表 2 にみられるように、“健常者の平均領域”という基準で見た場合には、全体的には改善されたというレベルとは必ずしもいえないように思われる。また、表 1 に示したように、“積極的対応”のスキルは、第 2 回目でやや低下する傾向にあることが示唆された。これは、神経症症状が長期に持続した結果の現象かも知れない。

SCSS の多くの下位尺度で有意な変化がみられなかったことについて考察するにあたって、まず指摘されるのは、第 1 回目の調査の時期である。“第 1 回目”というのは、“初診時”ということではない。この調査への依頼は、セラピストと患者の間に十分なラポールが形成された後に行われた。したがって患者の中には、最初の SCSS が施行された時には、ある程度治療が進められた段階にあった人も含まれていた可能性が考えられる。また対象とした 9 例は慢性化した神経症であり、治療経過における病態が比較的安定していたということも挙げられる。以上のことが、SCSS の 9 つの下位尺度で大きな変化がみられなかった理由として考えられる。

SCSS で“環境の変化への迅速な適応”のスキルについては上昇がみられたのに対し、COPE ではすべての下位尺度で有意な変化は認められなかった。COPE には、教示の違いにより、COPE-dispositional と COPE-situational の 2 つがあり、本研究では“ストレス事態に遭遇したときのふだんのコーピング”についての回答を求める COPE-dispositional を用いた。これはパーソナリティ特性としてのコーピング特徴を測定するものである (Carver et al., 1989)。“特性”としてみたコーピング特徴は比較的安定したものであり、これが 1 回目と 2 回目とで COPE で大きな変化がみられなかった理由の一つであろうと解せられる。

SCSS が神経症患者の特徴を捉える上で有効な尺度であることは、木島 (2015) で示唆されている。それを受けて、本研究では、神経症患者におけるコーピング・スキルが治療経過に伴い、どのように変化するかについて検討した。しかしながら、対象とした患者は 9 名と少ないことから、本研究は、あくまでも探索的な研究として位置づけるべきものである。また対象とした患者は、慢性化した神経症の人たちであり、軽症の患者の場合には異なるスキルの変化がみられる可

能性が考えられる。また、1回目の調査時期を一律に定めて施行する、という配慮も必要であろう。今後は、上記の問題を考慮した上で更なる検討を進めることが必要であろう。

謝辞

本論文は、秋田看護福祉大学看護福祉学部の故成田猛教授と共同で進められた研究によるものである。論文作成に当たっては、故成田教授から貴重なご意見をいただきましたことに深謝申し上げます。

文 献

- 1) American Psychiatric Association (2013). *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth Edition*. Arlington, VA.: A Division of American Psychiatric Association. (高橋三郎・大野 裕 (監訳) (2014). DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル 東京: 医学書院)
- 2) Carver, C. S., Scheier, M. F., Weintraub, J. K. (1989). Assessing coping strategies: A theoretically based approach. *Journal of Personality and Social Psychology*, **56**, 2, 267-283.
- 3) Folkman, S., & Lazarus, R. S. (1985). If it changes it must be a process: Study of emotion and coping during three stages of a college examination. *Journal of Personality and Social Psychology*, **48** (1), 150-170.
- 4) 加藤 司 (2006). 英語文献におけるコーピング尺度の使用状況—1990年から1995年—東洋大学社会学部紀要, **43** (2), 5-24.
- 5) 加藤 司 (2007). 英語文献におけるコーピング尺度の使用状況—1996年から1999年—東洋大学社会学部紀要, **44** (2), 71-87.
- 6) 加藤 司 (2008). 英語文献におけるコーピング尺度の使用状況—2000年から2002年—東洋大学社会学部紀要, **45** (2), 49-72.
- 7) 加藤 司 (2009). 英語文献におけるコーピング尺度の使用状況—2003年から2005年—東洋大学社会学部紀要, **46** (2), 47-79.
- 8) 木島恒一 (2008). ストレス・コーピング・スキル尺度の作成—その信頼性・妥当性の検討— 心身医学, **48** (8), 731-740.
- 9) 木島恒一・成田猛・久米 稔 (1997). ストレス・コーピング・スキル尺度 (SCSS) 作成の試み 日本心理学会第61回大会発表論文集, 1066.
- 10) 木島恒一・成田猛・久米 稔 (1998). 社会人を対象としたストレス・コーピング・スキル尺度 (SCSS) 作成の試み 日本心理学会第62回大会発表論文集, 1059.
- 11) 木島恒一 (2015). 神経症患者におけるストレス・コーピング・スキル 生活科学研究, **37**, 107-114.
- 12) 大熊輝雄 (2005). 現代臨床精神医学 (改訂第10版) 金原出版
- 13) 小此木啓吾 (1998). 神経症 小此木啓吾・深津千賀子・大野 裕 (編) 心の臨床家のための必携精神医学ハンドブック 創元社
- 14) Sims, A. (2003). *Symptoms in the Mind: An Introduction to Descriptive Psychopathology Third Edition*. Elsevier-Saunders. (飛鳥井望・野津眞・松浪克文・林直樹 (訳) (2009). シムズ記述精神病理学 西村書店)
- 15) Sperry, L. (2006). *Psychological Treatment of Chronic Illness: The Biopsychosocial Therapy Approach*. Washington, DC: APA.
- 16) 須永範明・木島恒一 (1996). 対処行動質問紙 (COPE) 日本語版作成の試み 日本健康心理学会第9回大会発表論文集, 62-63.
- 17) 津田 彰・片柳弘司 (1996). ストレス—コーピング過程と心理生物学的ストレス反応との関連性 行動医学研究, **3** (1), 1-7.
- 18) World Health Organization (1992). *The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders: Clinical descriptions and diagnostic guidelines*. World Health Organization. (融 道男・中根允文・小宮山 実 (監訳) (1993). 東京: 医学書院)

友人間ソーシャルサポート互惠性尺度の作成と妥当性の検討

Development of the Scale of Reciprocity in Social Support among Friends

浅野 更紗*・飯沼 和希**・大木 桃代***

Sarasa ASANO, Kazuki IINUMA, Momoyo OHKI

要旨：本研究は、一般的な友人間におけるソーシャルサポート互惠性を簡便に測定できる尺度の作成を目的とした。尺度の妥当性を検討するために、ネガティブな感情状態との関連を分析した。その結果、ソーシャルサポートが互惠状態にあるほど、ネガティブな感情が低いことが示された。尺度は、ソーシャルサポートの情緒的側面を重点的に測定できるものであり、従来の測定方法と比較するとより簡便にソーシャルサポートの互惠性とそれに対する認識が測定可能となっている。しかし、ソーシャルサポートの一側面に集中した尺度であることや、妥当性の検討が部分的であることから、今後さらなる改訂版の作成を行うことが課題としてあげられる。

キーワード：ソーシャルサポート，互惠性，友人，社会的交換理論，衡平理論

目 的

ソーシャルサポートは社会的支援とも言われ、心理的観点・社会的観点・福祉的観点など着目点によって様々な捉え方ができる多角的な概念である。心理的效果としては、ソーシャルサポートの受容によるストレスの軽減などが確認されている（岡安・嶋田・坂野, 1993）。他者からソーシャルサポートを受容することは、精神的・身体的健康を高める一要因であると言えよう。しかし、実際の社会生活において、人は他者と相互に影響を与えながら生活しており、ソーシャルサポートにおいても同様である。我々は、“サポートの受け手であると同時に送り手であり”（福岡, 1999）、ソーシャルサポートは一方向的に得られていれば良いというものではないと考えられる。従来は、サポートの一方通行の側面をみる研究が主流であったが、受容する側面だけでなく、提供と受容両面に関して検討する必要性が指摘され、提供と受容の双方から検討するものも多くみられるようになった（例えば Bunnk, Doosje, Jans, & Hopstaken, 1993；長谷川・下田, 2012；福岡・橋本, 1993）。その中で、ソーシャルサポートの提供と受容の量が同程度であ

* あさの さらさ 文教大学大学院人間科学研究科

** いいぬま かずき 文教大学大学院人間科学研究科

*** おおき ももよ 文教大学人間科学部

ることが心理的に良好な状態を保つために重要であると指摘されており、この提供と受容の量が同程度であることは、ソーシャルサポートの“互恵性”とされている。ソーシャルサポートの互恵性とは、サポートを自分から相手に与えている「提供量」と自分が相手から貰っている「受容量」が同程度にあることである（福岡・橋本，1997）。心理学的な観点からは、サポートを受容し相手にも提供することにより精神健康を良好に保つことができると言われており（周・深田，1996）、サポートが互恵的であることが心理的に良好な状態を保つためには必要であるといえる。

互恵性研究の中でも、Bunnk et al. (1993) や周・深田 (1996) は社会的交換理論をソーシャルサポートに援用して検討を行ってきた。特に、社会的交換理論の中でも、Adams (1965) やWalster, Walster, & Bersheid (1978) の提唱した衡平理論 (equity theory) を背景理論として用いている。衡平理論とは、2者間での一方の投入と成果の比率が、もう一方の投入と成果の比率と等しい場合が衡平であり、そうでない場合は不衡平状態となって不満などが生じるというものである。この衡平理論を元にソーシャルサポートの互恵性に関して論じると、個人が他者との間でソーシャルサポートの受容と提供が同程度であると感じていれば、ソーシャルサポートは互恵状態（衡平状態）であり、精神的に満足のいく対人関係を形成することができる。対人関係に対する満足は、対人関係上で生じるネガティブ感情の少なさによって評価される。Bunnk et al. (1993) や周・深田 (1996) の研究では、ソーシャルサポートが互恵的であると、ネガティブな感情が低下することが示されている。一方、互恵的でない状態は、受容が少なく提供が多い過小利得状態と、受容が多く提供が少ない過剰利得状態に分類される。過小利得状態にあると欲求不満感や負担感などの感情が増加し、過剰利得状態にあると羞恥心や負債感をなどの感情が増加するとされている（Buunk et al., 1993 ; La Gaipa, 1990 ; 周・深田, 1996）。

しかし、これらの研究ではソーシャルサポートの受容と提供それぞれの視点を取り入れて、互恵性に関して検討しているものの、そのソーシャルサポートの互恵性の測定方法が容易ではなく、また個人間のソーシャルサポートが互恵状態であることに関する認知を含んで測定できているとは言えない。ソーシャルサポートは、提供者が有用な援助として提供しても受容者の認知がそうでなければ、ソーシャルサポートとすることはできない。ソーシャルサポートの互恵性も同様に、ソーシャルサポート量が同程度であると認知されなければ、互恵的な状態であるとは言えないと考えられる。そのため、他者との相互的なソーシャルサポートに対する認知も含んだ測定を行うことで、ソーシャルサポートの互恵性測定尺度としての精細化が可能であると考えられる。

これらの論議を踏まえ、本研究では、ソーシャルサポートの互恵性をより簡便に測定するためのソーシャルサポート互恵性尺度の作成を目的とする。また、ソーシャルサポートに関しては友人関係と家族関係では受容するものも、提供するものも全く異なった様相を持つものである。量的な観点からもサポート分類の観点からも、家族からのサポートと友人からのサポートでは異なる特徴が得られている（例えば福岡・橋本，1997；福岡，2000）。そのため、本研究では友人関係に着目し、友人間のソーシャルサポート互恵性を測定する尺度の作成を試みる。

先行研究では、ソーシャルサポートを提供し合う相手を特定し研究を行うことで、互恵状態測定の精度が高まるという指摘もある（周・深田，1996）。しかし衡平理論を援用して行われてきた研究は親密な異性関係が主である。さらに、親密な人間関係においてはソーシャルサポートが互恵的であるかどうかは問題ではないという結果（Clark & Mills, 1979）や、社会的交換理論をモデルとした場合には、さほど親密ではない表面的な友人関係において互恵的であるほど友人

関係に対して満足感が得られるという結果（中村, 1990）が示されるなど、見解は一定ではない。これらを考慮した上で、本研究では、一般的な友人関係ではソーシャルサポートが互恵的であればネガティブな感情状態は低い状態にあると仮定し、友人関係全般のソーシャルサポートの互恵性に関する調査を行う。また、親密ではない友人を特定して質問することは困難であるなどの理由から、本研究では相手を特定せず友人関係全般として検討する。

本研究では、調査協力者本人のソーシャルサポート互恵性への認知を含めた、友人間ソーシャルサポートの互恵性を測定する尺度を作成し、妥当性の検討を行うことを目的とする。先行研究では、「ソーシャルサポートの互恵性が高い状態にあるとソーシャルサポートの互恵性が低い状態よりもネガティブな感情状態が低い」という結果が得られている（Bunnk et al., 1993；周・深田, 1996；内田・橋本, 2013）。本研究で作成した尺度を用いてそれらの先行研究と同様に、互恵状態であるほどネガティブな感情状態が低いという結果が得られれば、収束的妥当性が検証されたと言える。したがって、本研究の仮説を「ソーシャルサポートが互恵状態であるほどネガティブな感情状態は低い。」とし、これを検証する。

方 法

調査期間と調査協力者

調査は2015年の10月から11月に、大学生男子84名（平均年齢20.71歳, $SD=2.38$ ）、女性129名（平均年齢20.53歳, $SD=2.11$ ）、性別無記入2名、計215名（平均年齢20.61歳, $SD=1.72$ ）に質問紙調査を実施した。分析に際して、回答に不備が見られた者を除外した。除外後の対象者数は大学生男子74名（平均年齢20.74歳, $SD=2.48$ ）、女性117名（平均年齢20.54歳, $SD=2.19$ ）、性別無記入2名、計193名（平均年齢20.63歳, $SD=1.77$ ）であり、これを分析の対象とした。

手続き

調査にあたっては、本調査への参加は強制ではないこと、データは統計的に処理され、個人のデータのみが公表されることはないことを説明し、質問紙を配布した。なお、調査は匿名で行われることから、通常の同意文書の作成は不可能であり、回答することで調査への同意表明とみなされるものとした。

調査内容

(1) ソーシャルサポートの受容・提供・要求・被要求の測定

福岡・橋本（1997）によるソーシャルサポート12項目から福岡（2003）を参考に8項目とし、そこからさらに友人関係では考えられにくい金銭や看病に関する項目を削除した5項目であった。これらに対してそれぞれ1. 相手からどの程度してもらったか、2. 相手からどの程度してほしかったか、3. 自分が相手にどの程度したか、4. 自分が相手にどの程度してほしがられたか、の4つを5件法（1. 全くそうではない～5. たいへんそうである）で質問した。

(2) ソーシャルサポートの受容・提供のバランス（互恵性）に対する感情状態の測定

Lu & Argyle（1992）や周・深田（1996）を参考に、(1)と同様のソーシャルサポート5項目に関して、実際に相手からしてもらった程度と自分が相手に対してした程度の比較をしてもら

い、それに対して1. 恥ずかしさ, 2. 申し訳なさ, 3. 負担感, 4. 欲求不満感, の4つを感じる程度を5件法 (1. 全くそうではない~5. たいへんそうである) で質問した。

(3) ソーシャルサポートの互恵性の測定と感情状態の測定

福岡・橋本 (1997) によるソーシャルサポート項目などを元に新たに作成したソーシャルサポート互恵性尺度 (以下友人間 SS 互恵性尺度) 11 項目であった。互恵性に対する認知を測定できるよう「互いに~し合っている」などの表現となっていた。それに対し, 当てはまるかどうかを5件法 (1. 全くそうではない~5. たいへんそうである) で質問した。そして感情状態の測定として, 各項目に当てはまるかどうかを考えた際にどのような感情になるか, 1. 恥ずかしさ, 2. 申し訳なさ, 3. 負担感, 4. 欲求不満感, を5件法 (1. 全くそうではない~5. たいへんそうである) で質問した。

結 果

(1) ソーシャルサポートの受容・提供・要求・被要求と, 受容・提供のバランス (互恵性) に対する感情状態の差異の検討

従来の方法で測定されるソーシャルサポート互恵性がネガティブ感情に及ぼす影響を確認するため, 福岡 (1999) や周・深田 (1996) や山本・堀・石垣・大塚 (2007) を参考にした。

先行研究の方法通り, 受容と提供の差を互恵性として分析を行うために, 受容得点と提供得点の差を算出した。0 を互恵群とし, 0 より高値を過剰利得群, 0 未満を過小利得群とする3群に分類した。同様に, 周・深田 (1996) では, サポートを要求する量が他者と同程度であることが感情状態に影響すると考えられている。これに従い, 要求・被要求の互恵性に関する分析を行うため, 要求得点と被要求得点の差を算出した。0 を互恵群とし, 0 より高値を過剰要求群, 0 未満を過小要求群とする3群に分類した。

受容と提供のバランスによる各感情状態の差を検討するため, 受容・提供による分類群を独立変数, 受容・提供のバランスに対する感情状態を従属変数とする1要因分散分析を行った。その結果, 全ての項目において分類群の主効果は認められなかった。

同様に, 要求と被要求のバランスによる各感情状態の差を検討するため, 要求・被要求の分類を独立変数, 受容・提供のバランスに対する感情状態を従属変数とする1要因分散分析を行った。その結果, 全ての項目において分類群の主効果は認められなかった。

(2) 作成した尺度の因子構造の検討

作成した友人間 SS 互恵性尺度の因子構造を確認するため, 主因子法による因子分析を行った。因子負荷量 .40 に満たなかった項目を削除した結果, 6 項目1因子が抽出された (表1)。信頼性の検討のために α 係数を算出したところ, $\alpha = .80$ と高い内的整合性が認められた。

表1 友人間 SS 互恵性尺度因子分析結果 (主因子法)

I. 友人間 SS 互恵性尺度 ($\alpha = .80$)	
2. お互いに、落ち込んでいるときには慰め合っている	.77
3. お互いに、人間関係で悩んでいるときに相談し合っている	.70
6. 自分が悩んでいる事を人に相談したり、人から相談されたりする	.62
1. お互いに、悩んでいるとき、冗談を言ったり一緒に何かやったりして気をまぎれさせ合っている	.57
10. 人が自分に何かをくれたとき、今度は私もあげるようにしている	.56
8. もし人が自分に何かしてくれたら、今度は自分もするようになっている	.55
因子寄与率 40.37	

(3) 作成した尺度による感情状態の差異の検討

周・深田(1996)を参考に、感情状態の測定における「恥ずかしさ」得点と「申し訳なさ」得点の和を「負債感」得点とし、「負担感」得点と「欲求不満感」得点の和を「不服感」得点とした。次に、友人間 SS 互恵性尺度の項目の得点の総和を友人間 SS 互恵性尺度得点とし、調査協力者全体の平均得点を算出した(平均得点 22.99, $SD=4.23$)。調査協力者を平均得点によって 2 群に分類し、平均得点よりも高値の者を友人間 SS 互恵性高群 ($n=117$)、低値の者を友人間 SS 互恵性低群 ($n=76$) とした。互恵性の高さによる各感情状態得点の差を検討するため、各感情状態得点に関して友人間 SS 互恵性の高低による t 検定を行った。その結果、「恥ずかしさ」($t(191) = -3.45, p<.01$)、「負担感」($t(191) = -3.25, p<.01$)、「欲求不満感」($t(191) = -2.63, p<.05$)、「負債感」($t(191) = -2.40, p<.05$)、「不服感」($t(143.22) = -3.23, p<.01$)において、両群間に有意差が認められ、友人間 SS 互恵性低群よりも友人間 SS 互恵性高群のほうが高得点を示した(表 2)。

表 2 友人間 SS 互恵性尺度 2 群における感情状態得点の t 検定結果

	高群 ($n=117$)		低群 ($n=76$)		t 値
	平均値	SD	平均値	SD	
恥ずかしさ	11.78	5.14	14.38	5.09	- 3.45 **
申し訳なさ	15.97	5.35	16.63	5.47	- .83
負担感	13.44	4.76	15.88	5.59	- 3.25 **
欲求不満感	10.56	4.52	12.38	5.00	- 2.63 *
負債感	27.75	8.98	31.01	9.63	- 2.40 *
不服感	23.99	8.17	28.26	9.48	- 3.23 **

* $p<.05$ ** $p<.01$

考 察

本研究では、一般的な友人間においてソーシャルサポートの互恵性がネガティブな感情状態に及ぼす影響を確認し、友人間のソーシャルサポートの互恵性を測定する尺度の作成を目的とした。そのため、福岡(1999)や周・深田(1996)、山本他(2007)による測定方法での互恵性の感情状態への影響を確認したのち、本研究で作成した尺度の構造と、作成した尺度で得られた互恵性と感情状態の関連の考察を通じて妥当性に言及する。

(1) ソーシャルサポートの受容・提供・要求・被要求と、受容・提供のバランス（互恵性）に対する感情状態の差異の検討

本研究では、ソーシャルサポートと福岡（1999）や周・深田（1996）、山本他（2007）などの先行研究と同様の測定方法で測定した互恵性は感情状態と関連を示さなかった。したがって、従来の測定方法では、回答で得られる互恵性すなわち受容と提供の差を算出したものと、実際のソーシャルサポート互恵性との間では隔たりがあると考えられる。単に提供と受容の程度を算出し比較した場合、ソーシャルサポートの受容と提供の“認識”を無視することとなる。ソーシャルサポートの提供得点と受容得点は、対象者が両者を比較することなく独立に回答したものである。ソーシャルサポートの互恵性とは、提供と受容の両者を比較して本人が互恵的であると認識する状態であると言える。提供と受容を比較して同程度の量と判断するような認識的側面を含めて、ソーシャルサポートの互恵性を測定するためには、単に受容量と提供量の差を算出し比較するだけでは「互いにソーシャルサポートを提供し合っている」という認識を測定することは困難であった可能性がある。そのために、本研究において従来の測定方法による互恵性が高い者はネガティブ感情が低い状態にあるという結果が得られなかったと考えられる。

また、サンプリングの問題も挙げられる。今回先行研究と同様の測定方法では互恵性と感情状態において有意な結果が得られなかったように、サンプリングの違いによって異なる認識の様相をもつ集団を対象とすることになるため、同様の結果が得られない可能性が考えられる。すなわち、従来の互恵性の測定方法は、特定の認識を持つ集団における互恵性を測定可能な手法であると推測される。これらを踏まえると、従来の測定方法は、ソーシャルサポートの互恵性を測定する方法としては、十分ではない可能性が示唆された。

(2) 作成した尺度の因子構造の検討

上述のように、先行研究のソーシャルサポートの互恵性測定方法では、調査協力者が提供と受容に対して互恵的であるか否かに関する「本人の認識」を適切に測定できているとは言いがたい。一方、本研究によって作成された友人間 SS 互恵性尺度では、「互いに、そのようにし合っている」という表現の項目にすることによって、ソーシャルサポートの受容と提供を他者と送り合っているという本人の認識を含めて測定することができるように配慮した。ソーシャルサポートなどの社会的に交換される資源においては、サポートの実際の授受だけではなく、サポート授受の認知もまた、サポートによる感情状態の変化やサポートへの満足度などに影響を及ぼす重要な側面である。そのため、実際に相互にサポートを提供している状態にある事実と、本人のサポート授受の状態に対する認識を含めて検討することが、より詳細なソーシャルサポートの互恵性研究として必要であると言える。このことから、互恵性測定の手法としては本研究で作成した友人間 SS 互恵性尺度の方が、より互恵性を測定するものとして適切であることが示唆される。また、本研究で作成した友人間 SS 互恵性尺度の項目を見ると、ソーシャルサポートにおける情緒的側面に着目した項目となっている。ソーシャルサポートの分類としては、道具的側面や手段的側面などあるが、情緒的側面というソーシャルサポートにおいて重要な一面に関して測定することが可能であると言える。これより、本尺度で作成した項目の形態としては、ソーシャルサポートの互恵性を測定するものとして適当であると言える。

しかし、包括的な友人間ソーシャルサポートの互恵性を測定する尺度としては、それぞれの項目数の少なさや、ソーシャルサポートとして含めるべき側面が欠如している。この尺度ではソー

シャルサポートの情緒的側面のみを測定しており、手段的側面などの含めるべきサポートの種類が考えられることから、改訂版の作成が求められる。

(3) 作成した尺度による感情状態の差異の検討

本研究の結果から、友人間 SS 互惠性尺度で測定されたソーシャルサポート互惠性の高い群が低い群よりもネガティブな感情状態は低いという結果が得られた。つまりサポートの比率が同程度であると不満が生じないということになり、ネガティブ感情が低いということが示唆された。衡平理論を用いてこの結果を検討すると、自分と相手の投入のバランスが異なる場合は、非対称となり釣り合っていない状態となる。衡平でない状態に対する不満などが生じているために、その不満が恥ずかしさなどの感情となって表出されると考えられる。つまり、人は社会的な関係の中では、投入の比率を衡平に保とうとする欲求があり、それが満たされないことで不満などがネガティブ感情として現れる。反対に不満などのネガティブ感情が低い状態、すなわちより互惠的な状態にあることで、不満が低下し、ネガティブ感情も低下すると考えられる。

また本研究では、仮説として「互惠状態であるほどネガティブな感情状態が低い」と想定しており、これは支持された。しかし(1)で示したように、収束的妥当性の基準となる先行研究での測定方法による感情状態の検討が、先行研究と同様の結果を示さなかった。そのため、本研究における収束的妥当性の検討は十分であると言い切れない。したがって、ネガティブ感情に影響を与えるものとしてソーシャルサポートの互惠性を測定するという視点においては、ある程度の妥当性が検証されたと言える。

総 括

本研究は、友人間ソーシャルサポートの互惠性を簡便に測定できる尺度の作成を目的とした。福岡(1999)や周・深田(1996)、山本他(2007)などで用いられているソーシャルサポート互惠性の測定方法と比較すると、より簡便にソーシャルサポートの互惠性とそれに対する調査協力者本人の認識が測定可能な尺度となっており、内容としては、ソーシャルサポートの情緒的側面を重点的に測定できるものである。また、互惠状態であるほどネガティブな感情状態が低いということが示されたため、十分ではないものの、本研究の仮説によって想定された妥当性は検証がなされた。今後さらに改訂する必要はあるが、従来の方法では測定しきれなかった認識の測定の問題が克服され、より詳細に互惠性が測定可能であることが示唆される尺度が作成されたと言える。

最後に本研究における問題点と今後の課題を示す。本研究はひとつの大学によるサンプルにすぎないため、本研究の結果は大学生における友人関係全般に該当する結果とすることはできない。今後は、より多くの大学での調査の実施が求められる。さらに、尺度の項目内容として手段的側面を含めるなど、よりソーシャルサポートに関して包括的な内容となる改訂版の作成を行うことが挙げられる。また、今回の結果では、ソーシャルサポートの互惠性の高低による感情状態の差異が示され、両者の間に関連があることが示唆された。しかし、この結果で示されたものは並列的な関連であり、因果関係は実証できていない。先行研究では、ソーシャルサポートの互惠性とネガティブな感情状態の間に因果関係があることも示されている(Bunnk et al., 1993; 周・深田, 1996; 内田・橋本, 2013)。以上を踏まえ、今後は因果関係の検討を行い、妥当性の検討を継続することも課題である。

注

周・深田（1996）では、ネガティブな感情状態の分析として負担感得点と欲求不満感得点の和を負担感得点（負担感＋欲求不満感）としているが、同じ表現を用いることによるわかりにくさを解消するため、本研究ではそれらの和を不服感得点と記すこととした。

引用文献

- Adams, J. S. (1965). Inequity in social exchange. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*, 2, New York: Academic Press. pp. 267-299.
- Bunnk, B. P., Doosje, B. J., Jans, L. G. J. M. & Hopstaken, L. E. M. (1993). Perceived reciprocity, social support, and stress at work: The role of exchange and communal orientation. *Journal of Personality and Social Psychology*, 65, 801-811.
- Clark, M. S., & Mills, J. (1979). Interpersonal attraction in exchange and communal relationships. *Journal of Personality and Social Psychology*, 37, 12-24.
- 長谷川真穂・下田芳幸（2012）. 中学生における友人間のソーシャルサポートの互恵性と共感性およびストレス反応との関連について 富山大学人間発達科学部紀要, 6 (2), 211-220.
- 福岡欣治（1999）. 友人関係におけるソーシャル・サポートの入手—知覚されたサポートと実際のサポート授受の観点から— 静岡県立大学短期大学部研究紀要, 13 (1), 57-70.
- 福岡欣治（2000）. 大学生における家族および友人の知覚されたソーシャル・サポートと無気力傾向：達成動機を媒介要因とした検討 静岡県立大学短期大学部研究紀要, 14 (3-2), 1-10.
- 福岡欣治（2003）. 他者依存性と心理的苦痛の関係に及ぼすソーシャル・サポートの影響. 対人社会心理学研究
- 福岡欣治・橋本宰（1993）. クラスタ分析によるサポート内容の分類とその効果 日本心理学会第57回大会発表論文集, 157.
- 福岡欣治・橋本宰（1997）. 大学生と成人における家族と友人の知覚されたソーシャル・サポートとそのストレス緩和効果 心理学研究, 68 (5), 403-409.
- La Gaipa, J. J. (1990). The negative effects of informal support. In S. Duck & R. Silver (Eds.), *Personal relationships and social support*. Newbury Park, CA:Sage. pp.122-139.
- Lu, L., & Argyle, M. (1992). Receiving and giving support: Effects on relationships and well-being. *Counseling Psychology Quarterly*, 5, 123-133.
- 中村雅彦（1990）. 大学生の友人関係の発展過程に関する研究—関係関与性を予測する社会的交換モデルの比較検討— 社会心理学研究, 5 (1), 29-41.
- 岡安孝弘・嶋田洋徳・坂野雄二（1993）. 中学生におけるソーシャル・サポートの学校ストレス軽減効果 教育心理学研究, 41, 302-312.
- 周玉慧・深田博己（1996）. ソーシャルサポートの互恵性が青年の心身の健康に及ぼす影響 心理学研究, 67 (1), 33-41.
- 内田若希・橋本公雄（2013）. 大学生のメンタルヘルスの改善・増強に有効な理論モデルの検討—社会的スキルとソーシャル・サポートの互恵性に着目して— 健康心理学研究, 26 (2), 83-94.
- Walster, E., Berscheid, E., & Walster, G. W., (1976). New directions in equity research. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*, 9, New York: Academic Press. pp.1-42.
- 山本友美子・堀匡・石垣琢磨・大塚泰正（2007）. 大学生におけるソーシャルサポートの互恵性変化と抑うつとの関連—性別およびサポート機能別の検討— 広島大学心理学研究, 7, 245-253.

幼少年期の身体活動と心理社会的恩恵に関する研究動向

A brief review on research of psycho-social outcomes and physical activity in children

高井和夫*

Kazuo TAKAI

要旨：本研究では、幼少年の身体活動量をもたらす心理社会的恩恵に関する研究動向を概観するとともに、今後求められる幼少年期における体力向上施策を展望した。幼児期運動指針を始めとして、体力向上に関わる実践方策が実施され、近年「緩やかな向上傾向」が確認されている。子どもの身体活動を規定する背景については、幼少年期においては男児がより活発で、家庭内での活動的な役割モデルや支援が有効であることから、より自律的な身体活動との関わりに導かれるよう、家庭や仲間、指導者などの周囲の役割は大きい。幼少年期における基本的な運動能力の獲得はその後の発達期における身体活動量に寄与するため、就学前後の発達期における人的・物的・質的な環境整備の影響は大きい。運動による心理社会的な恩恵については、負の気分・感情の低減、自己概念の充実、基本的運動技能の獲得、認知的機能の向上、さらに学業成績や学校適応の改善に関して検討されてきたが、研究間で結果は一致せず、定義や測定方法における共通認識が必要である。幼少年期の身体活動介入の研究パラダイムにも成人期以降のそれが援用される現状だが、この発達期の固有性や独自性を反映した方法論の提案が必要だろう。なぜ身体活動が心理的恩恵をもたらすのか、特に認知機能を改善するのか、についての実証的かつ包括的な説明が今後期待される。

キーワード：子ども、身体活動、調整力、心理社会的恩恵、認知機能、実行機能

1. はじめに

障子どもの体力及び身体活動量の向上方策^{3-6, 12, 13, 35, 36)}が施される中、体育の日関連の記事は、体力低下の「底打ち」¹⁾、「向上の兆しの確認」、「新体力テスト施行後の15年間では、小学校高学年以上の年代で緩やかな向上傾向が続く」²⁾と報じてきた。しかし、各体力要素については握力や投能力をはじめ、「直近17年間の6歳から19歳の体力・運動能力の年次推移の傾向は、昭和60年頃と比べ、・・・(中略)・・・以外は、依然低い水準」^{2, 37)}と分析された。これまでに

* たかい かずお 文教大学教育学部

日体協による一連の調査^{3-6,46,47)}に基づき、「幼児期運動指針」³⁶⁾が公表され、幼児期の習得が期待される「基本的な動き」、生活及び運動習慣の実践的な取り組みが提示された。さらに幼児期から児童期の運動実践の具体的方策として「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動」³⁵⁾、そして日体協による「基礎的な動き」の習得とその遊び実践例を示した「子どもの発達段階に応じた体力向上プログラム」が公表された。これらの知見の広く社会への浸透を願い、一般向けの解説書⁴⁵⁾も公刊されている。

幼少年期にはめざましい運動発達が遂げられ、主に調整力³⁶⁾の獲得しながら、「基本的運動技能」(Fundamental Movement Skills : FMS ; 基本的な動き, 基礎的な動きと同義)²⁰⁾の習得とともに、その後の専門的な運動発達に方向づけられるよう、移動系(体を移動させる動き)、操作系(対象を操作する動き)、そして平衡系(体のバランスをとる動き)から成る基本的動作の習得が望まれる³¹⁾。基本的動作の習得には3つの段階があり²⁰⁾、2~3歳頃は基本的動作が未熟な初期段階、4~5歳のその定着が認められる初歩段階、6~7歳の基本的動作が成人水準に近づく段階、に区分される。「子どもを小さな大人」と浅慮せず、発育発達の原則の共通性と独自性を理解しながら、「基本的動作」の習得に向けた関わりが求められる。

子ども期の身体活動は、当期のみならずその後の発達期の活動量や健康度にも影響を及ぼすゆえ¹⁰⁾、身体活動促進については内外を問わず強い政策的な関心が注がれる。しかし、期待される運動の「恩恵」(アウトカム)については、測定手段の障壁などの理由から十分な証拠の蓄積はない³⁰⁾。「指針」の「1日60分の運動」でさえ、「行政的な一律性、普遍性」を持つ分かり易い「スローガン」だが、エビデンスに裏付けがない現状⁴⁸⁾では、その検証も不可能となる。また、これまで検討されてきた身体活動と関連づけられる恩恵は、成人期以降と同様の生活習慣病の危険因子が多く、子どもの場合は心理的健康、認知的期発達や学業成績などが付加されるが、幼少年期に特有の発達の特徴とは何か、について今後の精査が必要である。以上より本稿では、幼少年期を中心に身体活動の恩恵を検討した研究総説について概観するとともに、今後の対策および研究上の課題について展望することにする。

本 論

1) 幼少年期の身体活動量を左右する要因

幼児 Hinkley ら²⁷⁾は就学前児の身体活動量の規定因について過去27年間(1998-2007)の先行研究を概観し、男児は女児より活発なこと、活動的な両親の下で育つ幼児の身体活動量も高いこと、戸外の活動を好む幼児は室内活動のそれと比して活発であること、就学前児の身体活動量は年齢や体型(BMI)と関係がないこと、と総括した。

Gustafson & Rhodes²²⁾は幼少年期の身体活動量の親の役割について注目した研究を概観した。その結果、親子間の活動量の多少に相関性は無かったが、親による子どもの活動への支援と励ましは有意な貢献要因となる、と示唆された。特に親の一方が活発である場合、両親が不活発なそれと比して、子どもの活動の肯定的な役割モデルとなった。さらに性差に見る親子間の影響度の違いについては、男きょうだいより女のそれに母親の活動量の影響が及ぶこと、対して父親の活動量は男きょうだいの活動量に影響すること、が示された。

両稿に共通して、親の支援と役割モデリングは、子どもの身体活動量を説明する上で重要な鍵概念であり、活動共有の意味、活動の世代間の継承、などの側面から議論されている。

児童 Bauman ら⁷⁾ は幼少年期の各発達年代における全般的な傾向性について総括した。4-9歳までの幼児・児童前期においては男児の活発さは一貫した傾向だが、その後の発達年代に進むと性差に不一致が見られるのは、後述する効力感や課外活動へのコミットメントといった「個人差」が拡大するゆえ、だろう。幼児・児童期においては、親の婚姻状況（ひとり親を含む）は子の活動量に影響せず、BMI やその他の体格要因も幼少年期及び青年期においては活動量の決め手とはならなかった。

心理社会的側面において、効力感はいずれの発達期においても一貫して活動量の貢献要因であり、行動の統制感も幼児・児童期における傾向性は不安定だが、青年期になると活動量の有意な貢献を示す。幼児・児童期には、身体活動の価値や障壁への認識は、決定因としては個人差が大きく影響度は不明確であり、また身体への有能感や活動性などの社会的態度については、青年期においても説明力は弱い。このように幼児・児童期及び青年期における行動学的側面の規定因には（成人期以降の生活習慣病が危険因子となる疫学研究の知見と比して）いくらか変動が大きく、健康面で不合理な行動を採る者も、身体的に不活発というわけではなく、またその逆もある。すなわち、幼少年期においては、身体活動の意味づけが成人期以降のそれとは異なるゆえ、発達や健康への関連づけには周囲の重要な他者の役割が大きくなる。

社会経済的要因について、人口統計学的因子はより強い貢献要因となり、先進国では男性、より若年者で、経済的に余裕がある者ほど活動量が多く、活動的か否かは個人差が大きくなる。幼児期における教育投資がその後の人生に及ぼす投資効果が顕著に高いとの主張¹⁵⁾にあるように、若年層、特に就学前児をターゲットとした身体活動促進の介入は、社会・経済格差、教育格差、健康格差にかかわる今日的課題の解消の有力な手段となる。

2) 身体活動量と FMS への介入効果の検証

身体活動量向上に関する議論 幼少年期の身体活動量とその身体的な健康度とともに心理社会的恩恵を伴うことが期待されるゆえ、その増強への多数の介入方策が行われてきた。その介入効果に関しては活動量の増大への支持と不支持に見解が分かれる。後者に関して、Metcalfe ら³²⁾ は、無作為化比較試験（RCT：randomized controlled trial）を用いた 30 件の研究について、活動量の介入内容とその効果に関する検証をおこなった。その結果、幼少年を対象とした参加者への活動量への介入効果は、期待されるよりも小さいこと（1日の歩数に換算しておよそ4分超程度）、またその程度の活動量の微増では体格指数や肥満度の改善への貢献はわずかであること、と総括した。「運動の恩恵」への「常識」に反する本研究結果は様々な余波を残した。幼老を問わず、「健康」という将来の不確実な「恩恵」のために変化するか否かを選択するとき、「現状維持のバイアス」⁵⁶⁾の影響が及ぶことを、介入を施す者に警句する。

基本的運動技能 子どもの体力・運動能力の具体的な指標であるき FMS が向上することは、身体活動量の増大にもつながる。学校体育を中心とした介入は FMS の改善にいかなる効果があるのか、また FMS のどの側面に効果が及ぶのかについて関心が集まる。Morgan ら³⁸⁾ は FMS の向上への介入効果について、基準を満たした 22 の研究について系統的なレビューとメタ分析を行った。抽出された全ての研究での介入効果は有意な増大を示し、メタ分析により大きな改善効果が認められた体力要素は粗大運動技能と移動運動技能で、中程度のそれは対象操作の技能であった。上記の特徴から、全身運動、用具の操作を通じた、自他を通じた体験的な関係性が育まれており、FMS 自体は個々の技能要素だが、その習得において、学校体育を通じての集団と個

の相互作用が媒介的な役割を果たす、と示唆される。

この後 Holfelder と Schott²⁸⁾ は、FMS の向上が身体活動量の増大につながるのかどうか、児童と生徒を対象に系統的なレビューを行った。先の研究とは対照的に、FMS と身体活動量の関連性は、個々の研究では正の貢献を示したが、必ずしも確定的な証拠は得られなかった。次に、性差に注目して検討したところ、女兒については正課体育での活動時間が FMS の向上に正の貢献を示したが、男児については課外でのその貢献がより大きかった。さらに体力要素については、先の報告と同様に、対象操作技能と移動運動技能の高さは身体活動量の増大につながっていた。特に、幼児期の FMS の高さは成人期の身体活動量の大きさと関連していた。興味深い指摘として、体力の二極化を考慮すれば、FMS の備わっているものは同じ課題からより多くを学び、更なる活動につなげる可能性が予測されるが、その未発達な者は習得のつまずきやその後の活動への意欲を消失させる可能性が高い、と示唆された。正課と課外に関わらず、学習者の技能水準や特性に応じたきめ細やかな対応が、就学期の子どもの FMS 向上と身体活動量の増大に関連し、引いてはその後の発達期における活動量と健康関連指標の持続につながるだろう。この身体活動、FMS、正課・課外スポーツ活動、認知機能、及び学業成績、学校適応の相互の関連性については今後の検討を要する⁵⁵⁾。

3) 子どもの身体活動による心理社会的恩恵

幼児 Timmons ら⁵⁴⁾ は、幼児 (2-5 歳児) を対象に、運動 (遊び) の心理・社会的恩恵について研究を概観した。介入的に 1 日 30 ~ 40 分の身体活動を行うことにより、体格や肥満度といった健康関連指標の成果が得られることが示唆された。この結果は、先の Strong らの青少年を対象とした結果⁵³⁾ と一致し、「指針」で掲げられるように 1 日 60 分以上の運動が期待されることの証左となる。

成人や青年を対象とした研究の一般的知見として、不安や抑うつ⁵⁶⁾の低減や自己概念の向上が挙げられるが、幼児対象のそれでは必ずしも同様には認められなかった。彼らは Ekeland ら¹⁷⁾ の総説を引用しながら、幼児期に体験が期待される全身運動の有能感への影響について、対照群と比較して 10% 程度改善すると言及した。その社会的な期待とは相反して、幼児期の身体活動による身体的恩恵を確実に証拠づける研究成果はまだ少ないが、幼児期の有能感の高さが実際の運動の成就と密接につながること、仲間との成就の相対的な比較が有能感の源泉となること、有能感の形成には信頼できる大人からの評価が影響すること、子どもは有能感をさまざまな体験を通じ形成するとともに、遊びを通じた総合的な学びと密接に関連すること、そして有能感の形成には自律的な振る舞いを認める雰囲気づくりが求められること、と考察された。

この「恩恵」を享受するために期待される指導者の関わりとして、就学前の幼児の発達課題として、自律性、仲間関係、規律性などが挙げられるが、自我の芽生えまたはその未分化な年代における望ましい発達を見守りながら、運動 (遊び) に留まらず、多様かつ直接的な体験を通じて成功—失敗体験を試行錯誤的に繰り返しつつ、幼児個々における有能感を育むことが求められる。

児童・生徒 児童・生徒に及ぼす学校体育の恩恵に関して、Strong ら⁵³⁾ は包括的なレビューを行い、実証研究に基づく勧告を下した。それを要約すると、①過体重・肥満傾向の改善、②呼吸循環器系の機能改善、③骨格や筋力の向上、④不安傾向や抑うつ⁵⁶⁾の改善、自己概念や有能感の向上、そして⑤学業成績への貢献、が挙げられた。その概要について上記の④と⑤に関して述べる。

第 1 に、青少年の身体活動の心理的恩恵に関しては、成人の対象のそれと同様の傾向が認めら

れた。まず、気分・感情の改善に関しては、いかなる身体活動をどの強度で行うかによって効果変動するゆえ、運動を楽しみ、達成感を実感でき、価値をおける活動内容を工夫する必要がある。次に、自己概念や有能感に対してその恩恵をもたらす活動内容は、有酸素運動もしくはそれに体力づくり運動の組み合わせ（筋力または柔軟性を高める運動）、ダンス、などと指摘された。また、スポーツ活動の自己概念の向上に対する効果の支持については見解が混在する。コーチングや授業での指導法は、この年代の青少年に対して敏感に作用する。

成人と同様の疫学研究のデザインが青少年にも適用されるが、各年代別に運動への目的や価値が変化するゆえ、幼少年期特有の心身の背景を踏まえた上で、「恩恵」に関する実証的な研究を積み重ねて行く必要がある。身体活動の心理的恩恵に関しては、身体的なそれと比して、個人差が潜在するゆえ、単純な正の貢献と説明率の高さを期待することには慎重でありたい。この領域で操作的に用いられる「自己概念」や「有能感」などに現れる「自己」の概念については、社会一般が期待する「自己」と個々が形成しつつある「個性」を区別して考える必要がある。

第2に、学業成績への恩恵に関しては興味深い結果が認められた。経験的には学業成績向上にとって主要教科以外は軽視される傾向があるが、研究結果はこの通説を支持しなかった。まず、正課体育の授業時間増は学業成績に若干の上昇をもたらすこと、またそれに伴う他の主要教科の時数減を生じて、必ずしも成績低下の原因とはならなかったこと、さらに所定の時間内での作業成績を高めること、などが見出された。以上、体育に関わる身体活動は集中力や記憶力または学級内での学習習慣に貢献するとともに、知的活動の生産性を改善する効果も期待される。

4) 身体活動と認知機能の連関性

なぜ身体活動や基本的運動技能が自己概念や認知機能に作用するか、に対する明解な説明は少ない。1つの仮説として、認知技能と運動技能の連鎖（motor-cognitive link）の存在が示唆され^{16, 21)}、実行機能（Executive Function：EF）が鍵概念となる。EFとは、「複雑な課題の遂行に際し、抑制（葛藤事態への合理的選択）やスイッチング（課題ルールのシフト）、情報の更新などを行うことで、思考や行動を制御する認知システム、あるいはそれら認知制御機能の総称であり、特に新しい行動パターンの促進や、非慣習的な状況における行動の最適化に重要な役割を果たし、人間の目標志向的な行動を支える」と定義される^{33, 39)}。

幼少期の学習活動には心身両面において体験的かつ具体的な操作を伴う要素が多く含まれるゆえ、運動技能（微細及び粗大）の巧みさは、授業内容の理解や学習習慣の良好さの前提条件となる¹¹⁾。また学校生活及び集団生活への適応という点で、運動技能と認知技能の相互の良好さは適性要因となろう。この反証として、発達障害傾向など学校生活に個別の配慮を要する児童における学校及び集団生活への不適応、手先の不器用さ、授業全般への取り組みや理解の困難、が挙げられる¹⁵⁾。

「人の振り見て我が振り直せ」の如く、学校生活適応においては、集団行動や生活の流れ、教師の意図などの文脈の中で、自身の振る舞いを適応的に調整する必要があるが、狭義のEFには、目標設定、計画、選択、実行、評価等の要素において、運動技能の学習モデルに想定される要素とも少なからず類似性がある。今日、「模倣」（imitation）をはじめとして運動と認知の技能間の連関に関わる研究が日進月歩で、その期待に対する慎重な見解もあるが²⁹⁾、認知技能と運動技能の連鎖、引いては運動技能と学業成績及び学校適応という未解明の研究課題の説明について、今後の実証の蓄積が待たれよう。

5) 子どもの身体活動量, FMS, 及び学業成績の関連

幼少年期における身体活動量と基本的運動技能 (FMS) は幼児・児童期及び青年期 (3-18歳) にいかなる影響を及ぼすのだろうか. Lubans ら³¹⁾ によれば, FMS における有能さは8つの心身の側面 (自己概念, 身体的有能感, 全身持久力, 筋力, 体格, 柔軟性, 活発な生活習慣) の恩恵をもたらす. 従って, 幼少年期に「基本的動作」を習得している者ほど, 「体力」の充実に助長し, 日常生活での行動の活発さが高まり, 引いてはその後の肯定的な自己概念の形成につながる, と示唆される.

CDC¹²⁾, 及び Rasberry ら⁴⁹⁾ は, 正課及び課外での身体活動が学業成績に及ぼす恩恵について総説にまとめた. 全体的に, 身体活動量の高さは, ①認知的技能 (授業への関心, 思考, 理解) と授業態度, ②学習習慣 (主体的な取り組み, 集中力), そして③学業成績 (全国学力テスト, 読解力, 数的思考力のテスト) における良好さと関連性を示す成果が50.6%, 有意な効果を認めない成果が47.8%, 負の貢献を認めたものが1.6%であった. この結果は Strong ら⁵³⁾ に反して, 必ずしも身体活動が学業成績との間の実証的な成果をもたらさないが, 身体活動が学業成績を低下させる可能性は少ないこと, を示唆する.

Fedewa と Ahn¹⁹⁾ は子どもの学業成績と認知的恩恵に及ぼす身体活動量と体力の影響についてメタ分析を行った. 1947年～2009年にわたる基準を満たした59の研究を抽出し包括的なレビューを行ったところ, 身体活動量の大きさは学業成績と認知的恩恵の高さと有意に関連しており, とくに有酸素的な運動量の顕著な効果が認められた. 具体的には, まず身体活動の特徴としては週3回以上, 有酸素運動, より低学年児, 身体的・知的により健常児, 男女共修, 小集団単位のきめ細やかな指導, であった. その恩恵の特徴として, 算数の学力, 知能テスト得点, 読解力, といったいわゆる「読み・書き・算盤」(3R's) の向上が認められた. なぜ身体活動が認知的恩恵をもたらすのかについて, 活動量の増大が集中力と自己肯定感を高め, 疲労や飽きを減らすこと⁵¹⁾, 身体活動による脳構造と機能の改善効果の示唆²⁴⁾, さらに媒介要因 (性差, 発達差, 社会経済的及び社会文化的差異) の関与, から説明された.

6) 身体活動と実行機能の関係性

Etnier ら¹⁸⁾ は, 身体活動による EF への影響の現況についてまとめ, その有意な正の貢献を認めたが, 研究方法論の確立が途上段階であり, その有効性を実証する証拠はなく, その定義, 測定方法について今後の研究間での共通認識の必要性を提起した.

Davis と Lambourne¹⁴⁾ は身体活動による EF をはじめとする認知機能への影響について実証をおこない (MCG 研究), 一定量の身体活動の増大が座位中心の生活習慣の改善, 肥満改善, さらに EF と学業成績 (算数) の改善をもたらすことを示した. 興味深いことに, 20分間の活発な運動の効果よりも, 40分間のそれが大きく, 学業達成と身体活動量の密接な関係が示唆され, それを促すカリキュラムや指導者の質などの重要性が提起された. 「指針」において一日に60分間以上の中強度の運動が実証に基づき推奨されているが, 心身の各恩恵に対して必要な運動量について今後の進展が期待されている.

Hillman と Kramer²⁵⁾ の総説では, 有酸素運動による EF をはじめとする認知機能への有効性について概観し, 子どもから高齢者の各発達期, そしてヒト及び動物研究に関する実証成果をまとめた. その機序の説明には到らないが, 生物学的基盤による説明, 運動量と認知機能の改善量

(用量反応)の関係性、運動効果の感受期、生活関連因子との相互作用、などの今後の課題を提起した。

Best⁸⁾は有酸素運動によるEFへの貢献について総説し、特に有酸素的な身体活動が、必ずしも記憶や連合学習を促さぬが、高次の脳機能活動を動員し、活動への適応のための思考を働かせていること、こうした作用が健康関連指標にも有用であること、運動が知的な作業から遠いようだが、意外にもその恩恵が知的な側面に及んでいること、こうした事実が運動の効果を軽視しがちな大人への有力な説得となること、に言及した。

BiddleとAsare⁹⁾は運動と認知機能に関する18の総説を概観し、定期的な運動が認知と学業成績の改善に有効であるが、その効果は若干で、研究間でも不一致であること、に言及した。教室での適応的な行動についても検討したが、期待される一貫した結果は認められず、前述のような方法論的な課題の解決が必要のようだ。

Hillmanら²⁶⁾は、7-9歳の児童を対象に有酸素運動によるEFへの影響をRCTにより検証した結果、その有効性を確認し、さらに画像解析による脳の構造と機能に基づく説明を進めた。

有酸素運動の効果を支持する研究と対照的に、Verburghら⁵⁷⁾は、身体活動のEFへの影響について6-12歳の児童を対象にメタ分析を行った。その結果、短時間の運動(acute exercise)でも有効であるが、より長時間なそれ(chronic exercise)での有効性は確認できなかったことから、異なる運動時間でのEFへの効果への今後の検証の必要性が言及された。

以上、身体活動の心理的恩恵について概観したが、その政策的な推進や社会的な期待に反して、一貫した見解は得られぬ現状があり、これは定義や方法論における共通認識の不一致という初歩的な問題の未整理に由来する。また、介入に適用される身体活動の種類が、成人期以降の健康関連体力で検討されてきた指標とほぼ一致するが、幼少年期における身体活動の固有性と独自性を鑑み、その心身発達の鍵となる活動タイプや運動要素の提案が求められる。

ところで、Moffittら³⁴⁾の出生後から成人期までの40年間にわたる自制心に関する縦断研究によれば、幼児期の自制心(self-control)はその後の発達期におけるそれとも密接に関連し、健康関連指標や、家庭生活や社会・経済的な安定性、犯罪予防などに寄与していた。この研究における自制心は、3~11歳までに2年ごとに、衝動性、攻撃性、注意欠陥/多動性、満足遅延、耐性欠如、などが測定された。幼少年期における、自制心を培う家庭・学校・社会における教育的な環境の重要性が示唆された。身体活動や体育・スポーツにおいては、「自由と規律」が内包され、自身の取り組みと周囲との関わり・指導・援助によって、自制や克己、協調といった社会性の要素を活動それ自体の中で体得する。身体活動の「量」にのみ目を奪われることなく、その「質」や「過程」についても説明理論の深化を進めることは、「健全な身体に、健全な精神が宿る」という格言をめぐる、古くて新しい謎の解明につながることを期待される。

総括

1) 今後の研究課題

欧米を中心とした身体活動とその恩恵の関係性については、介入研究によって原因—結果の関係性を強く実証する方向性にあり、心理的それについても例外ではない。肥満をはじめとする生活習慣関連病を解消する有効な健康関連体力の因子として身体活動量には期待が寄せられるゆえ、活動量と恩恵(アウトカム)の線型関係が仮定される。しかし、発達途上の子どもを対象

に、活動量、運動（遊び）、個人差等の多様性を考慮せず、活動量の用量反応関係の規定因に拘泥するだけでは、「子どもは大人の小型版ではない」という幼少年期発達の箴言を、自ら否定する罫に陥る。これは「指針」作成における識者の見解の多様性にもつながり、「1日60分以上の運動が望ましい」の解釈における答えのない問いとなろう。国土³⁰⁾の指摘に則して、今後取り組むべき課題について整理する。

- ① 幼少期に習得が期待される、多様な運動（遊び）や活動に焦点を当てた、より日々の生活に沿った活動パターンを含む身体活動把握の方法の開発。
- ② 「指針」で提案された「基本的な動き」の質的な評価。
- ③ 幼少期に望ましい活動量と、不活発あるいは過剰な運動に伴う危険度の評価。
- ④ 身体活動の量的側面と、幼少年期の発達に焦点化した質的側面の関連性の解明。
- ⑤ 非線型の解析方法を用いた最適値の検討。

2) まとめ

本研究課題における研究の蓄積と課題の改善が途上であることに留意しながら、下記に本研究をまとめた。

- (1) 幼児期運動指針の公表により、幼少年期に身につけるべき基本的な動き（基本的運動技能）のリストアップ、評価法の提案、体育指導への応用可能性が具体的に示され、具体的な実践方策として実効性が期待される。
- (2) 子どもの身体活動の関連要因についての総説を検討したところ、子どもの活動量は、必ずしも成人期で認められるような健康関連の合理的な行動で説明されるわけではなく、家族の関わりや仲間との存在といった、または子どもの生活に則した重要な他者の存在も見逃せないことが示唆された。
- (3) 子どもの身体活動量と介入効果に関する議論について、統制された実験計画の下では介入効果が微増のみ、という批判があるが、子どもの活動の多様性や質的側面について、今後丁寧に検討する必要がある。
- (4) 子どもの身体活動による恩恵に関する総説によると、生活習慣関連病の危険因子の低減など成人期と同様の有効性、また基本的運動技能の向上が確認され、「指針」の「1日60分以上」を支持する。その心理的恩恵については、学業成績面への改善の期待も大きいが一貫した結果が得られていない。こんにち、学校生活適応や学業面の中核因子と推察される「実行機能」と身体活動の関連性に注目が集まるが、その定義、測定方法など整理しながら、幼少年期に期待される活動内容と実行機能向上の関連性の解明について、今後の研究の蓄積が待たれる。

(付記) 本研究は平成27～29年度文部科学省科学研究費補助金（課題番号：24500708）の配分を受けて行われた。

引用文献

- 1) 朝日新聞：子どもの体力低下、底打った？ (10/12), 2009
- 2) 朝日新聞：日本人の体力は (10/8), 2012
- 3) 阿江通良 (編)：特集：幼少年期に身につけておくべき基礎的動き。臨床スポーツ医学 24 : 1147-1195, 2007
- 4) 阿江通良, 他：幼少年期に身につけておくべき基本運動 (基礎的動き) に関する研究 (第1報)。平成17年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I : pp.1-76, 2006
- 5) 阿江通良, 他：幼少年期に身につけておくべき基本運動 (基礎的動き) に関する研究 (第2報)。平成18年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I : pp.1-71, 2007
- 6) 阿江通良, 他：幼少年期に身につけておくべき基本運動 (基礎的動き) に関する研究 (第3報)。平成19年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I : pp.5-53, 2008
- 7) Bauman AE et al: Correlates of physical activity. *The Lancet* 380 : 258-271, 2012
- 8) Best JR: Effects of physical activity on children's executive function. *Dev Rev* 30 : 331-551, 2010
- 9) Biddle SJ & Asare M: Physical activity and mental health in children and adolescents. *Br J Sports Med* 45 : 886-95, 2011
- 10) Blair SN et al: Exercise and fitness in childhood. In Gisolfi CV & Lamb DR (Eds). *Perspectives in exercise science and sports medicine (Vol.2)*. IND : Benchmark: pp. 401-430, 1989
- 11) Cameron CE et al: Fine motor skills and executive function both contribute to kindergarten achievement. *Child Develop* 83 : 1229-1244, 2012
- 12) CDC: *The Association Between School-Based Physical Activity*. Atlanta, GA: USDHHS, 2010
- 13) 中教審答申：子どもの体力向上のための総合的な方策について, 2002
- 14) Davis CL et al: *Exercise and cognition in children, Exercise and Cognitive Function*. Wiley and Son, NJ: pp. 249-267, 2009
- 15) Diamond A et al: Preschool program improves cognitive control. *Science* 318 : 1387-1388, 2007
- 16) Diamond A & Lee K: Interventions and programs demonstrated to aid executive function development in children 4-12 years of age. *Science* 333 : 959-64, 2011
- 17) Ekeland E et al: Can exercise improve self-esteem in children and young people? A systematic review of randomized controlled trials. *Br J Sports Med* 39 : 792-798, 2005
- 18) Etnier JL & Chang Y: Executive function. *J of Sport and Exerc Psychol* 31 : 469-483, 2009
- 19) Fedewa AL & Ahn S: The effects of physical activity and physical fitness on children's achievement and cognitive outcomes: A meta-analysis. *Res Q for Exerc and Sport* 82 : 521-535, 2011
- 20) Gallahue DL & Ozmun JC: *Understanding Motor Development*. McGraw-Hill, pp.77-93, 208-264, 1998
- 21) Grissmer D et al: Fine motor skills and early comprehension of the world. *Dev Psychol* 46 : 1008-1017, 2010
- 22) Gustafson SL et al: Parental correlates of physical activity in children and early adolescents. *Sports Med* 36 : 79-97, 2006
- 23) Hamer M & Fisher A: Are interventions to promote physical activity in children a waste of time? *BMJ* 345 : e6320, 2012
- 24) Hillman CH et al: Physical activity, aging, and executive control. *Med Sci Sport Exer* 36 : 274-274, 2004
- 25) Hillman CH et al: Be smart, exercise your heart. *Nat Rev Neurosci* 9 : 58-65, 2008
- 26) Hillman CH et al: Effects of the FITKids randomized controlled trial on executive control and brain function. *Pediatrics* 134 : e1063-71, 2014
- 27) Hinkley T et al: Preschool children and physical activity *Am J Prev Med* 34 : 435-441, 2008
- 28) Holfelder B & Schott N: Relationship of fundamental movement skills and physical activity in children and adolescents. *Psychol in Sport and Exerc* 15 : 382-391, 2014
- 29) Jacob P & Jeannerod M: The motor theory of social cognition. *Trends in Cognitive Sciences* 9 : 21-25, 2005

- 30) 國土将平：幼児における身体活動の効果に関するエビデンス 体育の科学 65 : 258-265, 2015
- 31) Lubans, DR et al: Fundamental movement skills in children and adolescents. *Sport Med* 40 : 1019-1055, 2010
- 32) Metcalf B et al: Effectiveness of intervention on physical activity of children (EarlyBird 54). *BMJ* 345 : e5888, 2012
- 33) Miyake A & Shah P (Eds) : Models of Working Memory. NY: Cambridge University Press, 1999
- 34) Moffitt TE et al: A gradient of childhood self-control predicts health, wealth, and public safety. *PNAS* 108 : 2693-98, 2011
- 35) 文科省：体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究, 2011
- 36) 文科省：幼児期運動指針, 2012
- 37) 文科省：平成26年度体力・運動能力調査報告書, 2015
- 38) Morgan, JP et al: Fundamental movement skill interventions in youth. *Pediatrics* 132 : e1361-e1683, 2013
- 39) 森口佑介：就学前期における実行機能の発達. 心理学評論 51, 447-459, 2008
- 40) NASPE: *Physical Activity for Children: Ages 5-12 (2nd ed)*. VA: NASPE Publications, 2004
- 41) NICE: *Promoting physical activity, active play and sport for pre-school and school-age children*, 2009
- 42) 日本学術振興会：「子どもを元気にするための運動・スポーツ推進体制の整備」(提言), 2008
- 43) 日本学術振興会：「我が国の子どもの成育環境の改善に向けて」(提言), 2008
- 44) 日本学術会議：子どもを元気にする 運動・スポーツの適正実施のための基本指針, 2011
- 45) 日本発育発達学会(編)：幼児期運動指針実践ガイド 杏林書院
- 46) 日本体育協会：日本体育協会スポーツ医・科学研究報告(2008巻4号)：3-161, 2008
- 47) 日本体育協会：日本体育協会スポーツ医・科学研究報告(2009巻3号)：3-173, 2009
- 48) 大澤清二：幼児期運動指針策定の目的と意義 体育の科学 65 : 236-240, 2015
- 49) Rasberry CN et al: The association between school-based physical activity, including physical education, and academic performance. *Prev Med* 52 : S10-20, 2011
- 50) Sallis JF et al: A review of correlates of physical activity of children and adolescents. *Med Sci Sport Exer* 32 : 963-975 : 2000
- 51) Shephard RJ: Habitual physical activity and academic performance. *Nutr Rev* 54 : S32-S36, 1996
- 52) Singh AE et al: Physical activity and performance at school. *Arch Pediatr Adolesc Med* 166 : 49-55, 2012
- 53) Strong WB et al: Evidence based physical activity for school-age youth. *Journal of Pediatrics* 146 : 732-737, 2005
- 54) Timmons BW et al: Physical activity for preschool children- how much and how? *Appl Physiol Nutr Metab* 32 : S122-S134, 2007
- 55) Tomporowski PD et al: Physical activity interventions and children's mental function *Preventive Medicine* 52: S3-S9, 2011
- 56) Tversky A & Kahneman D: The Framing of Decisions and the Psychology of Choice. *Science* 211 : 453-58, 1981
- 57) Verburgh L et al: Physical exercise and executive functions in preadolescent children, adolescents and young adults. *Br J Sports Med* 48 : 973-979, 2014

ワールドカップサッカー・南アフリカ大会と国民イメージ(2): 国民イメージの変化の規定因の検討¹⁾²⁾

The 2010 FIFA World Cup in South Africa and national images (2):
An exploration of factors affecting change of national images

佐久間 勲*・日吉 昭彦**

Isao SAKUMA, Akihiko HIYOSHI

要旨:本研究の目的は、ワールドカップサッカー・南アフリカ大会の前後で見られる国民イメージの変化を規定する要因を検討することであった。具体的には試合中継と試合結果に関するニュース番組の視聴が国民イメージの変化に及ぼす影響を検討した。647名の日本人大学生がパネル調査に参加した。調査対象者は大会の約1ヶ月前の5月と大会終了直後の7月中旬に複数の国民に対するイメージを回答した。加えて、7月中旬に調査では国民イメージの測定の対象国民となった代表の試合中継、およびそれらの代表の試合結果に関するニュース番組の視聴の有無についても回答した。重回帰分析の結果、試合中継と試合結果に関するニュース番組の視聴は、いくつかの国民イメージの変化を有意に予測していた。ただし試合中継の視聴と比較するとニュース番組の視聴の方が多くの国民イメージの変化を予測していた。以上の結果は、国際的スポーツイベントに関するテレビ番組の視聴が国民イメージの変化を規定する要因となることを示唆するものであった。

キーワード: 国際的スポーツイベント, 国民イメージ, 国民性ステレオタイプ, テレビ番組の視聴

1. 問題

本研究の目的は、2010年に開催されたワールドカップサッカー・南アフリカ大会（以下、W杯南アフリカ大会）の前後で見られる国民イメージの変化を規定する要因を検討することである。

オリンピック大会やワールドカップサッカー大会などの国際的スポーツイベントは、多くの人々が関心を持つものである。大会期間中はテレビ、新聞、インターネットなどのメディアを通して、さまざまな国民に関する情報が大量に報道される。こうした報道が、それらの国民に対す

* さくま いさお 文教大学情報学部

** ひよし あきひこ 文教大学情報学部

るイメージの形成・変化に影響する可能性は十分に予測される。

実際に多くの先行研究は、国際的スポーツイベントの開催の前後でいくつかの国民のイメージが変化することを見出している（e.g., 上瀬・萩原, 2003; Luo, Chwen, Cinzia, Hiyoshi, Hwang, & Kodama, 2010; 向田・坂元・村田・高木, 2001; 向田・坂元・高木・村田, 2007; 村田, 2007; Sakamoto, Murata, & Takaki, 1999; 佐久間・ハッ橋・李, 2010; 高木・坂元, 1991）。

こうした先行研究と同様に、佐久間・日吉（2012）は W 杯南アフリカ大会を対象とした研究を実施している。そして W 杯南アフリカ大会の前後で日本人を含む複数の国民のイメージが変化していることを見出している。さらに国民イメージの変化を規定する要因に関しても考察しているが、その考察は推測に過ぎないものであった。そこで本研究では同じデータを用いて、国民イメージの変化を規定する要因を明らかにすることを目的とする。

国民イメージの変化を規定する要因にはいくつか考えられるが、本研究で注目する要因は W 杯南アフリカ大会に関連するテレビ番組の視聴である。前述の通り、国際的スポーツイベントの開催期間中は、日本人をはじめさまざまな国民に関する大量の情報がテレビ番組のなかで放映される。こうしたテレビ番組を視聴する結果、多くの国民に対するイメージが変化することは十分に予測される。³⁾

ただしひとことでテレビ番組と言ってもいくつかの種類があるだろう。本研究ではテレビ番組として、ある国民の代表の試合中継と、それらの代表の試合結果に関するテレビのニュース番組の2つを取り上げる。これらはいずれも W 杯南アフリカ大会に関する番組である。しかし試合中継は相対的に出来事をそのまま視聴者に伝える一方で、ニュース番組は編集により偏った情報を視聴者に伝える可能性がある。⁴⁾ その結果、試合中継と比較してニュース番組は国民イメージの変化に強く影響を及ぼす可能性もあるだろう。本研究では、この可能性についても検討する。

2. 方 法

(1) 調査対象者と調査の実施方法

文教大学および国際医療福祉大学で心理学関連の授業を受講している大学生を対象にパネル調査を実施した。実施時期は W 杯南アフリカ大会の約 1 ヶ月前の 2010 年 5 月 10 日から 5 月 13 日（以下、事前調査）と W 杯南アフリカ大会終了後の 2010 年 7 月 12 日から 7 月 15 日（以下、事後調査）の 2 回であった。事前調査と事後調査の両方に回答した日本人大学生は 647 人（男性 230 人、女性 417 人）であった。⁵⁾

(2) 分析に用いた主要な質問項目

① 国民イメージ

事前調査および事後調査で回答してもらった。

イメージ測定の対象国民 事前調査および事後調査ともに A、B の 2 種類の質問紙を用意した。調査対象者にはどちらか一方の質問紙に回答してもらった。それぞれの質問紙には 9 つの国民のイメージを測定するための質問項目が含まれていたが、日本人と南アフリカ人以外の国民については異なっていた。具体的には A ではポルトガル人、コートジボワール人、デンマーク人、韓国人、フランス人、ドイツ人、ブラジル人、B ではスペイン人、カメルーン人、オランダ人、北朝鮮人、メキシコ人、イタリア人、アルゼンチン人が含まれていた。さらに測定順序の影響を

排除するために、同じ種類の質問紙の中でカウンターバランスを取った。

国民イメージの測定方法 村田（2007）、佐久間他（2010）を参考にして、10個の形容詞対（7件法）で回答してもらった。10個の形容詞対のうち、「親しみやすい—親しみにくい」「好き—嫌い」はあたたかさの次元、「頭がよい—頭が悪い」「知的な—知的でない」は知的能力の次元、「身体能力が高い—身体能力が低い」「運動神経がよい—運動神経が悪い」は身体能力の次元に対応する形容詞対であった。残りの4項目（「理性的な—感情的な」「攻撃的な—攻撃的でない」「精神力が強い—精神力が弱い」「強い—弱い」）は探索的に加えた形容詞対であった。

② 試合中継の視聴

事後調査のみ回答してもらった。イメージ測定の対象国民の代表が出場した試合中継（17試合）を提示し、その試合中継の視聴の有無を回答してもらった。試合中継に関しては地上波で放送された試合に限定した。

③ 試合結果に関するテレビのニュース番組の視聴

事後調査のみ回答してもらった。②と同じ試合を提示し、テレビのニュース番組で結果をチェックした試合をすべて選択してもらった。

3. 結果

(1) 得点の算出

最初に、イメージ測定の対象国民ごとに3つの次元のイメージに関する得点を算出した。具体的には、対象国民ごとに、3つの次元に対応する形容詞対の平均値を算出し、それぞれをあたたかさ得点、知的能力得点、身体能力得点とした。これらの3つの得点を、事前調査、事後調査の両方で算出し、次元ごとに事後調査の得点から事前調査の得点を減算したものをその次元の変化量とした。イメージ測定の対象国民ごとの3つの次元の得点（事前調査、事後調査、変化量）の平均値は表1の通りであった。各国民の3つの次元のイメージ変化量を見ると、全体としてプラスの値を示すものが多く、マイナスの値を示すものは少なかった。

イメージ測定の対象国民の代表が出場していた試合中継とニュース番組の視聴に関しては、代表ごとに、視聴した試合数、およびニュース番組で結果をチェックした試合数の合計を算出した。ただし代表によって地上波で放映された試合数が異なるため⁶⁾、視聴した試合数、およびニュース番組で結果をチェックした試合数の合計を地上波で放映された試合数で割ったものを、それぞれの代表の試合中継の視聴の程度、ニュース番組の視聴の程度とした。⁷⁾それぞれの平均値は表2の通りであった。表2を見ると、日本代表および日本代表との対戦国（カメルーン代表、デンマーク代表、オランダ代表）の試合中継とニュース番組の視聴の程度が高かった。

表1 対象国民の事前調査と事後調査の3次元のイメージ得点とその変化量の平均値（標準偏差）

対象国民	n	あたたかさ得点			知的能力得点			身体能力得点		
		事前調査	事後調査	変化量	事前調査	事後調査	変化量	事前調査	事後調査	変化量
日本人	636-638	5.05 (1.28)	5.23 (1.26)	0.19 (1.14)	4.24 (.95)	4.45 (1.00)	0.21 (.97)	3.59 (.92)	3.86 (.97)	0.27 (1.01)
南アフリカ人	631	3.91 (.81)	4.04 (.86)	0.13 (.88)	3.57 (.93)	3.56 (.87)	-0.01 (.97)	5.57 (1.23)	5.31 (1.19)	-0.27 (1.39)
ポルトガル人	275-276	4.15 (.56)	4.27 (.77)	0.11 (.81)	4.16 (.55)	4.18 (.68)	0.02 (.78)	4.41 (.82)	4.56 (.98)	0.15 (.99)
コートジボワール人	273-274	3.98 (.65)	3.93 (.65)	-0.05 (.71)	3.86 (.57)	3.83 (.77)	-0.03 (.79)	4.35 (.90)	4.46 (.99)	0.11 (.99)
デンマーク人	275-276	4.22 (.61)	4.35 (.78)	0.13 (.80)	4.31 (.66)	4.43 (.72)	0.12 (.83)	4.15 (.67)	4.42 (.85)	0.27 (1.03)
韓国人	278-279	3.95 (1.18)	4.04 (1.19)	0.08 (.96)	4.23 (1.01)	4.25 (1.01)	0.03 (.86)	4.00 (.79)	4.18 (.80)	0.18 (1.00)
フランス人	278	4.62 (.96)	4.49 (.85)	-0.13 (.93)	4.63 (.85)	4.65 (.93)	0.02 (1.05)	4.43 (.87)	4.54 (.89)	0.11 (1.04)
ドイツ人	279-280	4.29 (.84)	4.43 (.88)	0.14 (.82)	4.62 (.93)	4.82 (.98)	0.20 (1.07)	4.43 (.81)	4.96 (1.05)	0.53 (1.10)
ブラジル人	281-282	4.19 (1.01)	4.19 (.92)	0.00 (.97)	3.72 (.79)	3.82 (.86)	0.10 (.98)	5.69 (1.22)	5.65 (1.22)	-0.03 (1.33)
スペイン人	349-351	4.53 (.84)	4.66 (.87)	0.14 (.83)	4.22 (.68)	4.42 (.78)	0.20 (.88)	4.81 (.95)	5.20 (1.13)	0.38 (1.25)
カメルーン人	348-351	4.00 (.66)	4.17 (.80)	0.17 (.85)	3.76 (.69)	3.72 (.81)	-0.04 (.87)	5.08 (1.20)	5.16 (1.14)	0.08 (1.20)
オランダ人	350-352	4.44 (.74)	4.60 (.85)	0.16 (.87)	4.33 (.71)	4.50 (.70)	0.17 (.86)	4.46 (.88)	4.95 (1.03)	0.49 (1.24)
北朝鮮人	352	2.27 (1.00)	2.46 (1.14)	0.19 (1.05)	3.37 (1.05)	3.48 (1.15)	0.11 (1.26)	3.88 (.92)	3.80 (1.03)	-0.08 (1.13)
メキシコ人	348-351	4.47 (.77)	4.42 (.75)	-0.05 (.81)	3.91 (.66)	3.91 (.72)	0.00 (.77)	4.51 (.79)	4.60 (.85)	0.09 (.93)
イタリア人	349-350	4.83 (.98)	4.86 (.97)	0.04 (.99)	4.58 (.88)	4.64 (.88)	0.06 (1.06)	4.68 (.97)	4.88 (.95)	0.20 (1.19)
アルゼンチン人	348	4.12 (.65)	4.33 (.86)	0.21 (.79)	4.02 (.64)	4.07 (.85)	0.05 (.85)	4.86 (1.02)	5.07 (1.09)	0.21 (1.15)

注1) あたたかさ得点、知的能力得点、身体能力得点の範囲は1～7。値が大きいほど対象国民に対してあたたかい、知的能力が高い、身体能力が高いというイメージを持っていることを意味する。

注2) 変化量は、事後調査の得点から事前調査の得点を減算したもの。値がプラスである場合はイメージが肯定的な方向に変化していること、逆にマイナスの場合は否定的な方向に変化していることを意味する。

表2 対象国民の代表の試合中継の視聴の程度、ニュース番組の
視聴の程度の平均値（標準偏差）

	試合中継の 視聴の程度	ニュース番組の 視聴の程度
日本代表	.57 (.38)	.76 (.39)
南アフリカ代表	.11 (.27)	.14 (.32)
ポルトガル代表	.21 (.41)	.27 (.45)
コートジボワール代表	.11 (.31)	.15 (.36)
デンマーク代表	.50 (.50)	.77 (.42)
韓国代表	.13 (.28)	.20 (.35)
フランス代表	.09 (.29)	.14 (.35)
ドイツ代表	.19 (.31)	.31 (.36)
ブラジル代表	.11 (.31)	.15 (.36)
スペイン代表	.25 (.35)	.42 (.39)
カメルーン代表	.50 (.50)	.74 (.44)
オランダ代表	.34 (.33)	.55 (.36)
北朝鮮代表	.21 (.41)	.27 (.45)
メキシコ代表	.12 (.33)	.13 (.34)
イタリア代表	.07 (.26)	.13 (.34)
アルゼンチン代表	.19 (.39)	.24 (.43)

注) 値の範囲は0～1。値が大きいほど代表の試合中継を視聴している、もしくはテレビニュース番組を視聴していることを意味する。

(2) W杯南アフリカ大会に関するテレビ番組の視聴が国民イメージの変化に及ぼす影響

W杯南アフリカ大会に関するテレビ番組の視聴が国民イメージの変化に及ぼす影響を検討するために、重回帰分析を実施した。具体的には、対象国民の3つの次元のイメージ（あたたかさ得点、知的能力得点、身体能力得点）の変化量を従属変数、対象国民の代表の試合中継の視聴の程度、ニュース番組の視聴の程度を独立変数とした重回帰分析を実施した。このとき性別（ダミー変数）、年齢を同時に独立変数に投入し、その影響を統制した。その結果は表3の通りであった。以下、主要な独立変数である試合中継の視聴の程度と、ニュース番組の視聴の程度に分けて結果を述べる。

表3 試集中継の視聴の程度およびニュース番組の視聴の程度が国民イメージの変化に及ぼす影響（標準偏回帰係数）

対象国民	従属変数の種類	性別 (1: 男性 2: 女性)	年齢	試集中継の 視聴の程度	ニュース番組の 視聴の程度	R ²
日本人	あたたかさ得点の変化量	.013	.066	.038	.032	.007
	知的能力得点の変化量	.064	-.030	.086 ⁺	.098*	.027**
	身体能力得点の変化量	-.004	-.027	.037	.059	.008
南アフリカ人	あたたかさ得点の変化量	.033	.031	-.083 ⁺	.137**	.014 ⁺
	知的能力得点の変化量	-.048	-.010	.005	.047	.006
	身体能力得点の変化量	.107*	.058	.066	.050	.017*
ポルトガル人	あたたかさ得点の変化量	.031	-.062	.037	.071	.013
	知的能力得点の変化量	.036	-.010	.129 ⁺	-.135 ⁺	.019
	身体能力得点の変化量	.008	-.019	-.153*	.097	.019
コートジボワール人	あたたかさ得点の変化量	.175**	.003	.020	-.079	.042*
	知的能力得点の変化量	.012	.000	.042	.146*	.028
	身体能力得点の変化量	-.040	.021	-.069	-.108	.023
デンマーク人	あたたかさ得点の変化量	.014	.025	-.076	.065	.008
	知的能力得点の変化量	-.069	-.051	-.037	.040	.008
	身体能力得点の変化量	.065	-.031	.088	.087	.025
韓国人	あたたかさ得点の変化量	-.012	-.168**	-.021	.066	.032 ⁺
	知的能力得点の変化量	.002	-.095	-.020	.023	.010
	身体能力得点の変化量	-.050	-.060	-.103	.148*	.023
フランス人	あたたかさ得点の変化量	.056	-.089	-.123 ⁺	-.067	.046*
	知的能力得点の変化量	.035	-.068	-.001	-.151*	.033 ⁺
	身体能力得点の変化量	.100	-.041	.003	-.067	.021
ドイツ人	あたたかさ得点の変化量	.041	-.142*	-.088	.037	.030 ⁺
	知的能力得点の変化量	-.005	-.051	-.129 ⁺	.133 ⁺	.017
	身体能力得点の変化量	.081	.056	.009	.089	.014
ブラジル人	あたたかさ得点の変化量	.108 ⁺	-.028	.061	-.138 ⁺	.035*
	知的能力得点の変化量	.085	-.001	-.049	.116	.013
	身体能力得点の変化量	-.009	.021	.003	.056	.004
スペイン人	あたたかさ得点の変化量	.038	-.021	-.035	.099	.009
	知的能力得点の変化量	.154**	.008	.088	.061	.027 ⁺
	身体能力得点の変化量	.210***	.029	.013	.154*	.051**
カメルーン人	あたたかさ得点の変化量	.077	.008	.076	.010	.009
	知的能力得点の変化量	.002	.030	.092	.009	.009
	身体能力得点の変化量	.185**	.008	.067	-.063	.035*
オランダ人	あたたかさ得点の変化量	.072	-.042	.049	.014	.008
	知的能力得点の変化量	-.022	.066	-.109 ⁺	.062	.013
	身体能力得点の変化量	.084	-.004	-.087	.178**	.029*
北朝鮮人	あたたかさ得点の変化量	-.001	-.015	.057	.099	.020
	知的能力得点の変化量	-.026	-.045	.025	.002	.004
	身体能力得点の変化量	.027	-.005	.004	.024	.001
メキシコ人	あたたかさ得点の変化量	-.014	.047	-.066	-.002	.006
	知的能力得点の変化量	.024	.032	.036	.041	.005
	身体能力得点の変化量	-.033	.049	-.071	.115 ⁺	.014
イタリア人	あたたかさ得点の変化量	.007	.011	-.026	.001	.001
	知的能力得点の変化量	-.016	.016	.042	-.108 ⁺	.009
	身体能力得点の変化量	.173**	.041	-.053	.117 ⁺	.035*
アルゼンチン人	あたたかさ得点の変化量	.118*	-.050	.099	.185**	.067***
	知的能力得点の変化量	.051	-.060	-.087	.003	.015
	身体能力得点の変化量	.185**	-.011	.113 ⁺	.018	.037*

注) *** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, ⁺ $p < .10$

① 試合中継の視聴の程度

あたたかさ得点の変化量 南アフリカ人 ($\beta = -.083, t = 1.714, p < .10$)、フランス人 ($\beta = -.123, t = 1.809, p < .10$) のあたたかさ得点の変化量に及ぼす効果が有意傾向であった。いずれも、その国民の代表の試合中継を視聴するほどあたたかくないという方向にイメージが変化していた。

知的能力得点の変化量 日本人 ($\beta = .086, t = 1.887, p < .10$)、ポルトガル人 ($\beta = .129, t = 1.809, p < .10$)、ドイツ人 ($\beta = -.129, t = 1.747, p < .10$)、オランダ人 ($\beta = -.109, t = 1.725, p < .10$) の知的能力得点の変化量に及ぼす効果が有意または有意傾向であった。日本人、ポルトガル人については、代表の試合中継を視聴するほど知的能力が高いという方向にイメージが変化する一方で、ドイツ人、オランダ人については、知的能力が低いという方向にイメージが変化していた。

身体能力得点の変化量 ポルトガル人 ($\beta = -.153, t = 2.145, p < .05$)、アルゼンチン人 ($\beta = .113, t = 1.688, p < .10$) の身体能力得点の変化量に及ぼす効果が有意または有意傾向であった。アルゼンチン人については、代表の試合中継を視聴するほど身体能力が高いという方向にイメージが変化する一方で、ポルトガル人については、代表の試合中継を視聴するほど身体能力が低いという方向にイメージが変化していた。

② ニュース番組の視聴の程度

あたたかさ得点の変化量 南アフリカ人 ($\beta = .137, t = 2.801, p < .01$)、ブラジル人 ($\beta = -.138, t = 1.954, p < .10$)、アルゼンチン人 ($\beta = .185, t = 2.825, p < .01$) のあたたかさ得点の変化量に及ぼす効果が有意または有意傾向であった。南アフリカ人、アルゼンチン人については、それらの国民の代表の試合結果をチェックするためにニュース番組を視聴するほどあたたかい方向にイメージが変化する一方で、ブラジル人については、あたたかくないという方向にイメージが変化していた。

知的能力得点の変化量 日本人 ($\beta = .098, t = 2.183, p < .05$)、ポルトガル人 ($\beta = -.135, t = 1.899, p < .10$)、コートジボワール人 ($\beta = .146, t = 2.020, p < .05$)、フランス人 ($\beta = -.151, t = 2.189, p < .05$)、ドイツ人 ($\beta = .133, t = 1.785, p < .10$)、イタリア人 ($\beta = -.108, t = 1.662, p < .10$) の知的能力得点の変化量に及ぼす影響が有意または有意傾向であった。日本人、コートジボワール人、ドイツ人については、それらの国民の代表の試合結果をチェックするためにニュース番組を視聴するほど知的能力が高いという方向にイメージが変化する一方で、ポルトガル人、フランス人、イタリア人については、知的能力が低いという方向にイメージが変化していた。

身体能力得点の変化量 韓国人 ($\beta = .148, t = 1.975, p < .05$)、スペイン人 ($\beta = .154, t = 2.390, p < .05$)、オランダ人 ($\beta = .178, t = 2.877, p < .01$)、メキシコ人 ($\beta = .115, t = 1.836, p < .10$)、イタリア人 ($\beta = .117, t = 1.829, p < .10$) の身体能力得点の変化量に及ぼす効果が有意または有意傾向であった。いずれの国民についても、それらの国民の代表の試合結果をチェックするためにニュース番組を視聴するほど身体能力が高いという方向にイメージが変化していた。

4. 考 察

本研究の目的は、W杯南アフリカ大会の前後で見られる国民イメージの変化を規定する要因を検討することであった。具体的にはW杯南アフリカ大会に関するテレビ番組（各国代表の試合中継、試合結果に関するテレビのニュース番組）の視聴が国民イメージの変化に及ぼす影響を検討することであった。

その結果、一部の国民に限定されるものの、ある国民の代表の試合中継および試合結果に関するニュース番組の視聴は、その国民のイメージの変化量を有意に予測していた。さらに単純接触効果 (Zajonc, 1968) のように、ある国 (民) の代表の試合中継を見たり試合結果に関してチェックするためにニュース番組を視聴したりするほど、その国民に対するイメージが肯定的な方向に変化するだけでなく、対象となる国民や国民イメージの次元によっては、ある国民に対するイメージは否定的な方向に変化していた。これらの結果は、テレビ番組の視聴が国民イメージを肯定的に変化させるか否定的に変化させるかという点については一概に言えないものの、少なくとも国民イメージの変化を規定する要因であることを示唆している。

試合中継の視聴の程度とニュース番組の視聴の程度が国民イメージの変化に及ぼす影響について、重回帰分析の結果のうち有意 (有意傾向) である標準偏回帰係数を見てみると、ニュース番組の視聴の方が、有意 (有意傾向) である係数が多かった。試合中継と比較するとニュース番組は編集や構成を通してある国民の特徴が強調された (ステレオタイプ化された) 内容で放送され、それが国民イメージの変化に強く影響した可能性が考えられるだろう。

次元別に見ると、試合中継、ニュース番組を問わず、あたたかさ得点と比較して、知的能力得点、身体能力得点の変化量に及ぼす有意な効果が多かった。サッカーに関連する番組の中では、「個人技」「運動神経」などの身体能力に関してはもちろんのこと、「頭脳プレー」「作戦」「戦術」などの知的能力に関しての言及も多い。こうした言及が身体能力だけではなく知的能力のイメージをより多く変化させた原因であると考えられる。

興味深い結果としては、同じ番組の視聴が次元によって逆の影響を及ぼしているケースが見られたことである。たとえばイタリア人については、ニュース番組を視聴するほど身体能力は高い方向に変化する一方で、知的能力は低い方向に変化していた。スポーツに関する報道では、しばしばある国民に対して「身体能力が高い」という肯定的な表現がなされることがあるが、同時にこうした表現にはそれらの国民に対する「知的能力が低い」という評価が含意されていることが指摘されている (山本, 2002)。本研究のイタリア人に対するイメージの変化の結果に関しても、この指摘と一致したものであるかもしれない。

最後に本研究の問題点と今後の課題について述べる。第一に、重回帰分析の結果の解釈である。重回帰分析の結果、テレビ視聴が国民イメージの変化量を有意に予測していた。しかし、全体的に重回帰分析のモデルの決定係数は小さかった。本研究で見出されたテレビ視聴の効果に関して別の国際的スポーツイベントでも検討し、その効果が再現されるか確認する必要がある。第二に、テレビ番組の内容の問題である。重回帰分析の結果、テレビ視聴は国民イメージの変化を規定する要因であることを示唆する結果を見出した。しかし、実際の番組内容に応じて国民イメージが変化しているかどうかについては明らかではない。今後の研究ではテレビ番組の内容分析を同時に実施し、テレビ番組の内容と国民イメージの変化量に関係が見られるか実証的に検討する必要がある。

引用文献

- 上瀬 由美子・萩原 滋 (2003). ワールドカップによる韓国・韓国人イメージの変化 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要, 57, 111-124.
- 加藤徹郎 (2009). 筋書きのないドラマの「語り」を探る—スポーツダイジェスト番組『熱闘甲子園』における物語論— 藤田真文・岡井崇之 (編) プロセスが見えるメディア分析入門—コンテンツから日常を問い直す 世界思想社 pp.11-36.
- Luo, Q., Chwen, C. C., Cinzia, C., Hiyoshi, A., Hwang, Y., & Kodama, M. (2010). Attitudes toward China before and after the Beijing Olympics. *The International Journal of the History of Sport*, 27, 1419-1432.
- 向田 久美子・坂元 章・村田光二・高木栄作 (2001). アトランタ・オリンピックと外国イメージの変化 社会心理学研究, 16, 159-169.
- 向田 久美子・坂元 章・高木栄作・村田光二 (2007). オリンピック報道は外国人・日本人イメージにどのような影響を与えてきたか—シドニー・オリンピックを中心に— 人間文化創成科学論叢 (お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科), 10, 297-307.
- 村田光二 (2007). アテネ・オリンピック報道が日本人・外国人イメージに及ぼす影響 平成16年度～平成18年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 研究成果報告書
- Sakamoto, A., Murata, K., & Takaki, E. (1999). The Barcelona Olympics and the perception of foreign nations: A panel study of Japanese university students. *Journal of Sport Behavior*, 22, 260-278.
- 佐久間 勲・日吉昭彦 (2012). ワールドカップサッカー・南アフリカ大会と国民イメージ (1): 国民イメージの変化 情報研究 (文教大学情報学部), 47, 1-11.
- 佐久間 勲・日吉昭彦 (2013). ロンドン・オリンピック大会と国民イメージ 2013年社会情報学会 (SSI) 学会大会研究発表論文集, 29-32.
- 佐久間 勲・ハッ橋 武明・李 岩梅 (2010). 北京オリンピック大会と国民イメージ (1) 情報研究 (文教大学情報学部), 42, 23-30.
- 高木栄作・坂元 章 (1991). ソウルオリンピックによる外国イメージの変化—大学生のパネル調査— 社会心理学研究, 6, 98-111.
- 山本敦久 (2002). 見えるもの／見えないもの—W杯、メディア、「人種」 月刊言語, 3 (113), 54-57.
- Zajonc, R. B. (1968). The attitudinal effects of mere exposure. *Journal of Personality and Social Psychology Monographs*, 9, 1-27.

註

- 1) 本研究は、日本心理学会第75回大会にて発表された内容を新たな視点から再分析したものである。
- 2) 本研究は、2010年度文教大学競争的教育研究支援資金による研究成果の一部である。
- 3) いくつかの先行研究は、テレビに限定していないものの、ある国(民)に関するメディア報道に接触するほど、その国民に対するイメージは肯定的になることを見出している (向田他, 2001; 向田他, 2007; 佐久間・日吉, 2013)。
- 4) 同様の議論は加藤 (2009) にも見られる。
- 5) 日本人大学生と外国人留学生の間には国民イメージに差異があると考え、本研究では外国人留学生のデータを除外して分析を実施した。
- 6) 地上波で放映されたそれぞれの代表の試合数は、日本代表が4試合、韓国代表、スペイン代表、オランダ代表が3試合、南アフリカ代表、ドイツ代表が2試合、それ以外の代表は1試合であった。
- 7) 代表ごとに試合中継の視聴の程度とニュース番組の視聴の相関係数を算出したところ .29～.58であった。

南米諸国の人権状況における NGO の影響

The influence of NGO in Human Rights situation of Latin Americas

齊 藤 功 高*

Yoshitaka SAITO

要旨：1970年代から1980年代中ごろまで、南米の多くの国は、軍事独裁政権を経験し、誘拐、拷問、政治的反対者の暗殺、強制失踪という組織的な慣行を促進させた政府による支配を経験した。その後1980年代中ごろから、南米の多くの国は、軍事権威体制から、民主主義体制へと移行した。このような軍事独裁政権から民主主義体制へと移行する過程における人権の進展に、人権 NGO はどのような影響を及ぼしたのかを以下の内容に従って検証した。1では、南米諸国の人権状況における人権 NGO のネットワークの必要性を述べ、1(1)では、南米における国際人権 NGO の活動と、1(2)では、南米における国内人権 NGO の活動を取り上げた。2では、人権 NGO の活動が人権の進展にどのような影響を及ぼしたかを、2(1)で、国内に政府と対抗する人権組織が存在する場合と、2(2)で、国内に政府と対抗する人権組織がない場合を取り上げ、前者の例として、(a)チリの場合と(b)アルゼンチンの場合を挙げ、後者の例としてグアテマラの場合を挙げた。この分析から、①人権 NGO は人権ネットワークを形成することによって推進力が生まれる、②そのネットワークに国内 NGO が参加することによって、一国の人権状況を変えていく力が生まれる、③人権 NGO が人権侵害国に最も影響力を持っている大国と協働すると、人権侵害国に大きな変化が生まれる、ことを検証した。もちろん、国際 NGO のネットワークだけでも、人権の進展に影響を及ぼすことはできるが、人権侵害国の人権活動家と共闘してこそ、人権進展への変化のスピードは増していく。しかも、人権侵害国に最も影響を持っている国と協働すると、その効果は大きくなる。

キーワード：人権侵害, 国際 NGO, 国内 NGO, 人権ネットワーク

はじめに

1970年代半ばから1980年代にかけて、南米では、軍事独裁政権による人権侵害が続発した。ブラジルではそれより少し早く1964年以降、軍事独裁政権下にあった軍や警察による人権侵害が続いた。チリとアルゼンチンの軍事独裁政権下における状況はさらに深刻で、この時期の人権

* さいとう よしたか 文教大学国際学部

侵害による強制失踪者あるいは死亡者は他国よりも圧倒的に多かった。

このような南米各国の人権問題に対して国際社会は様々な圧力をかけたが、その中にあって、国際 NGO や国内 NGO は人権侵害にどのように対処していったのか。そして、人権侵害国内の人権進展にどのような影響を与えたのか。以下、国際 NGO と共闘する国内 NGO が人権侵害国に存在する場合と存在しない場合では、人権の実現にどのような違いがあるのか。そして、人権侵害国に最も影響力を持っている大国の政策が当該人権侵害国の人権状況を劇的に変えること、その際に人権 NGO が大国と共闘するとその力はさらに増すことを検証していく。

1. 南米諸国の人権状況における人権 NGO のネットワークの必要性

NGO は個々のリソースには乏しいので、互いにネットワークを形成することで影響力を発揮できる。人権分野においても NGO がネットワークを形成することによって、国内で行われている人権侵害を改善させたり、人権条約を成立させることができる。

国連のような外部の大きな組織だけでは、国家内の人権侵害に劇的な変化はもたらせない。人権侵害国内部に人権活動家が育っていることが重要である。しかし、国内の人権活動家も、外部の支援者がいないと生き残れない。そのため、国家内部と外部の人権 NGO がネットワークを形成しなければ、人権 NGO は効果的な活動が出来ず、人権侵害は続くことになる。

実際に、人権ネットワークはブーメラン効果¹を起こしてきた。ホアレスというメキシコの国境の町での女性の失踪に、欧州、米国の学生組織、アムネスティ・インターナショナル Amnesty International (以下、AI) のような NGO、米国の議員、メキシコの人権組織、ジェニファー・ロベスのような映画界の監督や有名人達で構成された活動家が、非公式な移行期のネットワークの大きな部分として活動したのはその例である²。

さて、国際人権 NGO が効果的な力を持つるのは、国内 NGO の存在によるところが大きい。しかし、人権抑圧政権の下にある人権団体は、通常、そのような政府に対して力を持っていない。多くの場合、彼らは人権侵害の直接の犠牲者だからである。このような中で、国内の活動家は、自国で起こっている人権侵害についての重要な情報を外部の人権団体に与えることで国際的活動家と連携する。国際的な連携の結果、外部の人権団体は、より一層政府に圧力をかけることができるようになる。この過程で、国内活動家を支援し、力を与えることができる。

国内の人権団体を無視していた政府は、逆に国際的な圧力の対象となる。これは、ブーメラン効果と呼ばれるものである。人権侵害政府は、国内人権団体によってなされた人権改善の圧力を退けることはできるが、グローバル化した世界では、この戦略は却って国際的な圧力として帰ってくることになる³。

(1) 南米における国際人権 NGO の活動

一般的に、国際人権 NGO は、抑圧国の国内活動家と国際社会との架け橋の役割を果たす⁴。国連のような政府間組織の場合は国家との結びつきが強いことから、各国内の人権状況を改善させるのには限界がある。それに比べて、国家としがらみがない、たとえば、AI のような国際人権 NGO は、世界中の人権促進に重要な役割を果たすことができる。

AI は、南米の軍事独裁国家に人権侵害の事実認定をするための使節を送ったり、人権侵害の状況を訴える報告書を発行したりして、人権犠牲者を支援し、政府に直接圧力をかけた。

その他、米州地域に大きな影響を与える、1978年設立の米国に本部を置くヒューマン・ライツ・ウォッチ Human Rights Watch がある。同 NGO は、1980年代初期以来、アメリカ大陸諸国の人権に関する報告書を発行した。その中には、監獄の状況、女性の権利、政府軍・反政府軍を含む軍事勢力の人権侵害状況等を含んでいた。また、人権犠牲者が米州人権委員会に訴える際に法的な援助を与える活動をした。

同様に、1978年米国で設立されたヒューマン・ライツ・ファースト Human Rights first（元々は、人権のための法律家委員会と呼ばれた）がある。この NGO は難民保護に焦点を当てて活動する NGO であるが、南米の人権を促進するために法的な支援を行った。

その他に、WOLA（Washington Office on Latin America）がある。この NGO は、1973年のチリの軍事クーデタによって民主政府が転覆された翌年の1974年に設立された。同 NGO は、南米地域の人権、民主主義、社会的経済的正義の促進に尽力した。

また、南米の法の支配に特化した人権 NGO もある。国際法律家委員会 International Commission of Jurists は、この地域の法の支配と司法制度の統合を促進させた。

これらの国際人権 NGO はそれぞれ活動分野が異なっているので、他の市民社会と連携するとき最も効果がある⁵。このような国際人権 NGO は、孤立しては何も活動ができないので、多くの人権 NGO と連携する。南米で活動する人権 NGO はしばしば地域的会合を開いて結束をする。この会合は、人権 NGO のネットワークを形成するのに重要なものとなっている。国際人権 NGO は、人権侵害国内で活動する人権 NGO と連携するとき、最も影響力を発揮できる。

(2) 南米における国内人権 NGO の活動

国内人権団体の中でも宗教団体は、最も勇敢な人権擁護団体の1つである。南米の人権擁護の活動の中で、チリの Vicaria de Solidaridad、エルサルバドルの Tutela Legal、アルゼンチンの SERPAJ（Servicio paz y Justicia, Peace and Justice Service）、そして、International World Council of Churches などは宗教者による著名な人権 NGO である。これらの団体は、人権報告書と犠牲者の支援で有名である。

しかし、宗教団体がすべて人権の擁護運動をしたわけではない。1970年代の人権抑圧が最高のころ、チリのカトリック教会は、人権の状況を変える原動力となったが、アルゼンチンでは、教会の上層部は、しばしば沈黙し、最悪の環境の下で体制の協力者となった⁶。また、ブラジルでは、教会は、最初は暗黙の体制共謀者であったが、後に改革の主要な支援者へと変化した⁷。

これらの違いは、教会の聖職者が人権侵害という状況にあって、政治的圧力にどう対処するかという覚悟の問題を反映している。

拘禁者や失踪者の親族によって設立された団体として、アルゼンチンでは、「マヨ広場の母たち」(Madres de Plaza de Maya) や「マヨ広場の祖母たち」(Abuelas de Plaza de Mayo) が1970年代に結成された。彼女たちは、「汚い戦争」期間に誘拐された子どもや孫の身元確認を求めて平和的に抗議した。このような組織は、1981年には14か国に広がり、FEDEFAM (Latin American Federation of Associations for Relatives of the Detained-Disappeared) が結成された。

人権擁護者は、南米では、人権侵害の主要な標的の一つを構成する。たとえば、コロンビアでは、過去、何千という地域の人権活動家が殺害され、死の恐怖の下で生き、継続するハラスメントや脅しを受けてきた。また、メキシコ市では、人権弁護士が撃たれて死亡したり、この地域の人権組織の事務所が定期的に荒らされたりした⁸。多くの国の政府は、人権擁護者に対する攻撃

を十分に調査せず、そのため、ごくわずかの加害者がこの罪で訴追されているに過ぎない。

このような危険にもかかわらず、この地域の人権組織の数は増加している。2007年には、南米の多くの国で、人権侵害事件がこの時期に多くの国で減少しているのに、人権組織の数は、1993年の2倍になっている。

この理由として、①民主化の地域全体のうねりが人権団体に組織する機会を与えている、②インターネットを含むグローバル化への変化がある、③国内NGOがより広範な国際的連携を促す環境が整っている、④国際的な人権規範の重要性が広まっていることなどが挙げられよう⁹。

それらの理由によって、これらの人権団体の闘争に合法性を与え、加速する力を与えている。しかし、人権組織が劇的に改善された一方で、人権活動家は、今でも人権侵害の標的の一つとなっているのも事実である。

2. 人権 NGO と人権の進展

(1) 国内に政府と対抗する人権組織が存在する場合

(a) チリの場合

チリで人権運動のバックボーンを形成した2つの組織がキリスト教系の組織であった。それは、1975年に設立された「キリスト教会の社会援助団体、FASIC」(Fundacion de Ayuda Social de las Iglesias Cristianas, Social Aid Foundation of the Christian Churches)¹⁰と、サンテアゴ大司教区の聖職者が1976年1月1日に設立した「連帯の代理人」(The Vicaria de la Solidaridad, Vicariate of Solidarity)である¹¹。

上記の団体の中で、とりわけ、「連帯の代理人」は、軍事政権に対する道徳的反対と人権の守護者としての最も目に見える役割を果たした¹²。

チリ軍事政権に対する政治的反対がまだ本格的に運動として生まれていない最初の10年間、「連帯の代理人」は、人権の「声なき声」として活動した。当初、同NGOは、軍事政権に直接挑戦せず、軍事体制で悪化した人権侵害を穏健な形で改善しようとした。そのため、「連帯の代理人」は、政治犯を解放すること、拷問を避けること、命を助けることに重点を置いた。また、同NGOは、貧困にあえぐ住民や非雇用の労働者のための闘争をした。さらに、同NGOは、物質的、精神的、心理的、法的サービスを犠牲者やその家族に提供し、人権教育を施し、人権を促進する訓練をした。

「連帯の代理人」は、多くの人権侵害の証拠を集め、裁判所が協力を拒否するにもかかわらず、その構成員の法律家たちは、何千という人身保護令状や他の法的文書を提出した。その法的行動を詳細に書いた隔月の連帯公報は、国際人権の努力のための証拠書類を与えた¹³。「連帯の代理人」は、民主的政府に戻ったあとも貴重な調査の証拠となる文書を作った¹⁴。

次に、FASICは、チリ国内や外国にはあまり知られていないが、「連帯の代理人」の仕事を補充した。FASICは、メソジスト教会の支部として機能した。FASICが「連帯の代理人」より低い知名度であったのは、軍事独裁体制の弾圧が「連帯の代理人」より大きかったためである。そのため、FASICは、カトリック教会の保護を享受できなかったし、独裁政権時代を通して、法的地位を否定された。

宗教者の団体以外の人権NGOとして、1974年から陸続と人権侵害の犠牲者の家族の組織が出来た¹⁵。その他、一般的支援団体を含め¹⁶、軍事体制の終わりまでに、チリ国内で15の人

権組織と 30 以上の補助団体ができた¹⁷。

チリの独裁政権は、国内人権運動の影響を限定するためにあらゆる方法でその活動を抑え込んだ。同政権は、検閲や脅しを通して、人権問題のメディアの放送や組織を制限した。チリに対する国際的マルクス主義の共謀であるとして、人権活動家を公然と非難した。たとえば、1976 年に、軍事体制の報道官は、人権活動家を「祖国に泥を投げつけ、外国の陰謀に加担する」¹⁸ 者として正当な理由なく非難した。公的なデモの禁止は厳格に強制された。人権団体がこの政策に挑戦するときは、強制的に解散させられ、ときには逮捕された。

しかし、これらの手段にもかかわらず、人権運動は生き残り成長した。その行動は、国家の恐怖におののく犠牲者を助けた。時を超えて、人権運動は軍事政権の力と正統性を弱めるのに貢献した。

軍事独裁政権に変化が訪れるのは、1976 年以降の、人権規範を含む米国外交政策の転換と、国連の人権アプローチの変化だった。1973 年以前、国連人権機関は、人権を侵害する政府をほとんど公表しないか、わずかしか公表しなかったが、チリのクーデタ後、大規模な人権侵害としての恣意的な拘禁、拷問、殺人を認めるようになった。

国連総会は、1974 年、最初の独裁政権を非難する年次報告書を発行し、1975 年、チリの状況に対して拷問に対する国連の最初の宣言を發布した。さらに、国連人権委員会は、チリへの現地調査の許可を要請した。それは 1978 年までできなかったが、この訪問は委員会によってなされた最初の現地調査であった。

国連は、軍事政権の間、チリの人権侵害を国際的な問題として取り上げ続けた。国際社会の非難の中、チリ政府は、1974 年に、米州人権委員会と国際法律家委員会に代表団を受け入れることを許可した。その際、チリ政府は、政治犯の拘留を減らすために、人道的配慮と称して彼らを国外追放した。また、チリ政府はチリ国内での人権調査の許可を与えるときは、自国のイメージダウンを最小にするために、調査団のアクセスを制限し、潜在的目撃者を脅し、囚人を移動し、知られた拘禁施設を閉鎖したりした。

1978 年の国連総会での非難の後、ピノチェット大統領は、国民投票を実施し、国民の 75% が政権を支持したと発表した。独裁政権は、国際的人権支援団体をチリの国内問題に干渉し、主権を脅かすものだと見ていた。そこで、ピノチェットは、秘密組織国家情報局 DINA (Dirección Nacional de Inteligencia, National Directorate of Intelligence) を使って、人権侵害の抑圧を続けた。また、ピノチェットは、チリとの貿易と投資の機会を先進国に提供して、人権政策への批判と外交的孤立を避けようとした。そのため、多くの西側政府は、政府間国際組織や NGO の非難決議があるにもかかわらず、外交関係を維持し、直接的あるいは間接的に、資金の供給を行った。たとえば、ニクソン政権やフォード政権などの経済的外交的支援は、国際的非難からピノチェット政権を助けた。

また、独裁政権は、南米の政治的変化も計算していた。1970 年代初頭から 1980 年代中ごろまで、抑圧的政府の数が劇的に増加した。民主主義の衰退と独裁政権の台頭の結果、人権に対するチリのやり方は、南米では通常のものになった。

しかし、カーター政権が誕生すると、同政権は米国外交政策の中心に人権擁護を掲げた。カーター政権の下、ピノチェット政権との関係は冷え、米国は、国連や国際機関でチリに反対投票をするようになった。米国の外交政策の変更は、チリと同様、他の南米諸国にも直接の影響を及ぼした。

カーター政権の誕生は、ピノチェト政権に変化をもたらした。米国大統領選挙があった2週間後、ピノチェト政権は、302人の政治犯を釈放した。1977年5月、米州機構（以下、OAS）の会合で、OAS事務総長は、国家緊急事態を終わらせ、DINAを解散させ、民主政府への移行をする具体的な行動計画を提案した¹⁹。

1977年8月13日、ピノチェトは、DINAを解散させた。しかし、DINAは内実が同じである別の組織CNI（Centro Nacional de Informaciones, National information Center）に刷新されただけであった。1978年3月10日、ピノチェトは、緊急事態を終わらせた。クーデタから4年半のことであった。DINAと緊急事態は終わったが、国家テロリズムの装置はそのまま残っていたし、体制の終わりまで機能は継続した。

1978年7月、国連人権委員会がチリを訪問して、政府要人、教会指導者、失踪者の家族等と会った。委員会の詳細な報告書は、人権侵害の事実を確認したが、同時に人権状況に若干の改善があったことを認めた²⁰。

このチリのケースは、国連、OAS、国際人権NGOが協力し、多くの国際的な人権活動家が人権侵害に強い行動に出た歴史上初めての出来事だった。

(b) アルゼンチンの場合

1976年のクーデタの前段階で、政治的暴力が起こったことにより、2つの組織が設立された。SERPAJとAPDH（The Asamblea Permanente por los Derechos Humanos, Permanent Assembly for Human Rights）である。前者は、貧困層や最貧層の社会的正義に特に貢献したキリスト教会の宗教基盤の国際的グループの支部として、1974年に設立された。後者は、人権侵害の法的行動と証拠収集に特化した団体で1975年に設立された。しかし、1976年3月24日以後、これらの団体は抑圧されて、活動がほとんどできなかった²¹。

1977年4月30日、自分たちの子どもの情報を軍事政権の指導者ヴィデラに請願する意図で、失踪者の14人の母たちがマヨ広場に集まった。ここから、人権組織「マヨ広場の母たち」が始まった。この組織は、何百という人が加入して、世界で知られる人権組織になった。

軍事政権は、平和行進を妨害したり、暴力を振るったり、逮捕したりして直接抑圧した。創始者を含むメンバーの中には失踪した者もいた。しかし、戦いは続いた。メンバーが増加したので、12以上の都市に支部を作り、外国のグループを支援し、外国メディアと連携した。時には、政治的指導者にあたり、支持グループにあたりするために外国を訪れた。1980年ブラジルを訪問中のパウロ2世に会ったのもその1つである²²。

他の人権組織として、「マヨ広場の祖母たち」が1977年10月設立された。娘たちが死亡した可能性があることを知って、彼女たちは、生存している可能性のある孫に会う可能性に焦点を当てた。祖母たちは、最も活動的で広く認められた組織の一つとなった。これらのアルゼンチンの国内人権組織の資金の多くは、ヨーロッパや米国で設立された組織から来た。

政権からの抑圧は継続していたが、人権運動は広がりを見せ、1979年のCELS（Centro de Estudios Legales y Sociales, center for legal and Social Studies）へと続いた。これは、自分の娘が失踪した弁護士Emilio Mignoneによって設立された団体である。Mignoneは、1960年代にOASで働いていたので、国内の人権グループと国際人権グループの協力を増大させるために、国際的連携を呼びかけることができた。CELSは失踪者の家族に人身保護令状を含む法律分野で支援した。また、膨大な証拠文書を収集し、それは、民主政府に戻ってから調査と

審理の基礎となった²³。

軍事政権は、国際的非難をかわす為に、1976年に現地調査に際して、AIを受け入れた²⁴。1977年3月にAIは訪問の結果を公表した。これは、失踪者の問題は組織的に行われたものであることを強調したものだ。AIは、政権が罪のない政治犯6千人を牢に入れ、2千人から1万人を誘拐したと報道した。政権が、反対派を誘拐し、拷問し、殺害し、秘密裏にその遺体を処理したことを明らかにした²⁵。このAIによるアルゼンチンでの深刻な人権侵害の情報に対して、多くの政府、とりわけ、カーター政権の米国、フランス政府、スウェーデン政府がアルゼンチンの軍事政権の人権侵害を公然と非難した。

アルゼンチンは、このような声明は、アルゼンチンの主権を侵す国内干渉だと主張したが、これらの国は、アルゼンチンの主張を受け入れなかった。1977年に、カーター政権は、人権侵害を理由に、アルゼンチンに対する軍事援助を削減した。1978年には、米国議会はアルゼンチンへの軍事援助をすべて停止させた。この時期、米国の高官は人権問題を話し合うために、軍事政権と会っていた。アルゼンチンに対する初期の米国の行動は、大使館からの情報ではなく、AIや他のNGOからの情報に基づいていた。たとえば、1977年の訪問時に、バンス国務長官は、失踪者のリストを軍事政権に提示した。このリストは、米国の人権NGOによって用意されたものだった²⁶。

アルゼンチン軍事政権は、国際人権の非難や圧力に極端に神経質だった。1976年から1978年まで、軍事政権は、アルゼンチンの人権に関する国際関心事の合法性を否定する戦略をとった。しかし、同時に、1976年にAIのアルゼンチンへの視察を認めるなど、この戦略に矛盾するような行動もとっていた。AIの視察を受け入れたことによる作戦の失敗によって、軍事政権は人権の抑圧への抵抗と否定の戦略を再び主張した。

しかし、1978年までに、アルゼンチン政府は、この体制の最も大きな弱点は、国際的な評判が悪いことにあると認識し、国際的イメージを変えるための行動に出た。中でも、米国の輸出入銀行の基金を得る交換条件として、アルゼンチン政府は米州人権委員会の現地調査を受け入れた。

1978年、アルゼンチンにおける人権状況は劇的に改善した。特に、失踪者の数は、1976年にピークになったが、1979年には劇的に減少している。その年は、国際的圧力がより激しくなった時であり、政府が国際的に変化し始めた時期である。

アルゼンチン軍事政権は、このように、国際的人権干渉の拒否から人権ネットワークとの協調に動いた。結局、国内NGOとの連携による国際的圧力によって人権侵害に具体的改善が見られた。

(2) 国内に政府と対抗する人権組織がない場合 — グアテマラの場合

グアテマラの軍事政権時代には人権組織はほとんどなかった。グアテマラ政府の激しい弾圧によって、市民社会に普通に見られる人権団体は排除されて、AIがグアテマラで活動する組織づくりを妨害された。そのため、AIは、外部の国際的圧力組織の仕事にほとんど頼らざるを得なかった。それゆえ、グアテマラは、国際人権活動が国内の人権団体と共闘できない環境の例を示している。

グアテマラでは、国内で人権NGOの活動が弾圧されたため、外部から人権擁護をせざるを得なかった。グアテマラ政府の人権政策に影響を及ぼし、人権状況を改善するようなAIの直接的

効果はグアテマラでは限定的であったが、グアテマラにおける人権の進展における AI の活動の成果はどうだったのか。

まず、AI の活動は、人権侵害の最も激しかった時期にグアテマラの人権問題を国際的に知らしめる役割をした。1968 年から 78 年までの 10 年間、AI は、グアテマラの人権状況を公表した。その結果、拘禁者は減少したが、その代わり失踪者が増加した。1979 年には、幾分グアテマラ国内の人権状況は改善したかに見えたが、1980 年代初期には、米国政権の軍事支援によって、元に戻ってしまった。

結局、AI の強い態度は、グアテマラの人権状況の変化という道を開いたが、それは短い間であった。グアテマラの体制に影響を与える AI の努力は、1980 年初期に水の泡になった。グアテマラ国内で人権状況を変化させるためには、政府と効果的な対話ができること、国際的人権規範を拒否しない最低限の雰囲気を作ることであったが、数年間の AI の努力にも関わらず、この時期にグアテマラの国内人権政策自体に直接的なインパクトを与えたという証拠はほとんどなかった²⁷。しかし、AI のような国際的人権 NGO の活動がなかったら、グアテマラの人権状況はさらに悪化したものになっていたかもしれない。

次に AI のような国際人権 NGO と協力する国内 NGO が形成されたかであるが、政府が組織化された国内人権団体や民衆に説明責任を持たないと、AI のような人権 NGO の効果が広がる可能性は低くなる。民主政府なら、未熟な国内人権組織の活動を広範囲に許容する。それによって、国際的人権ネットワークとの関係を発展させることができる。

民主主義の下で最初に大統領になった Vinicio Cerezo は、自分の政府の下で継続された人権侵害を批判されたが、前任者よりも OAS や非政府人権団体と、より密接にコンタクトをとったし、人権のための政策を実行した。

民主主義体制になると、グアテマラ国内の人権組織の数は拡大した。これらの組織は AI と他の人権 NGO、国際組織、人権団体と連携をした。多くの理由で、より早く、よりよくできる国内組織と国際的連携は、人権侵害への国際的反応を形成した。

しかし、国内 NGO の活動は危険にさらされていた。1991 年 4 月、アメリカズ・ウォッチ Americas Watch は、グアテマラの人権活動家が攻撃にさらされていることを示すメモを公表した。1997 年アムネスティ報告は、同じことを挙げた。ODHAG (Oficina de Derechos Humanos del Arzobispado de Guatemala) の創始者の Bishop Juan Gerardi は、人権侵害にあったグアテマラ人の証言を含んだ報告書を出したすぐ後、1998 年 4 月 28 日に暗殺された。それ以来、Gerardi の後継者を含む人権活動家は、恐怖におののいている。1998 年 3 月、AI は、「グアテマラは過去の悲劇に戻っているのか？」というプレスリリースを出した。

AI は、グアテマラの人権侵害についての情報源としては効果的だったが、グアテマラの人権政策に直接的な影響は限られたものでしかなかった²⁸。その理由は、1 つには、人権活動家の団体は、主権国家に対して法的、経済的、物理的力をほとんど持っていないこと、2 つには、人権 NGO が直面している人権侵害を監視する手段が少ないこと、である。政府はしばしば、人権侵害を秘密にしておき、監視する努力を妨害しようとする。人権侵害は、内戦の混沌の文脈で起こる。そのため、人権侵害を証明し、責任の所在を追求するためには外部から監視しづらくなる。

国際 NGO は、人権侵害を終わらせるために、国内団体の努力を増大することはできるが、人権侵害は、国民を恐怖に陥れ、その性質によって抗議を鎮圧し、しばしば、国内の市民社会の現存する組織を低下させる。このように、人権侵害は、内部と外部の連携の能力を限られたもの

にする。

これは、チリやアルゼンチンのような国との違いである²⁹。それらの国では、反対組織が抑圧時代に、国の内部から活動できた。グアテマラの事例は、国際的 NGO が国内の人権団体による協力を得られない場合のグアテマラの人権状況に対する試みであることを示している。

おわりに

以上の分析から、①人権 NGO は人権ネットワークを形成することによって推進力が生まれる、②そのネットワークに国内人権 NGO が参加することによって、一国の人権状況を変えていく力が生まれる、③人権 NGO が人権侵害国に最も影響力を持っている大国と協働すると、人権侵害国に大きな変化が生まれることが確認できた。

もちろん、国際 NGO のネットワークだけでも、人権の進展に影響を及ぼすことはできるが、人権侵害国の人権活動家と共闘してこそ、人権進展への変化のスピードは増していく。しかも、人権侵害国に最も影響力を持っている国と協働すると、その効果は大きくなることが理解される。

さて、人権 NGO は、人権侵害国の人権状況に影響を及ぼす存在となりえるが、他方、人権侵害の被害者救済にも貢献する。1970 年初頭までに、人権の請願を提出する機関として、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、ブラジルなどの軍事独裁政権の下で犯された抑圧や虐待行為に対して米州人権委員会を使うということが、広がりを見せた³⁰。人権 NGO が被害者に代わって、あるいは被害者を代表して、米州人権委員会に訴えるというものである。その根拠は、米州人権条約 44 条にある³¹。

人権 NGO は、①個人の苦情の提出、調査、証拠の提出、②聴聞会での被害者の支援、③現地調査における支援、④交渉や友好的解決での支援、⑤米州人権裁判所へ訴訟を提起する際の米州人権委員会の法律顧問としての支援、⑥法廷の友として米州人権裁判所への準備書面の提出、⑦勧告的事件や争訟事件での口頭による証拠の提出、⑧深刻で急な事案で、取り返しのつかない損害を避けるための暫定的措置の要求、⑨米州人権委員会の勧告や米州人権裁判所の決定の追跡調査をする。

今では、犠牲者が米州人権委員会に苦情を提出する際には、自国の国内 NGO を通して調査や証拠を集めた後で、法律家国際 NGO によって同委員会に提出されるのが通例である³²。

1980 年代後半以来、米州人権委員会への苦情の大多数は、CEJIL (the Center for Justice and International Law) によって始められたし、1998 年以來、GAJOP (the Gabinete de Assistência Jurídica Popular) は、同委員会に 10 のブラジルに対する苦情を送った。これらの国内 NGO は、個人の人権侵害事件の解決だけでなく、ブラジルの政治、法律、社会にインパクトのある先例を作り出すように努力している³³。国内 NGO の戦略は、人権侵害事件を社会変革の梃にすることである。GAJOP の国際人権計画の局長 Benvenuto は、「我々は、事例を作る考えをもって働く。事件は、当該国に異なった立場を採用させる事例でなければならない。我々は、個別の事件の解決に興味があるだけではなく、人権侵害の継続を防止するために、警察、法律、国家を変えることに興味がある。」と説明する。

人権 NGO は、米州人権委員会に提出された事件の 90% に責任を持っている。1980 年代から、委員会に提出するブラジルの事件は、人権 NGO によって始められている³⁴。

大多数の請願は、国内 NGO、犠牲者、その家族、社会運動活動家や草の根 NGO と連携して

いる国際 NGO によって準備され、署名されていた。

米州人権システムにおける人権 NGO の影響と成功は、国際的な連携のネットワークがあることによることが大きい³⁵。

* 本稿は 2015 年度学長調整金による研究成果の一部である。

注

1. 人権侵害を改善させることを目的とする NGO が政治的な制限によって自国の NGO に働きかけることができないとき、トランスナショナルなネットワークを活用してよりリベラルな国家に所属する NGO に働きかけ、最終的には国家同士の圧力によって状況を変えようとする。つまり、ネットワークを使うことで、当該国内の政治的なブロックを迂回して政府に影響を与えるのである。
2. Sonia Cardenas, *Human Rights in Latin America*, University of Pennsylvania Press (2010), p.102
3. Id., p.106
4. Id.
5. Id., p.108
6. Id., p.114
7. Id., p.115
8. Id., p.109
9. Id., p.111
10. 現在も活動中
11. この組織は、民主政府に戻った後、解散した。
12. Thomas C. Wright, *State Terrorism in Latin America*, Rowman & Littlefield Publishers INC (2007), p.72
13. Id., p.73
14. Id.
15. 最初に設立されたのは、「拘禁され失踪した者の家族の団体」Agrupacion de Familiares de Detenidos Desaparecidos (Group of Families of the Detained Disappeared, AFDD) で、1974 年に設立された。その他、1976 年には「政治犯家族の団体」Agrupacion de Familiares de Presos Politicos (Group of Families of Political Prisoners, AFPP)、1978 年には、「政治的理由で海外追放となった人の家族の団体」Agrupacion de Familiares de Ejecutados Politicos (Group of Families of Those executed for Political Reasons, AFEP)、「海外追放帰還委員会」the Comite Pro Retorno de Exiliados (Committee for the return of Exiles, CPRE)、1979 年には、「緊急事態によって被害を受けた子どもの保護」Proteccion a la Infancia Danada por los Estados de Emergencia (Protection of Children Damaged by the States of Emergency, PIDEE) が設立された。
16. 「人民の権利の保護のための委員会」the Comite de Defensa de los Derechos del Pueblo (Committee for the Defense of the People's Rights, CODEPU, 1980)、「拷問に対する国民委員会」the Comision Nacional Contra la Tortura (National Commission against Torture, 1983)、「チリ人権委員会」The Comision Chilena de Derechos Humanos (Chilean Human Rights Commission)
17. Thomas C. Wright, id., p.74
18. Id. Mark Ensalaco, *Chile under Pinochet: Recovering the Truth*, University of Pennsylvania Press (2000), p.120
19. Thomas C. Wright, id., pp.78-79 Rodrigo Atria et al., *Chile la memoria prohibida: las violaciones a los derechos humanos, 1973-1983*, 2 vols, Pehuen Editores (1989), p.413-417, Paul E. Sigmund, *The United States and Democracy in Chile*, Johns Hopkins University press (1993), 110-111
20. Thomas C. Wright, id., p.79
21. Id., p.119
22. Id., p.120

23. Id., p.121
24. Kathryn Sikkink, Human Rights Issue-networks in Latin America, International Organization Volume 47 Number 3 (Summer1993), p.424
25. Amnesty International, *Report of an Amnesty International Mission to Argentina* (London: Amnesty International Publications, March 1977)
26. Kathryn Sikkink, p.424
27. Ann Marie Clark, "A Calendar of Abuses" *Amnesty International's Campaign on Guatemala, NGO's and Human Rights Promise and Performance*, Edited by Claude E. Welch, JR. PENN (2001), p.67
28. Id.,p.56
29. Id.,p.58
30. Ariel E. Dulitzky and Luguely Cunillera Tapia, A Non-Governmental Perspective Regarding the International Protection of Children in the Inter-American System of Human Rights, 8 Florida State University Journal of Transnational Law & Policy (1999), p.280
31. 米州人権条約 44 条「いかなる人もしくは人の集団も、又は一以上の機構加盟国において法的に認められたいかなる非政府団体も、締約国によるこの条約の違反の告発または苦情を含む請願を委員会に提出することができる」
32. Ariel E. Dulitzky and Luguely Cunillera Tapia, id., p.281
33. Cecilia MacDowell Santos, Transnational legal activism and the State: reflections on cases against Brazil in the Inter-American Commission on Human Rights, international journal on human rights 7 (2007), p.42
34. Id., p.41
35. Id.

社会福祉施設における第三者委員会からみた ホスピタリティの可能性に関する検討

Study of the Hospitality Possibilities from the Viewpoint of Complaint Resolution Committees in Social Welfare Agencies

星野 晴彦*

Haruhiko HOSHINO

要旨：ホスピタリティ研究に関する第一人者である服部は、ホスピタリティとは「ゲストとホストが人間の尊厳を持って相互に満足しうる対等となるにふさわしい、共創的相関関係で遇する。そして期待通りまたはそれ以上の結果に満足し、再びそれを求める」と述べている。筆者は上記の定義には全面的に賛成するものではあるが、果たしてその共創的相関関係の形成に向けてのプロセスについてどこまで十分な議論がされたのであろうか。支援を必要とする人々と支援者の関係を鑑みるに、時として「従う」や、「ぶつかる」という関係性も生じうる。しかし、前述したとおりホスピタリティの共創的性から鑑みるに、「向き合う」対話という可能性もある。そこで、苦情に丁寧寄り添う社会福祉施設における苦情解決委員会にそのホスピタリティ実現の一助となる可能性があるのではないかと本稿で検討した。

キーワード 社会福祉, ホスピタリティ, 第三者委員会, 苦情, 共創的相関関係

I 社会福祉サービスの支援者—利用者間の力関係

宮内ら¹⁾は現在の医療福祉サービスにおけるホスピタリティの必要性について、以下のように述べている。「医療福祉サービスを考えた場合、癒しの経験価値が重要であり、人類が生命の尊厳を前提とした創造的進化を遂げるための、個々の共同体若しくは国家の絆を超えた広い社会における多元的共創関係を成立させる相互容認、相互理解、相互信頼、相互依存、相互依存、相互扶助、相互発展の6つの相互性の原理を基盤とした基本的社会的倫理であるホスピタリティの実現が必要であると考え」、としている。宮内らの前提には、医療福祉サービスがサービスの供給側と受給側との間で、大きな情報の非対称性があり、消費経験後にその品質内容を評価することが困難であるという性格を有している²⁾。確かに社会福祉サービスは、事前に説明を受けていたにせよ、現実にサービスを利用してからでない実感できないという性格があることは否めない。

ホスピタリティ研究に関する第一人者である服部³⁾は、ホスピタリティとは「ゲストとホストが人間の尊厳を持って相互に満足しうる対等となるにふさわしい、共創的相関関係で遇する。そして期待通りまたはそれ以上の結果に満足し、再びそれを求める」と述べている。確かにここにはいくつかの重要な点が示唆されている。第一にサービスが相手の尊厳を認識しながら提供されること。第二は対等の関係性であること。第三は共創的相関関係であること。第四は今後とも

* ほしのはるひこ 文教大学人間科学部

継続するであろうことである。

筆者はホスピタリティの実現を上記の通り定義することには全面的に賛成するものではあるが、果たしてその共創的相関関係の形成に向けてのプロセスについてどこまで十分な議論がされたのであろうか。徳江⁴⁾はホスピタリティの実現はマナーに気を使うことは有効であろうが、それで確実となるわけでない。ホストとゲストのホスピタリティ関係を構成するには極めて不確実性が高いことを述べている。即ち、効果的なマニュアルは存在せず、確実に関係性を構築することにはつながらないことを示している。特に、社会福祉の領域に注目してみると、日本の社会福祉は歴史的に一方的な施しから出発したため、双方向的な権利や義務の意識は醸成されにくかった。従って、これまで社会福祉の政策及びそれに関わる施設の運営等にも、福祉サービスの利用者の声が反映されることはなかった⁵⁾。加えて津田⁶⁾は、「施設利用者の家族が『何でもおっしゃってください』と言われても人質を取られている身としては何も言えない。苦情や要求は言いにくい」と述べている。

別の視点から見ると、最初から福祉サービス事業者が完全なサービスを提供することは可能なのであろうか。また現場の前線の職員に過剰な期待がされてきたのではないか⁷⁾。「心」を強調した研究が多かったと徳江⁸⁾は述べている。むしろ「自分たちはここまでやっているのだから」と謙虚な内省がないサービス提供にこそ危険性がないであろうか。むしろ当事者との積極的なやり取りの中で、試行錯誤していくことも必要なのではないか。そのような問題意識から、苦情解決委員会にそのホスピタリティ実現の一助となる可能性があるのではないかということを検討するのが本稿の趣旨である。確かに経営学的な側面からは、苦情は一つのマーケットリサーチ・組織の促進要因として位置づけられ、その対応方法も検討されてきた。それとは異なる次元での議論が必要ではないかと思われたのである。⁹⁾

ホスピタリティの普遍性¹⁰⁾が唱えられる傍らで、社会福祉サービスの独自性もあると考えられるのだが、ホスピタリティが福祉領域において十分に概念化されていない¹¹⁾。筆者自身はホスピタリティを、「見知らぬ人のため」「無償で自分を投げ出す」「行動化」「自発性」「徹底的に一人の人間と向き合う」の5つをキーワードとしている。その意味で、一般的なサービスとは異なるかもしれない。なお、本稿で苦情とは「社会福祉サービスに対する不満の表示」¹²⁾として述べていくことをお断りしたい。

Ⅱ 社会福祉サービスにおける苦情に関する議論

サービス利用者個人が、苦情を表現してきたことが事実としても、様々な状況が想定できる。「苦情により、福祉サービス利用者の当然の権利が達成できるかもしれない。逆に、それは利用者の誤解によるものかもしれない。利用者が高望みしている結果であるかもしれない。あるいは利用者自身の理解不足によるものかもしれない。また苦情への対応についても、すぐに対応できるものもあるし、逆に現状の機構では対応が難しいものもある。そして社会福祉機関がその問題に対して正面から捉えようとしなくてもいいかもしれない。そして感情的な葛藤が生じて、事実経過が不明確になってしまうかもしれない。逆に、苦情を出されることが、サービス提供者のみの責任に帰するものではないかもしれない。むしろ設備や人員配置など、法制度に影響されているかもしれない。そもそも苦情の表現の仕方によっては、意思がきちんと伝わらないかもしれない。」

苦情対応は「サービス提供者に起因する問題により、権利を侵害された本人が、苦情を、苦情担当部署に、提起することにより、即サービスが改善し、本人の満足が得られる」という単一の経路で展開するものとしてではなく、様々な要素の複合体の相互作用であり、様々な方向に展開しようと捉えるべきであろう。

次に、倉田¹³⁾が倉田が苦情の訴えに至るプロセスについてさらにまとめたものが以下のとおりである¹⁴⁾。

- ①時間的連続性（苦情申し立てに作用する要因についてはサービス提供以降の場面において発生するばかりではなく、すでにサービスが提供される以前から発生し、さらに不満を表明して以降の場面において時間的に連続した中で発生する）
- ②サービスの質的低下の常態性（サービスの提供開始以前、サービス提供開始以降、不満表明以降の場面ごとに事業者の不適切な対応が散在的に認められ、サービスの質的低下が組織的に常態化している状況の下に苦情申し立てが発生する）
- ③不満感情の重積性
- ④不満表明の抑圧性（不満表明に関しては躊躇する意識が潜在する）
- ⑤批判性と肯定性の表裏性（事業者の不適切な対応に伴い不満感情が積み重なる中で、事業者に対する批判性が表面的に出現するとともに、他方、問題解決につなげることを期待する肯定性を裏面に内包する二面性を含む構造）
- ⑥権利擁護システムの後押し性

ここで注目すべきは、苦情という葛藤状態の裏で、改善の期待を利用者が抱いているということである。決して対立することのみを望んでいるわけではない。

Ⅲ 第三者委員の法的な位置づけ

以上のような構造を持つ苦情に対して、制度として第三者委員が制度化されている。以下にその概要を述べる。

1 法的な位置づけ

2000年5月の社会福祉事業法から社会福祉法への改正により、利用者の立場や意見を擁護する仕組みが盛り込まれた。その1つとして、すべての社会福祉事業者が苦情解決の仕組みに取り組むことが規定された。サービス内容に不満や要望がある場合、第1段階として利用者と事業者の話し合いの仕組みを設定し、施設など事業者側の職員が苦情受付担当者となり、利用者からの苦情内容を受け付ける。利用者が希望すれば事業者が選任した第三者委員を交えて話し合いを行う。社会福祉法に基づき、社会福祉事業の経営者には「利用者等からの苦情の適切な解決に努める義務」が位置づけられた。

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日付け厚生省関係四部局長通知）」（以下、「指針」）では、苦情解決体制として「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置することと、「第三者委員」を設置することが示された。「第三者委員」については、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を選任する。第三者委員は、事業所段階での苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を促進するために、福祉サービスを提供する事業所に設置された第三者的な立場の委員である。

2 第三者委員の利用者との接触方法

実は、第三者委員は、事業者に出のあった苦情について報告を受け、対応するだけでなく、利用者から直接苦情を受け付けたり、日常的な状況把握や意見を聞いたり相談に応じる活動が期待されている。事業所の職員には直接言いつらい苦情でも、第三者委員には相談することができることもあると思われる。

3 第三者委員の選任方法

事業者は、第三者委員を設置する意義を理解したうえで、利用者の立場に立って中立公平な立

場で相談を受けることのできる第三者委員を選任することが必要である。そのうえで、第三者委員に直接苦情を申出ることができることも含め、事業者の苦情解決体制について、利用者やその家族等の関係者に分かりやすく周知することが求められる。

Ⅳ 対話の前提となる配慮

上記のシステムがあるからと言って、すべて円滑に展開するわけではない。例えば、「他者の現在を思いやること、それはわからないから思いやるんであって、理解できるから思いやるのではない」¹⁵⁾と鷺田が述べているのは、的確な表現だと思われる。鷺田¹⁶⁾は聞くということの前提として「不幸と困難の中にいる人は話をしない。話をしないだけではなくはそもそも不幸もしくは困難の中に自分がいるということそのことに無意識であろうとする」という状況に対して、「苦しみは苦しみの中にあるその人から聞こえてこないがゆえにそれは聴かねばならぬものである」¹⁷⁾という認識に立ち、「まるで祈りのようにして向けられる注意、他者の言葉を待つ行為、他者から発せられた微かな声を声が消えた後も慈しむ行為」¹⁸⁾というかわりを前提としている。上記の倉田の分析にもみられる通り、苦情表明にはそれなりのエネルギーが必要なのである。

現実的に苦情解決の仕組みがどこまで活用されているのかは、発展途上という感がある。東京都における社会福祉施設に対する苦情申し立ての調査では、平成24年度中で申し出のあった苦情は、苦情無しと回答した施設割合が52.4%を占めている¹⁹⁾。そのうち、第三者委員も対応にかかわった苦情に関して、「関わらなかった」と回答した施設は77.4%であった²⁰⁾。また申し出のあった苦情の内容（複数回答可）として、職員の接遇（例 職員の態度や言葉遣いが悪い、支援が乱暴）が60.0%、サービスの質や量（例 食事のメニューが単調など）が35.5%²¹⁾であった。

島山²²⁾の身体障害者療護施設における調査では、苦情解決体制も整い、第三者委員会の周知度も7割を超えている割には、苦情解決体制の利用度が低いことを示している。即ち、「苦情を申し出たことがあるか」という質問に対して「ある」と回答した居住者は53.5%であった。第三者委員を含む苦情解決体制を利用していない理由として、「言っても変わらない」37.9%、「きちんと取り上げてくれない」16.2%、「苦情を言ったことが施設にわかるかもしれない」11.8%、「苦情がない」23.1%であった。

第三者委員は単に「公平」「公正」「中立」な立場ということではなく、利用者の立場からは、利用者の置かれている状況を十分に理解し、利用者の代弁者となり、利用者の支援につながる役割が期待され、またそのように機能することが求められていると言えよう²³⁾。第三者委員会はそもそも矛盾を抱えているという意見もある²⁴⁾。制度上、誰を第三者委員に選任するかは事業者の判断に委ねられていることから、第三者委員は、事業者によって委任されながら、利用者の立場に立つという矛盾した存在であるという本質的な問題をかかえている。このような位置づけにあることを認識し利用者の代弁者となれる第三者委員を事業者が選任する可能性は、誠意や熱意にゆだねられているといつてよい。また、権利擁護の概念からして、利用者からも事業者からも中立、公正な立場であると理解することにも誤りがあると考ええる。このような矛盾を克服し第三者性を担保できるようにするには課題があるともいえる。

Ⅴ 苦情は何をもたらすのか

支援を必要とする人々と支援者の関係を鑑みるに、時として「従う」や、「ぶつかる」という関係性も生じうる²⁵⁾。しかし、前述したとおりホスピタリティの共創的性格から鑑みるに、「向き合う」対話という可能性もある²⁶⁾。支援者が苦情という行為に出た利用者にしっかりと寄り添うことにより、ぶつかりあうから向き合うという関係性に発展することもあるのではないだろうか。

ぶつかることにより、事業者によっては態度を硬化したり、問題から目をそらすこともあるだろう。「正論を真正面からぶつけられたとき、相手は言葉を失う」²⁷⁾ということである。この沈黙は決して共感的なものではない。また求める声が高まりに心を閉ざしてしまうことも伺われる。また利用者の気持ちは支援者には十分に伝わりにくいものであり、利用者自身も支援者に気を遣うあまりに「支援を必要とする人々」が支援者に対して言いたい言葉を飲み込むこともある²⁸⁾だろう。いずれにしても、共創的関係が構築できなくなる危険性があるときに、苦情解決委員は両者の橋渡しの役割を担いるのである。トラブルになったら代替の事業所がない、家族に迷惑を掛けられない、一生懸命になっている職員に悪いなど、利用者自身から苦情が出しにくい訳があるため、利用者が本当に満足されていると言えない場合もある。社会福祉サービスにおけるホスピタリティの特性でもある積極的に働きかけることが求められよう。高野たちの調査結果²⁹⁾を一例として挙げれば、彼らは福祉現場のホスピタリティの特性として、次のように述べている。

「寄り添う姿勢で積極的にかわり、利用者理解を深めることが重要」「求められていることに応えることは当たり前であるが、介護職のプロはどうしたら喜んでくれるか考えて行動する」である。一般のサービスで求められているホスピタリティとは異なるところではないだろうか。

とまさに苦情解決委員が利用者の言外のニーズを認識することの重要性が示唆されている。

「サービスをもっと良くするために何か希望や意見はありませんか？」と積極的に利用者に関わらせる仕組みが必要となる。これが具体的にはコミュニケーション能力の求められるところである。以上を経て何をなすべきかと問われれば、やはり共創的性格から従来のマニュアル的になりつつあるサービスから少しでも脱して、利用者の生活支援に向けて創造的な試みをしていくということであろう。創意工夫と創造性を発揮する社会福祉実践の現場として尾崎³⁰⁾が述べていることを引用したい。

「現場は①サービスやケア、相談などの提供を通して、一人一人のクライアントの自己実現を支援し、職員と利用者が福祉理念の具現化を図る最前線である②現場はそこにいる人々がお互いにかかわり、交わることによって、それぞれが自らに向かい合い、相互成長・変容を目指す場である。③現場は実践を通して生活、歴史、社会について認識を深め、社会の改革に関心を持つ場である。④現場は完璧な場ではなく、どこかで不完全さを含みこんでいる。また、現場にはあらかじめ正しい答えが用意されていない。しかしだからこそ創意工夫が生かされる場であり、新たな生活文化、価値、創造性を育てる場である。」

新たなものを作る必要が示唆されているわけであるが、前述したように事業者は最初から完璧なサービスを提供できるわけではない。そこにはここまで述べてきた利用者とのしっかりとした「向かい合い」である共創的関係に着目しなければならないのではないだろうか。その際に第三者委員会も共創的関係形成の一助となるのではないか。

VI おわりに

筆者自身の問題意識として、ホスピタリティが現場前線の職員に過剰に期待されてきたのではないかということがあった。これまで美談のように感動的なホスピタリティの事例が紹介されてきた。それに対して、苦情解決がホスピタリティを具現化するための一助となるであろうことを述べてきた。むろんこのシステムの範疇で収まらないこともあるだろう。しかし苦情として特別視したり過大視したりせず、本来社会福祉支援の中で支援者が察知し、それを利用者とともに解決する内容も含んでいるのではないかという³¹⁾可能性を謙虚に捉えるべきではないだろうか。その様な文脈を無視して議論しても本質を見失うことになるだろう。そしてそれが福祉サービスにおけるホスピタリティの共創性構築に資すると思われる。

注

- 1) 宮内拓智・本多正俊「医療福祉サービスとマーケティングコミュニケーション～ホスピタリーマネジメントの視点から」『京都創成大学紀要』第7巻, 2007, p135
- 2) 同上 p128
- 3) 服部勝人『ホスピタリティ学のすすめ』丸善, 2008, p104.
- 4) 徳江順一郎『ソーシャル・ホスピタリティ』徳江順一郎 編, 2産業能率大学出版, 2013.
- 5) 牧田満知子, 岡本美也子「社会福祉法における質の評価」『甲子園短期大学紀要』20, 2002, p9
- 6) 津田耕一『施設に問われる利用者支援』久美株式会社 2001, p54
- 7) 徳江順一郎『ソーシャル・ホスピタリティ』徳江順一郎 編, 産業能率大学出版, 2013, p10.
- 8) 同上
- 9) 佐藤知恭『顧客苦情処理の実務』中央経済社, p45.
- 10) 服部勝人(2008)『ホスピタリティ学のすすめ』, 丸善株式会社.
- 11) 高野恵子, 堀内泉, 峯本佳世子(2015)「高齢者施設におけるホスピタリティに関する調査」『甲子園短期大学紀要』33, p41.
- 12) Glasgow City Council Social Work Services, Social Work Services, 2002, p2.
- 13) 倉田泰路「介護保険サービスにおける苦情の構造」社会福祉学 54-2 2013, pp44-54
- 14) 同上
- 15) 鷺田清一『聞くことの力』筑摩書房, 2015, p.243.
- 16) 鷺田清一『聞くことの力』筑摩書房, 2015, p.158.
- 17) 同上
- 18) 前掲 7, p160
- 19) 東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会『福祉サービス事業者における苦情解決・虐待防止の取り組み状況調査』2014, p20
- 20) 同上 P21
- 21) 同上 P23
- 22) 畠山千春「身体障害者療護施設における権利擁護の現状と課題」『共栄学園短期大学研究紀要』21, 2005, p212.
- 23) 高山由美子「福祉サービス利用者支援における苦情解決システムと『第三者』の機能」『日本ルーテル神学校紀要』37, ルーテル学院大学, 2003, p82
- 24) 高松智画「福祉サービスに関する苦情解決制度における第三者委員の役割」『龍谷大学社会学部紀要』43, 2013, p51
- 25) 服部洋一『患者の声を医療に生かす』医学書院, 2012, p184.
- 26) 服部洋一『患者の声を医療に生かす』医学書院, 2012, p184.
- 27) 同上
- 28) 鷺田清一『弱さの力』講談社学術文庫, 2014, pp125-140.
- 29) 高野恵子, 堀内泉, 峯本佳世子「高齢者施設におけるホスピタリティに関する調査」『甲子園短期大学紀要』33, 2015, pp41-48.
- 30) 尾崎新『現場の力』尾崎新編 誠信書房 2002, p10.
- 31) 岩間伸之「対人援助のコミュニケーション」『福祉サービスにおける第三者委員苦情解決ハンドブック』大國美智子編集代表; 大阪府社会福祉協議会大阪社会福祉研修センター編集, 中央法規出版, 2001, p91.

社会福祉士実習の効果と課題

— 実習指導者と実習生の実態調査を基に —

A Study about Assessment of the Field Work of Certified Social Workers

— Based on the research of supervisors and students —

長 屋 美穂子*

Mihoko NAGAYA

要旨：社会福祉士の資格は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）による国家資格である。社会福祉士国家試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について筆記試験の方法により行われ、その試験は現在 18 指定科目が設定されている。そのなかには相談援助実習（以後は実習と略する）が含まれていて履修が義務づけられる。現在行なっている実習は、まず実習前は配属先での打ち合せや事前学習等の準備を行い、そして法律で指定された福祉施設等において実習をさせていただく。実習後は学内において個人・グループの報告会や総括などが行われる。実習前・中・後を総合すると、多大なるエネルギーと時間を要することになると思われる。実習生の各自が行なった実習においてどのようなことが学習でき把握できたのか、その結果について、実習生はもちろん、実習先や送り出す養成校にとって重要なことのひとつである。相談援助者としてのあり方を見るには様々な方法が考えられるが、今回は実習における評価に注目した。なお、本校が依頼している評価とは別に、実習先の指導者と実習生に対し双方の評価の程度を確認したいとアンケート調査を実施した。

キーワード：実習指導者、実習生、評価、効果、課題

1. 目 的

社会福祉士は、専門的知識及び技術を持って、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者で、一定の受験資格を有する者が国家試験を受験し、これに合格した者が所定の登録を受けることにより、社会福祉士の資格を取得することができる。

上記の条件を達成するには、かなりの知識、技術が求められる。必要不可欠のひとつとして、まずは福祉施設等を利用している方、そしてその利用者に対応している施設等の職員とのかわ

* ながや みほこ 文教大学人間科学部

り方の学習が必要であり基本となると思われる。

ほとんどの実習生にとって福祉施設等の実習は初めての経験である。実習期間は実質 24 日間以上と決められている。実習前は実習計画書の作成・実習配属先での打ち合わせ・実習全般についての事前学習等を行い、実習中は実習計画書を基に実習場面での対応と援助を行いながら実習ノートの記録や心身との闘い、実習後は実習記録ノートを基に視点や方法の整理を行なう等実習体験を振り返りながら学内報告会での個人・グループの発表用資料を作成する等の準備を行ない総括する。学外実習は実習生にとって大きな社会勉強のひとつであり、実習中の経験は将来に影響を与えるかもしれない。また、事前学習の程度や知識さらに意欲なども関係し、実習効果が異なると予想できる。

一方実習先は、受け入れる体制を整え実習前の打ち合わせの資料等の準備・実習中の指導・実習評価表の記入に費やされる労力・時間は大きな負担になっていると思われる。

実習において、実習生はどのようなことが学習でき把握できたのかあるいはできなかったことや疑問に残ったこと等、その結果とのかかわりについて、実習生・実習先・養成校にとって重要な問題であると考えられる。

社会福祉士実習の教育・指導内容の改正が平成 24 年度に行われ 3 年が経過した。

実習生の実習成果を見るには様々な方法が考えられるが、今回は実習評価に視点を置いた。

本研究は、本校が依頼している成績に関わる評価とは別に設定し、実習先の指導者から見た実習生に対する評価、そして実習生の自己評価についてアンケート用紙による調査を行い課題等について検討する。

2. 視点および方法

実習生に対しては、実習前に可能な限り面談を行うなどし、個々の持つ問題を極力解消させ実習先に送り出す。なお実習生からの質問等については、いつでも受けられるように連絡可能な体制をとっている。実習中は巡回訪問時や帰校時に面談を受けることで、個人差はあるものの、実習生は実習前より成長したように感じる。福祉の援助を必要としている人々は、それぞれが多種多様な歴史があり、相談援助者には個々人に適した対応が求められる。その相談援助者としてのあり方を見るにはいろいろな方法が考えられ、特に人と関わるに当たり基本的な事柄について問うものである。

アンケート用紙による調査事項は下記のとおりである

- ・ 調査時期 平成 24・25・26 年度の各 9 月～11 月
- ・ 調査方法 実習指導者に対しては、アンケート調査用紙を送付し記入後返送していただく
実習生に対しては、アンケート調査用紙を実習終了後に学内にて手渡しし 2 週間以内に回収
- ・ 調査内容 実習指導者・実習生とも同じ内容 15 項目で 5 段階にて評価していただく
15 項目の評価内容を下記に示す

①第 1 印象 ②礼儀（挨拶を含む） ③言葉づかい ④服装・身だしなみ（髪を含む）

⑤仕事上の責任感 ⑥積極性・自主性 ⑦根気 ⑧思いやり ⑨公共に尽くす精神

⑩事前学習の程度 ⑪実習ノートの書き方 ⑫指導の受け方の態度（利用者等を含む）

⑬職員の方に対する態度 ⑭利用者の方に対する態度 ⑮福祉関係の職業適応度

5 段階の内容を下記に示す

5 大変良い 4 だいたい良い 3 どちらとも言えない 2 あまり良くない 1 全く良くない

3. 結果

調査対象者である実習生数および双方の回収数・率を年度毎に示す。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実習生合計数	42	35	36 (人)
回収数 (率)			
実習生	41 (98%)	34 (97%)	36 (100%)
指導者	40 (95%)	34 (97%)	28 (78%)

(1) 年度毎の項目別評価者数による評価点について、特に注目される点を述べる。

平成 24 年度において、双方の最も高い評価についての項目は⑫指導の受け方の態度であり、評価点 5 の選択が多く指導者は 60%、実習生は 58.5%である。双方とも評価点 5・4 に集中しているため評価点 5・4 を合計すると指導者は 95%・実習生は 100%である。この数値から、実習生はまじめに指導を受けていると思われる。なお双方とも評価点 2・1 は 0%である。

全項目中指導者から最も高い評価を受けている項目は④服装・身だしなみについてで、評価点 5 が 65%である。この項目において、実習生は評価点 5・4 に集中しているため評価点 5・4 を合計すると 82.9%となり、服装・身だしなみについてはまず良好と考えられる。④服装・身だしなみ、⑫指導の受け方の態度以外の項目においては、双方とも評価点 4 の選択が多い。

評価点 1 については、指導者が 1 名に対して⑪実習ノートの書き方、実習生 1 名が⑩事前学習の程度について選択している。該当実習生の聞き取り調査によると、事前学習を全くしなかったため実習が思うようにできなく後悔したとの回答である。

双方の評価がほとんど一致している項目は⑫指導の受け方の態度、⑬職員の方に対する態度であり、逆に特に双方の評価の食い違いが大きく生じている項目は⑥積極性・自主性、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方である。⑥積極性・自主性について、評価点 5 において双方に差があり指導者の方が 20%高く評価している。⑩事前学習の程度について、指導者は評価点 4 が多いのに対して、実習生は評価点 3・2 の選択が多い。⑪実習ノートの書き方については、評価点 5 において指導者は実習生に対して 13%が高く評価し、指導者は評価点 4・5 が多いのに対して、実習生は評価点 3・4 が多い。⑥積極性・自主性、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方については、実習生は控えめの評価をしていることと思われる。

平成 25 年度において、双方の最も高い評価についての項目は⑫指導の受け方の態度であり、指導者は 70.6%、実習生は 61.8%である。なお指導者による 70.6%は全項目中最も高い評価となっている。指導者は平成 24 年度より約 10%高く評価されていて、平成 25 年度の実習生は、前年度の実習生より真面目に指導を受けたことと思われる。

評価点 1 については、指導者が 1 名に対して、②礼儀（挨拶を含む）を選択している。指導者によると、挨拶ができないため注意をしたが改善が遅く終盤になりようやく声が出るようになったとの回答である。

双方の評価がほとんど一致している項目は⑦根気、⑨公共に尽くす精神であり、逆に特に双方の評価の食い違いが大きく生じている項目は⑥積極性・自主性、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方、⑮福祉関係の職業適応度である。⑥積極性・自主性について、指導者は評価点 4・5 が多いのに対して、実習生は評価点 4・3 の選択が多い。⑩事前学習の程度について、指導者は評価点 4 が多いのに対して、実習生は評価点 4・3・2 の選択であり、この評価点 4・3・2 はほ

ほぼ同じ割合を示している。⑪実習ノートの書き方について、指導者は評価点4が多いのに対して、実習生は評価点3の選択が多い。⑦根気、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方、⑮福祉関係の職業適応度について、実習生は控えめの評価をしていることと思われる。⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方は、前年度と同様に双方の食い違いが生じた。

平成26年度において、双方の最も高い評価についての項目は⑫指導の受け方の態度であり、評価点5の選択が多く指導者は64.3%、実習生は72.2%である。双方とも評価点5・4のみの選択となっているので、評価点5・4を合計すると双方とも100%である。平成24・25年度においては、指導者の方が評価点5の選択率が高いが、平成26年度は選択率が逆転し指導者より実習生の方が高い。

評価点1については、5名の実習生が選択していて、その項目は①第一印象、④服装・身だしなみ、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方で、該当実習生の聞き取り調査によると、各自が反省し今後の課題としたいとの回答であった。なお、平成24・25年度より評価点1の選択者が多くなっている。

双方の評価がほとんど一致している項目は⑧思いやり、⑫指導の受け方の態度であり、逆に特に双方の評価の食い違いが生じている項目は⑥積極性・自主性、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方、⑮福祉関係の職業適応度である。⑥積極性・自主性について、指導者は評価点4・5が多いのに対して、実習生1名が評価点5を選択しているが、多くの実習生は評価点4・3が多い。⑩事前学習の程度については、双方とも評価点4・3の選択が多いが、選択の割合率が異なる。⑪実習ノートの書き方について、指導者は評価点4・5が多いのに対して、実習生は評価点4・3が多い。福祉関係の職業適応度について、指導者は評価点4・5が多いのに対して、実習生は評価点4・3が多い。⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方は、平成24・25年度と同様に双方の食い違いが生じた。

年度毎の15項目の内容別に5段階評価された結果によると、各年度の実習生の特徴の一端をうかがうことができる。全年度に共通していることとして評価内容15項目中、事前学習不足であり実習ノートの書き方に苦戦しているように思われる。

事前学習不足については、実習生に配属先を提示してから実習に入るまでの期間が2～3か月ということもあり、理由のひとつとして学内での履修科目の学習等をしながら、実習についての事前学習の時間が作れないことが考えられる。実習ノートの書き方については、事前学習との関係性があると思われる。個人差はあるが、実習施設等の状況の把握不足、職員・利用者との対応に問題が生じている、実習記録の書き方に慣れていない、あるいは文章力のなさなどが考えられる。上記の2点の問題については、時間的に余裕があれば、多少改善されることが予想できる。

(注 評価点は多い方を先に記す)

(2) 年度毎の項目別平均評価について、特に注目される点を述べる。

平成24年度において、双方が最も高く評価した項目について、指導者の場合は項目④服装・身だしなみで評価点4.6、実習生の場合は項目⑫指導の受け方の態度であり評価点4.59である。逆に指導者が最も低く評価した項目は⑨公共に尽くす精神、⑩事前学習の程度でありこの2項目とも同じ評価点で3.87、実習生の自己評価の低い項目は⑩事前学習の程度であり評価点3.24である。双方の差がほとんどなく高い評価点の項目は⑫指導の受け方の態度であり、指導者は評価点4.55、実習生は評価点4.59である。また双方の差が評価点0.5以上の食い違いが見られる項目は⑩事前学習の程度、⑮福祉関係の職業適応度である。

平成25年度において、双方が最も高く評価した項目は同じ⑫指導の受け方の態度で、指導者

は評価点 4.59、実習生は評価点 4.62 である。逆に指導者が最も低く評価した項目は⑩事前学習の程度で評価点 3.88、実習生は⑪実習ノートの書き方であり評価点 3.26 である。双方の差がほとんどなく高い評価点の項目は⑫指導の受け方の態度であり、指導者は評価点 4.59、実習生は評価点 4.62 で、平成 24 年度と同じ傾向にある。また双方の差が評価点 0.5 以上の食い違いが見られる項目は⑥積極性・自主性、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方、⑮福祉関係の職業適応度であるが、⑮福祉関係の職業適応度は評価点約 1.0 の食い違いが生じている。

平成 26 年度において、双方が最も高く評価した項目は同じ⑫指導の受け方の態度であり指導者は評価点 4.64、実習生は評価点 4.72 である。逆に指導者が最も低く評価した項目は⑩事前学習の程度で評価点 3.81、実習生は項目⑪実習ノートの書き方であり評価点 3.42 である。双方の差がほとんどなく高い評価点の項目は⑫指導の受け方の態度で、指導者は評価点 4.64、実習生は評価点 4.72 であり、平成 24・25 年度と同じ傾向にある。また双方の差が評価点 0.5 以上の食い違いがみられる項目は⑥積極性・自主性である。

指導者は、平成 24 年度において実習生より 14 項目を、平成 25 年度は 11 項目を、平成 26 年度は 8 項目について高く評価しているが、年度が進むにつれ評価の仕方が逆転している。

全年度とも、⑫指導の受け方の態度が最も高く評価され、双方ともに評価点は約 4.6 である。特に実習生の自己評価の低い項目は⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方で評価点は約 3.5 であるが、指導者は実習生より約 0.5 高く評価している。

福祉施設等での実習を終えて注目されるのが項目⑮福祉関係の職業適応度であるが、全年度において実習生の評価は低く、特に平成 25 年度は双方の評価の差が大きい。しかし、指導者は実習生に対して高く評価している。

4. 考 察

平成 24・25・26 年度の実習指導者と実習生に対して 3 年連続で同じ内容のアンケート調査を行ったが、各年度により特徴が見られた。多少の差はあるものの、全年度において項目⑫指導の受け方の態度について双方の評価が高く、実習生はまじめに実習を行っていると評価できる。実習生の自己評価が特に低い項目は、多少の差はあるが全年度とも⑥積極性・自主性、⑩事前学習の程度、⑪実習ノートの書き方、⑮福祉従事者適応度があげられる。これらの項目についての問題解消のためには、実習前の学内指導内容を見直し、実習指導者と一層密に連絡を取り合うことが、双方の評価を上げることになると思われる。

なお実習生の聞き取り調査から、挨拶のタイミング・職員や利用者に対してのコミュニケーションの取り方・職員同士のやり取りの中から感じることで、援助者としての積極性、福祉施設の現場ならではの遭遇した場面で対応することにより多くのことを学習している。また今回のアンケート用紙に記入するにあたり、援助者としての一端ではあるがアンケート用紙の内容から基本となる姿勢を感じた実習生が数人いて、実習前にも同じようなアンケート調査を実施しておけば、援助者としての必要性に気づき、実習生の視点に変化があり、ある程度の準備ができたかも知れない。実習での経験を活かし、援助者としての第一歩となることを願いたい。

実習生が満足できなかったことについては各自が反省し、将来の動機づけにつながると考えられる。実習後の実習生は、個人差はあるが実習前より自信に満ちた表情をしているように見える。社会での貴重な体験は、さまざまな観点から実習生自身が自己を見つめる絶好の機会となり、計り知れない大きな学習効果を上げていると評価できる。

謝辞 本研究は、平成 24・25・26 年度の実習指導者・実習生の温かいご協力により研究することができました。皆様方に感謝申し上げます。

〈付記〉本研究は、平成 24・25・26 年度文教大学人間科学部共同研究費の一部を使用して行ないました。

ロールシャッハテストの体験型と統合型 HTP の関連について

The association between the Rorschach Erlebnistypus and the synthetic house-tree-person drawings

浅野 正*

Tadashi ASANO

要旨：ロールシャッハテストで内向型の人は統合型 HTP で人物を木に、外拡型では人物を家に近づけて描きやすく、人物を家の中に描く人は内向型が多かったとする根本 (1998) の研究について、精神病院での 41 名の患者を調査対象として追試を行った。その結果、内向型で人物を木に、外拡型で人物を家に近づけるという傾向は表れなかった。しかし、人物を家の中に描く人は内向型が多かった。別の分類方法として、木と家とを区別せず、人物が木や家と接近しているか離れているかという観点から、接近群と遠距離群を設けて分析を行ったところ、ロールシャッハテストが外拡型の人は、統合型 HTP で人物を木・家に接近させて描きやすいことが示唆された。外拡型の人は自己と環境との相互作用により基本的な充足感を得るという外拡型の基本概念が、人物を木・家に接近させるという統合型 HTP の描き方に表れているのではないかと考察された。

キーワード：統合型 HTP, ロールシャッハテスト, 体験型, 心理アセスメント

I 問題と目的

統合型 HTP とロールシャッハテストは、同じ投射法心理検査であるが、それぞれがとらえやすい性格領域が異なっている。その点に留意してテスト・バッテリーを行うと、臨床心理実践の中で 2 つの心理検査を上手く活用することができる。統合型 HTP は、一枚の画用紙に家と木と人を描くという描画テストである。描かれた人物は意識的な自己像を、樹木は無意識的な自己像を、家は家族への意識を表すとされている。一枚の画用紙は、対象者を取り巻く生活空間と理解され、3 つのアイテムの描き方の中に自己と環境との相互作用が表現されやすいと解される。一方で、ロールシャッハテストは、特に包括システムによる方法の場合、感情のクラスター、思考のクラスター、自己・対人知覚のクラスターといったように、心理内容の類似した変数や指標の集合である複数のクラスターが設定されている。統合型 HTP は特に自他の相互作用を、ロールシャッハテストは自他関係を含みながら、それ以外の性格の諸側面を幅広くとらえているという理解も可能である。

この点に着目して、浅野 (2014) は、2 つの心理検査の関連を調べている。特に抑うつに着目して 2 つの心理検査の関連を調べた結果、ロールシャッハテストの抑うつ指標よりも対処力不全指標の方が、統合型 HTP の抑うつ傾向を示す描画特徴と強い関連を示したことを報告してい

* あさの ただし 文教大学人間科学部

る。そして、抑うつにつながる性格傾向の中でも、抑うつ指標に示される情緒面での脆弱さや悲観的な認知特徴よりも、対処力不全指標に示される対人関係の機能不全や社会生活に対処する能力の欠損の方が、統合型 HTP の中に表れやすいと考察している。また、浅野 (2015) は、ロールシャッハテストの対人知覚の指標である警戒心過剰指標と統合型 HTP の描画特徴との関連も調べている。その結果、警戒心過剰指標が陽性である対象者ほど、統合型 HTP の中の 3 つのアイテムを統合して、遠近感や奥行きを表現した絵を描いていた。これらの研究からは、特に対人関係に関するロールシャッハテストの変数や指標が、それ以外の性格の側面に関する変数や指標と比較すると、統合型 HTP の描画特徴と関連を示しやすいことがうかがえる。

やや古い研究となるが、ロールシャッハテストと統合型 HTP との関連を調査したものに、根本 (1998) の研究がある。この研究では、統合型 HTP で人物を家に関係づけて描く場合は家族に、人物を木に関係づけている場合には深い部分の自己に拠り所を求めるという三上 (1995) の主張を、ロールシャッハテストの体験型と統合型 HTP の人・家・木の位置との関連を調べることで実証的に確認しようとしている。そして、大学生 80 名のデータを分析した結果、ロールシャッハテストで内向型の人は統合型 HTP で人物を木に近く描く一方で、外拡型の人は人物を家に近く描きやすく、さらに人物を家の中に描く人は内向型が多かったことを報告している。

本研究は、この根本 (1998) の研究の追試であり、精神病院患者の臨床群のデータでも同様の傾向があるかを検証する。その際、ロールシャッハテストの体験型や、統合型 HTP の人物と家・木との位置関係の分類は、なるべく根本 (1998) の方法に合わせたい。すなわち、根本 (1998) の研究では、人物を家・木のいずれのアイテム寄りに描くかにより、木寄り群と家寄り群、さらに家と木の間で人物を描く中間群と、家の中に人物を描く群の 4 つの群を設定しているため、本研究でもこの群分けの方法を踏襲する。

それに加えて、この 4 つの群分けとは別に、人物を家・木に接近させて描いているか、人物を家・木と遠くに離れた位置に描いているかという新たな分類方法も導入したい。これは、統合型 HTP では、一枚の同じ画用紙の中に人・家・木の 3 つのアイテムを描くことから、樹木は無意識的な自己像というよりも、対象者の持つ他者像が表れることがあり、そのため、人物が家・木のどちらに近いということ以上に、家であっても木であってもそれらとの物理的距離は、対象者が抱く自分を取り巻く環境との心理的距離を示すとも考えられるからである。そして、この調査結果について、統合型 HTP は自他の相互作用を、ロールシャッハテストはそれ以外の性格の諸側面も幅広くとらえているという視点から考察したい。

II 方法

1. 調査対象

心理アセスメントのテスト・バッテリーとして統合型 HTP とロールシャッハテストを実施した精神病院での 41 名の患者を調査対象とした (平均年齢 33.0 歳, 男性 19 名, 女性 22 名)。41 名の主訴は様々である。ただし、その中でうつ病が主診断であるか、診断にうつ病は含まれないが、抑うつ症状が認められた患者が 18 名だった。なお、41 名の中に統合失調症患者は含まれていない。

2. 評定項目と分析方法

ロールシャッハテストの施行法およびコーディングは、包括システムに準拠した (Exner, 2001/2003)。体験型は、包括システムの基準に従った。すなわち、まず人間運動反応 (M) と重みづけした色彩反応の合計 ($WSumC = 0.5 \times FC + 1.0 \times CF + 1.5 \times C$) を算出し、M と $WSumC$ の合計を EB (Erlebnistypus) とした場合、EB が 10 以下であれば、どちらか片方の

値がもう一方の値よりも2以上大きい場合、EBが10より大きければ、どちらか片方の値がもう一方の値よりも2.5以上大きい場合に体験型を特定できる。そして、Mが大きい場合は内向型(Introversive)、WSumCが大きい場合は、外拡型(Extravertive)、2つの値にはっきりした差がない場合は、不定型(Ambivalent)とした(Exner, 2000/2002)。包括システムでは、ラムダ(Lambda: 総反応数と形態反応により算出される)の値が1.0を超える場合、体験型は回避型(Avoidant)とするが、根本(1998)は片口法に準拠しており、回避型を設定していないことから、本研究でも回避型は考慮しなかった。包括システムによるロールシャッハテストのコーディングは評定者2名で行い、評定が異なった場合は協議を行い確定した。なお、根本(1998)の研究では、体験型について、MがWSumCの2倍以上であれば内向型、WSumCがMの2倍以上であれば外拡型、その間ならば両向型としており、体験型の定義が本研究と異なっている。

統合型HTPの家、木、人物の位置関係については、まず根本(1998)の研究と同じ分類を用いた。すなわち、人物と木との距離、人物と家との距離をそれぞれ測定し、人物が家よりも木と近い(以下:木寄り群)、人物が木よりも家と近い(以下:家寄り群)、人物が木と家の中間に位置するか(以下:中間群)、あるいは人物を家の中に描いているか(以下:家の中群)の4群を設定した。中間群については、人物と木の距離と、人物と家の距離の差が1センチ以下である場合に、人物が木と家の中間にいるとした。また、複数の人物が描かれて、木寄りの人と家寄りの人の両方がいる場合も中間群とした。ただし、複数の人物が描かれても、1人は中間に位置しており、もう1人が木寄り・家寄りである場合は、木寄り群・家寄り群として分類した。複数の人物のうち1人でも家の中にいれば、それ以外の人物は家の外にいても、家の中群とした。なお、根本(1998)の研究では、家寄り・木寄りの両方に人物を描いた場合は中間群とする点は本研究と同じであるが、人物と木・家の距離の差がどの程度であれば木寄り・家寄りとするかについて具体的な距離を設定しての明確な定義は示されていない。

また、根本(1998)とは異なる分類として、木寄り群、家寄り群、中間群のいずれかに分類された統合型HTPについて、人物が木か家のいずれかと接近しているか(以下:接近群)、人物が木とも家とも離れて描かれているか(以下:遠距離群)の2つに分類した。具体的には、人物と木の距離、あるいは人物と家の距離のどちらかが1センチ以下であれば、人物が木か家のいずれかと接近していると判断し、それらの距離がどちらも1センチを超える場合に、遠距離群とした。複数の人物が描かれた時は、そのうち1人でも木との距離か家との距離を1センチ以下に描いていれば、接近群とした。なお、この根本(1998)と異なる分類でも家の中群はそのままとし、接近群、遠距離群、家の中群の3群の分類とした。

統合型HTPを人物と木・家との距離に基づいて、まずは木寄り群、家寄り群、中間群、家の中群の4群で分類し、次に別の分け方として接近群、遠距離群、家の中群の3群で分類し、その2通りの分類のそれぞれについて、ロールシャッハテストの体験型、すなわち内向型、外拡型、不定型による人数差を、 χ^2 検定により検討した。

Ⅲ 結果

統合型HTPで人物を木寄り、家寄り、中間、家の中のいずれに描いたかということと、ロールシャッハテストの体験型との関連を分析した結果は表1の通りである。結果としては、それぞれの該当人数に有意差は認められなかった($\chi^2(6) = 7.333, p = .291$)。対象者41名のうち、内向型が17名、外拡型が7名、不定型が17名だった。内向型17名のうち、人物を木寄りに描いた人は6名、人物を家の中に描いた人は4名だった。外拡型7名のうち、人物を家寄りに描いた人は3名だった。

表1 統合型 HTP の人物と木・家との距離による4分類とロ・テストの体験型

	内向型	外拡型	不定型	合計
木寄り	6	3	7	16
家寄り	4	3	8	15
中間	3	1	2	6
家の中	4	0	0	4
合計	17	7	17	41

$$\chi^2 = 7.333, df = 6, p = .291$$

次に統合型 HTP の描き方において、人物が木や家と接近しているか離れているかという観点から、接近群と遠距離群、そして人物を家の中に描く群を含めた3群を設定し、ロールシャッハテストの体験型ごとの該当人数を比較したところ有意差が認められた。その結果を、表2に示す($\chi^2(4) = 10.315, p = .035$)。残差分析の結果、ロールシャッハテストの内向型において、統合型 HTP の家の中群の該当人数が期待度数を上回り ($Z = 2.5$)、またロールシャッハテストの外拡型において、統合型 HTP の接近群の該当人数が期待度数を上回っていた ($Z = 2.1$)。表2が示す通り、統合型 HTP で人物を家の中に描いた人は、対象者41名のうち4名であるが、そのすべてがロールシャッハテストの体験型が内向型だった。また、ロールシャッハテストの体験型が外拡型の人は7名いる中で、5名が統合型 HTP で人物を木・家と接近させて描いていた。すなわち、統合型 HTP で人物を家の中に描く人は、ロールシャッハテストの体験型が内向型であることが多く、ロールシャッハテストが外拡型の人は、統合型 HTP で人物を木・家に接近させて描きやすいことが示唆された。

表2 統合型 HTP の人物と木・家との距離による3分類とロ・テストの体験型

	内向型	外拡型	不定型	合計
接近	5	5 ▲	5	15
遠距離	8	2	12	22
家の中	4 ▲	0	0	4
合計	17	7	17	41

$$\chi^2 = 10.315, df = 4, p = .035 \quad \blacktriangle: \text{期待値を上回る度数}$$

IV 考察

本研究では、統合型 HTP を木寄り群、家寄り群、中間群、家の中群の4つに分類して根本(1998)の研究の追試を行ったところ、ロールシャッハテストで内向型の人は統合型 HTP で人物を木に近い位置に描きやすく、外拡型の人は人物を家に近い位置に描きやすいという、根本(1998)の報告と同様の結果は得られなかった。その理由として、本研究は大学生ではなく精神病院患者を対象者としていたことや、対象者数が41名と少なかったこと、さらにロールシャッハテストの施行法や体験型の定義が異なっていたということが考えられる。また、根本(1998)の研究では対象者である80名の大学生の平均年齢は20.7歳であったところ、本研究の対象者の平均年齢は33.0歳であり、年齢がやや上であるという違いもあった。統合型 HTP で人物を木に関係づけている場合には、より深い部分の自己を投げ所にするという三上(1995)の主張は、特に青年期を対象者が描く統合型 HTP にはあてはまるが、加齢に伴い青年期的な心性が薄れるに従って、こうした描画特徴が表れにくくなるということがあるかもしれない。

次に、根本(1998)とは別の分類として、人物が木や家と接近しているか離れているかという観点で接近群と遠距離群を設け、家の中群は根本(1998)と同様のままとした3群で、ロールシャッハテストの体験型との関連を分析した。その結果、家の中群については根本(1998)の調

査結果と同様に、ロールシャッハテストの体験型が内向型であることが多かった。根本（1998）は研究の考察の中で、家の中群については家の中に閉じこもるという描画表現から、現実に対する順応の弱さなどの特徴を有する可能性を示唆している。こうした描画表現と社会不適応の関連は、年齢層がやや上の精神病院患者群にも同様に見られるかもしれない。

さらに、接近群と遠距離群の調査結果からは、ロールシャッハテストが外拡型の人は、統合型 HTP で人物を木・家に接近させて描きやすいことが示唆された。この調査結果を、ロールシャッハの体験型の観点からどのように意味づければよいただろうか？外拡型のそもそもの基本概念に立ち返ると、ロールシャッハテストで色彩反応（WSumC）が優位である外拡型の人は、自身と世界との相互作用を使用してより基本的なニーズを充足させる傾向にある（Exner, 1995）。外拡型の人は、内向型の人と比べると、外界に対して感情を率直に表現する。感情を思考にまじらせ、緻密さに欠いた漠然とした論理体系を受け入れることも外拡型の特徴であり、問題解決や意思決定に際しては代替案を熟慮することなく、試行錯誤的に行動する（Exner, 2000/2002）。また、色彩反応は、問題解決場面において感情表現的なやり方を好むことを意味するが、濃淡反応と異なり、状況に応じて感情を外に出すことをやめるという統制も可能であり、その意味で、社会適応に資する内的資源と解される（Weiner, 1998/2005）。

統合型 HTP では、対象者の生活空間を表す一枚の画用紙に、自己、他者、家族を示す複数のアイテムを描くため、自己と環境との相互作用が表現されやすいとされる。一方で、ロールシャッハテストでは、感情、思考、統制力などといった性格の諸側面を幅広くとらえることが可能であり、特に体験型が外拡型の人の場合、上述したような性格特徴が感情、思考、統制力といった領域に表れることが推測できる。こうした感情、思考、統制力などの複雑な性格特徴を統合型 HTP の描き方から推測することは難しいだろう。しかし、統合型 HTP の場合、外拡型のそもそもの基本概念、すなわち外拡型の人は自身と世界との相互作用により基本的な充足感を得る傾向にあるという命題が、人物を木・家に接近させるという絵の描き方の中に表れているという理解も可能である。

この場合、樹木は無意識的な自己像というよりも、対象者の持つ他者像が表現されているとした方が考えやすい。統合型 HTP は、バウムテストのように一枚の画用紙に一本の樹木を描くものとは異なり、一枚の同じ画用紙の中に人物や家と併せて樹木を描く。すでに画用紙の中には自己を投映していると考えられる人物が描かれていることから、バウムテストと比較すれば、樹木に無意識的な自己像よりも他者像が投映されやすいかもしれない。そして外拡型の人が、人物を樹木に接近させて描くときは家族以外の重要な他者と、人物を家に接近させる時は特に家族との相互関係の中に基本的な充足感を求めているという解釈も可能である。

本研究は対象者が少なく、こうした解釈仮説が確かであるとはまではいえない。今後の調査では、統合型 HTP の分類方法については、木寄り群、家寄り群、中間群、家の中群の4つに設定する方法に加え、それとは別の分類として木を家とを区別せず、人物が木や家と接近しているか離れているかという観点で接近群と遠距離群を導入して、複数の年齢層でロールシャッハテストの体験型との関連を調べるのが望まれる。

参考文献

- 浅野正 (2014). 統合型 HTP に表れる抑うつ心理特徴 — ロールシャッハテストのうつ病指標と対処力不全指標からの検討 —. 人間科学研究, 36, 91-100.
- 浅野正 (2015). ロールシャッハテストの警戒心過剰指標と統合型 HTP の関連について. 生活科学研究, 37, 89-95.
- Exner, J. E. (Eds.). (1995). *Issues and methods in Rorschach research*. New York, NY: Routledge.
- Exner, J. E. (2000). *A primer for Rorschach interpretation*. Asheville, NC: Rorschach Workshops. 中村紀子・野田昌道 (監訳) (2002). *ロールシャッハの解釈*. 金剛出版.
- Exner, J. E. (2001). *A Rorschach workbook for the comprehensive system (5rd ed.)*. Asheville, NC: Rorschach Workshops. 中村紀子・西尾博行・津川律子 (監訳) (2003). *ロールシャッハ・テスト ワークブック (第 5 版)*. 金剛出版.
- 三上直子 (1995). *S-HTP 法 — 統合型 HTP 法の臨床的・発達のアプローチ*. 誠信書房.
- 根本句子 (1998). 統合型 HTP 法における 3 アイテム間の位置関係とロールシャッハ・テストの体験型との関連. *ロールシャッハ法研究*, 2, 33-43.
- Weiner, I. B. (1998). *Principles of Rorschach interpretation*. New Jersey: Lawrence Erlbaum Associates. 秋谷たつ子・秋本倫子 (訳) (2005). *ロールシャッハ解釈の諸原則*. みすず書房.

ためらい場面での時間的要求と特性不安の主要因との関連

— 意志決定時に反応を弱める機能としての検討 —

Association between the Need to Cope with Time Demands in Uncertain Situations and Trait-Anxiety: Study of Response-weakening Functions During Decision Making

鈴木賢男*

Masao SUZUKI

要旨：本研究は、大学生 67 名を対象者として、自由回答による記述の類型（鈴木、2008）をもとに、24 項目のためらい場面項目を作成し、意志決定時に意識する内容についての 20 項目や特性不安尺度との関連を調査した。その結果、ためらい場面での時間をかける傾向にある人ほど、特性不安が高いことや意志決定時に反応が減退する志向性（時間確保、重圧予期、失敗回避）が高いことがわかった。

キーワード：hesitation, trait anxiety, decision making, procrastination

はじめに

“ためらい”という心的体験は、一般的に、何らかの対処が必要だと思われる事態に対して、即座には反応しないようにしている状態で、主体自身が感じている一種の感情状態とも考えられる。その際には、はっきりはしないが、何か反応を休止するように働きかけているように感じられるものだが、他者からは、実際に対処するかどうか決断ができなくて、意志不決定のまま迷っている状態にも見えるし、決断したものの何をどうしていいかわからず、ぐずぐずしたまま対処できずにいる状態にも見えるであろう。日本語版 Action Control Scale (J-ACS) を作成した佐久間（2009）は、「決断から実行にかけての移行がスムーズかを示す」AOD 尺度で、活動志向性とは反対に、状態志向性を表すものに相当する hesitation に対する訳語を「躊躇性」としている。ここでは特に「スムーズ」さを欠くという点が、躊躇（≒ためらい）の特性を表しているものと思われるが、このことは、対立する誘因が特にはっきりしておらず、また、進退窮まり動きがとれないということでもなく、アクセルに足は置いてはいるものの、なかなか踏み込めない様子として捉えることができるだろう。となると、明確な欲求の力動的な緊張関係にある conflict とは異なるものと言えるかもしれない。

更に、“ためらい”という心的状態の構造には特に言及せず、おそらくその一つの帰結として、一般的に「何らかの達成すべき課題を遅らせること」(Lay, 1986) として procrastination (先延ばし) なる概念が定義され、一時的に課題とは無関連、あるいは課題を妨害する行動をとる現象

* すずき まさお 文教大学人間科学部

として、小浜（2010）は、その前後過程の検討を加えている。

このように、“ためらい”は、そのものとして研究対象になるというよりは、行動や決断を停滞させる心的状態の一つとして取り上げられたり、あるいは、帰結として生じる課題から逸れた行動に焦点があてられたりするが、ここでは、ためらい場面の諸特性やためらいの心的構造について明らかにするとともに、ためらいを喚起する要因やためらいによる正負に限らない心理的効果を調べていくことで、人間生活における“ためらい”そのものの機能（役割）の検討を目指したい。本研究は、この立場に立って、鈴木（2015）における“ためらい”と特性不安との関連性をより明確にするために、“ためらい”や“躊躇”という言葉そのまま調査対象者に示すことなく、ためらい場面として考えられる種々の状況を提示して、それに対して時間をかける傾向と意志決定時の意識や特性不安との関連性を調べることを目的とした。

方 法

1. 質問紙調査法

A3一枚の用紙で表裏に印刷をし、見開きによる冊子状の質問紙を作成した。内容に関しては、次の4点についてであった。

最も強くためらいを感じた場面として回答された自由記述の分析（鈴木，2008）によって分類された11類型、①好感触を求める機会（望んでいる人間関係に移行しようとする場合）、②深刻にさせる機会（良好な状態にある人間関係に波紋をもたらそうとする場合）、③注視される機会（周囲から浮き上がり目立ってしまう場合）、④接近する機会（他の人と接触する時に意識過剰になってしまう場合）、⑤決意的行為（目標や目的を定めて挑戦をする場合）、⑥新規的行為（普段とは異なる体験をする場合）、⑦希薄的行為（差し迫った状態で理解・対応を要する場合）、⑧損失的行為（自分を抑えて我慢をする必要がある場合）、⑨失意的行為（当初の目標や目的を見失いそうな場合）、⑩背反的行為（自制心が効かなくなるような場合）、⑪購入価値判断（物品を購入することの価値を判断する場合）から、類型に属する2つの特性を抽出して、項目文を作成した。例えば、①好感触を求める機会では、6つの特性の中から「好きな人に告白をしようとするとき」と「身近な人と率先して仲直りしようとするとき」の2つであった。以上の合計22項目に、大学生生活の「先延ばし」で問題とされやすい課題関係から、試験、それからレポートへの着手を加えて24項目とし、「以下のことを決断するまでに時間をかける方だと思いますか。自分に当てはまる程度を回答してください。」との教示文を示した後、「かなり時間をかける～ほとんど時間をかけない」までの5件法で評定してもらった。

次に、新版STAI Y-2（肥田野他，2000）より問番号21～40の特性不安に関する20項目を用い、ランダムに配置しなおした上で、「次の1から20までの文章を読んで、あなたがふだん、どう感じているか、最もよくあてはまる箇所（番号）を各項目の左の欄から選んで、○で囲んでください。あまり考えこまないで、あなたがふだん、感じている気持ちを一番よくあらわしているものを選んでください。」との教示文の後に、「ほとんどいつも」「たびたびある」「ときどきある」「ほとんどない」の4件法で回答を得た。

最後に、ためらいの諸特性を調査するために考案した項目文15項目（鈴木，2015）より、“ためらい”という用語、もしくは、それを意味する語用を排し、新たに作成した項目を加えて計20項目を用い、「何かを決めなければいけない場合、以下の項目に、どの程度当てはまると思いますか。当てはまる程度をお答えください。」と教示を入れた後に、「かなり当てはまる～全くあてはまらない」までの5件法で評定してもらった。

2. 対象者

調査対象者は、文系大学生 67 名で、男性は 30 名、女性は 36 名であった。平均年齢は、全体で 19.0 歳 (SD=0.41)、男性で 19.2 歳 (SD=0.65)、女性では 18.9 歳 (SD=0.41) であった。

3. 手続き

2016 年 1 月の筆者担当の授業の試験後に、一斉に調査用紙を配布し、その場で回答してもらい、退出時に回収をさせてもらった。調査に要した時間は、概ね 10 ～ 15 分程度であった。

分 析

それぞれのためらい場面に対して、決断するまでにかかる時間の程度を回答してもらった 24 項目について、固有値 1.0 以上 (カイザー基準) を基準とした主因子法による因子分析を実施した結果、9 因子を抽出したが、共通性で 0.30 未満であった「ちょっと悪いことなら、してもいいかどうか」「身近な人に自分の悩みをうちあけるかどうか」「続けてきたものを、途中でやめてもいいかどうか」の 3 項目に関しては、独自性が比較的高い項目としてこれを除外し、改めて 21 項目で、固有値減衰率の状態から、抽出する因子数を 5 因子に固定して、主因子法による因子分析を行った後、回転バリマックス解を得た (累積寄与率 38.8%)。

Table 1 で、F1 の因子を構成する項目は、「課題レポートにいつ取り掛かるかどうか」「テスト前の勉強にいつ取り掛かるかどうか」のように、難しい問題に向かっていくことを意味する状況と考えられたので、「課題的状況」($\alpha=.76$) と命名することとした。F2 では、「ケンカしてしまった後、仲直りするかどうか」「やりたいと思っていることを、実際に始めるかどうか」などに表されるように、わだかまりがまだ残っていたり、本気なのかどうかがあやふやなままでの決着を意味する状況と考えられたので、「曖昧的状況」($\alpha=.59$) と命名した。F3 は、「高価な商品を買おうかどうか」「達成困難な場合に、ある程度で妥協するかどうか」「好きな人ができたとき、告白するかどうか」などのように、良かれ悪しかれ、衝動的に魅力的で引かれる対象を選択することを意味する状況と思われたので、「誘因的状況」($\alpha=.38$) と命名することとした。F4 は、「思いもよらない不幸な事実を受け入れるかどうか」「知合いに知っている秘密を暴露するかどうか」のように、真偽や是非が疑わしく完全には承認しがたい状況と思われたので、「疑念的状況」($\alpha=.49$) と命名した。F5 は、「人前で、他の人に親切にするかどうか」「責任ある仕事(係)を引き受けるかどうか」に見られるように、自身の選択や行動に対して他者が反応を示したり、評価を示したりする状況と思われたので、「評価的状況」($\alpha=.52$) と命名することとした。これらの因子を構成する項目の評定を合計し、尺度としての信頼性を検討したところ、信頼性係数である α 係数は、「課題的」では十分な値を示したが、「誘因的」では、項目数の少なさを考慮したとしても、特に低い値を示しており、尺度内の項目の一貫性に問題が残ることとなった。

更に、何かを決めなければいけない時に考えられる状況で感じたり意識する程度を回答してもらった 20 項目について、固有値 1.0 以上 (カイザー基準) を基準とした最尤法による因子分析を実施した結果、5 因子を抽出したが、共通性で 0.3 未満であった「成功したとしても興奮はできるだけ抑えたい」「先の先まで考えてしまいやすい」の 2 項目と、共通性が 1.0 を示した「何かと決めるのに迷いやすい」の計 3 項目を除外した。この 17 項目に対して、固有値減衰率の状態から、抽出する因子数を 4 因子に固定して、最尤法による因子分析を行った後、回転バリマックス解を得た (累積寄与率 56.7%)。

Table 1. ためらい場面での時間的要求に対するバリマックス回転解因子負荷量

	F1	F2	F3	F4	F5	h ²
B.23 課題レポートにいつ取り掛かるかどうか	.85	-.06	.07	-.10	-.02	.75
B.21 テスト前の勉強にいつ取り掛かるかどうか	.81	-.12	.06	-.06	.08	.68
B.08 苦手なことに取り掛かるかどうか	.67	.21	-.01	.01	.02	.49
B.17 人前で、自分の意見を言うかどうか	.41	.25	-.08	.37	.26	.45
B.16 新しい環境に、進んで馴染もうかどうか	.37	.15	.02	.18	.25	.26
B.02 ケンカしてしまっただ、仲直りするかどうか	-.16	.69	.00	.06	.21	.56
B.07 やりたいと思っていることを、実際に始めるかどうか	.15	.46	-.03	.01	-.11	.25
B.06 最終的な進路先を絞り込むかどうか	.11	.46	.28	.08	-.46	.51
B.09 複数の候補からある一つを選べるかどうか	.23	.34	-.28	.28	-.01	.33
B.01 上手くいってない状態で、別れを切り出すかどうか	.16	.33	.27	.27	-.07	.29
B.05 気に入った商品を実際に購入するかどうか	-.24	.32	.28	.27	.09	.32
B.14 高価な商品を買おうかどうか	.09	-.14	.64	.20	-.10	.49
B.12 達成困難な場合に、ある程度で妥協するかどうか	-.11	-.00	.39	.11	.00	.17
B.04 好きな人ができたとき、告白するかどうか	.11	.08	.36	-.04	.07	.15
B.24 欲求に身を任せて行動してもいいかどうか	.04	.18	.28	.28	.03	.19
B.11 思いもよらない不幸な事実を受け入れるかどうか	-.01	.03	.14	.56	-.15	.36
B.10 知合いに知っている秘密を暴露するかどうか	-.09	-.08	.10	.46	.03	.24
B.03 公のために自分を犠牲にできるかどうか	.05	.14	-.03	.45	.19	.27
B.15 人前で、他の人に親切にするかどうか	.05	.06	-.02	.01	.55	.31
B.13 責任ある仕事（係）を引き受けるかどうか	.22	-.20	.30	.17	.54	.50
B.20 異性のすぐ近くに座っていいかどうか	.01	.43	.43	-.15	.45	.60
寄与率	11.6	8.0	6.7	6.4	6.2	

Table 2. 意志決定時の意識に対するバリマックス回転解因子負荷量

	F1	F2	F3	F4	h ²
D.20 そう簡単には失敗できない	.86	.27	.23	.17	.89
D.14 間違いのない完璧な判断をしたい	.62	.08	.20	.32	.53
D.19 失敗したとしてもダメージを少なくしたい	.53	.36	.25	.12	.48
D.07 周囲の目が気になるほど	.41	.34	.09	.34	.41
D.02 やり直しが効かないことが多いと思う	.38	.38	.29	.09	.37
D.13 なかなか一歩が踏み出せない	.06	.81	.31	.12	.76
D.15 何かと気が引けてしまうことが多い	.27	.77	.12	.23	.73
D.04 落ち込みやすい	.26	.37	.27	.21	.32
D.03 決断はできるだけ後半まで引き延ばす	.09	.10	.76	.27	.66
D.18 速く決める必要がある状況は苦手なほうだ	.28	.45	.70	-.23	.83
D.09 時間切れで急いで決めることが多い	.18	.36	.57	.00	.48
D.16 何かもっと大事なことがあるかと思ってしまう	.31	.41	.47	.12	.50
D.10 とにかく速断は避けるようにしている	.26	.09	.46	.26	.36
D.05 不備な点はないかと気になることが多い	.34	.24	-.12	.69	.66
D.06 いろいろと気がかりなことがある	.29	.28	.12	.62	.57
D.12 想定外に生じることを想像しやすい	.01	.03	.14	.58	.36
D.11 慎重に物事をすすめたい	.53	.01	.35	.58	.73
寄与率	15.4	14.6	14.2	12.4	

Table 2で、F1の因子を構成する項目は、「そう簡単には失敗できない」「間違いのない完璧な判断をしたい」などで、極力失敗をしたくないという気持ちとなっているので、「失敗回避志向」($\alpha = .79$)と名付けることができた。次に、F2では、「なかなか一歩が踏み出せない」「何かと気が引けてしまうことが多い」となっており、気の重さや気持ちの上で一歩後退する感じになっているので、「重圧予期志向」($\alpha = .74$)と名付けた。F3は、「決断はできるだけ後半まで引き延ばす」「速く決める必要がある状況は苦手なほうだ」は、時間が制限されていることを嫌い、できるだけ猶予時間を設けようとする気持ちになっているので、「時間確保志向」($\alpha = .81$)と名付け

た。最後に、F4は、「不備な点はないかと気になることが多い」「いろいろと気がかりなことがある」など、状況が常に流動的で想定範囲を超えていくものと考えてしまうことを意味するものと思われたので、「不確実性志向」($\alpha = .73$)と名付けた。これらの因子を構成する項目の評定を合計し、 α 係数を求めたところ、いずれの因子においても、信頼性を示す十分な値を示した。

特性不安の項目に関する因子分析は、鈴木(2015)とほぼ同じ結果が得られた。一つの因子は、「非平静感」と名付けられ、「ひどく失望するとそれが頭から離れない」「つまらないことが頭にうかび悩まされる」のような状態を構成していた。他の因子は、「非充足感」因子では、「楽しい気分になる(逆転)」「うれしい気分になる(逆転)」などを構成し、「非統制感」因子は、「落ちついた人間だ(逆転)」「冷静で落ちついている(逆転)」など、「非効力感」因子は、「力不足を感じる」「自信がない」などを構成するものとなった。

結 果

本研究で特性不安の因子となった「非平静感」「非充足感」「非統制感」「非効力感」を平均して特性不安全体の尺度得点($\alpha = .81$)を算出した。また、ためらい場面の状況についての因子となった「課題的状况」「曖昧的状况」「誘因的状况」「疑念的状况」「評価的状况」を平均して、全般的に、対処に時間がかかる傾向を表わすものとして「ためらい傾向」得点($\alpha = .71$)とした。更に、意志決定時における意識についての因子となった「失敗回避志向」「重圧予期志向」「時間確保志向」「不確実性志向」を平均し、意志決定時から実際の遂行の段階に至るまでの反応を鈍らせたり引かせたりする状態を全般的に示すものとして「反応減退性」得点($\alpha = .90$)とした。

以上の、「特性不安」尺度と「ためらい傾向」、「反応減退性」の得点間での関係性を調べるために、ピアソンの積率相関係数を求めたところ、「特性不安」と「反応減退性」の相関係数が、 $r = .58$ となり、1%水準で有意な正の相関が認められ、また、「反応減退性」と「ためらい傾向」との間に、 $r = .50$ で、1%水準で有意な正の相関が認められた。

更に、「反応減退性」と特性不安の下位尺度との相関係数を算出した結果、「非平静感」との相関係数が $r = .70$ ($p < .01$)となり、「非充足感」 $r = .32$ 、「非統制感」 $r = .29$ 、「非効力感」 $r = .33$ よりも強い正の相関を得ることとなった。また、「ためらい傾向」と反応減退性の下位尺度得点との相関係数を算出した結果、「時間確保志向」との相関係数が $r = .52$ 、「重圧予期志向」で $r = .49$ 、「失敗回避志向」で $r = .36$ となって、いずれも1%水準で有意な正の相関を示したが、「不確実性志向」では有意な相関係数は得られなかった。

考 察

「特性不安」と「反応減退性」に正の相関が認められたことから、不安になりやすい傾向を持つ人ほど、意志決定時の「反応減退性」が高くなることが窺われた。更に、特性不安の主要因と考えられる「非平静性」との関連が特に強かったことから、「ひどく失望するとそれが頭から離れない」「つまらないことが頭にうかび悩まされる」などの比較的過剰で反復性のある神経過敏な状態と「反応減退性」との関連が示唆された。更に、「反応減退性」と「ためらい傾向」との間に正の相関が認められたことにより、意志決定時や遂行に向けての反応を弱める志向性(不確実性志向を除く)の高い人は、「ためらい傾向」が高く、ためらい場面で時間をかける傾向にあることが示唆されることとなった。

引用文献

- 肥田野直・福原真知子・岩脇三良・曾我祥子・C.D.Spielberger 『新版 STAI』実務教育出版 2000
- 小浜駿 先延ばし過程で自覚される認知および感情の変化の検討 日本心理学研究, 81 (4), 339-347, 2010
- 佐久間夕美子・佐藤千史 日本語版 Action Control Scale (J-ACS) の作成 日本保健福祉学会誌, 15 (1), 1-9, 2009.
- 鈴木賢男 感情体験の分析 (IX) —ためらいについて—文教大学生生活科学研究所紀要「生活科学研究」 30, 77-91, 2008.
- 鈴木賢男 ためらいと不安の構成要素間の関連 —選択場面における許容できる失敗度・損害度・負担度— 第78回日本心理学会発表論文, 3EV-098, 2015.9.24.

箱庭体験とコラージュ体験の比較検討

— 気分変化を中心に —

Comparative Study of Sand Play Work and Collage Work sand play work and collage work

— A focus on mood change —

井上清子*

Kiyoko INOUE

要旨:「心理療法」の授業を履修している文教大学教育学部4年生のうち、今回の研究の目的と方法について説明し同意の得られた41人を対象として、全15回の授業の第12、13、14回目の箱庭体験とコラージュ体験の授業を利用して、各体験前後に質問紙調査を行った。コラージュ体験および箱庭体験前後の気分の変化を調べるために、POMS短縮版の下位尺度、および総合感情障害(TMD)の体験前後の得点についてpaired t-testを行った。その結果、コラージュ体験、箱庭体験ともに、安心できる環境においては、単回の施行でも、緊張・不安、抑うつ、疲労、混乱、怒り・敵意などネガティブな気分を軽減させ、活気というポジティブな気分を向上させる効果があることがわかった。また、その機序としては、コラージュの場合は、主に心理的退行と自己表現による美意識の満足によって、箱庭の場合は、心理的退行と自己表出(気持ちの表出)によって、気分変容が起こった可能性が考えられた。

キーワード: 箱庭, コラージュ, 気分変化, POMS

1. 目的

箱庭療法は、1992年にはじめられた世界技法(Lowenfeld 1939)に源流を持ち、スイスのカルフが「砂遊び」療法と命名していたものを、1965年に河合が「箱庭療法」として日本に伝えた。砂を入れた57cm×72cmサイズの内側が青い箱庭の中に、自由に玩具を置いていく。長い歴史の中で、ユング派を中心として研究が重ねられ、臨床現場においても普及していった。箱庭は、受容的な治療者と被治療者との人間関係を母体として生み出される一つの表現であり、治療においては、まず自我の防衛を弱めて、無意識内の心的内容をいわば受動的に表出させる作業と、次にそれを積極的に統合していこうとする働きとが行われる中で、被治療者の自然治癒力が働いていく(河合1969)。

一方、コラージュ(collage)は、写真や絵や文字などを、画用紙などに貼ってひとつの作品にする美術の手法である。日本では、1987年頃からコラージュ療法として施行されるようになって

* いのうえ きよこ 文教大学教育学部

てきた比較的新しい心理療法である。森谷ら（1993）は、「持ち運べる箱庭」として、治療者があらかじめ雑誌等から切り抜いたものを用意して箱に入れて置き、クライアントがそこから選択して画用紙にのり付けする、ボックスコラージュ法を考案し、杉浦ら（1994）は、同じく箱庭から発想を得て、雑誌から自分の好きな写真やイラストをはさみで自由に切り抜き、好きなように台紙に貼るマガジン・ピクチャー・コラージュ法を考案した。コラージュ療法には、心理的退行、自己表出、内面の意識化、自己表現と美意識の満足、言語表現の補助的要素、診断材料、ラポール・相互作用・コミュニケーションの媒介の効果があると考えられている（杉浦 1994）。

健常者においても、コラージュ制作前後で気分が好ましい変化がみられることが報告されている（石口 2006：山本 2006）。POMS（Profile of Mood State）（横山 2005）などの標準化された質問紙を使用した定量的な研究も行われており（近喰 2000, 青木 2001, 井上 2011, 杉本 2012）、単回の施行でも、ネガティブな気分が減りポジティブな気分が増すことが報告されている。

しかし、箱庭については、シリーズで実施し系統的に見ていくことが推奨されているためか、単回施行での気分変容に関する研究、特に POMS を用いてコラージュと比較した研究は報告されていない。

そこで、本研究では、大学生を対象として、POMS を用いて、コラージュと箱庭の単回施行による気分変容を調べ、その要因を検討を行う。

2. 方法

(1) 対象

選択科目である「心理療法」の授業を履修している文教大学教育学部 4 年生のうち、今回の研究の目的と方法について説明し同意の得られた 41 人（女性 38 人 男性 5 人、平均年齢 21.42 ± .76 歳）のデータを使用した。（同意の得られなかった者、対象回に欠席のある者は除外した。）なお、対象となった学生は皆、遊戯療法（箱庭療法やコラージュ療法含む）についての講義やカウンセリングの演習を受けている。

(2) 方法

「心理療法」の全 15 回の中の第 12、13、14 回目の箱庭およびコラージュを体験する授業 3 回を利用して質問紙調査を行った。箱庭体験およびコラージュ体験は、いずれも名簿順に 4 人一組のグループで行なった。

1) 箱庭体験：箱庭台数と受講者数の関係で、第 12、14 回に、1 回 2 セッション、計 4 セッションを行い、グループ全員が順番に箱庭制作ができるようにした。1 セッションは 45 分である。セッションでは、4 人のうち 1 人のメンバーは、箱庭についての経験や興味などを問う質問紙と POMS 短縮版（横山 2005）に回答した後、30 分以内で「自由に」箱庭制作を行い、他のメンバーは製作者を「ほど良く見守る」よう教示した。制作後、残りの時間で、製作者はメンバーに作った箱庭についての説明を行い、メンバーは質問をしたり自分が箱庭に抱いたイメージを語りシェアリングをするように教示した。シェアリング終了後、製作者には、再び POMS 短縮版と感想などの質問紙に回答するよう求めた。

2) コラージュ体験：箱庭とコラージュの体験順による影響を少なくするため、コラージュを第 13 回に全員が制作した。コラージュにおいては、「クライアントが制作中にはセラピストはそばで邪魔にならないように静かに見守ればよいと思う」（森谷 1995）、「セラピスト自身もクライアントと並行してコラージュを作る方法が考えられている」（杉浦 1994）ことから、一緒に制

作しても支障はないと判断した。コラージュについての経験や興味などを問う質問紙と POMS 短縮版に回答した後、全員が 30 分以内で、各人が持参した雑誌とのり、はさみを使用して、「自由に」マガジン・ピクチャー・コラージュ法を行った。B4 の白紙は筆者が用意した。制作後、順番にグループメンバーに自分が作ったコラージュについての説明を行い、他のメンバーは質問をしたり自分が抱いたイメージを語りシェアリングをするように教示した。シェアリング終了後、再び POMS 短縮版と感想などの質問紙に回答するよう求めた。

3. 結果と考察

(1) グループメンバーに対する安心感や信頼感について

4 人一組のグループごとに制作やシェアリングを行うため、メンバーとの関係も影響すると考え、箱庭を制作した後の質問紙で「メンバーに対して安心感や信頼感が持てましたか」と問い、「全く持てない」～「とても持てた」までの 5 件法で回答を求めた。その結果、「大体持てた」10 人 (23.3%)、「とても持てた」33 人 (76.7%) と、全員がグループのメンバーに対して安心感や信頼感を持っていることが分かった。箱庭制作を先 (12 回目) にやった者と後 (14 回目) にやった者としてメンバーに対する信頼感に差があるかを検討するために、 χ^2 検定を行ったが、有意差はみられなかった。これは、メンバーが同じ心理教育課程の学生同士であり、本授業を含め心理系の選択科目を共に受講する機会も多く、お互いに知り合っていたために最初から安心感をもつことができたと思われる。

(2) 体験前後の気分変容

コラージュ体験および箱庭体験前後の気分の変化を調べるために、POMS 短縮版の下位尺度、および総合感情障害 (Total Mood Disturbance, 以下 TMD) の体験前後の得点について t 検定 (paired t-test) を行った結果を表 1-1、1-2 に示した。その結果、コラージュ体験後は体験前より、緊張・不安、抑うつ、疲労、混乱 ($p<.01$)、怒り・敵意の得点は有意に減少し、活気は有意に増加した ($p<.05$)。同様に、箱庭体験後は体験前より、緊張・不安、抑うつ、怒り・敵意、疲労、混乱の得点は有意に減少し ($p<.01$)、活気は有意に増加した ($p<.05$)。すなわち、コラージュ体験、箱庭体験ともに、安心できる環境においては、単回の施行でも、緊張・不安、抑うつ、疲労、混乱、怒り・敵意などネガティブな気分を軽減させ、活気というポジティブな気分を向上させる効果があることがわかった。

コラージュと箱庭の体験後の気分を比較するために、体験後の POMS 短縮版の下位尺度および TMD の各得点について t 検定 (paired t-test) を行ったところ、いずれも有意な差は見られなかった。

表 1-1 箱庭体験前後での POMS 得点の変化

	体験前平均値 (SD)	体験後平均値 (SD)	t 値
T-A (緊張・不安)	6.90 (5.50)	2.66 (3.11)	6.94**
D (抑うつ・落ち込み)	3.29 (3.47)	1.78 (2.66)	3.16**
A-H (怒り・敵意)	1.41 (2.44)	.32 (.88)	3.45**
F (疲労)	7.39 (4.70)	2.73 (3.12)	7.96**
C (混乱)	7.05 (3.53)	4.46 (2.25)	5.80**
V (活気)	6.93 (3.68)	8.51 (5.07)	-2.49*
TMD (総合感情障害)	19.12 (16.98)	3.44 (11.42)	7.14**

* $p<.05$, ** $p<.01$

表 1-2 コラージュ体験前後での POMS 得点の変化

	体験前平均値 (SD)	体験後平均値 (SD)	t 値
T-A (緊張・不安)	3.78 (3.98)	1.73 (2.39)	4.55**
D (抑うつ・落ち込み)	2.59 (3.64)	1.24 (2.36)	3.26**
A-H (怒り・敵意)	.90 (2.15)	.37 (1.04)	2.05*
F (疲労)	4.93 (4.99)	2.56 (3.60)	4.07**
C (混乱)	5.85 (2.93)	4.07 (2.31)	4.14**
V (活気)	6.54 (4.53)	7.88 (5.33)	-2.67*
TMD (総合感情障害)	11.49 (16.94)	2.10 (12.69)	4.58**

* $p < .05$ 、** $p < .01$ 、*** $p < .001$

(3) コラージュ体験と箱庭体験の相違

コラージュ体験後と箱庭体験後の感想を杉浦 (1994) の治療的要因を基に表 2 に分類した (複数回答あり)。杉浦 (1994) の 7 つの治療的要因のうち、「言語面接の補助的要素」と「診断材料」については、言語面接や診断を目的としない今回の体験には該当しないため除外した。

コラージュについては、「自己表現と美意識の満足」についての記述が 26 人と圧倒的に多かった。「切り方も自由、貼り方も自由なので工夫して自分の好きなものが作れた」「自分らしさにあふれたものになった」「納得のいく作品ができた」など、今回行ったマガジン・ピクチャー・コラージュ法では、素材から自分の好きなものを準備できるため、箱庭よりも自己表現による美意識の満足が得られやすいものと思われた。次いで多かったのは、「心理的退行」で、15 人が記述していた。

表 2 コラージュ体験および箱庭体験の感想

治療的要因	コラージュ		箱庭	
	人数	記述例	人数	記述例
①心理的退行	15	自分の思うがままに切ったり貼ったりできて楽しかった/没頭して作業することができた/すごく楽しくて止まらなくなった/ワクワクとした楽しい気持ちで取り組むことができた	15	ほうっとしてしまいうくらい楽しかった/次々ストーリーが沸いてきて面白かった/すごく集中することができた/別の世界にいるような気持ちになった/砂の感触が気持ちよかった
②自己表出 (気持ちの解放)	4	自分の気持ちや頭の中を自由に表出することで気分がはれた/今の私の生活状況、気分が表れている/こうなりたいという願望が出ていた気がする	14	意識していなかった気持ちが箱庭に表れてびっくりした/素直な感情が箱庭に表れていたのが面白かった/自分の考えていることや思いが本当に表れるものだなと思った/不安が箱庭に出てきてしまい驚いた
③内面の意識化	3	自分は全体のバランスを重要視する傾向があることに気づいた/自分が夏を楽しみたがっていることがわかった/こういう物を作る時に共通して使っているものがあることに気づいた	7	自分で気づくことができなかった気持ちが見えてきた/作りながら自分の気持ちと向き合うことができた/今の自分を見つめ直すきっかけとなった/自分の今の気持ちを整理することができた。
④自己表現と美意識の満足	26	納得のいく作品ができた/自分の作ったコラージュを見るとワクワクする/切り方も自由貼り方も自由なので工夫して自分の好きなものが作れた/自分らしさにあふれたものになった	11	自分が作りたいイメージをそのまま作れた/自分の頭の中にあるものを道具を使って表現できて凄く楽しかった/だんだんストーリー性もできていって満足のできるものを作れて楽しかった
⑤ラポール・相互作用・コミュニケーションの媒介	6	作品について話したり一緒にやっていく時間が楽しくて気分が良くなった/一人でやるよりも友達と一緒にやるととっても楽しいと思った/シェアしながらいろんな想像や話しが膨らんでいった	11	友達に話しながらやることで元気がでた/自分一人で抱え込んでいたものを班の人と共有できた/同じ班の人が質問してくれることに答えていく中で自分がどうしたいのかが少しずつ見えてきた

箱庭については、「心理的退行」が一番多く、箱庭と同じ15人で記述があった。次いで「自己表出（気持ちの解放）」を14人が記述していた。「自分の考えていることや思いが本当に表れるものだなと思った」「素直な感情が箱庭に表れていたの面白かった」などの他、「意識していなかった気持ちが箱庭に表れてびっくりした」「不安が箱庭に出てしまい驚いた」などの記述もあり、コラージュよりも様々な気持ちが、時には意識していない感情も出てしまうことが推察された。それが、「自分の頭の中にあるものを道具を使って表現できてすごく楽しかった」「だんだんストーリー性もできていって満足のできるものを作れて楽しかった」という「自己表現と美意識の満足」(11人)、「自分一人で抱え込んでいたものを班の人と共有できた」「同じ班の人が質問してくれることに答えていく中で、自分がどうしたいのかが少しずつ見えてきた」という「ラポール・相互作用」(11人)、そして「自分の気持ちと向き合うことができた」「自分を見つめなおすきっかけとなった」「今の自分の気持ちを整理することができた」という「内面の意識化」(自己洞察) (7人)につながっていったことが推測された。

これらのことから、コラージュ体験・箱庭体験とも、安心できる環境においては、単回の施行でも、緊張・不安、抑うつ、疲労、混乱、怒り・敵意などネガティブな気分を軽減させ、活気というポジティブな気分を向上させる効果があるが、その機序としては、コラージュの場合は、主に心理的退行と自己表現による美意識の満足によって、箱庭の場合は、心理的退行と自己表出（気持ちの表出）によって、気分変容が起こった可能性が考えられた。

(4) 今後の課題

今回は、授業時間での体験を利用した調査であったため、実験環境を箱庭とコラージュで統一することができなかった。箱庭では4人の中で一人ずつ制作して他のメンバーは見守り、コラージュでは皆で同時に制作した。コラージュと箱庭のもつ特性以外にこの構造の違いが、自己表出（気持ちの解放）に影響を与えた可能性もある。また、効果についても感想の自由記述からの分類なので、定量的に扱えるものではない。今後、上記の点について改善し、さらに検討を重ねていきたい。

引用文献

- Lowenfeld, M : The world pictures of children. Blitish Journal of Medeical Psychology, 18, 65-101, 1939.
- 河合隼雄：箱庭療法入門，誠信書房，東京，1969.
- 森谷寛之・杉浦京子・入江茂・山中康裕：コラージュ療法入門，創元社，東京，1993.
- 杉浦京子：コラージュ療法，川島書店，東京，1994.
- 石口貴子・島谷まき子：コラージュ制作体験と気分変容，昭和女子大学生活心理研究所紀要 9, 89-98, 2006.
- 山本映子・野村幸子・中村百合子，他：思春期における児童・生徒の問題行動の予防に関する探索的研究—コラージュ法を用いた攻撃性の発見—，人間と科学県立広島大学保健福祉学部雑誌 6, 45-56, 2006.
- 近喰ふじ子：コラージュ制作が精神・身体に与える影響と効果—日本版 POMS とエゴグラムからの検討—，日本芸術療法学会誌 31, 66-25, 2000.
- 青木智子：グループにおけるコラージュ技法導入の試み—コラージュを用いたグループエンカウンターと気分変容についての検討—，日本芸術療法学会誌 32, 26-33, 2001.
- 井上清子：コラージュ制作による気分変化とその要因，生活科学研究 33, 79-85, 2011.
- 杉本理佐：集団個人法と個別法でのコラージュによる気分変容について—POMS 短縮版を用いて—，日本芸術療法学会誌 43 (2), 48-56, 2012.
- 横山和仁：POMS 短縮版手引と事例解説，金子書房，東京，2005.
- 森谷寛之：子どものアートセラピー，金剛出版，東京，1995.

ダウン症幼児における情動調整：応答の違いによる分析を通して

Emotional Regulation at infant children with Down Syndrome :
Through an analysis by the difference in the replies.

小野里 美 帆*

Miho ONOZATO

要旨：本研究では、MA1歳のダウン症幼児6名を対象に、情動調整の様相を、大人の応答の関係によって明らかにすることを目的とした。手の届かないところにある玩具を要求する場面を設定し、要求時における情動表出と、その後の大人による応答の有無により、情動表出に変化の様相について分析を行った。その結果、応答条件においてのみ、情動表出に変化が認められた。ダウン症児の情動調整における大人の役割の重要性が示唆された。

キーワード：ダウン症幼児, 情動調整, 大人の関わり

I 序 論

ダウン症児は、言語表出の顕著な遅れ、見通しの困難さ、発達の個人内較差等の要因により、幼少期から‘がんこさ’や切り替えの困難さが指摘されている(池田ら, 1992)。「がんこさ」については、彼らのもつ特性という指摘(Dykens, 1997)のほかに、発達不相応な課題を要求されることの多さ等、大人による関わりの影響も考えられる。臨床現場で問題とされることが多いダウン症児における‘がんこさ’は、換言すると、「情動調整」の問題として捉えられるが、ダウン症児における情動調整についての研究は見当たらず、発達初期における情動調整研究も少ない。

情動調整は、最近になって注目された概念である。Coleら(2004)によると、情動調整とは、喚起された情動に関連する変化を指すとされている。情動調整については、Prizantら(2009)をはじめとして、自閉症スペクトラム児を対象とした支援において取り上げられ始めているが、上述したような情動の問題を抱えるダウン症児においても、情動調整の様相や支援方法についての検討が必要である。情動調整には、自律的に情動を調整する「自己調整」と、他者の援助により情動を調整する「相互調整」があることが指摘されている(Tronick, 1989)。情動調整の支

* おのざと みほ 文教大学教育学部

援を考慮した場合、相互調整、すなわち大人の関わり方を考慮することが重要になる。

本研究では、情動不全が生じやすい要求場面を用いて、ダウン症児における情動調整の様相と、大人の関わりによる影響について、予備的検討を行うこととする。

Ⅱ 方法

1. 対象児：ダウン症児6名（A児～F児）。精神年齢は平均20.5カ月（20～21カ月；MCCベビーテストによる）。生活年齢の平均は46カ月（40～52カ月）。
2. 実験場所及び場面：家庭訪問により実施。対象児は椅子に着席し、斜向かいに実験者が着席。小野里（2003）で使用した、対象児にとって新奇な玩具（Fisher Price社、紐引き車玩具）を用いた。玩具を使って実験者と①90秒遊び（親近化条件）、②手の届かない位置に60秒置き（取り上げ場面）、③再び玩具を戻す（再親近化条件）。実験者は、対象児の実験者に向けられた反応に対し、2条件で反応した。①応答条件：対象児の行動出現直後、取り上げられた玩具を注視し、対象児に顔を向けて「なあに？」と反応。②非応答条件：顔は向けるが3秒間反応せず、反応を遅延した。
3. 記録・分析方法：2台のカメラ録画を再生し、分析した。(1)実験者による反応前の情動：取り上げ場面時における情動を、須田（2002）を参考に「ポジティブな情動」（微笑み）、「ネガティブな情動」（怒り、恐れ、拒否）、分類不可の場合を「ニュートラルな情動」とした。情動表出としては、表情及び身体活動（机を叩く等）を採用した。(2)反応条件別にみた情動の変化：実験者の反応（応答・非応答）後、10秒以内における情動変化の有無について分析した。分析に際しては、2名による一致率を検討したところ、(1)が92.3%、(2)が90.2%であった。
4. 倫理面の配慮：本実験に際しては、保護者に研究の意義を書面で説明し、理解と同意を得た。

Ⅲ 結果

表1に、実験者による反応前後の情動を、図1に、実験者による反応の有無による情動の変化を図示した。反応前の情動は、ネガティブかニュートラルであり、実験者による反応後は、ポジティブ及びニュートラルに変化した。6名中5名については、実験者による応答条件のみ、情動の変化が認められた。ネガティブからポジティブへの変化を示した児が1名、ネガティブからニュートラルへと変化を示した児が3名、ニュートラルからポジティブへと変化した児が2名であった。B児のみ、応答・非応答条件いずれにおいても、情動の変化が認められ、いずれも、ネガティブからポジティブへの変化であった。

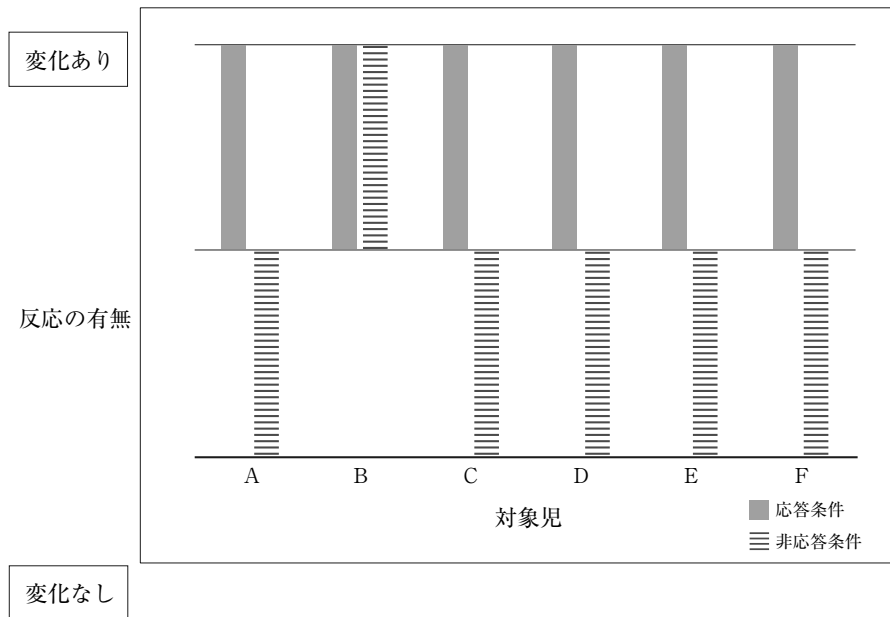


図1 応答条件の有無と情動表出の変化

表1 実験者による反応前後における対象児の情動

	実験者の反応	A児	B児	C児	D児	E児	F児
応答条件	反応前	Non	N	N	N	N	Non
	反応後	P	P	Non	Non	Non	P
非応答条件	反応前	Non	N	N	N	N	Non
	反応後	Non	Non	N	N	N	Non

P：ポジティブな情動 N：ネガティブな情動 Non：ニュートラルな情動

IV 考察

結果から、応答条件の方が非応答条件よりも、情動の変化、すなわち情動調整を促進する可能性が示唆された。応答条件が子どもの反応を変化させるという点では、要求行動の変化を検討した小野里（2003）の結果を支持する。一方、反応前の情動及び反応後の情動反応としては、ニュートラルな情動を示す対象児が最も多かった。このことは、0歳台において、ダウン症児が、「泣く」「笑う」という行動が少ないという報告（岡崎，1992）を支持する結果となった。ニュートラルな情動表出は、大人の応答性を引き出すという点ではネガティブに作用する可能性がある（小野里，2003）。そのため、情動表出が明確ではないダウン症児においては、大人側の応答における「敏感性」が重要であるといえる。このことは、近年臨床現場で重要視されている保護者支援においても留意する必要があるだろう。今回は、6名という少人数による予備的分析であったため、今後は、多人数による分析及び典型発達児との比較を通じた検討を行う必要がある

謝辞：本研究にご協力いただいた皆様に感謝いたします。

参考文献

- Cole, P. M., Martin, S. E., & Dennis, T. A. (2004) Emotion regulation as a scientific construct: Methodological challenges and directions for a child development research. *Child Development*, 75, 317-333.
- Dykens, E. M., & Kasari, C. (1997) Maladaptive behavior in children with Prader-Willi syndrome, Down syndrome, and nonspecific mental retardation. *American J. of Mental Retardation*, 102, 228-237.
- 池田由紀恵 (1992) ダウン症児の発達と教育 明治図書
- 岡崎裕子 (1992) 社会性の発達と学校適応 池田由紀恵編著 ダウン症児の発達と教育 pp 103-120
- 小野里美帆 (2003) 発達障害児におけるコミュニケーション構造の発達と支援方法についての検討：評価尺度と支援プログラムの作成を通して 筑波大学博士論文：未公開
- Prizant, B. M., Wetherby, A. M., Rubin, E., Laurent, A. C., and Rydell, P. J. (2006) THE SCERTSR Model: Volume I Assessment. Baltimore, MD: Brookes Publishing
- 須田治 (2002) 情動アセスメントの考え方と実際 須田治・別府哲 (編著) 社会・情動発達 とその支援 ミネルヴァ書房 pp.160-170.

学校宿直制度の実態とその検討（第一報）

— 廃止直前の頃 —

Actual Situation and Its Examinations of School Night Duty (First Report)

— Time Abolished —

八藤後 忠夫*・斎藤 修平**・青木 純一***

岡本 紋弥**・佐藤 和平****

Tadao YATOUGO, Syuhei SAITO, Junichi AOKI

Monya OKAMOTO, Wahei SATO

要旨：聞き書きによる学校宿直廃止直前時の状況把握の結果、以下のことが推察された。1) この時期は、地域がそれ以前以上に学校・教師に接近し、その一体化が行われた。2) 学校の地域からの信頼感は残存しており、それゆえ教師間の繋がりも公的・私的に混在し相補的な関係を継続していた。3) その傾向がこの時期の宿直という時空間に投影されている。

キーワード：学校宿直 地域と学校 子どもと保護者 教員の多忙 教員のメンタルヘルス

I 序文 問題の所在と設定

日本の公立小・中学校における宿直制度（以下「宿直」）は、明治期中頃以来 1973 年頃まで継続実践された（文部省、1972）（日本教職員組合、1977）（宇野、1968）。その開始と廃止に関する史資料的考察と検討は第二稿（最終稿）で詳細に報告する。本稿では概略のみを把握し、聞き書きによる宿直体験者からの“語り”をもとに廃止直前という限られた時期の実態を考察する。

その意図は、1) この主題に関する学術的報告が今回の文献レビューでは皆無であったこと^(註1)、2) 地域と学校の相補的な関係の見直しと展望の必要性、3) 現在の教員が抱える職務の多忙さによる疲弊状況の改善やメンタルヘルスへの示唆的部分の抽出、の3点にある。

宿直は、初代文部大臣・森有礼の就任（1885、明治18）、教育勅語の発令（1890、明治23）など「教育の国家化」に並行して行われるようになった。勤務の目的は長野県松本市の場合、「御真影^(註2)と勅語^(註3) 謄本奉護」が第一であり、校内外の警備・臨時校務の処理が続き、宿直日誌の記載が要求された（重要文化財旧開智学校資料集刊行会 a-b, 1996 ほか）。これら初発の目的とは別に、宿直が教員間や地域・保護者との関係において重要な付加価値的な機能を孕んでいたとも推察できよう。その内実に関して上記の3点から検討することを目的とする。

* やとうごただお 文教大学教育学部

** さいとうしゅうへい 客員研究員

おかもともんや 客員研究員

*** あおきじゅんいち 客員研究員 日本女子体育大学体育学部

**** さとうわへい 客員研究員・埼玉県立蕨高等学校

Ⅱ 対象と方法

対象者は関東 S 県東部に在住の元小中学校教員 4 人。原則として宿直の実情と廃止直後の意識の変化、ならびに現在における教員の職務状況や地域や学校の属性変動への感想を把握する目的から年齢を概ね 70-75 歳の男性とした。機縁法的に選定し、対象者には電話と書面により調査の目的を説明し諒解を得た。インタビュー（聞き書き＝聴き取り調査）法に依った。インタビュアーは 2 人（筆者ら）が担い、1 回のみとした。聞き書き時間は 1 時間以上 3 時間以内に留めた。

質問内容は、1) 対象者の職務歴、2) 当時の宿直業務の実情、3) 廃止後の実感、4) 当時の教師・子ども像・地域像ならびに現在の学校や教師の現況に関する提言、の 4 領域とした。

なお事例の記述には対象者本人の“語り”の重要部分を「」内に小文字の斜字体で略記し、その内容は極力再現性を損ねないよう表現することに努めた。調査期間は依頼と説明を含め、2015 年 10-11 月に対象者の自宅（事例 4 のみ文教大学内）で行った。録音機器は使用しなかった。

Ⅲ 結果

事例 1 N, J 先生 68 歳

1) 職務歴 保健体育科の中学臨任教員を 1 年間、その後小学校へ。校長を経て退職後は教育長。現在はフリーで後任の指導に当たっている。25-26 歳頃に体験、「昭和 46 (1971) に廃止か」

2) 当時の宿直業務の実情

「校内で自炊、朝食は近隣からの差し入れあり」(A)「勤務終了後ということだけで開始と終了時刻は曖昧」(B)「用務員（現・業務主事）さんも行っていたかも知れない」「女性の宿直はなし」「宿直への反発はなかった」「組合からの反発に関してはよく覚えていない」「手当は自治体ごとに異なり決して安くはなかった」「宿直への恐怖心はなかったが独りでの泊りに怖いと感じていた人もいただろう」「いい勉強の場であった、若手教師のたまり場だった」(B)「実質的な新任教員の教育の場だった」(B)「(訪ねてくる) 同僚や子どもたちとの語らいの場」(A)「親の許可のもと子どもと一緒に泊まることもあり夜間巡回も一緒に行くこともあった」(A)「校外での飲酒、校内でのコップ酒、たばこも自由。PTA 参入も自由だが今はそんなことは許されない」(C)「合間に採点業務などがゆっくりとできる時間、若くて独身だったからか」「夜間の見廻りで日中は見ることのできない他のクラスの教室の様子を観察でき、実践に活かしていた」(B)

3) 廃止後の実感

「廃止は自然に受け止めた」「様々なコミュニケーションの場を失ったという感」(A) (B) (C)

4) 当時の教師・子ども像・地域像ならびに現在の学校や教師の現況に関する提言

「当時の教員間は信頼感でつながっていた」(B)「勤務終了後職員室での“飲み会”は日常的 (C)。今はそれが無い。すぐに“仕事”」「特に宿直では気兼ねなく本音で子どものことを先輩・同僚と語ることができた」(B) (C)「今でも情報交換があるがなかなか本音が出にくい」「後に校長を経験したが若手教員の指導・育成に多くを費やした」「今の教員はいわゆるイイ子が多い。遊びも知らない。時代性もあるが」(D)「学校以外の様々な経験が子ども理解につながる」(D)「ことばの通じない教員がいる」(D)「公的な研修以外に校内での実践指導が重要」(D)

事例 2 A, H 先生 68 歳

1) 職務歴 1969-1970 年に新任として体験。S 県の小学校を経て校長に。退職後、教育相談に携わる。現在は市の教育委員会内部点検評価委員

2) 当時の宿直業務の実情

「手当は月給 30000 円の頃、520 円で少なくはない」「輪番制で男性のみ、月に 6-7 回程度、若手・独身者

の頻度が高かった」「巡回は、9：00と24：00・翌朝4：00の3回で日直担当の女性教員から引き継ぐ」「夕・朝食は原則自炊」「用務員さん（現・業務主事）が校内に住み込みで勤務しており、風呂はそこで頂いた」「子どもたちが遊びに来るが泊りはさせない」（保護者の同意があり）子どもたちと20：00頃までゆっくりと話すことが多かった。今でも“あれは良かった”（A）「遊びに来る子どもに保護者が夕食やお菓子などの差し入れを持たせていた。食材など野菜が多かった」（A）「新任教員の“遊びの場”でもあった」（B）（C）「指導実践を先輩教員から教わる場でもあった」（B）「他の多くの教員が遅くまで仕事をしていたが、その間に酒を飲むこともしばしば」（B）（C）

3) 廃止後の実感

「教員間のタテヨコの交流の場の一つが失われたという感」（B）「特に新任教員の学びの場が失われた感」（B）

4) 当時の教師・子ども像・地域像ならびに現在の学校や教師の現況に関する提言

「“先生様”と呼ばれ地域から尊敬されていた」（A）「学校は飲酒に関して寛容でことあるごとに飲んでいた」「行事後の宴会は普通にPTA会長からの酒の差し入れもあった」（B）（C）「今は地域での祭りでも皆お酒を飲まない」（D）「“新兵教育の鬼軍曹”的教師もいて皆呼び捨てで呼ばれていた」（B）「現在はタテヨコの関係が希薄で学校間交流も失われつつあるのでは？」（D）「今は互いに〇〇先生と呼び合い“距離感”がありすぎる」（D）「現在の教員の作業量（報告書の作成など）の増大は顕著で、常にノルマとスピードに追われている」（D）「困難なことを抱える教員がSOSを出せない状況なのではないか」（D）。当時は公的な研修会のほかに私的でフリーな研修会が行われていた（B）「昭和53年（1978）頃から新任教員の指導が困難になったそれまでは互いの関係で解決できていたが」（D）（B）「これからの教員間のコミュニケーションは学年会が中心となるだろう。その場を管理職が保証すべき」（D）「公的な初任者研修にはその意義が低い、公的研修の多さは教員の疲労を増すだけ」（D）

事例3 H, S先生 68歳

1) 職務歴 1968（昭和43）年頃に新任で体験。男性のみで女性は日直を担当。少年時代に教員の父が宿直の時、学校に遊びに行った記憶がある。校舎内に宿直室。8畳間にロッカー。

2) 当時の宿直業務の実情

「17：30頃から“じゃ飲み始めるか”」（B）（C）「保護者がやってくる。一升瓶に野菜や惣菜が届く」（A）「保護者と一緒に職員室で一杯」（A）「夕食は出前か自炊」「手当は1回に360円（月給25000円）頻度は月に3-4回」「学校の裏門から酒が届く」（A）（C）「交替は教員間で自然に。若手へのしわ寄せはなかった」「酒が自由に飲める。校長・教頭からもお咎めなし」（A）（C）「それが災いして飲酒による教員の不祥事があったことも確か」「地域や保護者からさまざまな情報」（A）「県教委からの差し入れもありともに本音で語り合った」（B）「子どももやってきたが夕刻に帰宅させた」（A）「同僚との酒を酌み交わしながらの談笑」（B）（C）「子どものこと、職務上の悩み、不満や苦痛を吐き出す場でもあった」（B）「実践上の貴重な情報交換の場」（B）「夜は怖いという教員もいたが不審者は来なかった」「（地域の人、保護者の中には）公には言えないことで相談にやってくる人もいた」（A）

3) 廃止後の実感

「はっきりとは覚えていない」「教員の仕事以外ということで廃止になったと受け止めている」「外部宿直員（警備員）が導入されたが、一緒に泊まることも」（A）「地域との接点が少なくなった」（D）「教員の不祥事もクローズアップされるようになり学校と地域が一線を画すように」（D）「地域からの学校への眼差しが変化し始めるのもこの頃か」（D）「校内では教員間のコミュニケーションも変化し始めた」（D）「宿直で本音をぶつけることで教員間の人間関係はバランスをとっていたが、今はそれがない」（D）

4) 当時の教師・子ども像・地域像ならびに現在の学校や教師の現況に関する提言

「宿直にかかわらず職員室で様々な討論が日常的に」(B)「酒を飲むというよりは“飲みニュケーション”」(B)(C)「この頃から女性管理職の登場, 良い意味でのいい“加減さ”がなくなってゆく, いわゆる細部に細かく管理的な傾向が」(B)「教委も学校の不祥事への説明責任に追われその結果, 多くの教員が報告書作成作業に多大な時間を費やすように」(D)「いわゆる(現在注目されている)ライフワークバランスの不調和が出てきた」(D)「現在は校長の権限が弱い, 教委が校長に権限を与える必要がある」(D)

事例4 Y, K先生 74歳

1) 職務歴 新任22-29歳時に体験, 美術科を担当し様々な中学校に異動, 市教委指導主事と校長を経験, 現在はS県の校長会事務局の仕事にあっている.

2) 当時の宿直業務の実情

「職務は戸締りや巡回の指定はなし」(A)「当日に職員室にPTAからの差し入れ」(A)「宿直日も殆ど職員室で仕事をしていた」(A)「若い教員への関心からか生徒が遊びに来た」(A)「宿直に限らないが先輩教員からのアドバイス」(B)「(保護者の許可があり), 生徒が泊まることも」(A)「宿直の“遊び”は麻雀, 同僚4-5人が集まる」(B)(C)「実質的な独身会」(B)「用務員さんとの関係は密であり, 良好だった」(B)「職員室・宿直室での酒・タバコはフリー」(C)「宿直の利点として, 若いときだったからか長距離通勤者は帰宅しなくて済む, 残り仕事をゆっくりとできた」(B)「教員間の交流の場であり, 生徒指導・授業論・学校論, 果ては恋愛・結婚のことまで公私にわたる話」(B)「管理職が宿直室に顔を出すことはなかった」(B)「たまり場であり, ある意味で自由な時間だった」(B)(C)

3) 廃止後の実感

「残念だった」(B)「宿直をきっかけに他の中学校教員とのつながりができていたので」(B)「子どもたちとの日常以外の生徒指導の機会でもあったので」(B)「管理職以外殆どの教員が組合員だったが, 特に廃止に関する話題はなかった」(B)

4) 当時の教師・子ども像・地域像ならびに現在の学校や教師の現況に関する提言

「当時, 教員間のことばでのやり取りは乱暴であったが信頼感でつながっていた」(B)「現在の教員たちがかつてのような信頼関係を取り戻すことは難しいだろう」(D)「多くの事務作業(勤務と報告書の作成等)に追われている現在の教員の負担は大きい」(D)「昔と今の地域の変化も反映されているから今の教員の資質が低下したと断言できない」(D)「[域の変貌, 親の変質, 子ども像の変化は大きい」(D)「最近の新任教員の適性傾向もある, 素直で“いい子”がそのまま教員になると必ず現場で挫折する, そこからスタートできればよいが」(D)「“ひねくれた”批判力のある大学生が教員を目指してほしい」(D)「これは教員に限らないだろう, 医療や福祉等の領域でも同様である」(D)

IV 考察

以上の結果から以下のような確認と推察が可能と考えられる. ただしそれらは宿直廃止の頃の傾向に限局される. また, これら4事例の対象者はいずれも管理職を経歴としており, そこからの接近視角であることを銘記しなければならない. なお, 対象者の語り部分の末尾にはテキストマイニング的に, 親和性のあると判断されるキーセンテンスを分類し(A)-(D)と記した^(註4).

1 宿直廃止の頃(1969-1975)の学校における地域や保護者との関係や教員間のつながり

結果の(A)(B)部分から, 学校・教師と地域—保護者—子どもの関係は「地域まるごと」に一体化しており, 教師への信頼感は相当のものであったことが確認される. しかしこの一体化と信頼はこの時期に固有のものとも考えられる. つまり子どもや保護者の宿直への参入は, 共同体としての自然な「マチ(街)」が分断化されつつある過程であったとも推察され, それゆえ地域

や保護者が「学校と教師」に一層密に接近したとも考えられよう。

2 この時期における公的時空間としての学校と公私混在的時空間である宿直との相補的関係

(C) 部分に傍証されるように、学校が地域や保護者からの大きな信頼を得ていたことは、その時代的背景として当時の社会における学校の「神話的基盤」(藤田, 2009) が継続していたものと推察される。油布 (2009) は、昭和 40 年代 (1965-) までの教師の役割について特に宿直時の地域住民との交流が「カウンセラー的」役割を果たしていたという指摘 (矢野, 1979) をもとに教員の地域における幅広い関与性を確認している。結果の (B) のように公的な場の職員室と宿直室にも私的な話題が登場し、その内実が教員間の実質的な討論の場でありまた、「駆け込み寺」的な機能も持ち合わせていたのであろう。その傾向が消失している現在では、新たな地域・保護者と学校・教師の関係構築が求められていることは言うまでもない。宿直に限らず職員室における勤務外の飲酒や喫煙が許された最後の時期とも言える。いわゆる「寛容な社会の消失」の頃と推察される。

3 この時期から推察される現在の教員における未来像 — 多忙性の改善やメンタルヘルス

現在の教員の多忙については、事例 3 の (D) 部分にあるような「公的研修の多さ」の弊害や「職場における校長の裁量権の低さ」の指摘は重要である。森本ら (2010) はいわゆるモンスターペアレンツからの対応自体が教員の負担とはなっておらず、その対応における教員同士の連携や職場内での自主的な研修がそれらの負担度を軽減していることを報告している。宿直における「徒弟的な学校文化の継承」に代わる現在の学校機能作用が一層求められていると考えられよう。

しかし教育・学校に限らず近年の医療や福祉領域における細部専門化とそれに応じた資格社会への完全移行が進行する中、「宿直の付加価値的な機能」の復権はその困難性が予測される。

本研究の限界と第二報への課題

宿直廃止の頃という限定された時期の聞き書きから、宿直全般を検討するために、この時期以前の状況把握のための聞き書きが必須である。また、管理職経験者以外の対象者や教職員組合からも情報を得なければならない。宿直の詳細な史資料的検討を含め全体像を明らかにするとともに、現在の学校・教師と地域・保護者の関連を検証する必要がある。その作業は現在における学校・教員の疲弊状況の改善やメンタルヘルスに示唆を与えると思われる。それらを第二稿 (最終稿) の課題とする。

謝 辞

最初に対象者の 4 人の先生方に御礼申し上げる。またそれらの先生方を紹介して頂いた山田陽一、嶋野道弘、加藤寛司、吉田正生、鈴木健司、の文教大学各先生に深謝する。本研究は文教大学生活科学研究プロジェクト 5「教師の生活と文化に関する研究 (2015-2106)」として行われその研究助成を受けていることを付記する。

註・資料と文献（引用順）

註1：ここでは引用文献を略すが夜勤・宿直勤務に関しては、医療や福祉に関わる職員の夜勤がその後の日勤に及ぼす影響との関連で報告されている。学校関連では寄宿舎を併設している特別支援学校に関する報告のみである。

註2：教育勅語発布前後より、願い出のあった学校などに宮内省から下付された天皇皇后の写真。1930年代にはほぼ全ての学校に普及した（広辞苑）。

註3：公式名称「教育に関する勅語」。1890（明治23）年に発布され、明治天皇の名で国民道徳の根源、国民教育の基本理念を示した勅語（広辞苑）。

註4：各々（A）「地域との結びつき」、（B）「教員間の人間関係」、（C）「公的私的混在な場」（D）「地域・学校・教員の未来像」をキーワードとしてマークした。

文部省（1972）：学制百年史（資料編）

日本教職員組合編（1977）：日教組三十年史，労働教育センター

宇野 弘（1968）：宿日直全廃闘争の現状と今後の課題，新教育評論，12月，PP.22-25

重要文化財旧開智学校資料集刊行会 a（1996）：史料開智学校第七巻—組織と運営1，P.560

重要文化財旧開智学校資料集刊行会 b（1996）：史料開智学校第七巻—組織と運営1，PP.56-64

藤田英典（2009）：問われる教育の公共性と教師の役割，油布佐和子（編著），教育という仕事，日本図書センター，PP.327-346

矢野 峻（1979）：だれが教育を担うべきか，西日本新聞社

油布佐和子（2009）：教師は何を期待されてきたか—教師役割の変化を追う，油布佐和子（編著），教育という仕事，日本図書センター，PP.71-85

森本 圭，八藤後忠夫（2010）：保護者への対応が教師のストレス対処能力（SOC）に及ぼす影響，2010教育研究ジャーナル，文教大学教育学研究科，PP.3-4

離島の観光と女性

— 鳥羽市答志島「島の旅社推進協議会」の事例から —

Tourism and Women on a Remote Islands

土屋 久*
Hisashi TUTIYA

はじめに

本稿は、三重県鳥羽市答志島に、2004年に設立された「島の旅社推進協議会」の活動を事例として、離島観光と女性の働き方を考えることを課題とする。

「島の旅社推進協議会」の詳細については後述するが、この組織は、答志島島内の任意団体であり、島の着地型観光をリードしている。設立から現在10年が経過し、それまでの数々の活動は、外部からも評価され、2010年にはサントリー文化財団地域文化賞、2014年には過疎地域自立活性化優良事列表彰総務大臣賞をそれぞれ受賞している。その組織の中心メンバーは女性で、俗に「かあちゃん」と呼ばれる島の漁師の主婦層が主体となっており、女性の力が発揮されることにより成り立つ組織である。

本稿では、今後の研究への足がかりとして、主として2015年11月におこなった予備調査の一部を報告する。また同時に、一つの問題提起として、「島の旅社推進協議会」の女性の働き方の原型を、島の女性の伝統的な労働である海女漁にみようとした。

1 調査地の概要

答志島は周囲26.3km、面積6.98km²の伊勢湾最大の有人島である。公益財団法人日本離島センターがまとめた2013年度の『離島統計年報』では、住民登録人口2,578人、世帯数769世帯となっている。島内は、桃取、和具、答志の3集落からなり、本土側の鳥羽佐田浜港から鳥羽市市営の定期船で、桃取港まで約10分、和具港まで約20分、答志港まで約35分である。

島の主な生業は漁業で、同上の年報によると、就業者総数1,209人の内、漁業従事者が521人を数え、二番目に多い飲食店・宿泊業の122人を大きく上回っている。2011年度の答志島の水産業生産額は、2,706.4（百万円）であり、この数字は日本に420島程ある有人離島の中で17位となっている。また、答志港の属人水揚量は13位、属人水揚金額は15位で、離島の中でも漁業

* つちや ひさし 順天堂大学保健看護学部

の盛んな島であると言える（数字は同上の年報による）。鳥羽磯辺漁業協同組合のホームページ（<http://www.osakanaikiiki.com>：2016.1.29）に載せられた資料を見ると、島には集落ごとに同漁協の支所がおかれ、それぞれの組合員数と主な漁業は以下のように記されている。桃取支所 213 人（正組合員 68 人、準組合員 145 人）、一本釣り・刺網・底曳き網・黒のり養殖・牡蠣養殖・わかめ養殖・魚類養殖、和具浦支所 109 人（正組合員 64 人、準組合員 45 人）、一本釣り・刺網・海女・黒のり養殖・わかめ養殖、答志支所 247 人（正組合員 135 人、準組合員 112 人）、一本釣り・刺網・船曳網・バッチ網・底曳き網・海女・黒のり養殖・すくい網・たこつぼ漁。また、同資料では、答志地区には若い漁師が多く、唯一「寝屋子」⁽¹⁾の制度が残るとされる。

次に、観光に関する統計データと、島の行事・民俗慣行についてまとめておく。

先の『離島統計年報』では、2011 年度の最盛期の宿泊能力として、19 件の旅館・ホテルで収容能力 950 人、6 件の民宿で 138 人としている。また、同統計では、2011 年 3 月から 2012 年 2 月までの宿泊者数は 117.9（千人）、2011 年の観光客数は 147.3（千人）で、後者の数字は有人離島の中でも 18 番目に位置するという。

答志島には、観光資源となる行事や民俗慣行等も多い。鳥羽市観光課が発行する『鳥羽の島遺産 100 選』には、答志島の祭りとして、旧暦の 1 月におこなわれる答志・和具集落の八幡祭（弓祭り）、2 月におこなわれる桃取集落の弓引き神事、7 月の豊漁祭が紹介されている。八幡祭では、神事で使われた消炭と布海苔で練り上げた墨を用いて、各家の戸口や船に㊦印を描いて、大漁や家内安全を祈るという〔鳥羽市観光課 2014：94-97〕。実際、島内の小径を歩いてみると、至る所に㊦印を見ることができる。また、先に触れた「寝屋子」の民俗慣行は、かつては日本各地にみられたようであるが、高度経済成長期に急速に廃れ、現在では、答志島の答志集落のみに残っているという〔村本・遠藤 2014：213〕。この貴重な慣行は、海女文化とともに観光資源として活用されてもいる。

2 「島の旅社推進協議会」の活動と実績

2-1 設立の目的と活動内容

「島の旅社推進協議会」は、答志島島内の 3 町内会（桃取・和具・答志）、答志島旅館組合、鳥羽磯辺漁業協同組合の 3 支所（桃取・和具・答志）、そして各町内会の老人会・婦人会からなる島内の有志団体である。はじめにでも触れたが、2004 年に設立され、10 年超の活動実績を有し、島内に在住する 5 名の女性メンバーを中心に、現在もその活動を広げている（活動内容に関しては後述）⁽²⁾。

「島の旅社推進協議会」のパンフレット（「ミニミニ島旅うらら」）には、「ようこそ島へ」と題され、会の目的・活動方針が以下のように記されている。

島は海に囲まれた漁村ならではの生活や味に溢れています。

そして細い路地を歩くとそこに暮らす島人の知恵や工夫を垣間見ることができます。そんなありのままの島の姿を、お越しいただいた方におすそわけしたい！という思いから島の旅社は出発しました。私たちがあちゃん（中心となる女性メンバーのこと－土屋）やここに住む人々が島をプロデュースする、島全体で島を元気にすることを考えるのが島の旅社のおもてなしです。

上記引用文中に見られる通り、「かあちゃん」や「ここに住む人々」が観光を立案しており、着地型観光をおこなう組織であることがわかる。また同時に、「島を元気にする」、つまり、観光を通じた地域おこし、ということ活動を活動方針としていることが理解される [山本 2013: 30-31]。

活動内容は、主に以下の4本のメニューからなるという。

- ① 浮島自然博物館：博物館といっても、建物等はなく、桃取港前にある周囲3kmの無人島である浮島を利用して、海の生き物の観察等をおこなうメニュー。
- ② 路地裏つまみ食いツアー：漁村の細い路地裏を、島の風習などを説明しながら案内するメニュー。
- ③ 海女小屋体験ツアー：海女たちが体を暖めるための海女小屋を観光用にアレンジし、そこで地元の魚介類を堪能するメニュー。
- ④ 小・中学生の体験学習：干し物作りや釣り、漁具の扱い方等を地元の漁師や海女から習い、子ども達の「生きる力」につなげるメニュー。⁽³⁾

2014年度の実績を挙げておくと、①には153人が参加、②と③は計73回実施、計563人が参加、④は13回実施、621人が参加、となっており、その他、5団体、計44人の視察の受け入れ、全国過疎シンポジウム等各種の会合への参加等が、当該組織の2015年度視察資料に記されている。

2-2 スタッフの働き方

「島の旅社協議会」には専従スタッフはおらず、現在先に述べた5名の女性スタッフが中心となり、会の運営をおこなっている。そして、請け負ったメニューにより、島内の漁師や海女、各種団体の協力を得て事業を遂行する形態である。5名の内訳は、島外から婚姻により答志島に移住した者3名、答志島出身の者2名であるが、すべて既婚者であり、夫や実家の仕事（漁師やワカメ養殖）の手伝い、海女漁をおこなう者がほとんどで、基本的に各自の空いている時間をお互いに調整しあい会の仕事をおこなっている。従って、給与は固定制ではなく時給制である。収入的には、会の活動収入だけではとても生活できず、夫や他の仕事からの収入があるから活動をおこなうことができるとのことである。

一例として、路地裏つまみ食いツアー、海女小屋体験ツアーがおこなわれる際のスタッフの平均的な一日のスケジュールを以下にまとめておく。

- 9:00 事務所に入る
- 10:00 ツアー客を港に迎えに行く
ガイド・接待
- 14:00 ツアー客を見送る
- 15:00～16:00 事務所に戻り、片付け・報告書の作成

スタッフの内、多い者は、こうしたツアーに一月4、5回従事するといひ、5人のスタッフではかなりの負担を強いられるが、情熱と島への愛情が活動を支えているという。

3 女性の伝統的な働き方—海女—

次に答志島の伝統的な女性の働き方についてみてみたい。

鳥羽市の海の博物館館長の石原義剛は、答志島の中でも特に、答志集落では女性も男性とともに働くという習慣があり、冬のエビ刺し網、たこつぼ漁にも女性が出ており、また、近年ではバッチ網漁にも女性が乗り込んで働いている。島外からの嫁いだ女性も同様であり、周囲の女性が働いているので、家に一人閉じこもっている訳にはいかなくと指摘する [石原 2012 : 85]。石原は、こうした習慣の起源は海女漁にあるのかもしれない [同 86] としているのだが、筆者の海女からの聞き取り調査の中でも、答志島では、女性が男性とともに働くという習慣があること、また、海女がいたために、そうした習慣が生まれたのではないかと考える意見が確認された。確かに、海女の存在が、女性も男性とともに働くという習慣を生み出した一つの要因と考えられるのだが、ここではその可能性の示唆に止めておく。

海女⁽⁴⁾と答志島の女性の働き方との関係についてもう一点指摘をおこなっておきたい。

それは、海女の育成過程に関わることであるが、まずは、N (55 歳)、H (52 歳)、2 人の海女が話した、子どもの頃の思い出に端を発する会話を以下に資料としてあげる (資料は、文の読み易さを考慮し、文意が変らない範囲で主語や目的語を補う等の加工を施した)。

H : 遊び場が海だったから、海に出て行くのが苦にならない。

N : たこ壺のかけらを海に投げ込み、それを取り合う、「あかべん」という遊びがあり、それが海女の練習になっていた。そうした遊びの延長で、磯物を採ってそれを売りにいくと、百円とかもらえる。百円は子どもにとって大金。それが嬉しかった。

H : 獲ってきたつぼ焼きを焼いていると、観光客が欲しいというから、それを売って、カップエビセンやアイスクリームを買うのが私たちのステータスでした。私がアワビを始めて獲ったのが小学生 5 年生頃。何で覚えているかというと、親がもの凄く喜んでくれた。テストで百点取ってもそんなに喜んでくれなかったのに、そのときに芽生えたのは、獲物を獲ったら喜ぶんやなど。

N : 私のところは、今娘が 18 歳なんですけど、4 年生の時、始めてアワビを獲ってきた。飛び上がるぐらい嬉しくて、結局それを 2,000 円で買って上げましたよ。本当は 1,000 円相当でしたが。

H : たぶん、その小学校 4 年生の娘さんは、感動したと思います。誰かに、獲ってこいと言われる訳でなしに、自分の力で獲物を獲ってお金にかえるということは、大事なことね。

ここでは、自分の力と技術で、自分たちの生活環境を見事に利用しお金を得たこと、そして周囲の大人から承認されたことの感動と喜びが、子どもの目線に戻って鮮やかに語られている。また、親の立場からの感動・喜びも同時に語られている。こうした体験の世代を越えた共有が、答志島の女性に、周囲の環境を利用し、自分の力・技でお金を稼ぐ術や、そのことを大切とする観念を身につけさせたと考えられる。そして、このことが、男性とともに女性も働くという答志島の慣習と相俟って、「島の旅社推進委員会」の女性の活躍に繋がるのではないかと問題提起をおこなっておきたい。

まとめ

「島の旅社推進協議会」は現在新たな局面を迎えている。10年間の活動実績を通じて得た信頼と期待は、当該組織のメニュー参加者を増加させ、専従者がいないという会のあり方では、来島者や各種のイベントを捌ききれなくなってきたのである。そのための解決策として、地域振興協力隊の募集もおこなっており、隊員を専従者として置くことの成果が期待されることである。

さて、本稿では、「島の旅社推進協議会」を事例とした、離島観光に携わる女性の働き方の予備調査の報告と、その働き方の原型を海女にみることの提案をおこなった。

今後、観光や地域おこしの現場で、女性の活躍が一層期待されることであろう。そうした中、「島の旅社推進協議会」の活動は、その活躍の成功事例と考えられる。当該組織のあり様をさまざまな側面から考察する作業は実り豊かな成果をわれわれにもたらすと思われる。本稿を足がかりに、今後研究を深化させていきたいと考える。

註

- (1) [村本・遠藤 2014:213] には、次のように説明されている。

「寝屋慣行とは、地域共同体における一種の疑似家族のしくみを意味し、その発祥は江戸時代とも言われる。この地区の長男たちは、中学校を卒業すると数名単位でグループを組んで『寝屋子』となり、原則として26歳になるまでの毎夜、実の両親とは別に定めた『寝屋親』の家を訪れて寝泊まりする。26歳の正月をもって寄宿生活が解消された後も、寝屋子と寝屋親、寝屋子同士の間には緊密な相互扶助関係が築かれ、一生涯にわたって継続する」。

- (2) 紙数の都合もあり、ごく簡単に「島の旅社協議会」の年譜をまとめると以下ようになる。

2004年6月、島の旅社推進協議会設立、浮島自然水族館、路地裏体験ツアー、海女小屋体験ツアー、ウェルネスの旅*、小中学生の体験学習等のメニュー開始

2007年 神島ふれあい体験のメニュー* 開始

2008年 子ども農山漁村交流プロジェクト*のメニュー開始

2010年 サントリー文化財団地域文化賞受賞

2014年 過疎地域自立活性化優良事例表彰総務大臣賞受賞

*このメニューは、「歩く・食べる・感動する」健康ツアー企画。島内を程よく歩き、カロリー計算された地元の食材を堪能するメニュー。

*「島の旅社協議会」は、答志島だけでなく、伊勢湾に浮かぶ神島・菅島・坂手島にも体験メニューを展開する工夫をしているが、これは、神島でおこなうプログラムである。

*答志は、農林水産省・文部科学省・総務省がおこなう、子ども農産漁村交流プロジェクトの受け入れ地域となっており、この事業にも当該組織は関わっている。

上記の他にも、現在、鳥羽市から2013、14、15年と「離島の魅力創出事業」を委託されるなど、行政との連携も強化されつつある。

- (3) 具体的な体験メニューには、主に以下があるという。

【漁業体験】

釣り(堤防)、市場見学、干物作り、ロープ教室、海女小屋見学、漁師・海女の話、魚の掴み取り、チリメンのモンスター

【クラフト体験】

シェルキャンドル作り、ほら貝磨き、貝殻花びんづくり、貝紫染め

【自然体験】

無人島磯観察(浮島)、貝殻拾い、海水浴

【島の暮らし】

路地裏スタンプラリー、島内ウォーキング、ゴミ拾い（環境学習）、寝屋子制度

【食事体験】

海女小屋食事体験、海の幸お料理、島のおやつ作り

- (4) 答志島の海女の人数は、1949年に1000人であったのが、高度経済成長が終った1978年には300人へと激減している〔石原 2012：86〕。海女文化国際発信事業実行委員会が作成した「志摩半島の海女」と題されたパンフレットでは、2014年現在、日本列島の18県に約2000人の海女がおり、志摩半島（鳥羽市・志摩市）に761人で、高齢化が進み平均年齢は65歳を越えているという。その内、答志島は、桃取に1人、答志に79人、和具浦に50人となっている。

引用・参考文献

- 石原義剛 2012「答志島—伝統を生きながら新しくなる島—」『人間環境論集』第12巻第1号 法政大学人間環境学会
- 公益財団法人 日本離島センター 2013『離島統計年報』
- 鳥羽市観光課 2014『鳥羽の島遺産100選』伊勢文化舎
- 鳥羽市史編さん室編 1991『鳥羽市史』
- 村本由紀子・遠藤由美 2015「答志島寝屋慣行の維持と変容：社会生態学的視点に基づくエスノグラフィー」『社会心理学研究』第30巻第3号 日本社会心理学会
- 山本加奈子 2013「漁家女性が立ち上げた島の旅社—離島の日常を島民自らお裾分け」『アクアネット』第16巻第3号 湊文社

アイデンティティ感覚に関する一考察

— 直接体験的なアイデンティティ感覚 —

Study on Sense of Identity: Directly Experiential Sense of Identity

飯 沼 和 希*・神 田 信 彦**

Kazuki IINUMA, Nobuhiko KANDA

要旨：本研究では、アイデンティティ感覚に対する従来のアプローチの問題点を指摘し、アイデンティティ感覚を「アクチュアリティ」と Gendrin (1962) の体験過程理論、フォーカシングを用いて考察することで、指摘した問題を克服するための「直接体験的なアイデンティティ感覚」概念を提案した。直接体験的なアイデンティティ感覚はアイデンティティの原体験であり、「わたし」がわたしであるという実感である。それは個人にとっての生活上で感じられる素朴な体験であり、アクチュアルな体験としての感覚と体験を意識化・象徴化したものであるとした。またこの感覚は、体験のうちに「地」化されたものがすでに意識化された感覚を手がかりに「図」化されていくことで実感されるものであるとし、自己や自身の生き方に対して「しっくり」くる感覚として、プロセス的に感じられるものであると結論づけた。

キーワード：アイデンティティ感覚, アクチュアリティ, フォーカシング, 現象学

1. 問題と目的

アイデンティティは多くは青年（若者）の問題とされ（浅野，2009），青年がどのような状態にあり，どのように生きているのかをとらえるために便利な装置として扱われているが，それに通底するのは，「わたし」がわたしであることに関する問題であると考えられる。アイデンティティの中核は，自分自身との斉一性と連続性の感覚であり，その斉一性と連続性を他者と共有することの自覚である（Erikson, 1959）。また，西平（1973）は青年を個人が生活している客観的で全体的な空間である全生活空間と青年の主観的で内的な世界によって会得しようとし，青年の主観的世界をアイデンティティとして扱った。西平はこの研究で青年の主観的世界全体をアイデンティティとしたと言える。これを踏まえると，アイデンティティは「わたし」の存在に関する問題であり，それに応答するためには「わたし」に生じている体験を扱う必要があるとも考えられる。しかし，これまでのアイデンティティ研究が青年のアイデンティティ感覚そのものを全体的・直接的に捉えられたのかに関しては疑問がある。以下に，これまでの研究の問題点に言及する。心理学において対象とされるアイデンティティは Erikson 理論をもとにした，人生を形成し

* いいぬま かずき 文教大学大学院人間科学研究科

** かんだ のぶひこ 文教大学人間科学部

ていく力動的な動きであり、多様な自己の葛藤が調整され統合されている状態でもある（西平，1993）。心理学的なアイデンティティ研究では、Erikson 理論の解釈やアイデンティティ形成プロセス研究の発展に伴って社会学の視点から指摘されていた、アイデンティティの流動性（Baumann, 2001）や社会的関係（岡本，2002）、多元的な自己（溝上，2008）などを取り入れることで、主観的世界を対象としながら社会学の視点からもアイデンティティへアプローチされてきたと言える。しかし、Erikson の記述から項目を設定した尺度による測定（谷，2001）や特定事実に限定したインタビュー（Grotevant & Cooper, 1981）によって切り取られたアイデンティティを対象としており、アイデンティティを直接的に捉えているとは言えない。青年の全生活空間の把握と主観的内容の解釈（西平，1973；大野，1995）の研究から、全体的でかつ日常生活で体験するアイデンティティ感覚を捉えられる可能性が示唆されるが、これらの研究で抽出された生活上のアイデンティティ感覚は体験する状況にフォーカスしたものであり、青年が実際に体験する感覚そのものを直接的に捉えたものではないと考えられる。

そこで本研究では、アイデンティティの直接的な感覚を「直接体験的なアイデンティティ感覚」とし、それをどのように捉えればよいのかを、アクチュアリティを鍵概念として考察する。

2. アクチュアリティとは

アクチュアリティとはひとりの人間が生活している生の体験である。それは人間が生活しているなかで前意識的に経験され、世界と触れ合う自我の全体的な体験である。木村（1970/2001）によれば、ある行為・体験をしていることは、「その行為」や「体験」、「私」、「自己」といったものが意識される以前に“私にとってはもっと素朴で直接的な事実”（木村，1970/2001 p.107）として存在することである。また、行為・体験している「わたし」は行為する対象としてあるのではなく行為する主体とされる（木村，1993/2001）。

また、アクチュアル現実とはリアルな事実とは異なっている。事実としての経験（知覚）はその場に真に存在している事物であるが、アクチュアルな現実とは主観的に歪められて体験されるものであり、事実に出会った「わたし」が、環境から知覚するものを「図」化することで、事実として得られたものを「地」として見えなくすることで生じる体験である（Hanson, 1958；大倉，2011）。すなわち、「わたし」はそうした背景にある様々な要素を用いたゲシュタルトとして現実を「図」化し、その世界を主観的に生きているのである。

しかし、こうしたアクチュアルな現実とは、それを生きているその瞬間には意識することができず、アクチュアリティは経験が過去となった後に意識することができるとされる（木村，1993/2002）。意識化され、行為主体に知られたものは行為主体が対象化した結果であり、そこで対象化するものはすでに過ぎ去ったものであると言える。アクチュアリティとは「いま、ここ」で体験している現実であるから、対象化され意識化されたものはすでにその人が生きるアクチュアリティではなくなっている。ある行為や体験をしている最中には、行為に関わるほかのものを対象化しているが、行為・体験する者としての「わたし」までは対象化していないのである。先の「図」化によるゲシュタルトとしての経験で言えば、たしかに「図」化された世界をアクチュアルに生きているのだが、「図」化されたものがなんであるのかを意識することができるのは、実際に「図」化された世界を生きているその瞬間にではなく、その次の瞬間においてである。すなわち、わたしたちの生きるアクチュアリティは体験しているそのときには無意識の状態にあると考えられる。現実には生きているアクチュアリティの内容は過去のものになった後に意識することが可能になるのであるから、アクチュアリティはその意味で前意識的なものである。

3. アイデンティティのアクチュアルな感覚

以上、アクチュアリティが表すことを記述してきた。「わたし」がわたしであるということを抱くアイデンティティ感覚が、ひとが実際に感じる体験であることを考慮するならば、「わたし」に関するアクチュアルな感覚はアイデンティティにおいて重要であると考えられる。アイデンティティの感覚を体験するためには「わたし」がアクチュアリティを体験していなければならない。なぜならば、アイデンティティの感覚を得る行為者は他でもない「わたし」だからである。すなわち、「わたし」が世界内に存在していなければアイデンティティの感覚を感じることはできないのである。こうした自己と「わたし」の関係は Heidegger (1927) が“現存在はつねに自己自身に先立つ”(桑木訳, 1960: pp.192) と表現したことと同様であると考えられ、それはアクチュアリティが非対象的なものであり、アクチュアリティが無ければアイデンティティもまた生じ得ないとも言える。アイデンティティは社会において存在する「わたし」がわたしである感覚である。そこで空間的・時間的に世界における自己が占める場が必要である。それを実行する主体が「わたし」であるのであれば、アイデンティティの感覚はアクチュアルな現実が経験されることと同様の過程を踏むことで体験されると考えられる。

ここで、アクチュアリティが直接体験的なアイデンティティ感覚として実感されることを考慮すると、アクチュアリティを実感するものはそれを体験した後の「わたし」であると考えられる。それは、アクチュアリティの存在を確認するためには、それを知覚するための事実的な人間とそれが形作るパースペクティブが無ければならないため(木村, 1993)であり、アクチュアリティを体験した「わたし」が後にアクチュアルに体験した内容を意識化し知覚することによって始めてアクチュアリティが存在することが確認されると考えられる。すなわち、「わたし」のアクチュアルな体験のみでは、アイデンティティの直接的な感覚を捉えることは不可能であり、事実として対象化されることをも含む必要がある。

以上のアクチュアリティの特徴を考慮して、直接体験的なアイデンティティ感覚を、アクチュアルに体験される「わたし」がわたしである感覚であり、「わたし」についてのアクチュアルな体験が知覚として意識化されたものでもあるとする。このような、ひとの直接体験的なアイデンティティを扱った研究は筆者が探したところでは大倉(2011)のみである。しかし、大倉の研究はアイデンティティ拡散を対象としたものである。また、大倉は感覚それ自体に関してというよりも青年の様態に言及しており、アイデンティティ感覚そのものを対象とした研究は筆者が探したなかでは未だ見られない。

4. 直接体験的なアイデンティティ感覚の実感

アイデンティティのアクチュアルな感覚を直接体験的なアイデンティティ感覚とすることを示した。では、意識化された直接体験的なアイデンティティ感覚はどのような感覚として意識する本人に知覚されるのか。アクチュアリティがどのように知覚されていくのかを通じて、その感覚がどのような形で現れるのかを考察する。

アクチュアリティの知覚は、一度ゲシュタルトにおいて「図」化されることによって背後に退いた「地」が意識されて「図」へと浸入していくことによってなされていく(大倉, 2011)。例えば、音楽を聴いているときに「やすらぎ」が「図」化されたとする。しかし、複雑で様々な現実のゲシュタルトであるアクチュアリティを示すには、「やすらぎ」という言葉から得られる意味だけでは不足している。そこで感じられた「やすらぎ」は、「地」化された部屋の明るさや

ちょうどよい椅子の固さ、鼻から脳まで抜けるような香ばしいコーヒーの匂いなどの事実性に支えられているのである。「わたし」が生きたアクチュアリティは確かに「やすらぎ」を含むのだが、それだけではなく、「わたし」が生きた現実、背後に退いた「地」としての部屋の明るさやちょうどよい椅子の固さを含んだゲシュタルトとして感じられるのである。すなわち、アクチュアリティの意識化は、「図」化されたアクチュアリティを示すことができそうな言葉を手がかりとして、「地」とされていたその他の要素を言葉の説明として付け加えることでなされると言える。このようなプロセスはGendrin (1962) が提唱し理論化したフォーカシングに類似している。フォーカシングは、人が自分が感じているものや体験しているものに注意を向け、それがどのようなものか掴み表現したりそれと共に居たりすることである。そこでは、なんらかの問題についての感覚であるフェルト・センスを表現するのにふさわしいと思う言葉を手がかり（ハンドル）として体験しているフェルト・センスが何であるのか、どのようなものであるのかを探っていく。その作業が進んでいき体験にフェルト・シフトが起こるとき、解放感とその言葉が「しっくりくる」感覚が生じるとされる。直接体験的なアイデンティティ感覚もフェルト・センスと同様に、そのとき浮かんできた「図」化された言葉だけでは捉えることができず、その言葉をきっかけに「地」を意識することで近づくと考えられる。また、フェルト・センスも同様につねに感じられている体験であり、その体験は過程上にあり変化し続ける行為的なものとされる (Gendrin, 1962)。フェルト・センスと同様の過程によって直接体験的なアイデンティティ感覚が感じられるとすれば、直接体験的なアイデンティティ感覚もそのとき意識化したアクチュアリティが「わたし」にとって「しっくり」くるような感覚を得ると言える。逆説的に、意識化された体験が「わたし」にとって「しっくり」こない場合には、それは直接体験的なアイデンティティ感覚ではなく、「しっくり」くる表現を見つけないことができない、しっくりくる「わたし」を体験的にも対象的にも見つけることのできない状態が、直接体験的なアイデンティティ感覚を喪失した状態であると考えられる。わたしがどのように生きているのか、どのように生きてきたのか、どのように生きていくのか、現実「わたし」が生きていくことを対象化した際に表象として上がってきたものが「しっくり」くる場合、「わたし」がわたしであるという、直接体験的なアイデンティティ感覚が知覚されていると言える。

では、「わたし」が「しっくり」くる感覚を体験するとはどのようなことであるのか。それを、フォーカシングを通じて考察する。漠然としていて前概念的なフェルト・センスに触れることで、自身がその場で体験していることに注意を向けて象徴化するプロセスがフォーカシングである (Gendrin, 1981)。そして、フォーカシングによってフェルト・センスがもつ意味体験が変化することで、表現していることがぴったりであるような、「しっくり」くる感覚と解放感が生じるとされる (Gendrin, 1981)。すなわち、フェルト・センスに触れるためには、それに注意を向けて、言語やイメージとして象徴化する過程が必要であると言える。そして、体験過程理論がプロセスであることから、「しっくり」くる感覚はプロセスを包含したものであることが考えられる。

フォーカシングにおける象徴化のプロセスにおいて、はじめは体験が漠然としたもので「しっくり」くるようなものではないのであるが、フォーカシングが進むことで体験が変化し、「しっくり」くる感覚が生じるとされる (Gendrin, 1981)。これと同様に「生き方」の感覚においても、わたしについての感覚に注意が向いた後、漠然とした「しっくり」こない、違和感のような感覚を経験すると推測される。すなわち、直接体験的なアイデンティティ感覚はつねに体験されているが、それが問題となるのは自己にフォーカスされるときであると推測される。これより、意識されないときには「生き方」の感覚は問題にされず、「わたし」がわたしであることは自明なこ

とであると考えられる。しかし、自己に注意が向くことで多様な自己の存在が意識化され、はじめに言語として象徴化された自己は一端であるために「しっくり」くる感覚は得られず違和感が生じる。その後、象徴化された感覚や自己を手がかりに様々な自己が意識化されていくことで自己の表現が変化していき、一端であったものが多様な自己が絡み合う複雑な自己が浮かび上がってくる。自己の要素が「図」化され自己が把握されることで、「わたし」が「しっくり」くる感覚が得られると考えられる。すなわち、「しっくり」くる感覚は普段は自明なものとして意識化されないが、自己が意識され違和感のような「しっくり」こない感覚が生じ、意識上で自己が全体化していき、全体化した自己を再認することで「わたし」にとって自己が「しっくり」くる感覚が生じると言える。すなわち、直接体験的なアイデンティティ感覚が感じられる過程は、自己の内面に焦点化して体験を探ることであり、アイデンティティ形成の個人的な探求の過程のミクロな側面であると推測される。以上の議論により、「わたし」がわたしであることの体験である直接体験的なアイデンティティ感覚は、意識化された自己が「しっくり」こない体験をした後、「地」としての自己の「図」への侵入によって体験が変化して、再確認した場合に「しっくり」くる感覚であると考えられる。ここで示した直接体験的なアイデンティティ感覚は、日常的に経験する前概念的で素朴な体験であり、それを意識化したものでもあった。直接体験的なアイデンティティ感覚を従来のアイデンティティ感覚と対比させて述べると（図1）、直接体験的なアイデンティティ感覚はアイデンティティ感覚を感じるものの多くは実感していると推測され、その内容としては従来のアイデンティティ感覚の圏内にあると言える。しかし、アイデンティティ感覚が言語的意味に従ってより一般化された理念系のもとで扱われるものであるのに対し、直接体験的なアイデンティティ感覚は個人が日常生活で体験した感覚そのものである。その感覚は表現することが困難な複雑性を持ち、感覚それ自体は一般化され得ないものであると考えられる。すなわち、直接体験的なアイデンティティ感覚とアイデンティティ感覚は同様の人物を対象としながら、アイデンティティ感覚が客観的パラダイムに則っているのに対し、直接体験的なアイデンティティ感覚は主観的体験のパラダイムによる捉え方であると言える。しかしながら、パラダイムが異なればそこから見えてくるものも異なるため、アイデンティティ感覚と直接体験的なアイデンティティ感覚は表面上は異なるものであると推測される。

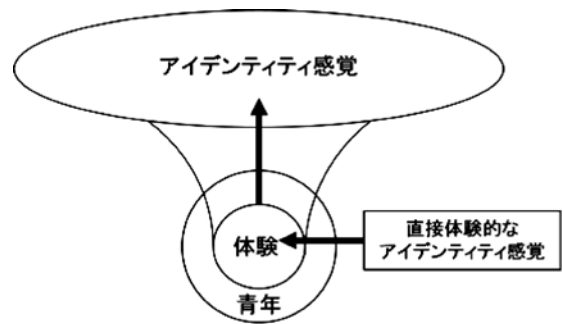


図1 「直接体験的なアイデンティティ感覚」とアイデンティティ感覚の位置づけ

5. 結論と今後の展望

以上の議論により、アイデンティティの直接的な感覚をアクチュアリティを通じて考察した。直接体験的なアイデンティティ感覚は「わたし」がわたしであることを行為主体が直接的に体験することであり、その体験は意識化されたものを手掛かりに感覚全体を意識化していく過程を経て感じることでできる素朴な体験が「わたし」にとって「しっくりくる」感覚であると考えた。ここで提案された直接体験的なアイデンティティ感覚は、アイデンティティ感覚を素朴な直接体験としてアプローチしたものであり、今後、調査を実施することによってアイデンティティ感覚そのものにより迫っていく可能性が示唆される。そのために、直接体験的なアイデンティティを抽出するための項目の作成や、人間を体験的に理解する方法を用いる必要があると言える。

引用文献

- Bauman, Z. (2004). *Identity*. Polity Press. (伊藤 茂 (訳) (2007). *アイデンティティ* 日本経済評論社)
- Erikson, E. H. (1959). *Identity and the Life Cycle: selected papers*. Psychological issues, Vol. 1. New York. International Universities Press. (小此木 啓吾 (訳) (1973). *自我同一性* 誠信書房)
- Gendrin, E. T. (1962). *Experiencing and the creation of meaning: A philosophical and psychological approach to the subjective*. New York. Free press of Glencoe. (筒井健雄 (訳) (1993). *体験過程と意味の創造* ぶっく東京)
- Grotevant, H. D., & Cooper, C. R. (1981). Assessing adolescent identity in the areas of occupation, religion, politics, friendships, dating, and sex roles: Manual for administration and coding of the interview. *JSAS Catalog of Selected Documents in Psychology*, 11, 52 (ms. No.2295).
- Hanson, N. R. (1958). *Patterns of discovery: An inquiry into the conceptual foundation of science*. Cambridge University press. (村上陽一郎 (訳) (1986). *科学的発見のパターン* 講談社学術文庫)
- Heidegger, M. (1927). *Sein und Zeit*. Verlag, M. N.(Eds), Tübingen. (桑木 務 (1960). *存在と時間：上・中・下* 岩波文庫)
- 梶田 毅一 (1998). *意識としての自己：自己意識研究序説* 金子書房.
- 木村 敏 (1970). *自覚の精神病理* 紀伊国屋書店.
- 木村 敏 (1993). 時間の間主観性 現代思想, 21 (3), 青土社.
- 溝上慎一 (2008). *自己形成の心理学—他者の森をかけ抜けて自己になる* 世界思想社.
- 西平直喜 (1973). *青年心理学* 共立出版.
- 西平 直 (1993). *エリクソンの人間学* 東京大学出版局.
- 岡本祐子 (2002). *アイデンティティ生涯発達論の射程* ミネルヴァ書房.
- 大倉得史 (2011). 「語り合い」のアイデンティティ心理学 京都大学学術出版会.
- 大野 久 (1995). 青年期の自己意識と生き方 講座生涯発達心理学—4：青年期 自己への問い直し 金子書房 pp.89-123.
- 谷 冬彦 (2001). 青年期における同一性の感覚の構造—多次元同一性尺度 (MEIS) の作成 教育心理学研究, 2001, 49, 265-273.

THE MANIFESTATION OF AN EDUCATIONAL PHILOSOPHY THROUGH NATSUME SOSEKI'S CONCEPT OF INDIVIDUALISM (私の個人主義)

Ruby Toshimi OGAWA *

ABSTRACT: According to Natsume Soseki's stance of being an individual, he offers us a sense of clarity and objectivity to view society from afar. In Soseki's clear-minded viewpoints, he had created a personal and more individualized philosophy that was devoid of political rhetoric and sectarianism. He had emphasized the path toward truth that can be found in each of us since there are no obstacles in our solitary journey within. In his definition and concept of "individualism", he stressed the importance of establishing one's own philosophy toward education as a teacher. This paper in brevity addresses how Soseki's individualism may be applied for English educators here in Japan as well as in other countries. At times, it can be a constant struggle in keeping up with the ongoing changes based on new research from various academic disciplines in the teaching field. This can be described as the delicate balancing act of creating effective lessons to develop language proficiency skills for English as Second Language learners (ESL). Moreover, language educators must meet the standards of internationalization for today's ongoing economic and political growth as a nation as a whole. Upon further review of Natsume Soseki's writings, the ideals of progress can stem from the individual teacher who bases his or her own belief systems as influenced by any given society. In understanding our own individualism from Natsume Soseki's neutral viewpoints, he signals us to be more aware of the inner truths that lie within each of us. In pursuit of an ongoing global discussion that may help us piece together the necessary transitions to keep pace with the constancy of societal flux, the message contained in this paper is to promote a more harmonious chorus of universal positivism within our educational system today. Most importantly, each individualized impact can add to a greater evolving consciousness as a whole, and in short, this is something that we should all aim for in the near future.

Key Words: Belief Systems, Collectivism, Cultural and Social Values, Educational Philosophy, English as a Second Language (ESL), Individualism

INTRODUCTION

The rapid social changes and cultural dissociation from Japan's ancient past during the advent of Meiji Period in 1868 led to a re-examination of the traditional values that led toward the westernization of Japan at various institutionalized educational levels. During this time period, there was a new openness, a sense of curiosity as well as the experimentation of the western ideas that flowed onto the shores of the Japanese seacoasts. While these social changes were occurring during the early part of the Meiji period, there was one writer, Natsume Soseki who expressed his angst of his personal dislocation from greater Japanese society, especially during and after his time in London, England. One can find the inner and psychological struggles that may have provided an array of great literary works from which Soseki's philosophical underpinnings of becoming an isolationist from general society remains intact. Even through his sense of alienation of greater society, Natsume Soseki's eloquent prose provides us with a unique perspective that defines what Japanese individualism means to the general public-at-large. In his formation of Japanese individualism, Soseki's

* ルビー Toshimi 小川 青山学院大学文学部

definition may translate to the greater global community even today. In doing so, his words have opened us up to revisit and explore our own belief systems as educators. From this cultural perspective, our own sense of individualism can be reviewed and developed as well.

NATSUME SOSEKI'S VIEWS ON INDIVIDUALISM or “Wakakushi no Kojinshugi”

During the Meiji period, the debates over literature were veiled in discussions of national identity, and in particular, the main concern was Japan's place in relation to the expanding world. In retrospect, the “West” had cast its influence shadowing over Japan's cultural and social values during that time period. Eto Jun writes, “No matter how radically (the West) may (have) differed from one another in their literary and political opinions, Meiji writers shared in the dominant national mission of their time: the creation of a new civilization that would bring together the best features of East and West while remaining Japanese as its core (Eto, p. 603).

As a Meiji writer, Natsume Soseki's addresses national identity by expanding on the role of an individual within society. Accordingly, Soseki is not only inclusive of the general sentiments among the Japanese people, but he also adds another layer of identity by going deeper into the individual psyche. Specifically, Soseki's definition of individualism defines “personhood” by his or her experiences in life. It is our experiences in life that provide us with a source of reference upon which we can interpret the world around us. If one can imagine the central core of a person's spirit, and how it emanates outward from the heart, then you can understand what Soseki's is trying to convey with regard to our individualism. In this way, the “I” in “Watakushi” is our unique stamp on the world as interpreted by our senses, and how our thoughts are expressed to others from a very personal viewpoint.

NATSUME SOSEKI'S JOURNEY WITHIN

During the early part of the Meiji Period, Natsume Soseki was selected to become a representative of Japan for a two-year educational stay in England. He was considered to be the first official student sponsored by the Japanese Emperor Meiji to study literature abroad. In his book, “My Individualism”, Natsume Soseki mentions that this was an “unbearable” trip for him, and that the two years spent abroad were unpleasant at times, especially when Englishmen gave their opinions on literature. Oftentimes, Soseki suffered from not having his own sense of literature to lend support to his perceptions based on his Japanese cultural upbringings. From this feeling of angst, Soseki created his own sense of the philosophy of literature from an individual perspective. These personal experiences were the roots of Soseki's “Philosophical Foundation” for literature at that time in history. In this “Foundations” book, Soseki had an extreme degree of self-referential remarks in many of its sections. Specifically when he was about to analyze a passage from Shakespeare's *Henry V*, he stops suddenly in his writings, and decides to “dissect his feelings” instead of the literature at hand. In Soseki's own remarks, he states the task of unfolding his own feelings were better conveyed to readers than his intellectualization of a Shakespearean poetic style within *Henry V*. Thus, these may be the initial stirrings of what individualism could be liken to from his point of view. (Translated Natsume Soseki's Individualism by Tsunematsu 2004)

In Natsume Soseki's most memorable speech at Gakushuin University in 1914, he succinctly states the following on the issue of national identity and the definition of individualism:

“I am not suggesting that we have to take England as our model, but in short, I do believe that there is no true freedom without the notion of duty. This means that a purely selfish freedom cannot exist in society. If it were to appear it would immediately be rejected by people in general who would trample it under their feet. That is certain! Gentlemen, I hope you are free men. At the same time, I am eager that you should understand what the term “duty” means. I openly profess that I conceive of individualism as having this precise meaning and I will not hesitate for a moment to affirm it loud and clear.”

In this general quote from his famous speech, therein lies the truth in our commitment to be part of something greater than ourselves. This type of expressive self-assertion separates us from our immediate self-centered needs. There is no wrestling of conscious ego if that individual contribution helps those members within the greater society. In this regard, Natsume Soseki reminds us of our sense of duty to society at all costs. In doing so, this thoughtful and beneficial act eliminates that self-centered egoism and brings us closer to our

sense of humility that evokes our grace. With regard to the profound remarks made by Natsume Soseki at that time, he had affirmed the presence of a collectivism that signifies the duty of a given individual within society, but what does this mean in terms of such obstacles that political groupings and factions that favor more of the powerful as well as the influence of money rather than the ideals of what is good and evil in this world of ours?

According to Natsume Soseki's own words, he clarifies this position of an individual by stating the following: "if we put it more simply, individualism replaces political sectarianism with notions based on good and evil, reason and unreason." Here, Soseki talks about the circumstances that make it impossible for human beings to remain in harmony with one another without political discourse. In this case, this is when we feel most connected to the feelings of solitude and isolation from greater society whereby our own social and cultural values are *not* part of a majority's views. This same political or social grouping may *not* listen to an individual's voice that can illuminate a genuine truth within a given situation much like the metaphorical candle on a dark night. In that illuminated candle in the night, there is a sense of clarity and peacefulness to those seeking solace from the ambiguity and social discontent stemming from political rhetoric.

ISOLATING THE MEANING BEHIND NATSUME'S INDIVIDUALISM

Natsume Soseki's view of individualism can be succinctly expressed as follows: his words speaks to us from the heart, in that, our own views based on our beliefs can answer questions of relative importance in our relationships with each other as well as our philosophical musings of the meaning of life itself. The search for answers within our own belief systems is something that takes us on a deeper, inner journey that lies in the very psychological core of our beings as an individual. This form of psychological manifestation of a divine spirit or centered soulfulness is what makes us believe in the significance of establishing, recognizing and respecting our sense of individuality in society. In taking this path toward self-awareness, we can be described as truth seekers of our own destinies that have the power to manifest acts of good will in our conscious desire for the betterment of humanity as a greater whole. Whether this stems from our "duty" as Natsume Soseki strongly suggests, therein differentiates what may be considered self-inflated egoism to an individualism that is connected to our social responsibilities within society.

EGO AND HUMILITY IN MANIFESTING OUR EDUCATIONAL PHILOSOPHY

Some modern-day philosophers say that the truth is the sovereignty of the self relies on being truthful with regard to our relationship to ourselves in connection to the world around us. If fulfillment was a spiritual journey from a religious perspective, then our sojourn is *not* limited to only our religious faith, but encompassing how we define our own individuality within that belief system in society. To re-construct the quest as defined by Natsume Soseki about the relationship of the self with our connectivity to our language-learning students as an English instructor, then the manifestation of such ideals would require some soulful contemplation. If the concept of individualism as applied toward English teachers in Japan and based on Natsume Soseki's famous speech, there is a sense of duty among us to provide the best lessons within each student's expectations so that something can blossom from them as future contributing members of society. In short, the careful balancing act between "who we are" as individuals and/or the "ego" part of selves and in taking into account how humility is realized stems from how we cultivate and grow our personhood from child to adulthood based on our cultural and social values.

FRENCH PHILOSOPHER SIMONE WEIL VIEWS ON HUMILITY AND SOCIAL SERVICE

As per French philosopher and social activist Simone Weil (1909–1943), her essays during her lifetime contained many of her insights between the notion of individuality as bonded within humanity at great lengths. Her words remind us of what we must do as individuals in society, and she states as follows: "the intellectual order, the virtue of humility is nothing more nor less that the power of attention." Although, she was Christian in her faith, she had studied other religious viewpoints, and had designated that one faith is *not* better than others, but that each belief system was unique onto its own merits. She wrote extensively about the connection between our responsibilities in the social world from an individual stance.

In comparative similarity with Natsume Soseki's duty, she had a strong sense of defending the whole of

society from her political activism in Europe, but this, indeed, leads us down the self toward understanding the meaning of what humility and selflessness means to each of us. Thus, forging our identity as part of our ego that serves society from our unique contributions provides us with that vital balance in manifesting our personal educational philosophy within our teaching practices. In contemplative analysis of both writers, the duty and responsibility as teachers can be described as the harvesting of self-evidential truths that radiate from our own hearts as caring professionals in the classroom environment. As educators here in Japan, our service to our greater communities is based on our students' learning needs, and in doing so, this elicits Natsume Soseki's notion of individualism that connotes our sense of duty as well.

AN EDUCATIONAL PHILOSOPHY BASED ON OUR INDIVIDUALISM

In comparing the Japanese educational systems to others, there can be a overarching basis for discussion that relates to the notion of individualism that complements an individual educator's belief system. As per Natsume Soseki's starting point is to see the relationship between the ego and the outside world. He describes the importance of the phenomenon of awareness that is based on our own individualism. In Natsume Soseki's "Foundations," he suggests that the Japanese word, "Renzoku-sha-sou" implies that such awareness undergoes changes and develops in a continuous mapping of progress through constant improvements within a scope of time. With detailed layers of description, Soseki's awareness of the self and the process of development refers to the following tenets: (1) awareness must comprise several elements, (2) these elements must experiences ups and downs, (3) insofar as the ups and downs emerge, the awareness of these element must be clear, and (4) as the development of awareness is subject to a certain extent to rules, the question becomes singularly complicated. He states in a given remembered line: "Awareness is the only thing of which we can be certain." This awareness of Soseki's had provided us with the proof of our own existence in the continuity of time. In this way, we can undoubtedly have a sense of development from start to a certain point in the near future where our sense of achievements are indeed, measurable and obtainable. Of course, this can be done *only* when we make up our minds to activate our will and determination through the senses or perception of reality based on our own intellectual capacity and knowledge about ourselves as individuals.

HOW TO MANIFEST ONE'S PHILOSOPHY OF EDUCATION?

In brief, the general steps in formulating one's philosophy have been provided here as a general reference as more can be garnered from other available online websites, but in any given instance, this can be easily expanded accordingly to one's unique and individualized view of what the educational stake is for one's students in a given class. The following questions are answered according to your belief system as it relates to the curriculum developed at any educational institution. In this way, the concentration of effort addresses the following statements in your words. Such questions relate to the (1) the purpose of education, (2) the role of the student in education, (3) the role of the teacher in education, and finally (4), the role of the teacher in the community.

WRITING ONE'S PHILOSOPHY BY PROFESSOR JURGEN COMB'S

One article relating to the philosophy of education merits some attention in the mission to create one's educational philosophy for teachers. The tenets in this article for such a philosophical foundation can be based simply on one's belief systems and can be connected to the sense of "duty" and "awareness" as per Natsume Soseki's individualism. Based on Professor Jurgen Combs website, he states in brief that "it is important to be aware of your own educational philosophy since it helps one to focus on making the decisions made when planning for lessons and in implementing them for your students. Further, Combs states that it is "through the writing of one's own philosophy, the natural occurrence that comes from this self-analysis is the ability to see one's own goals and values that are the important part of the educational process, and in this way, one can be a creative endeavor of choice. "In short, the educational philosophy is a description of a teacher's goals and beliefs for one's coursework for students. There really is no such thing as one main philosophy that a teacher should subscribe to in the wake of deciding on the mission to establish one's own educational philosophy. In short, our philosophies are a reflection of our own beliefs, experiences and training. Conclusively, one's philosophy can change a person as one matures in gaining additional experiences, and the starting point relies on fundamental questions that relate to one's beliefs in the educational process as a whole for a given program and school.

SHARING OUR INDIVIDUAL EXPERIENCES TO THE CLASSROOM

From an individualized perspective, one should ask questions that relate to “why you want to teach as well as defining your own role as a teacher in a given program, and to determine the community of learners at your school. Most importantly, it would be reasonable to ask oneself this basic question: what do you want to teach your students? Should your English lessons include current global issues in order to expand the learner’s horizon to cross-cultural perspectives as well? Of course, this will be all up to the teacher’s prerogative and well-founded ideas of what are the important social and cultural values that form the basis of society. Teaching social values that may include a more egalitarian viewpoint or a gender-neutral range of thoughts that can be freely expressed in class in order to render more discussion points among classmates can be vital for global awareness. In evaluating and separating facts based on scientific inquiries and/or researched news articles, videos and Internet information that form the basis of public opinions on a given current event can provide a broad range and scope of ideas that encompass and affect each and everyone of us in our daily lives within the family unit, local communities and society-at-large. In this way, the role of an educator is the pivotal point where the inquiring mind can explore beyond the classroom, and in forming the basis of an individual student’s compass to seek knowledge that relates to him or her as a matter of genuine interest and academic pursuits in the near future.

CONCLUSORY REMARKS

Although, Natsume Soseki may have been preoccupied with his own sense of belonging and identity which consequently was the fabric of his writing style as seen today, his popularity can still be seen in the ¥1000 note which circulates in our daily lives. This may be a gentle reminder that his words on “individualism” does not necessarily mean that the Japanese should forsake its own cultural values and traditions in the acceptance of the westernization process as a nation during the Meiji period. Even in the tides for social and technological modernization that are part of our contemporary life, the words of Natsume Soseki’s “Individualism” spoken at Gakushuin University long ago still echo from beyond to call our attention on being true to oneself through one’s beliefs and values. In review of the consummate observer as posited in Natsume Soseki’s writings, the mediation of our senses and emotions that originate from our ego anchors our inner stability through our intelligence, perceptions and our own free will through an active form of determinism. Despite any and all social changes in society, the tenets of Natsume Soseki’s definition of individualism allows each of us to grow incrementally, and at our own pace in the world of ideas. In this way, the creative force that belies in each of them as teachers can be recognized as a contribution that deserves merit in the form of humility and grace. Thus, the nature and strength of an individual’s creative inner force can be attainable as it is within our immediate grasp of self-knowledge within our own individualism. As the pool of sharing and knowledge transcends beyond borders, this can radiate beyond a scope that can affect social circles that can expand in larger loops that encircle us, rather than separating us from the whole of humanity.

FINAL THOUGHT: GROUP-CENTERED INDIVIDUALISM

In this way, there is a respectable and noteworthy responsibility and duty to bear for a teacher in any field of discipline, but the most important aspect of the group-oriented team effort within a curriculum or department is that education is something that affects and shared with everyone in Japan or in any country for that matter. In the stillness of time that marks our efforts for continuous improvements as teachers, there is the undeniable truth that resounds each time we hear the footsteps of a student walking away from you down a hallway to the outside world from one’s classroom. It is that notion that each forward step is in a direction toward an unknowing, yet the potential future possibility of chance discoveries as well as new frontiers of challenges to meet and understand for that particular student. In sum, there is always that view where each and every individual student’s progressive mark can represent a collective win in society-at-large, especially when this emanates from a caring and humane perspective about our educational philosophy as it reflects and manifests in our own belief systems. In the final analysis, this is what makes it all worthwhile for each and every one of us in any given society as part and parcel of a universal truth found in our individualism.

REFERENCES

“Japan Most Competitive Nation.” Daily Yomiuri (1990)

Johnson, C., *The Problem of Japan in an Era of Structural Change*. International House of Japan Bulletin 9 (Autumn): 1-7. (1989)

Soseki, N, *My Individualism and the Philosophical Foundations of Literature* as translated by Tsunematsu, S, Boston, MA: Tuttle Publishing (2004)

WEBSITES

Retrieved from American Educational Research Association (1986)

<http://www.aera.net>

Retrieved from Imada, T, *Cultural Narratives of Individualism and Collectivism: A Content Analysis Textbook Stories in the United States and Japan*, Wesleyan University, Middletown, Conn. (2016)

<http://jcc.sagepub.com/content/43/4/576.abstract>

Retrieved from NHK’s Japan 3.11 Beyond Stories of Recovery

<http://www.nhk.or.jp/japan311/>

Retrieved from Simone Weil’s Notable Quotes

http://www.brainyquote.com/quotes/authors/s/simone_weil.html

Retrieved from “Writing your own Educational Philosophy” by Dr. Jurgen Combs

<http://www.edulink.org/>

家事調停におけるナラティブ・アプローチ

Narrative Mediation — An Approach to Conflict Resolution

関 井 友 子*

Tomoko SEKII

要旨：ナラティブ・アプローチとよばれる視点や実践に着目し、家事調停での実践応用への前提となる観点整理を行う。近代社会の基本パラダイムから離れて、新たな認識論に基づく紛争や対立の調整のありかたを目指す。現在の調停で主流となっている理論つまり問題解決アプローチは、人びとの内的な欲求や利害から生じたものであるという仮説に基づくものである。一方、ここでは、調停におけるナラティブ・アプローチを人々がある対立関係の中で自分自身を見つめている視点を変化させるようなものとして位置付ける。言語が果たす役割に着目し、対立ではなく、理解、敬意、共同の物語を基盤とする人間関係の発展を目指すものとして捉える。また、物語がどのような現実をつくりあげていることに機能しているかを重要視する。

キーワード：ナラティブ・アプローチ, 社会構成主義, 家事調停

はじめに

本稿はナラティブ・アプローチあるいはナラティブ・プラクティスとよばれる視点や実践に着目し、家事調停での実践応用への前提となる観点整理の試みである。社会（モダンシステム）の基本パラダイムから離れて、新たな認識論に基づく紛争や対立の調整のありかたを目指すものである。

ナラティブ・プラクティスの実践例

ナラティブ・アプローチはこれまで対人援助の方法としてセラピーの領域での試みが主に紹介されてきている。例えば、オーストラリアのマイケル・ホワイト（Michael White）とニュージーランドのデイビット・エプストン（David Epston）によって提唱された、ドミナント・ストーリー（支配的な物語、こだわっている物語）からオータナティブ・ストーリー（もう一つの

* せきいともこ 文教大学人間科学部

物語)への書き換え、外在化という取り組み。ハロルド・グーリシャン (Harold Goolishian) らが行った「無知の姿勢」による支援者とクライアントによるコラボレイティブ (協働) による、あらかじめ定められたゴールではなく、対話の中で新たなゴールを探っていくという立ち位置。トム・アンデルセン (Tom Andersen) によって提唱された、家族療法における援助者とクライアントの位置 (マジック・ミラー) を反転させ、観察者と被観察者の関係を入れ替えることによって、双方がより対等な関係を構築させ、クライアントだけでなく援助者も自分自身を客観的に見つめなおす、リフレクティングという技法。

また、アルコール依存症や薬物依存症、摂食障害などのアディクションへの有効な対処方法としての、自助グループでのミーティングの取り組みも、ナラティブ・プラクティスとして解釈されている。

統合失調症などの精神疾患への対処から生まれた、我が国北海道の「浦河べてるの家」の当事者研究。精神疾患はその病名において治療者が診断を下すものであるが、べてるの家では統合失調症の当事者が自らの病名をつけ、その病状を研究するというアプローチを行う。そのなかで自分の症状を「幻聴さん」と名付け、その対処法をべてるのメンバーと共に探っていくという、ユニークな試みを行っている。さらに、べてるの家の取り組みと共通点も多い、フィンランド西ラップランド地方の「オープン・ダイアログ」という精神疾患への対処法は、専門家チームが通報から24時間以内に患者の家に出向き、症状が改善されるまで当事者やその関係者と話し合いを持つというもので、精神疾患が慢性化してしまう前の即時対応が良好な予後を促している。治療効果 (投薬率、障害者手当の受給率、再発率など) は対照群とのエビデンスによっても明らかにされている。

家事調停での背後仮説

現在日本で実施されている調停 (ここでは主に家事調停を論じていく) で主流となっているそこでの理論は、人間は個人的な利益を獲得することを主たる動機として行動するという考えに基礎をおいている。裏に潜んでいる共通利害を見つけることによって、現在の対立の解決を図る。この利害に基づいたアプローチ、問題解決アプローチであり、人びとの内的な欲求や利害の表出から生じたものであるという仮説に基づくものである。これは、個人主義に根差したものの、司法システムにおいて支配的なものであるともいえる。

調停におけるナラティブ・アプローチを人々がある対立関係の中で自分自身を見つめている視点を変化させるようなものとして位置付け、その可能性を探っていきたい。そこでは、私たちが誰で、他の人とどのように関わり、またどのように振る舞うのかを構築していく際に言語が果たす役割に着目する。対立ではなく、理解、敬意、共同の物語を基盤とする人間関係の発展を目指すものである。さらに、物語が事実を正確に伝えているかどうかよりも、その物語がどのような現実をつくりあげていることに機能しているかを重要視する。世界を何の媒介も経ずに把握した後に物語を通して描写することができるものとしてとらえるよりも、世界をつくりあげるものとして物語をみつめることに注意を向ける方が有益なのである。

外在化

調停での技法として、外在化する会話法が重要な役割を果たしていく。近代社会の一般的な認知・前提である、出来事を個人の内部に求め続けるという論法を逆転したものである。外在化する会話法は、関係の領域に注意を向ける。この技法は社会構成主義に基礎をおく認識論の実践として位置付けられる。次にその社会構成主義の諸原則を確認していく。

反本質主義

人間は人間の内側にある本質的な要素で規定されるのではなく、社会的な過程によって構築される生産物である。本質的な要素が生物学的なものであるか環境によるものであるかにかかわらず、人間の性質というものはこれまで考えられたよりはるかに流動的で安定を欠くものである。私たちの心理状態に固定的に組み込まれているといわれてきたものの多くは、周囲の社会的、文化的な世界で刷り込まれたものである。

この概念は個人の心理という前提を揺るがすものである。よって、人々の利害を生み出しているとされる個人の心理的な欲求という前提は信頼度が低くなる。これは人々の欲求の度合いが低くなるということを意味するのではない。社会構成主義の観点からみると、人々の欲求は本質的な（あるいは自然な）ものというよりは、社会的な常識や規範、会話を通して構築されたものであるということになる。したがって、異なった種類の会話によって、これらの欲求を見直すことができる可能性は十分にあるといえる。このような考え方は、欲求の充足は、充たされるべき欲求がそのままの形で充足される事を越えて、調停の目的を変化の方向へと導くものである。ある一つの文脈の中で、あるいはある一つの問題の取り上げ方のなかで切実に感じられた欲求が、異なる会話からの光を当てた考察を経て、劇的な変化も可能にする。

絶対的真理への反論

社会構成主義的視点は、客観的な事実というものの存在に疑問を投げかける。あらゆる知識はある視点から生成される。これらの視点とは、現実を見つめるある特定の文化的社会的な見解から生み出されたものである。この意味において、あらゆる知識は決定的なものとは言えず、それが生み出された時代や空間、社会的な状況に左右されるものである。どんなものであれ、何かについての真理を知るということは、その対象がどのように見えるかということに関わるとともに、どのようにその対象が出現するかという視点を理解することにも関わってくる。さらに、あらゆる事実というものは、それが確立し事実として認められるような特定の視点を優遇する過程を反映して、特定の利害に貢献するものであると考えることができる。

この原則は、調停者が当事者の語る物語をどのように聞くかということに密接な関係にある。調停という仕事は単に対立する物語から人々が事実を整理することでも、その人々の利害や欲求としての事実を確立することでもない。調停では、そこからそうした「事実」について確立される視点を脱構築し、そうした視点によって供給される利害を評定することなのである。その過程において、すべてのことが流動的になっていく。言い換えれば、調停において私たちは社会構成主義の視点から、事実について聞き、そこから当事者の利害を明確にするところに関心を示す必

要があるといえよう。同時にこれらの事実や利害がどのように生まれてきたかという、文化的社会的な過程に関心を持つものでもある。

言語の役割

ヴィトケンシュタインが主張するように、言葉とは単に私たちが出来事や現実を表現するために使う手段ではない。言葉が出来事を構築していくという認識が有効になってくる。私たちが思考する方法やその時に使う概念は、私たちが思考を始める以前に存在していた言語や言説が提供している。調停は意味を創り出す活動であるから、調停の場で生み出す物語が実際の体験を構築することになる。

さらに、言語を思考の前提条件とみなす考え方は、人々の物語を、そこに潜み、以前から存在する欲求としての表現される土台を掘り崩すことである。これによれば、調停での対立は、人々の経験を形成してきた言葉による構築物として聞くことになる。しかも私たちが使用する言葉は私たちが創り出したものではない。私たちが生まれてきた文化的な環境から継承してきたものである。従って、個人をその世界における主要な行動者とみなすことは困難にもなる。個人主義の視点に立つ問題解決モデルは、もはや価値判断から離れた中立的な視点として捉えることも困難になってくる。

現実社会的・言語的に構成される

人々が言語や言説によって形づくられるとすれば、人々の態度や認知力、動機といった内面的な心理状態や、あるいは社会構造というものより、人と人における相互作用というものが考察の中心になる。このなかで、世界は構築されていくのだと考えることができる。話をするとき、人々は内面にあるものを表現するのみならず、外の世界を構築しているのである。

この時構築される世界は、個人の内側にある世界と、そのうえに社会構造が築かれる土台を含んでいる。このように、言語は「遂行的」なものであり、言語の使用は社会的行動に他ならない。このような考え方は、言語が思考や感情を表現し、行動を描写するための手段であるという考え方と相反する。そこから、調停の場とは、単にある人と人との間の問題が解消される場というよりは、ある種の社会的な恒常性が再構築される場であるといえよう。

ナラティブの視点から見た対立

社会構築主義からみれば、単一で定義可能な現実というのは存在しない。むしろ、私たちが人生において見出す意味は多様なものである。この意味の多様性によって、時に人々の間で対立が生じるのは避けられない。従って、ナラティブの視点からの対立は、多様性から生じる避けることのできない副産物であり、個人の欲求や利害の表現の結果とみなさない。

対立はどのような状況においても、人々がある視点から、ある文化的な位置から眺めるという視点からすると、人々は何が起きたかについての物語を発展させ、自分たちの生み出した物語の中にある社会的な場面で、その役割を演じ続けるのだといえる。この視点からすると、事実とは単に一般的に受け入れられている物語に他ならない。

自己の特性

調停者が自己というものの特性をどのように理解するかは、当事者間における対立にどのように取り組むかを左右する。従来の問題解決型の利害を基盤にしたアプローチは、個人を独立不変、単一で自発的であり自己統御性のあるものとして強調していた。このように個人を規定する見方は、対立の原因となるものを個人のなかに見出すことに重きをおくことになる。行動の責任は必ずその個人が負わなければならない、選択肢は個人のものであり他の誰のものではないとされる。

しかし、それに対してポストモダンの視点からすると、問題とは人の個人的な問題ではなく、人間関係の形式のなかで構築されていると考えられる。さらに、社会的文脈が個人やアイデンティティを理解するための鍵となる。自己はその人の社会や文化における様々な要素からつくりだされ、それらは相互作用の中で展開される。個人は社会的実践の場で形成され、他の人々との毎日の関わりあいの中に存在する支配的な規範や文脈、あるいは文化の影響を常に受けるものとしてみなされる。

調停の場というものを、参加者が異なった文脈の位置づけに光を当てながら、対立の過程の解釈を再構築する場と考えることができる。

脱構築と物語の再構成

これまでに構築された支配的な社会的文化規範にさらされた結果、私たちが当然と考えるに至った思い込みを、解きほぐしていくことが可能という考えが脱構築とされる。調停が成功するかどうかは、調停者がいかに上手に現実や事実を対立の物語から切り離すことができるかどうかではなく、当事者が「代わりの物語（オルタナティブ・ストーリー）」を生み出すことができるように、調停者がいかに支援できるかに係っているといえよう。

参考文献

- ジョン・ウインズレイド ジェラルド・モンク 国重浩一他訳『ナラティブ・メディエーション—調停・仲裁・対立解決への新しいアプローチ』北大路書房 2010
- ケネス・ガーゲン 東村知子訳『あなたへの社会構成主義』ナカニシヤ出版 2004
- 野口祐二『物語としてのケア』医学書院 2002
- 大澤恒夫『法的対話論』信山社 2004
- 浦河べてるの家『べてるの家の「当事者研究」』医学書院 2005
- 齊藤環訳著『オープンダイアログとは何か』医学書院 2015

超高齢化社会に対応する生活活動能力の向上を促す 「複合型筋力トレーニング用マルチ・パワーラック」 の導入に関する思索

A Speculation on Teaching Effectiveness of Introducing
“POWERLIFT[®] for Multiple Strength Training” for the Purpose
of Prompting to Enhance the Ability in Activities of Daily Living
for the Super Ageing Society in Japan

上田 大*・黄 仁官**・中島 滋*
Dai UEDA, Inkwan HWANG, Shigeru NAKAJIMA

要旨：文教大学健康栄養学部「運動科学実習室」における学生教育や実践研究を近年蓄積されたエビデンスに従って未来志向へと発展させていくためには、あらゆる運動様式の実践と指導法の経験を積むことのできる施設へと発展させる必要がある。そのため、より総合的な健康フィットネス、また生活活動能力向上を目指す養成施設として充実させる目的で、「複合型筋力トレーニング」が実施できるマルチ・パワーラック一式を2010年7月に設置した。マルチ・パワーラック一式はあらゆる様式でのフリーウエイト・エクササイズでのレジスタンストレーニング（Resistance Training：RT）の実施が可能であり、近年では心疾患有病者のリハビリテーションや高齢者に対してのRTの適用が提唱されてきている。我々は、2016年度からの健康栄養学部新カリキュラムにおける「無酸素性・有酸素性エクササイズの理論と実際」の授業を核として、可能な限り安全で効果的なトレーニング環境を提供できるよう、実施者のRTのエクササイズテクニックを正しく指導でき、またそれを監督する能力を学生に身につけさせることを目指している。

キーワード：超高齢化社会, レジスタンストレーニング, マルチ・パワーラック

I. マルチ・パワーラック一式導入の背景とレジスタンストレーニングの可能性

文教大学健康栄養学部は2010年4月に開設され、2014年3月に完成年度を迎えた。本学部は、「人間愛」の建学精神に則って、健康科学と栄養科学を通して、現代社会における生活習慣病等

* うえだ だい 文教大学健康栄養学部

なかじま しげる 文教大学健康栄養学部

** ふあん いんかん 日本体育大学保健医療学部

の基礎知識を理解し、予防医学の観点から健康の維持・増進に寄与するために必要な理論的、実践的専門知識と技術を涵養することを目的としている。特に、本学部の教育課程の大きな特色として、3年次からの3つのコース（栄養教諭、健康栄養、臨床栄養）選択がある。

3つのコースのうちの「健康栄養コース」では、管理栄養士資格を持った研究員として食品会社や製薬会社での新製品開発などに従事するほか、スポーツ施設やエステサロンなどに幅を広げたいと考える学生が選択している。特に運動・スポーツ分野にて管理栄養士として活躍することを将来的に目指そうとしている学生数は相当数存在する。現在、「健康栄養コース」のカリキュラム内には6つの運動・体力・スポーツ関連の科目が設定されている。いずれの科目も一流のスポーツ競技選手からスポーツ愛好家、一般健常者から生活習慣病罹患者に至るまで、幅広い層に対して運動と栄養を効果的に健康づくりや競技パフォーマンスの向上に繋げるための理論と実践方法を学べる機会を学生に提供するものとなっている。

運動・スポーツ分野で活躍することを目指す学生を教育する中核の場として、健康栄養学部には「運動科学実習室」が設置されている。学部開設当初は、運動実践の機器として異なるタイプのステーションバイク8台、ランニングマシン2台、体力評価系の機器として呼吸代謝測定装置 METAMAX[®]1 機、多用途等速性筋力測定装置 Cybex NORM1 機が導入された。いずれも現カリキュラムに設定されている演習科目「エアロビック運動の理論と実際」「体力測定と評価」の特性や学習上のねらいに合わせた機器である。本学部の特性として「予防医学」を重視し健康の維持・増進に寄与する人材の育成を目指す中で、身体活動・運動・スポーツの指導や処方をする対象者の設定としては、対アスリートというよりどちらかと言うと一般の健常人や生活習慣病罹患者等に向いている。そのため、そういった対象者の健康や生活活動能力の維持・増進に対する効果についてのエビデンスが豊富に蓄積されているエアロビック（有酸素性）運動が実践や処方の方法を学ぶ中心となり、また身体活動・運動実践のベースとなる骨格筋の機能評価には万人に適用できるよう、また安全面も考慮し、運動器系のリハビリテーション評価等で広く利用されている等速性筋力測定が用いられている。

その一方で、フリーウエイト、ウェイトマシン、体重負荷、エラスティックバンド、およびその他の機器を使用するレジスタンストレーニング（以下、RT）は、有酸素性運動と比較して筋力、筋パワー、筋持久力をより特異的に高めることが明らかになっており、運動の形態としてかなり一般的になってきている。RT を推奨するいくつかの文献は、健常者を対象としたものが大多数であった^{1,2)} が、近年では心疾患有病者のリハビリテーション³⁾ や高齢者⁴⁾ に対するRTの適用が提唱されている。筋力トレーニングとコンディショニングに関する国際的な教育団体である National Strength and Conditioning Association (NSCA) は、綿密に計画された RT プログラムが健康に及ぼす効果については科学的根拠があるとし、RT と健康に関する利用可能な文献に基づいた以下の公式声明を発表している⁵⁾。

1. RT は、以下の過程を経ることで心臓血管系疾患に関するいくつかの危険因子を軽減させ、心臓血管系の健康状態を改善させる可能性がある
 - a. 高血圧患者の安静時血圧を低下させる
 - b. 標準的な運動中の心拍数、血圧、および Rate pressure product (RPP= 収縮期血圧×心拍数) を減少させる
 - c. 血中脂質プロファイルの適度な改善
 - d. 糖尿病患者の耐糖能の改善およびヘモグロビン A1c の減少

2. RT は、除脂肪体重の維持、もしくは増加と、それに伴う相対的な体脂肪率の減少を促し、身体組成を改善させる可能性がある
3. RT は、骨密度の増加を促し、加齢による骨密度の低下を軽減するため、骨粗鬆症の発症遅延、または防止が期待できる

(4、5、6は割愛)

上記の1.2.については、有酸素性トレーニングと同様に、生活習慣病関連疾病を改善、また予防するうえで、RTは大きく貢献することを示すものである。このことは、健康栄養学部を管理栄養士として将来巣立っていく学生には特に知っておいてもらいたい事実である。一方、上記の2.3.は、「超高齢化先進国」といわれている日本の多大なる課題である「健康寿命の延伸」をさらに目指していくうえで重要な一翼をRTが担える可能性を示唆するものである。

つまるところ、健康栄養学部「運動科学実習室」における学生教育や実践研究を近年蓄積されたエビデンスに従って未来志向へと発展させていくためには、あらゆる運動様式の実践と指導法の経験を積むことのできる施設へと発展させる必要がある。その一環として我々は、より総合的な健康フィットネス、また生活活動能力向上を目指す養成施設として充実させる目的で、「複合型筋力トレーニング」が実施できるマルチ・パワーラック一式を2010年7月に設置した。

II. 日本国内におけるマルチ・パワーラック設置の傾向

マルチ・パワーラックには数種のタイプが存在する（参考：<http://www.uesaka.co.jp/top2.html/>）。日本国内での導入実績は、POWERLIFT®の日本輸入代理店であるウエサカ ティー・イー社によると、2014年12月現在で、高等学校で7校、大学で25校、その他スポーツ施設・専門学校では24か所に及ぶ。その中にはプロ野球、Jリーグ、ラグビートップリーグに所属するチームも含まれている。

RTにおけるフリーウエイトでのトレーニング機器を製作、販売を行っている企業は数多ある。その中においての国内シェアを調査・統括する機関が現在は存在しないため、POWERLIFT®の日本国内シェアがどの程度のものかは明確には延べられない。しかしながら、1964年、1988年、1992年、1996年、2000年、2004年のオリンピック競技大会のウエイトリフティング競技にて公式サプライヤーとなったウエサカ ティー・イー社のバーベルやプレート等はPOWERLIFT®のマルチ・パワーラックに対して非常に親和性が高く、RTを実施するいわゆるストレングスルームでの機能性に非常にマッチする。また、これについても欧米の大学等でも採用されていることだが、本学でも同様に、ウエイトリフティング用のプラットフォーム、およびウエイトプレートに大学のロゴや大学名を入れており（写真1、2）、これが外観の魅力性をも高めることにつながり、ひいては大学のWeb等にも掲載することで、大学の宣伝効果の一助になることも期待できる。



写真1 マルチ・パワーラック一式の全容



写真2 文教大学名入りウエイトプレート

Ⅲ. 超高齢化社会に向けた介護予防のための RT 処方・指導の重要性

加齢は身体のあらゆる組織に様々な変化をもたらす。神経筋系も例外ではない。ヒトは30代から筋量が徐々に減少し始める。この筋量減少のことをサルコペニア (Sarcopenia) という。筋量減少に加え、筋の質も加齢とともに低下していくことが証明されている⁶⁾。すなわち、一定の筋量当たりの力発揮能力は減少していく。加齢による筋の衰えは、速筋線維を支配する高閾値の運動単位においてより顕著に現れる⁷⁾。従って、加齢により力発揮能力が低下するだけではなく、力を素早く発揮する能力も低下してしまう。こうした加齢による骨格筋に対する変化は日常生活に必要な活動の遂行に影響を与え、また、加齢とともに増加する転倒の危険性と関連する可能性がある。

幸い、こうした加齢による悪影響は、高強度の RT プログラムにより (短期間の内に) 緩和したり、あるいは打ち消したりすることができる。多くの研究から、RT により高齢者の筋力と筋量を増加させることが可能なことが示されている^{8,9,10)}。さらに、RT により特に筋機能が著しく改善し、歩行や階段昇りといった一般的な動作も改善する¹¹⁾。筋力の増加は劇的に起こり (膝伸展筋力は200%以上増加し得る)、タイプ I (遅筋線維) とタイプ II (速筋線維) の両方の筋が肥大する¹⁰⁾。また、RT により、特に高齢女性の深刻な問題となっている骨粗しょう症を予防する上で、骨密度も増加させることができる¹²⁾。なお、RT の重要性は、年齢の上昇とともに減るより、むしろ増加していることが指摘されている¹³⁾。

Ⅳ. 健康栄養学部新カリキュラムへの RT 実施・指導法の導入の必要性

2016年4月より健康栄養学部では、新カリキュラムが導入される。本論の筆頭筆者が担当する、従来のカリキュラムにおける健康・体力・スポーツ関連のコース選択科目である4科目は、新カリキュラムでは「無酸素性・有酸素性エクササイズの理論と実際」「身体トレーニングのプログラムデザイン」の2科目に内容を統合して新しく設定される。「無酸素性・有酸素性エクササイズの理論と実際」では、RT を中心とした無酸素性エクササイズと従来のカリキュラムで中心となっていた有酸素性エクササイズを融合させ、なおかつエクササイズ実施前に対象者のニーズを明確にするための「体力測定と評価」を授業の初期段階で実施したうえで、無酸素性・有酸素性両方のエクササイズを同時に進行させていく理論と実際を学生には学んでもらう予定である。その中で中心となるのは、マルチ・パワーラックを利用したフリーウエイト・エクササイズの安全な実施方法と補助の方法となる。

RT の様式は、フリーウエイト・エクササイズとマシン・エクササイズの2つに大別されるが、日常生活活動に近く、かつ効率的に身体の各筋群を強化しうるのはフリーウエイト・エクササイズであり、その中でも「コアエクササイズ」(写真3、4) が優先的に採用される。コアエクササイズは一般的に、RT 実施者が自身のエクササイズの目標を達成する上で有効であることが指摘されている。コアエクササイズは、①2つ以上の主要な関節動作を含んでいる (多関節エクササイズと呼ぶ)、②1つ以上の小さな筋群あるいは部位 (上腕三頭筋、頸部、下背部など) の共同的な補助によって、1つ以上の大筋群 (胸、肩、上背部、股関節/大腿) を動員する、以上の2つの基準を満たすものである。1つのエクササイズは、4~8つの補助エクササイズ (1つの関節動作だけが含まれるもの) と同様に多くの筋、筋群に刺激を与えることができる¹⁴⁾。

可能な限り安全で効果的なトレーニング環境を提供できるよう、実施者のRTのエクササイズテクニックをしっかりと指導でき、またそれを監督する能力を養成することが運動指導の専門職には求められる。さらに、指導の対象者が高齢者となれば、疾患や障害を持っている方々が少ないため、よりきめ細かい指導、トレーニング方法を提供する知識と経験値が要求されるものと考えられる。



写真3 コアエクササイズで代表的な
エクササイズの1つであるベンチプレス
(主に動員される部位・筋群：大胸筋、上腕三頭筋)



写真4 コアエクササイズで代表的な
エクササイズの1つである
フォワード・ランジ
(主に動員される部位・筋群：大殿筋、大腿後面筋群、腓腹筋)

管理栄養士養成課程である健康栄養学部の学生には、「栄養・運動・休養」が健康の三本柱であることをしっかりと理解し、さらに将来、スポーツ競技選手やスポーツ愛好家に対して、栄養指導を効果的に競技パフォーマンスの向上や健康づくりへと繋げる「スポーツ栄養士」を目指すのであれば、身体運動全般はもちろんのこと、安全で効果的なRTの処方・指導もできることが、未来志向の管理栄養士になることに繋がる可能性を高めるということを我々は教育しなければならないと考える。

V. 結語と今後の課題

本論の対象となっているマルチ・パワーラック一式は、2010年の健康栄養学部開設直後の7月に導入されたものであり、あくまで将来のカリキュラム改定をにらんだものであったのだが、実質、導入からの約6年間で多用途等速性筋力測定装置Cybex NORMと連動させた、マルチ・パワーラックによるRTの効果を検証するには、まだ十分なデータが得られていない。今後、2018年度から3年生のコース選択科目となる「無酸素性・有酸素性エクササイズの理論と実際」の授業が開始する前に、健康栄養学部の学生のみならず、湘南キャンパスに所属する教職員や他学部の学生に対して、積極的に「運動科学実習室」を利用していただく体制を整え、その中でCybex NORMと連動させたマルチ・パワーラックによるRTの効果を検証する実験・研究を進め、そのデータを基にした授業展開を目指す必要がある。

謝辞

本論を作成するにあたり、RTのモデルとなっていたいただいた健康栄養学部2期生の坂爪勝太氏には深謝を申し上げます。なお、本論は、2010年度文教大学競争的教育研究支援資金（学長調整金）により執筆することができた。記して、感謝の意を表したい。

引用・参考文献

- 1) American College of Sports Medicine. Position stand: The recommended quantity and quality of exercise for developing and maintaining cardiorespiratory and muscular fitness, and flexibility in healthy adults. *Med. Sci. Sports Exerc.* 30 (6):975-991. 1998.
- 2) Fletcher, G.F., G. Balady, V.F. Froelicher, L.H. Hartley, W.L. Haskell, and M.L. Pollock, Exercise standards: A statement for healthcare professionals from the American Heart Association. *Circulation.* 91:580-615. 1995.
- 3) U.S. Department of Health and Human Services. Physical Activity and Health, A Report of the Surgeon General. Atlanta, GA: U.S. Dept. of Health and Human Services, Centers for Disease Control and Prevention, National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion, 1996.
- 4) American College of Sports Medicine. Position stand: Exercise and physical activity for older adults. *Med. Sci. Sports Exerc.* 30 (6):992-1008. 1998.
- 5) Conley, M. S. and Rozenek, R, National Strength and Conditioning Association Position Statement: Health Aspects of Resistance Exercise and Training, 2001.
- 6) Frontera, W.R., D. Suh, L.S. Krivickas, V.A. Hughes, R. Goldstein, and Roubenoff. Skeletal muscle fiber quality in older men and women. *American Journal of Physiology* 279: C61 1-C616. 2000.
- 7) Larsson, L. Morphological and functional characteristics of the ageing skeletal muscle in man. *Acta Physiologica Scandinavica (Suppl)* 457: 1-36, 1978.
- 8) Charette, S.L., L. McEvoy, G. Pyka, C. Snow-Harter, D. Guido. R.A. Wiswell, and R. Marcus. Muscle hypertrophy response to resistance training in older women. *Journal of Applied Physiology* 70: 1912-1916. 1991.
- 9) Fiatarone, M.A., E.C. Marks, N.D. Ryan, C.N. Meredith, L.A. Lipsitz, and W.J. Evans. High-intensity strength training in nonagenarians. Effects on skeletal muscle. *Journal of the American Medical Association* 263: 3029-3034. 1990.
- 10) Frontera, W.R., C.N. Meredith, K.P. O'Reilly, H.G. Knuttgen, and W.J. Evans. Strength conditioning in older men: Skeletal muscle hypertrophy and improved function. *Journal of Applied Physiology* 64: 1038-1044. 1988.
- 11) Fiatarone, M.A., E.R. O'Neill, N.D. Ryan, K.M. Clements, G.R. Solares, M.E. Nelson, S.B. Roberts, J.J. Kehayias, L.A. Lipsitz, and W.J. Evans. Exercise training and nutritional supplementation for physical frailty in very elderly people. *New England Journal of Medicine* 330 (25): 1769-1775. 1994.
- 12) Nelson, M.E., M.A. Fiatarone, C.M. Morganti, I. Trice, R.A. Greenberg, and W.J. Evans. Effects of high-intensity strength training on multiple risk factors for osteoporotic fractures. *Journal of the American Medical Association* 272: 1909-1914. 1994.
- 13) Nelson ME, Rejeski WJ, Blair SN et al. Physical activity and public health in older adults: recommendation from the American College of Sports Medicine and the American Heart Association. *Med Sci Sports Exerc.* ;39 (8):1435-45. 2007.
- 14) Stone, M.H. D. Collins. S. Plisk, G. Haff, and M.E. Stone. Training principles: Evaluation of modes and methods of resistance training. *Strength and Conditioning Journal* 22 (3): 65-76. 2000.

障がいの有無、性差からみた運動教室の社会的意義について

—子ども運動教室に参加する保護者の調査からの考察—

Social awareness in movement classrooms from the perspective of whether or not disabilities and/or gender differences are present
— Observations of a guardian who participates in a children's movement classroom

金子 勝 司*・大 月 和 彦**
Shoji KANEKO, Kazuhiko OTSUKI

要旨：本研究は、筆者等が主催する幼少期の子どもを対象とした『子ども運動教室（障害の有無を問わない）』において、そこに参加する子どもの保護者に対し、参加動機や教室に求めるもの、この運動教室を通して子どもの日常生活における変化や運動面に関する変化の調査を実施した。その結果から幼少期の子どもを持つ保護者は、地域で行われる運動・スポーツ教室に何を期待しているのか。障がいの有無、性差の違いから、幼少期を対象とした運動教室の社会的意義について考察する。

キーワード：子ども、運動教室、社会的意義、保護者

I 研究目的

近年みられる運動能力の低下には運動の出来る子、運動の出来ない子の二極化傾向にあるとの調査結果が報告されている¹⁾。その理由は、保護者の中で読み書きや計算といった勉強が最優先になり、運動やスポーツを軽視する風潮が挙げられる。次に遊びの多様化である。現在の傾向としてゲーム等室内で遊ぶ子どもが多く、体を動かす機会が減っていることが挙げられる²⁾。反面、子どもの運動機会の減少によって、我が子の健康を不安視する保護者も少なくなく、運動の習い事に参加する子どもも増加傾向にある。一方、発達障害をもつ子どもの場合、集団活動が難しいため地域のスポーツクラブにおいて入会を断られたり、また入会后に集団に馴染めない様子を保護者が目の当たりにし、結果保護者自ら退会を申し出るといった事も多く報告されている。そこで1対1の個別指導を行っている体操教室等、体育の苦手な子ども達の運動専門の塾に通わせたり、家庭教師をつけるケースも最近増えている³⁾。このため、本研究では、本学で行っている「運動教室」をフィールドとし、地域の運動・スポーツ教室が、子どもに対しどのような社会的意義を担っているのか、子どもの保護者を通して障がいの有無、性差、年齢の違いから考察していく。

II 研究の概要

1. 調査方法

①調査方法：A大学で実施している『子ども運動教室』（以下、適宜「運動教室と略記」）に参加する3～7歳までの子ども（47名）の保護者に対して、質問紙による調査を実施。

*かねこ しょうじ 大阪体育大学教育学部

** おおつき かずひこ 文教大学教育学部

- ②開催日：平成 25 年 4 月 18 日～6 月 27 日（週 1 回 計 10 回のプログラム）
- ③質問項目：教室に参加した『目的・動機』、『満足度・満足度の理由』、『教室に求める内容』、参加後の『行動、生活面での変化、影響』等の質問項目を準備した。
- ④集計結果：44 名 / 47 名（男子 33 名 女子 14 名）【回収率 94%（男子 91% 女子 100%）】
- ⑤分析方法：主に自由記述で得られた回答をもとに考察を行う。

Ⅲ 結果

1. 参加者の特徴

年齢や男女比については表 1-1 に示す通りである。そのうち障がいのある子どもの参加は 14 名であった。特徴は、広汎性発達障害（5 名）、広汎性発達障害の疑い〔医師の診断〕（3 名）、自閉症・精神遅滞（1 名）、弱視（1 名）、吃音症（1 名）、癲癇（1 名）、聴覚障害（1 名）、ダウン症（1 名）であった。その他、障がいはないが、よく転倒する、走り方がぎこちない、柔軟性がない、集団に馴染めない等の日常生活の様子から不安を抱えた子どもが多く参加している。

表 1-1 年齢と性別のクロス表

年齢	性別		合計
	男の子	女の子	
3 歳	4	3	7
4 歳	5	4	9
5 歳	10	3	13
6 歳	5	1	6
7 歳	6	3	9
合計	30	14	44

表 1-2 障がいの有無について

	人数 (%)
ある	14 (31.8)
ない：男	19 (43.2)
ない：女	11 (25.0)
合計	44(100.0)

2. 子ども運動教室の満足度とその理由

運動教室の『参加の満足度』の質問（すごく良かった・まあ良かった・どちらともいえない・あまり良くなかった・良くなかった）の 5 段階の評価に対し、「すごく良かった」（90.9%）、「まあ良かった」（9.1%）と回答した。その理由（自由記載）は以下のとおりであった。

表 2-1 障がいのある子どもの保護者の回答（一部抜粋）

1	学生先生がとてもよく指導してくれたおかげで毎週楽しみに来ていました。	7	楽しそうな子どもの姿を見て、毎回また行きたいという姿をみれてとてもうれしかった。
2	初対面のスタッフと信頼関係を築き、安心感を本人なりに得たうえで取り組みに参加できたことがよかった。	8	当初はじっと待つこともできず全然別メニューでした。今回から体操もできるようになり喜んでいます。
3	少人数とはいえ、大勢で動くことや協調性についても学びました。年齢別に分かれていましたが、学年で分けていないところがよかったです。	9	担当の学生スタッフがいること。丁寧な指導、笑顔での指導がとても印象的でした。
4	集中力・運動・コミュニケーション能力等が乏しいわが子に対してもあたたかい対応をしていただき有難かったです。	10	できない原因を探って伸ばしてくれることがうれしかった。また学生スタッフがたくさんほめてくれるのが非常に良かった。
5	子どもの目線に立ててもらえたこと。	11	父親として家族以外の人たちと楽しそうに遊んでいる姿を見れたのは素直に感動しうれしいことです。
6	次も参加したいくらい良い内容でした。		

表 2-2 男の子の保護者の回答（一部抜粋）

1	学生一人ずつついてくれるので、子どもたちは喜んで楽しそうにしています。いろいろと教えてもらうことにより、体力もつき運動能力も上がったと思います。	9	スタッフがついてくれて子どもが本当に楽しそうでした。
2	子どもがとにかく楽しそうに運動をしている。学生たちに遊んでもらえることが嬉しそう。普段関わることのない世代と関わることがよかったです。	10	子どもが楽しそうにできている。毎週木曜日が楽しみの様子が見られました。
3	毎回詳しくプログラムが書かれていた紙をいただいてわかりやすかったです。	11	先生方が、子どもたちの目線で接してくれ、また何より子どもがすごく楽しんで参加していた事がよかったです。
4	一緒に遊んでもらえるのがすごく楽しかったようです。体力測定の記録が伸びていたので、教室に通わせてもらった成果が出てよかったです。	12	苦手なスキップと縄跳びが少しできるようになった。
5	今までは誰かのまねをして運動していたが、人から教わって運動することができるようになった。	13	ルールを守れるようになったことや、集団行動の勉強になったと思います。
6	子どもが毎回笑顔で帰ります。次の日、自宅でも練習をします。	14	マンツーマンで一人ひとりに寄り添ってくれているので安心してみる事ができた。学生スタッフが皆さん熱心であたたかい雰囲気もとてもよかったです。
7	順番を少し守れるようになった。	15	わが子の成長を見ることができたことです。
8	毎週行くのを楽しみにしています。走り方、ボールの投げ方等ができるようになってきました。	16	スタッフの励ましとわかりやすい指導。本人の気持ちも前向きになった。

表 2-3 女の子の保護者の回答（一部抜粋）

1	逆上がりがもう少しのところまでいけた。なぜか2人とも教室に行くのを嫌がることもある。	6	すごく走るのが好きになった。
2	子どものやる気がない時でも、やる気になるよう努力してくださった。	7	運動の内容もよく考えられていて子どもが上達しているのが感じられた。運動だけでなく子どもがあきないようにダンスなど楽しめる内容もあって良かった。
3	次も参加したいくらい良い内容でした。	8	毎回、子どもが楽しんで行っているから。
4	最初は全然できなかったが、回を重ねるごとにできるようになったこと。	9	子どもも喜んで参加するし、普段なかなかしない鉄棒や跳び箱などさせてもらえるから。
5	波はあるが私がついていなくても一人でできる日もあったことが収穫です。		

運動教室の満足度について、我が子が「運動を好きになった」「教室を楽しんでいる」「意欲的に取り組んでいる」といった、教室時の子どもの観察から得られた印象が評価に大いに関連している。障がいの有無、性差の違いでみると、障がいのある子どもの保護者では、「子どもの笑顔」「他者との関わり」「家族以外で楽しそうな姿」「スタッフの対応」等、コミュニケーションが充実したことによる評価。男の子の保護者では、「体力」「運動技能の向上」「活動を通したルールの理解」等の運動面に対する評価。女の子の保護者では、我が子の「指導者の対応」が評価され、それぞれに評価視点の違いをみることができた。

3. 参加した動機

運動教室に参加動機について、障がいのある子どもの保護者では、運動環境が少ないことによる「運動が苦手だから（22%）」や「何か運動をさせたい（17%）」、また「体調や体力面の不安（17%）」によるものが多かった。男の子の保護者では、就学前の「何か運動をさせたいと考えていた（14%）」、「運動技術を身につけさせたかった（16%）」といった技術面の向上や「集団行動を学ばせたい（16%）」、「ルールを学ばせたい（16%）」といった社会性に関する項目が上位を占めた。女の子の保護者では、男の子と違い日頃運動をする機会がない、または活動しないことによる「体調・体力の不安（17%）」、又は「運動が苦手ではないか（17%）」という、障がいを持つ子どもの保護者同様に、運動する機会を作りたいという傾向であった（表3）。

表 3 障害の有無、性差からみた参加動機（複数回答）

障がいの有無	体調や体力に不安があった	個人的に時間が取れた	友人に誘われた	無料だから	何か運動をさせたいと考えていた	運動技術を身につけさせたかった	集団行動を学ばせたい	友達を作りたい	ルールを学ばせたい	運動が苦手だから	その他	合計
ある	6 (17%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)	6 (17%)	4 (11%)	5 (14%)	1 (3%)	3 (8%)	8 (22%)	2 (5%)	36
ない：男	3 (6%)	0 (0%)	2 (4%)	5 (10%)	7 (14%)	8 (16%)	8 (16%)	2 (4%)	8 (16%)	4 (0%)	3 (6%)	50
ない：女	5 (17%)	1 (3%)	1 (3%)	4 (14%)	2 (7%)	3 (10%)	4 (14%)	0 (0%)	3 (10%)	5 (17%)	1 (3%)	29
合計	14 (9%)	1 (1%)	4 (3%)	9 (8%)	15 (13%)	15 (13%)	17 (15%)	3 (3%)	14 (12%)	17 (15%)	6 (5%)	115

4. 実施してほしいプログラム

今後希望するプログラムについて、多くの保護者が「今回と同様のプログラム（38%）」と回答した。その他の回答を障がいの有無、性差の違いでみると、障がいのある子どもの保護者または女の子の保護者では、その他に違いはみられなかった。男の子の保護者では、「投げ（19%）」や「器械運動（19%）」と学校体育に関連する回答が多かった。（表4）。

表 4 障害の有無、性差からみた実施してほしいプログラム（複数回答）

障がいの有無	今回と同様のプログラム	技術を中心としたプログラム	「遊び」を中心としたプログラム	「投げ」を中心としたプログラム	「走り」を中心としたプログラム	「器械体操」を中心としたプログラム	その他	合計
ある	10 (43%)	1 (4%)	3 (13%)	4 (17%)	2 (9%)	3 (13%)	0 (0%)	23
ない：男	12 (39%)	1 (3%)	1 (3%)	6 (19%)	2 (6%)	6 (19%)	3 (10%)	31
ない：女	5 (28%)	3 (17%)	3 (17%)	2 (11%)	2 (11%)	2 (11%)	1 (5%)	18
合計	27 (38%)	5 (7%)	7 (10%)	12 (17%)	6 (8%)	11 (15.3%)	4 (6%)	72

5. 日常生活における運動への取り組みの変化

日常生活における運動への取り組みの変化について、保護者共通の回答は「体力がついた」「自信がついた」等の心身の成長に効果があったと回答している。また、障がいのある子どもの保護者では、「頑張って取り組もうとする」「意欲的になった」「学校でもルールが守れるようになった」「人見知り改善」「気持ちの立て直し」「集中力」「以前に比べ外遊びをする」「家の中でも自ら運動をする」「他の遊びに向かう足がかりになった」等であった（表5-1）。男の子の保護者では、「体力がついた」「自信がついた」「家でも運動するようになった」「新しいものにも興味を持つようになった」「走りが速くなった」「友達と体操やサッカーなどをやりたいという気持ちになった」「運動が好きになった」「積極的に取り組むようになった」等であった（表5-2）。女の子の保護者では、「体を動かすことを嫌がらなくなった」「積極的、逆上がりできるようになった」等（表5-3）、どの保護者も運動教室で得られた運動面での自信、また日常生活の様々な面において大きな効果が得られていることが報告された。

表 5-1 障がいのある子どもの保護者の回答（一部抜粋）

1	何でも頑張って取り組もうとする姿が見られるようになりました。	7	外で遊ぶようになった。
2	体力がついた。いろいろと教えてもらったことで自信がついたように思う。	8	けんけんをします。
3	「明日は木曜日だ。体操だ。」と自分で楽しみにしているところが今までにないこと。すごく意欲的になりました。翌日の金曜日だけは学校でもルールを守れるようです。先生の声もよく耳に？	9	以前に比べ、楽しく運動するようになった。
4	できるようになったことへの自信がついた。	10	縄跳びや馬跳びを積極的にできるようになった。家の中でも自主的にトレーニングをしています。
5	人見知りの改善。気持ちの立て直し。運動に自信。	11	縄跳び等に興味を示し熟中するまでになりました。他の運動・遊びに向かう足がかりになりました。
6	力はまだですが、運動すること乗り物などに集中するようになってきました。		

表 5-2 男の子の保護者の回答（一部抜粋）

1	体力がついた。いろいろと教えてもらっているので自信がついたように見える。	7	友達と体操やサッカーなどをやりたいという気持ちになった。
2	家でもイスや柵からジャンプして楽しんでいる。	8	運動が前より好きになった。
3	何でも頑張って取り組もうとする姿が見られるようになりました。	9	教室で教えて頂きできるようになったことが沢山あり、積極的に取り組んだり楽しんで運動しています。
4	今までにないことがない運動等に興味を持ち、学校の先生たちに披露したり、自信に繋がったような行動がでている。	10	初めての事に対して不安が強いので、この教室でいろいろ体験させてもらい、いろいろな運動に挑戦する気持ちが出てきた。
5	いろいろなスポーツに興味が出てきたようで、やってみようというものが増えた。運動教室でやっていることを家でもやるようになった。	11	運動に取り組めるようになりました。
6	走ることが早くなりました。体力がついて長時間座れるようになった。		

表 5-3 女の子の保護者の回答（一部抜粋）

1	逆上がりができるようになりたい気持ちは強くなった。（その代りできない時の落胆も大きい）	4	教室で教えて頂きできるようになったことが沢山あり、積極的に取り組んだり楽しんで運動しています。
2	教室でやったことを家で練習することもあったり、体操ごっこで体を動かすようになりました。	5	体を動かすことを嫌がらなくなった。
3	ペダルなし自転車に乗り始めました。		

6. 日常生活における生活面での変化について

日常生活における生活面での変化について、障がいのある子どもの保護者では（表6-1）、「できないことも何度も練習しようとする」、「毎日が楽しそう」、「自分で予定を考えるようになった」、「決められたルールを意識する」、「仲間を大切にする」、「集中力」、「運動をやる気になった」、「生活にメリハリがついた」等、運動教室を通して意欲的に行動ができ生活面に良い効果が出ていることが報告された。男の子の保護者では、「運動方法の理解」「復習」「よく眠る」「外遊びの機会が増えた」「自信がつき積極的になった」「ルールを守る」「集中力がついた」「今まで以上に運動する」「出来なかったことが出来るようになり自信に繋がった」「何事も楽しんで取り組む

ようになった」等、運動教室で得た自信から今までよりアクティブに活動するようになったことが報告されている（表6-2）。女の子の保護者では、「運動に興味を持つ」「集中力」「人に慣れる」「体力がついた」「運動嫌いが改善された」、「出来ない事もチャレンジするようになった」等、男の子同様に運動への興味に良い変化があったことが報告された（表6-3）。

表6-1 障がいのある子どもの保護者の回答（一部抜粋）

1	できないことも何度も練習しようとしていること。	7	運動を積極的にするようになった。
2	どこに行くか（体大）、何をするか（体操）をわかってきて毎日が楽しそうだった。	8	座って先生の話を聞くことができた。
4	木曜日やから運動教室があるね！等、自分で予定を考えるようになった。	9	運動をやる気になってきた。
5	決められたルールを少し意識したり、仲間を大切にしている。	10	運動の時間、読書の時間と決めて行うのでメリハリができた。
6	前よりも集中力がついた。また人に慣れてきた。	11	メリハリがついてきた。

表6-2 男の子の保護者の回答（一部抜粋）

1	スポーツのルールやコツが分かる様になった。スポーツに興味を持って自宅でも教室で行った事を復習？するようになりました。また朝までぐっすり寝るようになった。	7	ルールをちゃんと守れるようになったこと。
2	今までよりも外に出て運動する回数が増えた。	8	集中力がついてきた。
3	自分から進んでするようになった。	9	今まで以上に積極的に運動するようになった。
4	運動で自信が付き積極的になった。	10	よく寝るようになった。
5	早寝早起き。	11	できなかったことができるようになり、それが自信につながっているようです。何より子ども達自身が楽しんで取り組んでいることがうれしいです。
6	一番を目指すようになった。		

表6-3 女の子の保護者の回答（一部抜粋）

1	運動に興味が出てきた。	5	少し体力がついてきたと思う。
2	前よりも集中力がついた。また人に慣れてきた。	6	運動嫌いが少しましになりました。
3	早寝早起き。	7	いろいろな運動にチャレンジするようになった。
4	よく寝る。	8	できないことも何度も練習しようとしていること。

IV まとめ

障がいのある子どもの保護者は、「子どもの笑顔」「他者との関わりを通じた協調性」「家族以外と遊んでいる姿」、「スタッフの対応」等、多くの保護者が子どものコミュニケーションの充実ぶりに高い評価をした。これは普段、障がいを持つ子どもの多くが他者との関わりや運動指導を受ける等の機会の少なさがこのような評価に繋がったといえる。男の子の保護者については、運動技能の上達や運動量の増加等に大きな期待があり、次いで集団活動を通じた社会適応能力を学んでほしいという期待であった。運動教室を通して、「できた」「褒められた」といった成功体験から、日常生活においても様々な面において意欲的になったという変化も報告された。女の子の保護者は、障害を持つ子どもの保護者と同様に「体調・体力の不安」、または「運動が苦手ではないか」という不安が参加を決定づける大きな要因であり、自身の子どもが楽しく体を動かす機会をこの運動教室に求めていることがわかった。以上の事から、幼少期の遊び場環境の減少により、地域のスポーツ・運動教室の役割はこれからも益々重要視されていくことが考えられる。

運動が好きな子どもだけでなく、保護者が抱く子どもの体調や体力、運動能力への不安、他者へのかかわりの減少によるコミュニケーション力の不安等を解決する役割を地域の運動・スポーツ教室は担っている。特に運動の苦手な子や障害を持つこどもの運動環境は、家庭だけでは解決できないこともあり、このような誰もが運動できる地域の環境整備が必要になっていくであろう。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省：平成 26 年度『全国体力・運動能力 運動習慣等調査報告書』pp6-7
- 2) Benesse 教育研究開発センター 教育情報サイト「お子さまの習い事に関する調査」
http://benesse.jp/vote/voteBackCommentList_3160_5.html
- 3) 赤松喜久 (2013 年 6 月)「低下している現代の子どもの運動能力」—親が子どもにしてあげられること—
<http://www.sakaiku.jp/column/exercise/2013/004922.html>
- 4) 内閣府大臣官房政府広報室 2009「体力・スポーツに関する世論調査」世論調査報告書
- 5) 日本レクリエーション協会 2004「子どもの体力向上」
<http://www.recreation.or.jp/kodomo/myself/old.html>
- 6) 運動苦手な子、障害持ちの子も支える「スポーツひろば」AERA 2012 年 11 月 26 日号
- 7) 赤堀方哉・山口泰雄 2000,「地域における子どもスポーツへのコミットメントがコミュニティ・モラルに及ぼす影響に関する研究」日本スポーツ社会学会編『スポーツ社会学研究』第 8 巻
- 8) 親野智可 2007「二極化する子どもの運動」 <http://www.nikkeibp.co.jp/sj/2/column/da/13/>
- 9) 金子勝司・東野充成 2007,「地域スポーツと子どもの発達に関する社会学的研究の意義と方法」『共栄児童福祉研究』第 14 号, 80-86 頁

社会福祉専門職（保育士・介護福祉士）の 身体的な負担軽減についての一考察

— バイオメカニクスの応用を射程に —

A Study on limiting the physical stress of social welfare professionals (nursery-care workers)

— A focus on applying biomechanics research methods —

中野 一茂*・山田 一典**・浦田 達也***

Kazushige NAKANO, Kazunori YAMADA, Tatsuya URATA

要旨：本研究では、保育士・介護福祉士養成教育で取り入れられている「ボディメカニクス」について、バイオメカニクスの視点から再評価とその研究手法の応用についての考察をした。その結果、特に介護福祉士の教科書に記述されている理論は、エビデンスに基づいた理論ではないと思われた。つまり、熟練支援者と未熟練支援者の技術動作の違いに基づいた具体的な支援技術のエビデンスなどではなく、力学をヒトに当てはめただけの理論である。また保育・介護における各支援の場においても、先行研究を概観した結果、身体的負担についての問題が解決に至っていないのではないかと考えられる。その解決策の1つの方法は、近接領域であるバイオメカニクスの研究手法を評価方法として取り入れ、支援動作の分析を行うことであると考えられた。この研究を機に、保育士・介護福祉士の支援動作についてのバイオメカニクスの視点から研究が増えることを望まれる。

キーワード：社会福祉, 保育士, 介護福祉士, バイオメカニクス

緒言

社会福祉専門職といわれている専門職は、大きく分けると保育士や介護福祉士などの対象者の身体を含めた直接支援する職種と社会福祉士などを代表される相談を中心とした間接支援職などがある。このふたつの福祉専門職の共通点は、対象者の身体も含めた直接支援を主な業務として、その支援は両者ともに支援者本人の動作が伴う何らかの技術が必要となるものが多い。また、ふたつの福祉専門職はそれぞれ、時代の趨勢にあわせて、その職務内容を変化させてきた経

* なかの かずしげ 身延山大学仏教学部福祉学科

** やまだ かずのり 福岡こども短期大学

*** うらた たつや 関西大学人間健康学部

緯がある。しかしどんなに法律で資格の定義が変更され、新しい職務が追加されても、保育士や介護福祉士は直接支援をしている限り、それぞれの支援の対象者に対する身体的な負担は避けられないものでありその負担を少しでも軽減するために技術が必要である。このように肉体的にも精神的にも健康でなければこれらの職務は務まらないという現状の中、保育・介護現場の職務に耐えうる体力を培うことは養成課程においても重要な課題とされている。これを受け、山田らは保育養成課程在の学生の体力について調査した結果、保育養成課程在学中の学生は同世代の一般人と比較して、筋力が低いことを明らかにした¹⁾。世代別観点から見た場合、体力の向上期で筋力は学生期に最も伸びるとされている²⁾。これらの研究結果を踏まえてみると、保育士・介護福祉士養成課程において十分な筋力増加に関する運動を行わなかった場合、社会福祉専門職に就いたことによって様々な身体的負担（腰痛など）を発症させている可能性が推察される。

また、保育士の保育業務における身体的負担に関しては、高井らの調査によるとアンケートの回答者、約500名のうち、約43%が腰痛症の治療経験があると答えている³⁾。介護福祉士も同様の先行研究は多い^{4)~6)}。

特に介護福祉士は支援の対象である障がい者・高齢者が日常生活全般の支援が中心となるため、より身体的な負担をしいられる。そのため、養成科目として生活支援技術という名称の科目を3科目にわたって教授することになっている。その技術の中心的な概念のひとつに「ボディメカニクス」というものがある。これは人間の運動機能である骨・関節・筋肉等の相互関係の総称、あるいは力学的相互関係を活用した技術のことである⁷⁾。この技術は①支持基底面積を広くする（介護者の足幅を前後左右に広くとる事で立位が安定する。）②重心の位置を低くする（介護者が膝を曲げ、腰を落とす事で重心が低くなり、姿勢が安定する）③重心を近づける（本人に接近する事で容易に介助できる。）④てこの原理を使う（肘や膝を支点にし、てこの原理を使う。）⑤大きな筋群を使う（腕や指先だけの力で動作するより、大きな筋群を使用した方が力が大きく効率的である）等の考え方で成立している。この「ボディメカニクス」は1999年より小川らが始めた研究会で看護や介護に関わる動作を研究されたことにより、力学原理を人間の身体的構造に取り入れ応用する技術として考えられ、今日に至っている⁸⁾。介護福祉士養成教育において「ボディメカニクス」は介護の対象である障がい者・高齢者の支援の技術としてまた、介護者の身体的負担を減らす技術として、介護福祉士養成教育で使用されている、すべての教科書に紹介されている。この「ボディメカニクス」は保育士の「子どもを抱く」「沐浴させる」等の背を丸くした前傾姿勢を頻繁に反復にする作業に対しての身体的負担の軽減につながると考えられる¹⁾。

1. バイオメカニクスについて

スポーツ科学の分野においてバイオメカニクスは、金子・福永が述べているように運動生理学、運動解剖学と運動力学を併せた学問となっている。つまり、ヒトの行う歩行や物を持ち上げるなどの運動や動作をヒトの構造（運動解剖学）や機能（運動生理学）を運動力学に照らし併せて研究することである。このような研究により、日常生活における障害の原因やスポーツにおいてより良いパフォーマンスを行うための仕組みを明らかにすることができる（人間の身体運動に関する領域）。この領域では運動力学を主として研究を行うことが多い。逆にヒトの構造や機能に重点を置くと、生体の筋、腱や骨などの組織構造を材料力学的に研究し、運動器の仕組みを明らかにすることで人工関節や義手義足などの開発に役立てる領域でのバイオメカニクスにもなる

(生体の組織構造に関する領域)。また対象をヒトではなく他の動物にすると、魚の泳運動、鳥の飛翔運動や4足動物の移動運動などの運動の仕組みを解明し、その仕組みを利用して飛行機などの機械の発展に役立てる領域でのバイオメカニクスとなる(動物の運動に関する領域)。これらのことからバイオメカニクスはヒトがより良く生きるために必要不可欠な学問であると言える。さらに機器の発展により、より短時間で正確にデータを採取し分析することが可能となってきた。

2. バイオメカニクスの理論について

「ボディメカニクス」と比較するために、ここでスポーツ科学におけるバイオメカニクスの基本的な理論を金子と福永の編集した著書⁹⁾を参考に紹介していくことにする。ヒト走運動を例に挙げて説明することにする。この走運動のパフォーマンス指標として最初に挙げられるのは、疾走速度になる。この疾走速度が高ければ高いほど、速くゴールすることができる。現男子100m世界記録(9秒58)保持者のウサインボルト選手は、最高疾走速度がおおよそ時速45kmにも達しており、自動車の走行速度にも匹敵するほどである。この疾走速度を高めるために、ヒトはどのように地面を蹴り、どのような動作をしているのだろうか。高い疾走速度を持つ選手ほど、接地時間が短く、鉛直方向の最大地面反力も高いことが明らかとなっている。さらに同じ人が疾走速度を高めていくにつれ、下肢関節の関節トルク(関節を動かす筋の発揮する回転させる力)も高くなることが明らかとなっている。これらのことから、高いパフォーマンスを発揮するためにはより大きな力発揮が必要になる。ではヒトはどのように大きな力発揮をしているのだろうか。それには筋収縮が必要であり、この収縮により筋の張力を発揮することで関節が曲がり、目的に応じた動作を可能にする。この張力は筋原線維内のアクチンフィラメントがミオシンフィラメントの間に滑り込むことで発揮され(フィラメント滑走説)、筋線維が太いほど大きな力を発揮できる。つまり、大きな力を発揮するためには筋線維を太くする必要があることを示している。しかし、大きな力を発揮できるだけでは速く走ることはできない。さらに筋収縮を素早く行うことも必要になってくる。筋の収縮速度を高めるには筋線維を長くするしかない。これはトレーニングで向上できることではなく、遺伝的要因で決められる。つまり大きなヒトほど、筋の収縮速度を高められる可能性を持っていることになる。しかし、大きなヒトには、慣性モーメント、つまり回転のし難さという問題がある。大きいヒトほど、各部位(大腿、下腿、体幹、上腕や前腕などのセグメント)の長さや質量は大きいので、素早く動かしにくいことになる。より速く動かすためにはそれだけ大きくて速い筋収縮が必要となる。以上のことから、速く走るということは、ただある一つの要因を高めるだけではなく、複雑に関係する色々な要因を高めていくことである。それらが高いパフォーマンス(疾走速度)として表れてくるのである。このようにスポーツ科学におけるバイオメカニクスはヒト身体の見ただけではなく、ヒト身体内部にも着目し、評価をすることが特徴的である。

先に述べたようにバイオメカニクスは応用する対象により研究の目的が異なるため、色々な学問に応用されている。医学の分野では、ヒトの動作をリアルタイムで測定可能なモーションキャプチャーシステム(VICON、Inter-Reha社製)が、管理医療機器および特定保守管理医療機器として承認され、このVICONを用いた歩行動作分析が医療行為として認められている(平衡機能検査)。また人間工学の分野でも近年では、スポーツ人間工学の分野が新たに確立され、特に

野球に関する研究が多い¹⁰⁾。これらのことから、バイオメカニクスは他の学問にも応用され始めており、汎用性の高い学問であると言える。つまり、バイオメカニクスの理論を用いることで幅広くヒトにとって有益なデータを得られることになる。しかし、人間工学の分野でもスポーツに関することが多く取り上げられているため、スポーツ科学におけるバイオメカニクスとの違いがわかりにくくなっている。本来の人間工学は、「働きやすい職場や生活しやすい環境を実現し、安全で使いやすい道具や機械をつくることに役立つ実践的な科学技術の確立」¹¹⁾を目的としているのに対し、スポーツ科学でのバイオメカニクスは「人間の身体運動に関する科学的研究ならびにその連絡共同を促進し、バイオメカニクスの発展をはかること」¹²⁾を目的としている。つまり、ヒトを主にしているスポーツバイオメカニクスとヒト周辺の環境整備を主にしている人間工学では目的が違っているのである。しかし、どちらの分野もヒト社会をより良いものにするための学問であるため、日本バイオメカニクス学会の目的にもあるように、さらなる発展のためには「ボディメカニクス」などの他の学問分野も含め融合していく必要があると考える。

3. 保育・介護分野での「ボディメカニクス」

保育・介護分野の支援対象である、こども・障がい者・高齢者に対して、安全な支援を行うには、支援の基本である「ボディメカニクス」を理解する必要があるとされている。この「ボディメカニクス」の理論を本研究では、介護福祉士養成校で使用されている教科書の内容を紹介し、説明すること共にその内容について考察を加えていく。先にも述べたように「ボディメカニクス」の基本は、①支持基底面積を広くする②重心を低くする③対象に近づく④この原理を使う、⑤大きな筋群を使う⑥対象を小さくまとめる⑦水平に引くという7つである。なぜこの基本が必要なのか、実際の動きで説明する。まず重い物を持ち上げる動作をする時、ヒトは物にできるだけ近づこうとするためしゃがむ(②重心を低くすると③対象に近づく)。そうしなければ、より大きな力が必要になり、腰を痛める要因にもなる。またしゃがむことで立位姿勢よりも歩幅を拡げるため、姿勢も安定することになる(①支持基底面積を広くする)。さらにしゃがんでから立ち上がるため、腰部や上腕などの筋群ではなく、大腿部の大きな筋群を使用することになる(⑤大きな筋群を使う)。次に支援対象者の体位変換における介助動作について説明する。この動作において、教科書では次のように記述されている。「ベッドの高さを自分の介護しやすい高さに合わせる」、「重心を低くし、足は広げる」、「足先は体重移動がしやすいように動く方向に向け、決して身体をねじらない」、「腕の力や勢いだけで介助しない」や「大きな筋群を使い、水平な動きを心がける」などの基本を大切にすることを重要視している。さらに支援対象者の膝を立てて腕を組ませることで体を小さくすることができるため、移動させやすくなる。そして、膝を立てることでお尻が支点となり、小さな力で対象者の上体を起こすことができる⁷⁾。この「ボディメカニクス」の理論は、ヒトが生活の中で自然と用いていることと一致し、基本を学ぶために重要なものであると考えられる。しかし、この内容はあくまでも理論であるため、実際の現場において支援者が実際にどのような動作を用いて支援しているのかは充分に分かっていない部分が多い。そのため、保育士・介護者の実態調査を行うと腰痛を発症している従事者が多く、ふたつの現場で発生している問題の1つとなっている。しかし、保育士・介護福祉士の中にも腰痛を発症していない従事者もいることが明らかになっているため、腰部に負担をかけない支援動作があるのではないかと考えられる¹³⁾⁻¹⁶⁾。この動作を見つけ出すためには、理論だけでなくそれぞれ

の現場で働いているヒトの動作を詳細に分析しなければ保育士・介護福祉士の身体的負担の軽減にはつながらない。この支援動作の検証・解明により、保育士・介護福祉士養成教育の中でより具体的な動作の指導ができることになるとと思われる。

4. 保育・介護分野でのバイオメカニクスの応用の可能性

これまで述べたようにスポーツ科学分野でのバイオメカニクスは、ヒトそのものに着目し、ヒトがより良く生きる、もしくはスポーツパフォーマンスの向上に役立てられてきた。それは、ヒトを物理的な質量を持った物単体として考えるだけでなく、ヒトの内部にも着目することで、内外部全体的に捉え評価してきたからであると思われる。しかし「ボディメカニクス」は、あくまでも理論であるため、実際に保育・介護分野で従事している支援者が行っている支援動作やその動作時の筋の活動量も明らかになっていない。そこでバイオメカニクス分野で一般的に用いられている動作分析法（動作、筋電図や地面反力の分析など）を用いてボディメカニクスを含めた支援動作を検証・再考する。具体的には、保育・介護分野での熟練者と未熟練者の動作を分析および比較することなどである。その結果、筋の活動量のみならず、活動順序や様々な筋群の動きや働き、動作全般を引き起こす内部と外部の因果関係について明らかにすることが可能となる。これらが明らかになることによって、動作の効率向上や身体的な傷害の防止など具体的かつ、よりそれぞれの現場で実践可能となる新たなエビデンスを構築出来ると考える。例えば、「ボディメカニクス」の「③対象に近づく」ことに対しても、熟練者と対象者との距離は未熟練者と対象者との距離よりも近いと仮説を立てて実証できればより近づくような指導法が確立できる。また「②重心を低く」に対しても、未熟練者よりも熟練者の方が低い重心になっているのであれば、保育士・介護福祉士養成の教科書には支援の対象者に対して、どの程度低い姿勢をとればいいのかを記載できる。このように具体的な支援技術の動作の指導ができることになる。それに伴い現在、問題となっている保育士・介護福祉士の身体的負担の軽減・改善などの解決にも寄与できると考えられる。

結 語

本研究では、保育士・介護福祉士養成教育で取り入れられている「ボディメカニクス」について、バイオメカニクスの視点から再評価とバイオメカニクスの応用についての考察を試みた。その結果、特に介護福祉士の教科書にはエビデンスに基づいた内容、具体的には支援者と対象者の体格の差、それぞれの体重の相関関係等の記述が不足しているのではないかと考えられた。またそれぞれの保育・介護それぞれの支援の場においても、先行研究を概観した結果、身体的負担についての問題が解決に至っていないのではないかと考えられる。その解決策の方法のひとつとして他領域であるバイオメカニクスの動作分析の検証方法等の評価方法を取り入れることが必要であると考えられた。そのため、本研究の中ではでは、バイオメカニクスを取り入れることについての有用性についても述べた。この研究を機に、保育士・介護福祉士の支援動作についてのバイオメカニクスの視点から研究が増えることを望まれる。

参考文献

- 1) 山田一典, 浦田達也, 怡土ゆき絵他: 保育者養成施設に在籍する女子学生の体力・運動能力調査 福岡こども短期大学研究紀要第26号, 57-62, 2015.
- 2) 板谷昭彦, 木田京子, 栗原武志: 小学校教員・保育者養成課程在籍学生の体力及び運動能力テストに関する調査報告(2010年度), 園田学園女子大学論文集, 第48号 27-41, 2014.
- 3) 高井由起子, 高橋紀代香, 吉井由佳: 保育所保育士の労働負担に関する調査分析 日本保育学会大会研究論文集(52), 372-373, 1999.
- 4) 岩切一幸, 高橋正也, 外山みどり [他]: 介護施設における安全衛生活動が介護者の腰痛に及ぼす影響第2報: 全国の特別養護老人ホームを対象にした調査 人間工学 51 (Supplement), S106-S107, 2015.
- 5) 浅野恵美: 看護・介護従事者における腰痛予防対策の現状と課題: No Lifting Policy の理念に基づく福祉用具導入と環境整備, 日本看護学会論文集, 看護管理 44, 126-129, 2014.
- 6) 萩尾映子: 特別養護老人ホーム 東山の腰痛予防の取り組み, ふれあいケア 19 (13), 22-26, 2013.
- 7) 介護福祉士養成講座編集委員会編: 新・介護福祉士養成講座 4, 生活支援技術Ⅱ第2版, 2013.
- 8) 小川鑠一, 大久保祐子, 小長谷百絵 [他]: 看護動作のエビデンス, 東京電機大学出版局, 2003.
- 9) 金子公宥, 福永哲夫編: バイオメカニクス—身体運動の科学的基礎, 2, 杏林書院, 2004.
- 10) 山田泰行, 大城卓也: 特集①: 分野別人間工学の現状と将来 (11) システムティックレビューによるスポーツ人間工学研究の俯瞰, 人間工学 51 (1), 14-23, 2015.
- 11) 一般社団法人日本人間工学会 HP: <https://www.ergonomics.jp/outline.html>.
- 12) 日本バイオメカニクス学会: <http://biomechanics.jp/about/about.html>.
- 13) 上岡洋晴, 奥泉宏康, 岡田真平 [他]: 女性介護者における腰痛の実態と関連要因に関する横断研究, 東京農業大学農学集報, 55 (1), 38-44, 2010.
- 14) 菅野衣美: 介護福祉士養成における腰痛予防教育の現状と課題, 人間関係学研究, 大妻女子大学人間関係学部紀要, 12, 61-67, 2010.
- 15) 菅野衣美: 介護従事者における腰痛を引き起こす要因についての一考察, 人間関係学研究, 大妻女子大学人間関係学部紀要, 13, 153-157, 2011.
- 16) 上田喜敏, 伊藤伸一, 佐藤克也 [他]: 介助作業中の腰痛調査とベッド介助負担評価: 富山県腰痛予防対策推進研修会腰痛アンケート結果から考えられるベッド介助作業負担の評価, 福祉のまちづくり研究 14 (2), A9-A17, 2012.

2015年度 文教大学生活科学研究所

公開講座記録

開催期間 第1講座・第2講座 2015年9月26日(土)
第3講座・第4講座 2015年10月3日(土)
会場 文教大学越谷校舎8号館5階8501教室

開会の挨拶 研究所所長 金藤 ふゆ子
司会進行まとめ 研修部主任 八藤後 忠夫

テーマ「続・今に生きる江戸文化」

— 芸能・武芸・書・教育 —

日本の近代は江戸中後期頃からその萌芽がみられるというのが定説のようです。江戸を含めたそれまでの“豊かな”文化は日本の近代化によってその良さが摘み取られてしまったとも考えられます。近代化以前の江戸の文化は、現在の私たちにも多くのことを教えてくれるような気がします。

江戸の暮らしや学びのシステムをもう一度ふりかえりながら、合理的な文明の中にある私たちの“生き方”を今一度別の角度から考えてみませんか？ 好評につき昨年度の続編とします！

第1講座：昨年この講座では「腑分け」と称し、素材や構造を分解しながら三味線をご覧いただきました。二年目の今年は、持ち運びするために解体した三味線を、演奏できるまで接なぐところから始めます。現代は、音楽なり楽器をコミュニケーション・ツールとして、横の接なぐりを深めるものと捉えます。しかし日本文化は、楽器を改良したり演奏方法を換えず、縦の接なぐりを重要視してきました。400年前と同じ音を聴くことが、「縦の接なぐり」。すなわちご先祖たちと無言の対話をすべく、学習より視聴に重きを置く講義となります。

第2講座：いっさいちよざん 佚齋栲山『猫之妙術』は彼が編んだ『田舎荘子』全十冊の一章である。この『猫之妙術』は一刀流の伝書の一つともいわれ、山岡鉄舟が愛読していたことでも知られている。『田舎荘子』の書名の如くこの『猫之妙術』は『荘子』の影響を受けており、寓話方式を用いて真実を伝えようとするのはそれに準拠している。勝軒の家の鼠はいったいどの猫によって退治されるのか、その手法は如何に。一緒に読み解いていきましょう。

第3講座：江戸時代にはどのような書が好まれ、また、人々はそれらをどのように鑑賞し学んでいたのでしょうか。本講座では、こうした視点に立ちながら、江戸期の書の様相とその広がり

について見てゆきます。江戸時代は、新たな傾向の書が生まれた一方、古典的な書への愛好も高まった時期でした。まずは、そうした当時の書をめぐる状況について概観します。次いで、書文化がどのようなかたちで人々に享受されていたのかを考えたいと思います。とくに後者については、出版文化の発達という江戸期ならではの特質とも重ね合わせて眺めることとしましょう。それまでにはなかった書の受容のありかた、そして、今日につながる文字文化の様相をも見出すことができるはずです。

第4 講座：長年、「未開」「チャンバラ」のイメージで語られてきた江戸時代をめぐって、見直しの動きが見られます。それは、265年に及ぶ国内・対外的な「平和」と、これを支えた「文明化」というイメージです。この「平和」と「文明化」を支えたのが、「江戸の教育力」でした。来日外国人も驚いた日本社会の教育の普及の実態と意義をお話しします。

第1 講座 縦に接^つながる江戸の音曲

縦に接^つながる江戸の音曲 — 三味線、祖先と出会う楽器 —

文教大学 生活科学研究所 客員研究員

岡 本 紋 弥

1. なぜ三味線が、日本の音文化の象徴なのか
2. コミュニケーションは、横に広げるだけではない
3. 講座から、口演へ

第2 講座 『猫之妙術』を読む

『猫之妙術』を読む — 自得と見性を考える —

文教大学 教育学部 教授

加 藤 純 一

1. 『猫之妙術』とは
2. 時代背景
3. 古猫と強鼠と件^{くだん}の猫ども

第3講座 江戸時代の書

江戸時代の書

—文字文化とその広がり—

文教大学 文学部 非常勤講師

山口 恭子

1. 新しい書表現—江戸時代初期「寛永の三筆」—
 - (1) 近衛信尹このえのぶただ (2) 本阿弥光悦ほんあみこうえつ (3) 松花堂昭乗しょうかどうしょうじょう
2. 古典への回帰—古筆切と手鑑の愛好—
 - (1) 古筆と古筆切こひつぎれ (2) 手鑑てかがみ
3. 江戸時代における書の広がり
 - (1) 名筆集の出版 (2) 手本の出版 (3) 手鑑の印刷—『御手鑑』

第4講座 幕末の教育

幕末の教育

—江戸文明化の達成—

東京学芸大学 教育学部 教授

大石 学

はじめに—江戸イメージの転換—

1. 時代劇の変化から—「チャンバラ」から「現代劇」へ—
2. 日本型社会・システムの成立・発展
- I 大河ドラマの経験から—江戸の達成—
 1. 幕末大河ドラマの経験から—「江戸の達成」としての幕末維新—
 2. 現代社会と教育問題 3. 『花燃ゆ』のテーマ 4. 登場人物
 5. 藩校明倫館と松下村塾 6. ドラマのシーンから
- II 平和の到来と文字社会—江戸前期—
 1. 社会への胎動—宣教師の報告 2. 文字社会の成立
- III 8代将軍吉宗の教育改革—江戸中期—
 1. 享保の改革の展開 (1716～45) 2. 官僚制の整備／公文書システム／法典の編纂
 3. 社会の変化 4. 国民教育の振興 5. 郷学への援助
 6. 記憶から記録へ—文書主義の浸透—
- IV 国民教育の発達と普及—江戸後期—
 1. 吉宗の教育改革をへて、江戸後期には全国各地で、武士・民間の教育熱が高まり、国民教育が飛躍的に発達 2. 教育の普及 3. 藩校の設立 4. 郷学の増加
 5. 手習所（寺子屋）の普及 6. 外国人の驚き

おわりに

2015年度 文教大学生活科学研究所

研究報告会記録

日時 2015年12月19日(土) 13:00～17:00

会場 12号館3階 12306 (人間科学部演習室)

開会の挨拶 研究所所長 金 藤 ふゆ子
司会 研究部主任 鎌 田 晶 子 研修部主任 八藤後 忠 夫

発表一覧

I. 技術の先鋭化と制度疲労

客員研究員・埼玉県立川越工業高校教諭 本間 正彰

II. 障害児をもつ保護者支援プログラムの開発

客員研究員・文教大学 人間科学部非常勤講師 白石 京子

III. 「生き方」—アイデンティティのアクチュアリティ

文教大学大学院 人間科学研究科 飯沼 和希

IV. 友人間ソーシャルサポート互恵性尺度 (ISRS) の作成と妥当性の検討

文教大学大学院 人間科学研究科 浅野 更紗

文教大学大学院 人間科学研究科 飯沼 和希

V. 科学の中の人間的意味づけ

客員研究員・筑波大学名誉教授 臺 利夫

VI. 近現代フランスにおける児童保護の展開 —福祉国家形成との関連で—

客員研究員・熊本学園大学 社会福祉学部 岡部 造史

VII. 社会福祉施設における第三者委員会からみたホスピタリティの可能性に関する検討

研究員・文教大学 人間科学部 星野 晴彦

総括 研究部主任 鎌 田 晶 子

閉会の挨拶 研究所所長 金 藤 ふゆ子

生活科学研究所紀要 投稿規程

- 1) 本紀要は、生活科学及びその関連領域における理論・実証的・実践的研究に関する論文、研究ノート、その他、編集委員会が必要と認めたものを掲載する。研究ノートは論文には適さないが、それに準じるものとする。
- 2) 投稿者は原則として本学専任の教員(助手を含む)とし、ひとり一編(筆頭著者の場合)とする。共同執筆者のうち筆頭著者でない者は、もう一編まで掲載可能とする。本学専任教員でない者の論文の提出については、本学専任教員の推薦を必要とする。
- 3) 投稿論文は他誌に未発表のものに限る。
- 4) 採否および掲載順は編集委員会が判断する。
- 5) 編集委員会は投稿原稿の内容および字句について不相当と認めた場合は執筆者に訂正または検討を求めることがある。
- 6) 論文は原則として刷り上り10ページ以内、研究ノートは5ページ以内(図・表を含む)とする。(刷り上り1ページは横書43字×40行で、400字詰原稿用紙4枚分に相当)
- 7) 原稿は投稿論文執筆要領に従い作成し、原稿表紙には和英両文の題目・執筆者名・所属・所在地などを記した送状を添付する。
- 8) 校正は原則2校までとし、執筆者が行なう。
- 9) 執筆者には別刷を30部贈呈する。それ以上を希望する者には有料で頒布する。
- 10) 投稿期日は、締切りを1月31日とする。

投稿論文執筆要領

- 1) 原稿の分量
ワープロ原稿の場合はA4版・横書43字×40行の書式でプリントアウトする。刷上がり1ページは400字詰原稿用紙で4枚分(原稿用紙の場合は、B5版・横書20字×20行の原稿用紙を使用する)。
- 2) 提出する原稿の構成は、表紙、要旨、キーワード、本文、表、図、図説明文の順とする。原稿の表紙には、英文の題名、ローマ字の著者名、和英両文の題目、執筆者名、所属、所在地を添える。要旨は日本語で400字程度とする。
- 3) 図及び表の原稿
 - i) 表は、表ごとに別の紙に書き、本文の原稿とは別に一括する。番号は、表1のようにつける。図も、本文や表とは別に一括し、番号は図1のようにつける。
 - ii) 図表の挿入箇所は、本文投稿用紙右側に図1、表1のように鉛筆で指定する(変更することもある)。
- 4) 著者脚注は*、**、***の記号で示し、原稿の下段に横線ではさんで入れる。

5) 文献の引用及び注(註)は、本文末尾に一括して掲載する。

引用文献・参考文献は、著者名、年号(西暦)、表題名、雑誌名、巻、号(単行本の場合は出版社、その所在地)、及び何ページから何ページまでを記すこと。

例 文教太郎(2004)「表題名」『雑誌名』30 pp.89-102

原稿の提出について

1) 原稿はかならずコピーを取って提出すること。

原稿は、CD-ROM、USB(氏名を明記したもの)と、プリントアウトしたもの1部を提出する。(ワープロ原稿の場合、CD USBは原則としてWord・一太郎で作成したもの。)

2) 図・表・写真の原稿は必ず本文原稿と別にして提出すること。

3) 校正受け渡しは国内に限る。海外出張等を予定されている場合は、出発前に校正を完了すること。また執筆者校正は原則2回。(印刷所からの直送となる。)校正の期日は厳守すること。遅れが著しい場合は掲載を取り消すこともある。

4) 英文表題のネイティブチェックを希望する場合は、簡単な要旨を別紙に記入し提出すること。

編集後記

生活科学研究所は、1976年（昭和51年）に人間科学部の誕生に伴う家政学部の発展的解消を機に、生活科学研究部として発足してから丁度今年度で40周年を迎え、研究所として改称した時からみても、30周年を迎える。そうした節目を迎える今年度の研究所紀要第38集は、編集にあたり投稿規程を遵守するように作業をすすめることとした。お陰様で、学内外の研究者や院生から多くのご投稿を頂き、本書が無事に刊行された。ご投稿を頂きました皆様のご協力に、心から感謝申し上げたい。

冒頭の追悼の辞でも述べさせて頂いたように、文教大学の元学長であり、生活科学研究所の組織設立の提案者でもある水島恵一先生が昨年7月にご逝去された。生活科学研究所は、今後も創設提案者である水島先生が目指されたように、人文・社会学的な面と自然科学的な面を融合させ、「生活している人間」という観点に基づく学としての生活科学の開拓と確立、そして学際的アプローチによる生活科学の探求を目指して参りたい。その研究活動の一環として、本紀要は今後も多様な専門領域の研究者による優れた研究成果の発表の場であり、かつ研究交流の機会ともなることを願っている。

生活科学研究所 所長 金 藤 ふゆ子

2015 年度『生活科学研究』編集委員会

委員長 金 藤 ふゆ子 (研究所所長)

委員 鎌 田 晶 子 (研究部主任)

委員 八藤後 忠 夫 (研修部主任)

生活科学研究 第 38 集

平成 28 年 (2016) 年 3 月 30 日 印刷発行

編集・発行 文教大学生生活科学研究所

〒 343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337

TEL 048-974-8811 内線 2610

FAX 048-974-8881

e-mail: seikatsu@koshigaya.bunkyo.ac.jp

印刷・制作 東武朝日編集室

TEL 048-985-2926 ☒ info@tobuasahi.co.jp

BULLETIN OF LIVING SCIENCE

No.38

[Articles]

Following "Human Meaning in the Science"	Toshio UTENA	9
A study of Attitudes of Adolescents Toward a Gender-Equal Society	Nobuhiko KANDA, Kyoko SHIRAIISHI, Makoto MATSUNO	21
Establishment and future challenges of "child care social work" : Support for the such as "Kininaruko" with special needs	Keiichi SAKURAI	31
The Concept of Social Integration and Social Capital	Kyoko MORI	43
Care Awareness for Care Workers Regarding Re-employment Trainees Studying at Vocational Colleges	Ikuko AOYAGI	53
Development of a Support Program for Guardians having Children with Disorders	Kyoko SHIRAIISHI	63
Do life styles modulate aging and inhibition controls' effects on syllogistic reasoning ability?	Kunitake SUZUKI	71
An examination of Rorschach variables related to dysfunctional attitudes as personality factors to predict depression	Koichiro TAJIMA, Tadashi ASANO	79
The significance of "Therapist-Focusing", from the view point of Rogers' theory	Takao KOBAYASHI	89
A categorization of classroom behavior problems for which teachers seek consultation	Hirohito YAJIMA	99
Change in Coping Skills in Neurotic Patients	Tsunekazu KIJIMA	107
Development of the Scale of Reciprocity in Social Support among Friends	Sarasa ASANO, Kazuki IINUMA, Momoyo OHKI	115
A brief review on research of psycho-social outcomes and physical activity in children	Kazuo TAKAI	123
The 2010 FIFA World Cup in South Africa and national images (2): An exploration of factors affecting change of national images	Isao SAKUMA, Akihiko HIYOSHI	133
The influence of NGO in Human Rights situation of Latin Americas	Yoshitaka SAITO	143

[Study Notes]

Study of the Hospitality Possibilities from the Viewpoint of Complaint Resolution Committees in Social Welfare Agencies	Haruhiko HOSHINO	155
A Study about Assessment of the Field Work of Certified Social Workers — Based on the research of supervisors and students —	Mihoko NAGAYA	161
The association between the Rorschach Erlebnistypus and the synthetic house-tree-person drawings	Tadashi ASANO	167
Association between the Need to Cope with Time Demands in Uncertain Situations and Trait-Anxiety: Study of Response-weakening Functions During Decision Making	Masao SUZUKI	173
Comparative Study of Sand Play Work and Collage Work sand play work and collage work — A focus on mood change —	Kiyoko INOUE	179
Emotional Regulation at infant children with Down Syndrome : Through an analysis by the difference in the replies.	Miho ONOZATO	185
Actual Situation and Its Examinations of School Night Duty (First Report) — Time Abolished —	Tadao YATOUGO, Syuhei SAITO, Junichi AOKI, Monya OKAMOTO, Wahei SATO	189
Tourism and Women on a Remote Islands	Hisashi TUTIYA	195
Study on Sense of Identity: Directly Experiential Sense of Identity	Kazuki IINUMA, Nobuhiko KANDA	201
THE MANIFESTATION OF AN EDUCATIONAL PHILOSOPHY THROUGH NATSUME SOSEKI'S CONCEPT OF INDIVIDUALISM	Ruby Toshimi OGAWA	207
Narrative Mediation — An Approach to Conflict Resolution	Tomoko SEKII	213
A Speculation on Teaching Effectiveness of Introducing "POWERLIFT® for Multiple Strength Training" for the Purpose of Prompting to Enhance the Ability in Activities of Daily Living for the Super Ageing Society in Japan	Dai UEDA, Inkwan HWANG, Shigeru NAKAJIMA	219
Social awareness in movement classrooms from the perspective of whether or not disabilities and/or gender differences are present — Observations of a guardian who participates in a children's movement classroom	Shoji KANEKO, Kazuhiko OTSUKI	225
A Study on limiting the physical stress of social welfare professionals (nursery-care workers) — A focus on applying biomechanics research methods —	Kazushige NAKANO, Kazunori YAMADA, Tatsuya URATA	231

[Materials]

Extension Courses of Living Science Institute, 2015	237
Documents of Annual Workshop in Living Science Institute, 2015	240

PUBLISHED BY LIVING SCIENCE INSTITUTE
BUNKYO UNIVERSITY

March 2016